

第4章 地域特性

(空白)

第4章 地域特性

4.1 対象事業実施区域及びその周辺の概況を把握する地域

既存資料調査により、対象事業実施区域及びその周辺の地域概況を把握した。

既存資料調査は図 4.1 に示すとおり、自然的状況は対象事業実施区域を中心とする 10 km四方の範囲を、社会的状況は対象事業実施区域の位置する西桂町及び富士吉田市、並びに対象事業実施区域 10km 四方に入る都留市、忍野村、富士河口湖町を基本とし、把握する環境の特性に応じて対象範囲を拡大・縮小した。なお、10 km四方の範囲とした理由は、環境影響が及ぶ可能性がある地域を十分広くとるため対象事業実施要区域から半径 5 kmを確保した上で、既存資料の各種の図面や動植物等の位置情報のメッシュデータが扱いやすいため方形としたものである。

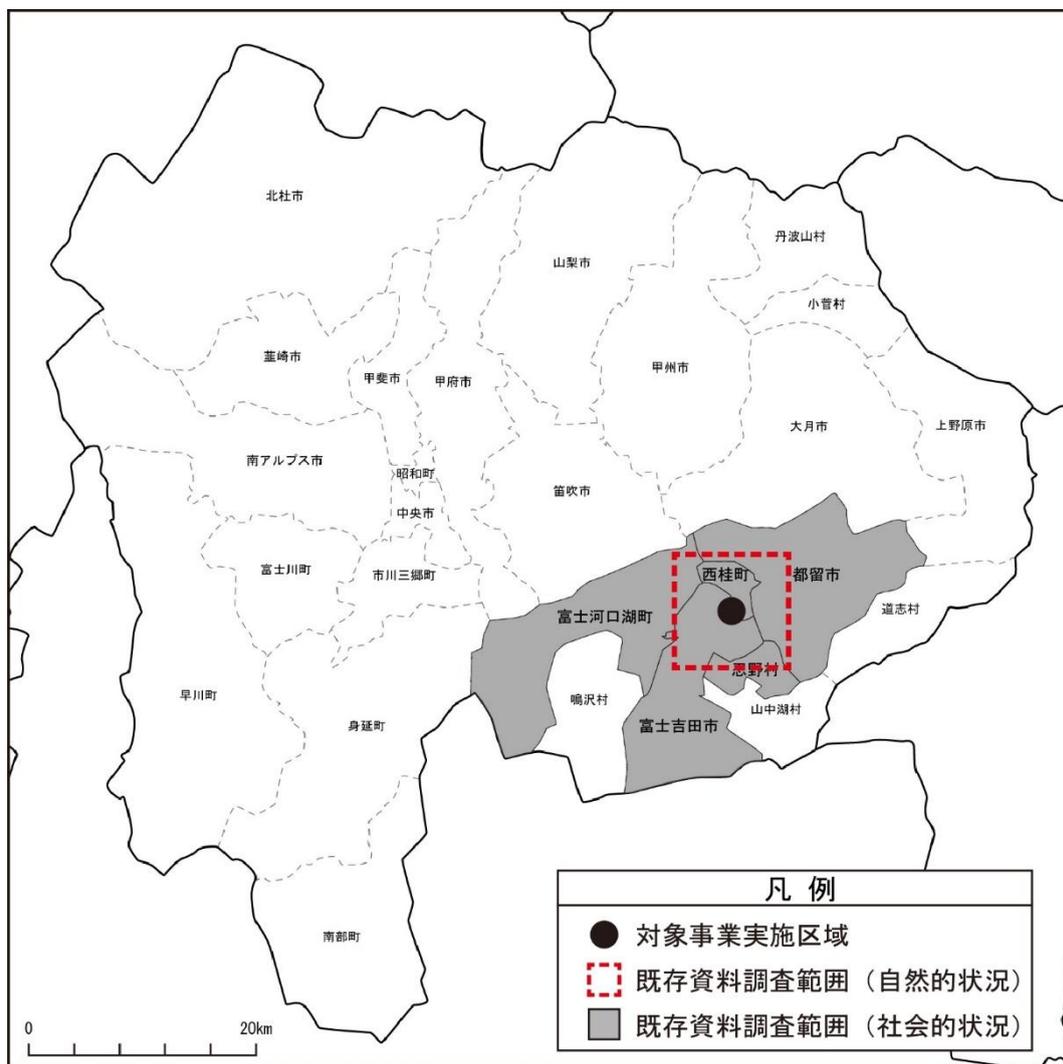


図 4.1 既存資料調査範囲

4.2 地域の自然的状況

4.2.1 気象

対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を把握するため、西側約 6.6km に位置する河口湖特別地域気象観測所及び、南側約 7.8km に位置する山中地域気象観測所の観測結果を整理した。また、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設建設時の生活環境影響調査における現地調査結果を整理した。

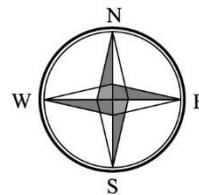
気象観測所及び現地調査の位置を図 4.2-1 に示す。



凡例

- 対象事業実施区域
- 気象観測所
- 富士吉田市環境美化センター建設時現地調査地点
- 市町村境

図4.2-1 気象観測所の位置



Scale 1/100,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図20万を基に縮尺を変更して作成した。

(1) 河口湖特別地域気象観測所

河口湖特別地域気象観測所における令和6年の気象概況を表4.2-1に、気温・降水量の年変化を図4.2-2に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図4.2-3に示す。

河口湖特別地域気象観測所における気象観測結果は、気温は年間平均気温 12.7℃、最高気温 35.2℃ (7月)、最低気温-9.1℃ (1月)、降水量は年間降水量 1,780.0mm、最大月間降水量 481.0mm (8月)、最低月間降水量 1.0mm (12月)、風向・風速は年間平均風速 2.2m/s で、西北西の風が卓越していた。

なお、季節別の風況については、秋季に風速が弱くなり冬季に強くなる傾向にある。風向は、春季、夏季及び冬季は西から北西の風、冬季は南東から東南東の風が卓越していた。静穏率は 0.7% であった。

表 4.2-1 河口湖特別地域気象観測所の気象概況 (令和6年)

月	気温(°C)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向
1月	1.5	16.0	-9.1	53.0	63	2.5	西北西
2月	2.8	22.1	-8.1	87.5	78	2.3	南東
3月	4.3	23.7	-7.7	135.0	65	2.7)	西北西)
4月	12.4	25.9	-0.4	114.5	75	2.2	東南東
5月	15.2	27.8	0.7	202.5	77	2.5	西北西
6月	18.4	32.0	9.0	289.5	81	2.0	南東
7月	24.7	35.2	17.3	91.5	80	2.1	西北西
8月	24.2	33.5	19.4	481.0	85	1.8	東南東
9月	21.9	33.5	10.7	82.5	85	2.1	東南東
10月	15.6	28.3	2.2	151.5	89	1.9	南東
11月	9.1	21.9	-2.3	90.5	80	1.9	南東)
12月	1.9	15.5	-7.7	1.0	60	2.2	西北西
年間	12.7	35.2	-9.1	1,780.0	77	2.2	西北西

注) 片丸括弧で示した値は、統計を行う対象資料が許容範囲 (全体数の80%以上) に満たない。
 出典: 「気象庁ホームページ」 (気象統計情報)

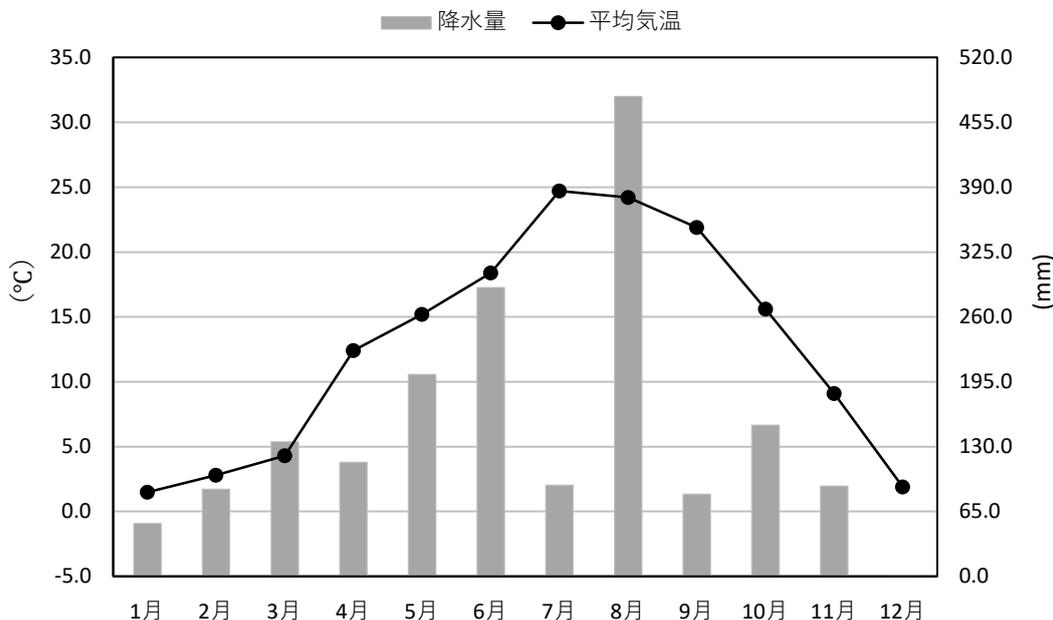
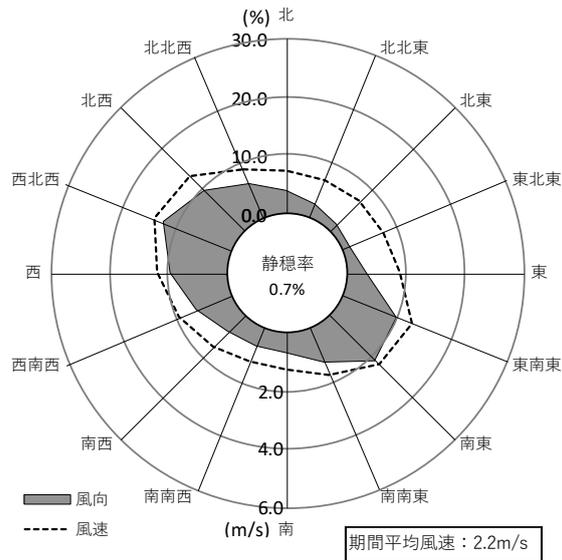
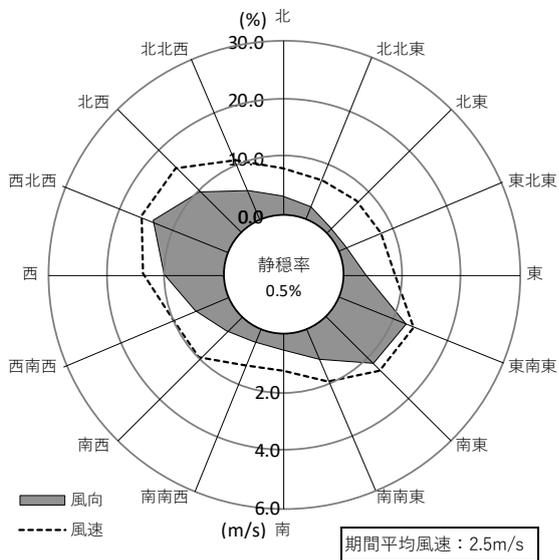


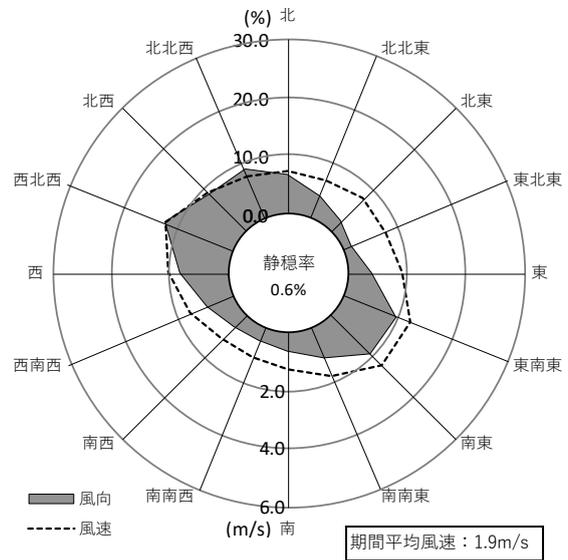
図 4.2-2 河口湖特別地域気象観測所の気温・降水量の年変化 (令和6年)



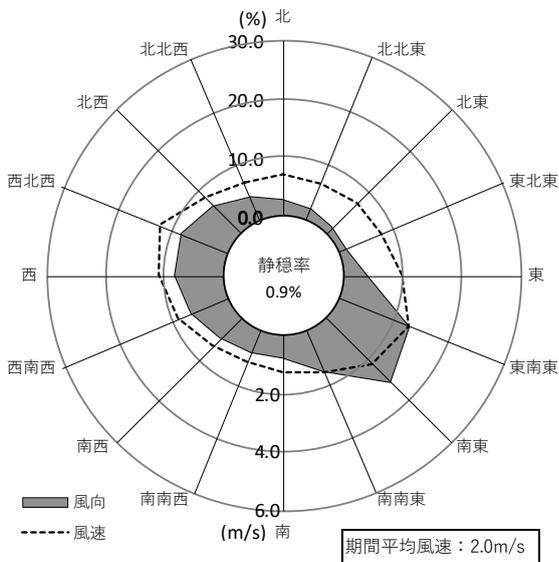
【年間】



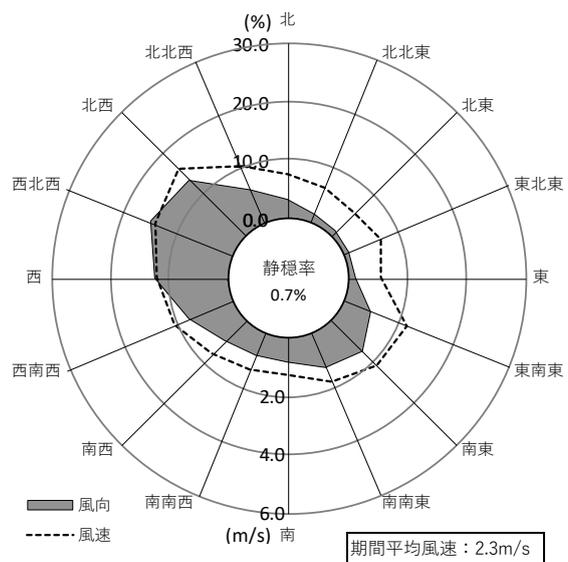
【春季(3月～5月)】



【夏季(6月～8月)】



【秋季(9月～11月)】



【冬季(12月、1～2月)】

注) 静穏は風速 0.2m/s 以下を示す。

図 4.2-3 風向別出現頻度及び風向別平均風速 (河口湖特別地域気象観測所：令和 6 年)

河口湖特別地域気象観測所の平年値（過去 30 年間）を表 4.2-2 に、気温・降水量の年変化を図 4.2-4 に示す。

河口湖特別地域気象観測所における平年値は、気温については年間平均気温 11.0℃、最高気温 28.1℃（8月）、最低気温-5.7℃（1月）、降水量は年間降水量 1,585.9mm、最大月間降水量 264.7mm（9月）、最小月間降水量 49.8mm（12月）であった。風速・風向は年間平均風速 1.9m/s で、南東の風が卓越していた。

表4.2-2 河口湖特別地域気象観測所の平年値（過去30年間）

月	気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向
1月	-0.4	5.5	-5.7	60.9	62	1.8	北西
2月	0.6	6.6	-4.8	55.4	63	2.2	北西
3月	4.2	10.5	-1.3	107.6	67	2.2	西北西
4月	9.5	16.1	3.7	106.1	68	2.2	西北西
5月	14.3	20.6	8.9	123.2	73	2.1	南東
6月	17.8	23.0	13.7	157.1	80	1.8	南東
7月	21.9	27.2	18.0	178.4	81	1.8	西北西
8月	22.5	28.1	18.5	176.8	81	1.7	南東
9月	18.7	23.8	14.8	264.7	82	1.8	南東
10月	13.0	18.3	8.7	230.0	81	1.7	南東
11月	7.5	13.8	2.2	76.0	74	1.7	西北西
12月	2.3	8.5	-2.9	49.8	66	1.8	西北西
年間	11.0	28.1	-5.7	1,585.9	73	1.9	南東

注) 平年値は、その時々々の気象や天候を評価する基準として、連続する30年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1991~2020年の資料から算出された2020年平年値である。
出典：「気象庁ホームページ」（気象統計情報）

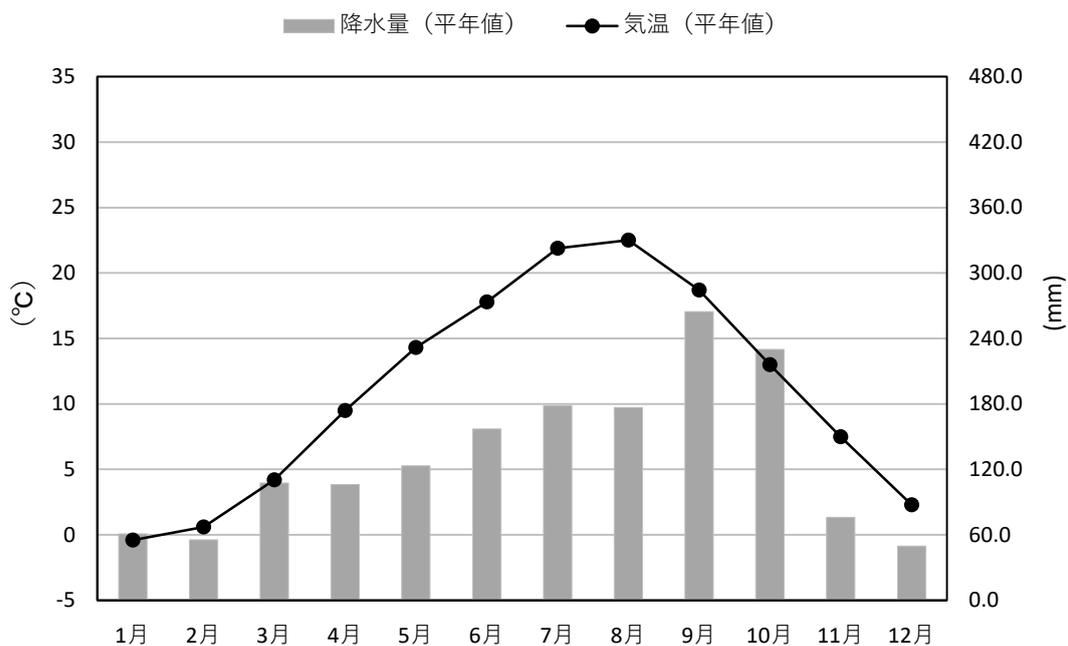


図 4.2-4 河口湖特別地域気象観測所の気温・降水量の年変化（平年値）

(2) 山中地域気象観測所

山中地域気象観測所における令和6年の気象概況を表4.2-3に、気温・降水量の年変化を図4.2-5に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図4.2-6に示す。

山中地域気象観測所における気象観測結果は、気温は年間平均気温 11.6℃、最高気温 34.9℃（7月）、最低気温-11.1℃（1月）であり、降水量は年間降水量2,473.5mm、最大月間降水量425.0mm（8月）、最低月間降水量 0.0mm（12月）、風向・風速は年間平均風速 0.9m/s で、南東の風が卓越していた。

なお、季節別の風況については、夏季に風速が弱くなり冬季に比較的強くなる傾向にあり、春季から秋季には南東の風が、冬季には北西の風が卓越していた。静穏率は年間で 41.6%であった。

表 4.2-3 山中地域気象観測所の気象概況（令和6年）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向
1月	-0.1	13.4	-11.1	78.5	1.1)	北西)
2月	1.9	21.1	-9.7	127.5	1.2]	南東)
3月	3.2	24.1	-9.2	327.5	1.4)	北西)
4月	11.4	24.4	-2.1	197.0	1.1	南東
5月	14.1	25.9	-1.5	355.5	1.1	南東
6月	17.5	30.5	8.5	333.5	0.9	南東
7月	23.4	34.9	15.3	106.5	0.7	南東
8月	23.5	32.9	18.2	425.0	0.8	南東
9月	20.9	31.0	9.8	90.0	0.6	南東
10月	14.9	26.9	1.0	287.0	0.5	南東
11月	8.1	20.5	-3.3	145.5	0.7	南東
12月	0.1	14.2	-9.8	0.0	0.9	北西
年間	11.6	34.9	-11.1	2,473.5	0.9	南東

注1) 片丸括弧で示した値は、統計を行う対象資料が許容範囲（全体数の80%以上）に満たない。
 注2) 片角括弧で示した値は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。
 出典：「気象庁ホームページ」（気象統計情報）

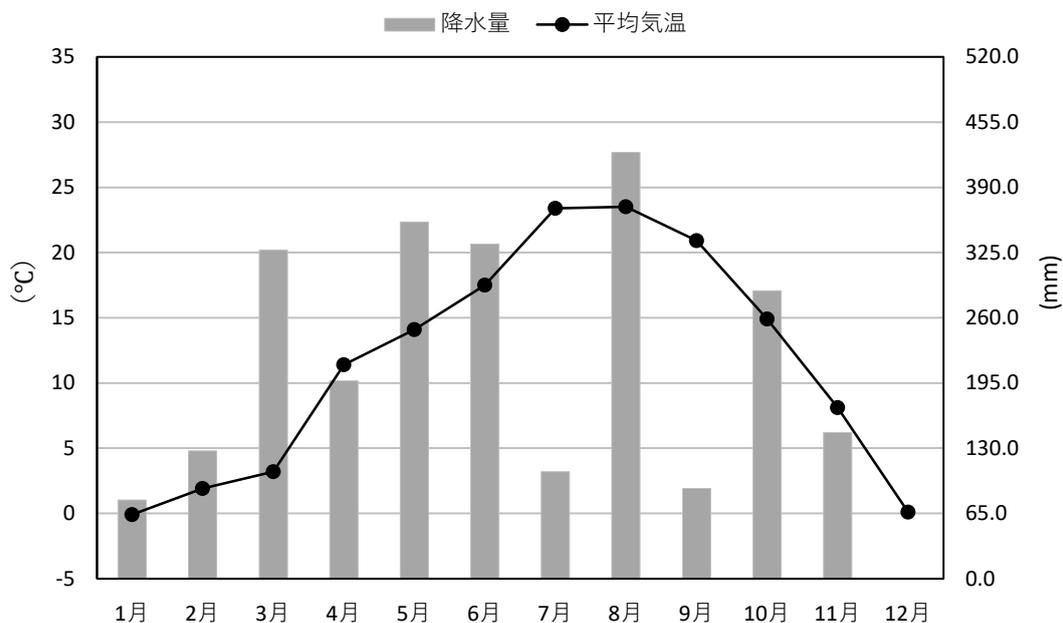
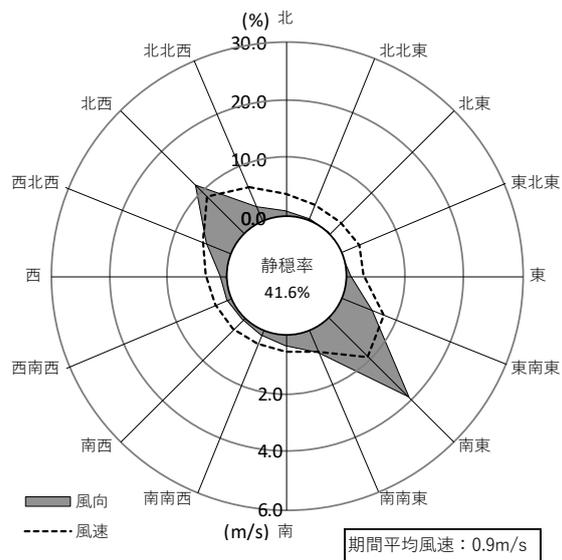
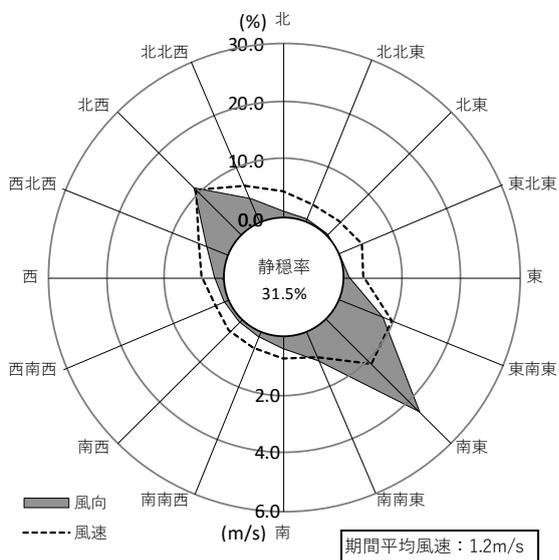


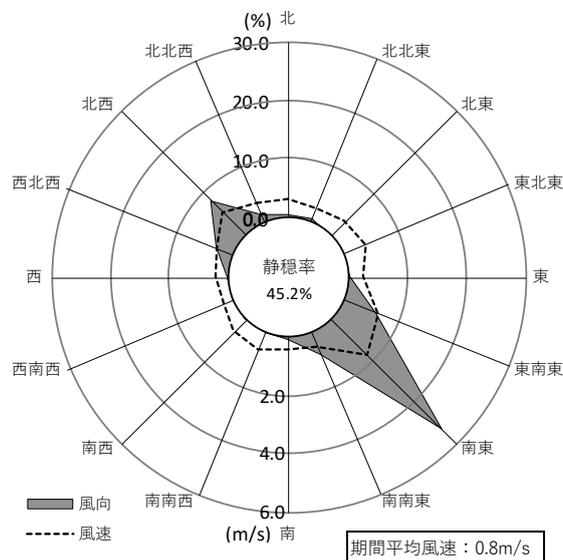
図 4.2-5 山中地域気象観測所の気温・降水量の年変化（令和6年）



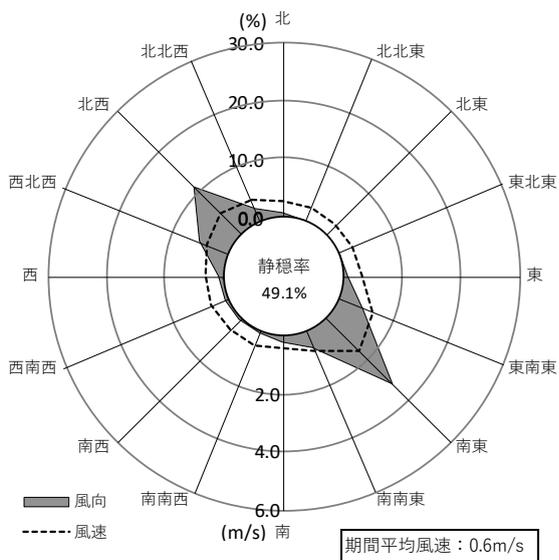
【年間】



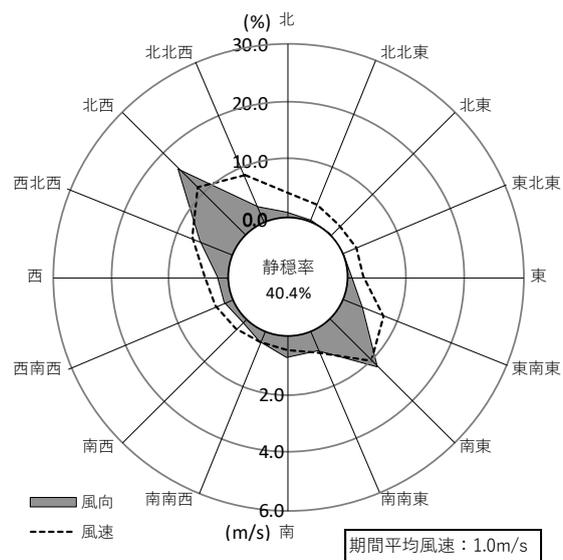
【春季(3月～5月)】



【夏季(6月～8月)】



【秋季(9月～11月)】



【冬季(12月、1～2月)】

注) 静穏は風速 0.2m/s 以下を示す。

図 4.2-6 風向別出現頻度及び風向別平均風速 (山中地域気象観測所：令和6年)

山中地域気象観測所の平年値（過去 30 年間）を表 4.2-4 に、気温・降水量の年変化を図 4.2-7 に示す。

山中地域気象観測所における平年値は、気温は年間平均気温 9.4℃、最高気温 26.6℃（8 月）、最低気温-8.9℃（1 月）、降水量は年間降水量 2,287.8mm、最大月間降水量 375.1mm（9 月）、最小月間降水量 80.8mm（2 月）であった。風速・風向は年間平均風速 1.2m/s で、南東の風が卓越していた。

表 4.2-4 山中地域気象観測所の平年値（過去 30 年間）

月	気温(℃)			降水量(mm) 合計	風速(m/s) 平均	風向(-) 最多風向
	平均	最高	最低			
1月	-2.4	4.0	-8.9	82.1	1.1	北西
2月	-1.2	5.0	-7.7	80.8	1.4	北西
3月	2.5	8.8	-3.6	174.6	1.5	南東
4月	7.9	14.5	1.4	181.1	1.6	南東
5月	12.8	19.1	6.7	188.0	1.3	南東
6月	16.5	21.5	12.1	221.2	1.1	南東
7月	20.6	25.7	16.4	219.9	1.0	南東
8月	21.2	26.6	16.8	224.0	0.9	南東
9月	17.4	22.4	13.2	375.1	0.9	南東
10月	11.6	16.9	6.7	310.4	0.8	南東
11月	5.9	12.4	0.1	144.3	0.9	南東
12月	0.5	6.9	-5.6	86.3	1.1	北西
年間	9.4	26.6	-8.9	2,287.8	1.2	南東

注) 平年値は、その時々々の気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。
出典：「気象庁ホームページ」（気象統計情報）

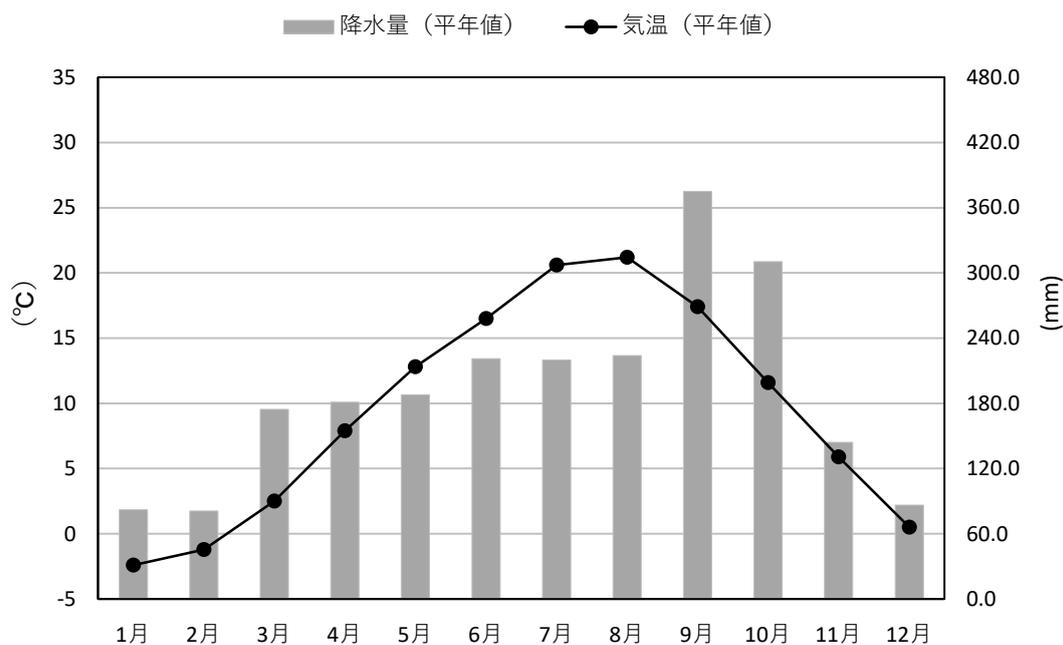


図 4.2-7 山中地域気象観測所の気温・降水量の年変化（平年値）

(3) 富士吉田市環境美化センターごみ処理施設建設時の現地調査結果

富士吉田市環境美化センターごみ処理施設建設時の生活環境影響調査で実施された気象観測結果を表 4.2-5 及び図 4.2-8 に示す。

富士吉田環境美化センターごみ処理施設の位置における風向・風速は、年間平均風速 1.2m/s で、南西の風が最も多く、次いで北東の風が多かった。また、春、夏は北東の風が多く、秋、冬に南西の風が多い傾向がみられた。

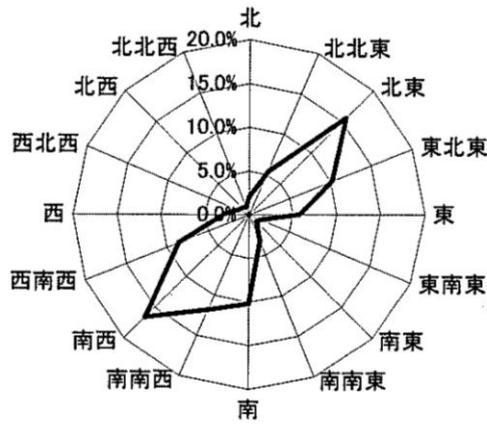
富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の位置では、河口湖特別地域気象観測所及び山中地域気象観測所の風向の傾向とは大きく異なっており、対象事業実施区域周辺では、周囲の地形の影響を受けて桂川の谷に沿った風が多いと考えられる。

表 4.2-5 富士吉田環境美化センターごみ処理施設建設時の地上気象調査結果

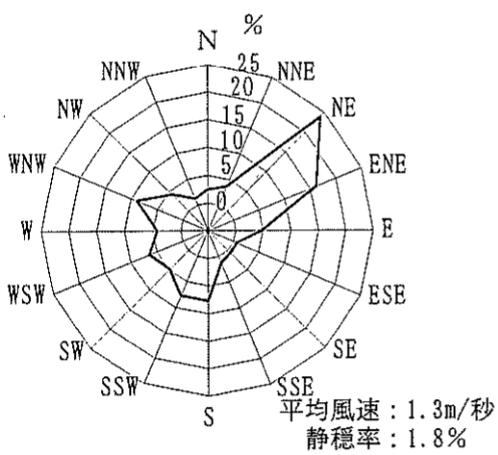
月	測定日数 (日)	最多風向	風速 (m/s)	
			期間平均	時間最大
春季	7	北東	1.3	3.5
夏季	7	東北東	1.0	2.8
秋季	7	東北東	0.9	2.4
冬季	7	南西	1.4	2.9
年間	365	南西	1.2	11.8

注) 調査期間：平成 10 年 4 月 22 日～平成 11 年 4 月 21 日

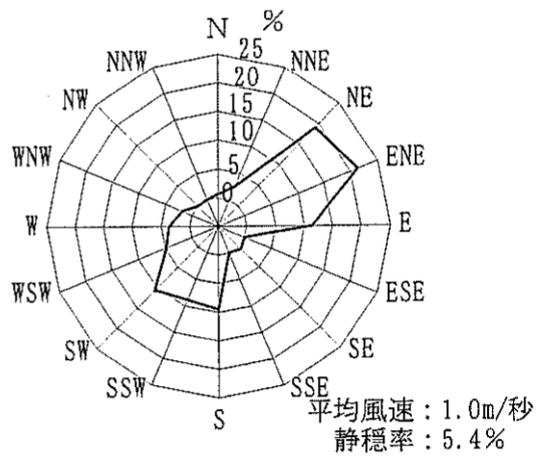
出典：「ごみ処理施設等の変更に伴う生活環境影響調査書」(平成 12 年 2 月 富士吉田市)



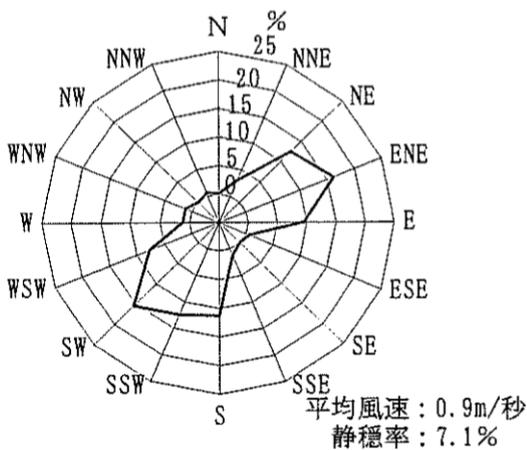
年間（平成10年4月22日～平成11年4月21日）



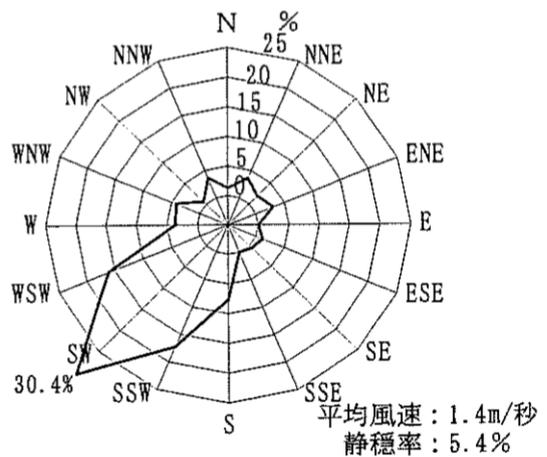
春季（平成10年4月22日～28日）



夏季（平成10年8月17日～23日）



秋季（平成10年10月27日～11月2日）



冬季（平成11年1月12日～1月18日）

注）静穏は風速 0.2m/s 以下を示す。

出典：「ごみ処理施設等の変更に伴う生活環境影響調査書」（平成12年2月、富士吉田市）

図 4. 2-8 富士吉田環境美化センターごみ処理施設建設時の地上気象調査結果

4.2.2 水象

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周辺における河川の概要を表 4.2-6 及び図 4.2-9 に示す。

対象事業実施区域の南側から北側を回るように、相模川水系の一級河川である桂川が流れている。桂川は、山中湖を源流とし、山梨県東部を北東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え相模湾に注いでいる。

対象事業実施区域の下流側には駒場頭首工があり、倉見堰（穴口用水）に分岐して桂川右岸側を流れ下っている。

表 4.2-6 河川の概要

水系名	河川名	流路延長 (km)
相模川水系	桂川 (相模川)	52.85
	大沢川	1.80
		1.60
	宮川	2.51
		10.02
	柄杓流川	6.67
	湯之沢川	1.10
	欄干川	4.32
	中野川	3.57
	一石川	1.00
	鹿留川	5.86
	大沢川	1.20
	小佐野川	6.70
	長泥川	1.00
	中沢川	3.21
	入山川	2.98
	間堀川	3.60
	神田堀川	1.85
	新名床川	5.50
	子の神川	1.65
第二嘯川	1.64	

注) 令和 4 年 4 月現在

出典: 「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 水域」

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)

「山梨県統計年鑑 令和 4 年 (令和 6 年度刊行) (山梨県)」

(2) 湖沼

「日本の湖沼環境Ⅱ」(平成 7 年環境省)では、原則として 1ha 以上の天然湖沼を調査対象としている。対象事業実施区域及びその周辺には、同資料に記載されている湖沼はないが、対象事業実施区域より南側約 2km に明見湖がある。

(3) 地下水

1) 湧水

環境省の「山梨県の代表的な湧水」によると、図 4.2-9（前出）に示すとおり、対象事業実施区域から北東約 800m の西桂町小沼地区に「浅間神社の湧水」がある。また、西桂町米倉地区の桂川左岸から湧き出している「小沼湧水」も挙げられる。

他に、富士吉田市の杓子山湧水不動湯、都留市の十日市場湧水、夏狩湧水、忍野町の忍野八海が挙げられ、忍野八海においては世界遺産富士山の構成資産の一部として認定されている。

2) 地下水位

富士吉田市にて実施している地下水位の常時監視結果（平成 26 年 4 月～令和 6 年 3 月）を図 4.2-10 に示す。降水量の増加に伴い水位も遅れて増加するものの、おおむね横ばいで推移している。

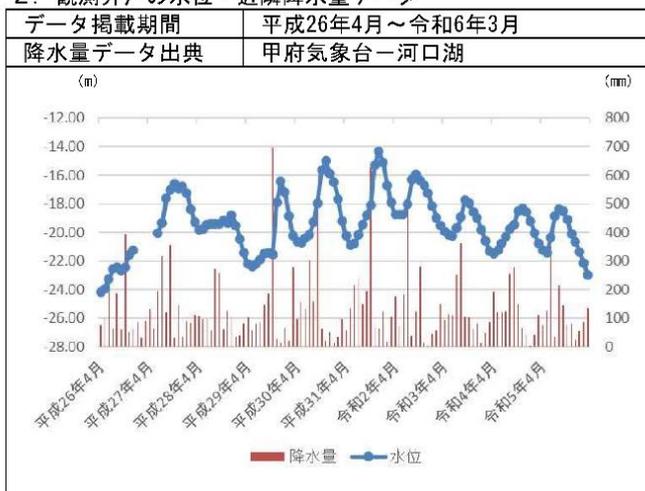
なお、富士吉田 2 号井の観測井戸の水位・近隣降水量データにおいて空白部については水位計の不調により欠測している。

富士吉田 2 号井

1. 観測井戸の基礎情報

井戸番号	No. 23
場所	富士吉田市大明見
観測者	富士吉田市
井戸の深度	101m
口径	150mm
ストレーナ位置	24.0～29.5m
	29.0～35.0m
	57.0～62.5m
観測機器	センサー水位計

2. 観測井戸の水位・近隣降水量データ

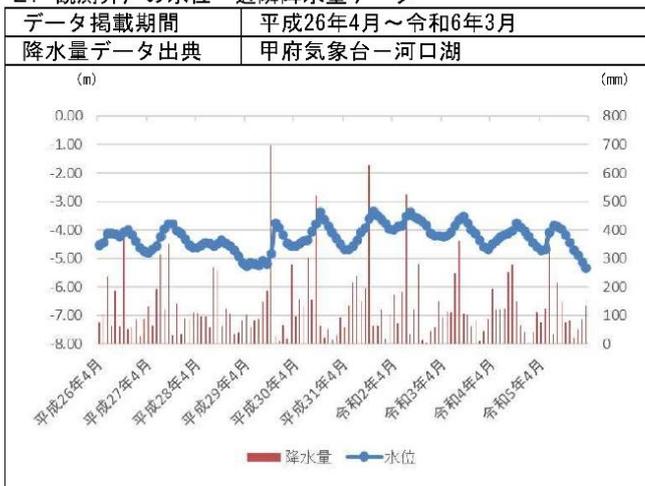


富士吉田 4 号井

1. 観測井戸の基礎情報

井戸番号	No. 25
場所	富士吉田市下吉田
観測者	富士吉田市
井戸の深度	60.5m
口径	100mm
ストレーナ位置	42.0～47.5m
	47.5～53.0m
観測機器	センサー水位計

2. 観測井戸の水位・近隣降水量データ



出典：「地下水資源保全対策について（令和 5 年度）」（山梨県ホームページ）

図 4.2-10 地下水位観測結果

4.2.3 地形・地質・土壌

(1) 地形

対象事業実施区域及びその周辺における地形分類図を図 4.2-11(1)に、凡例を図 4.2-11(2)に示す。

対象事業実施区域の地形分類は、砂礫台地となっており、桂川沿いに砂礫台地や扇状地が分布している。対象事業実施区域の北側は三ツ峠山などの山地斜面が広く分布しており、南側は山地斜面、扇状地や谷底平野などが分布している。

対象事業実施区域及びその周辺の、日本の地形レッドデータブックに示される「重要な地形」を表 4.2-7 及び図 4.2-12 に示す。

対象事業実施区域には「重要な地形」はないが、対象事業実施区域周辺には「暮地の溶岩舞台群」など、5つの「重要な地形」が確認されている。

表 4.2-7 重要な地形の状況

No.	名称	行政区分	概要	選定基準
1	桧丸尾溶岩流と鐘山の滝	富士吉田市、南都留郡忍野村	富士山の焼山火口群を噴出源とすると考えられる溶岩流。桧丸尾（ひのきまるび）第一溶岩流（4世紀頃）と第二溶岩流（西暦800～802年）がある。ブリストーと呼ばれる水蒸気によって溶岩流表面が持ち上げられたドーム状の噴気孔もみられる。	②
2	剣丸尾溶岩流と小御岳氷穴群	富士吉田市、南都留郡鳴沢村	富士山の10世紀の活動を示す溶岩流で、剣丸尾（けんまるび）第一溶岩流と第二溶岩流がある。	②
3	雁の穴・崩れ穴溶岩洞窟群と棍棒山溶岩樹形群	富士吉田市	小倉山南方1,150m付近の火口から噴出した雁の穴溶岩流上に形成された溶岩洞窟。また、棍棒山溶岩流で形成された溶岩樹形も付近にある。	②、④
4	明見湿地群と明見湖	富士吉田市	桂川に流入する河川が繰り返し発生した富士山からの溶岩流や泥流によって堰き止められてできた湖。また湖に堆積が進んだことでできた湿地。	③、④
5	暮地の溶岩舞台群	富士吉田市	富士山から繰り返し流下した溶岩流は、谷幅が狭まり桂川に流入する富士吉田市暮地付近を末端としている。いくつもの末端崖がみられる。	②

注1) 表中のNo.は図 4.2-12 に対応している。

注2) No.1の鐘山の滝及びNo.2の小御岳氷穴群は、図 4.2-12 の範囲外。

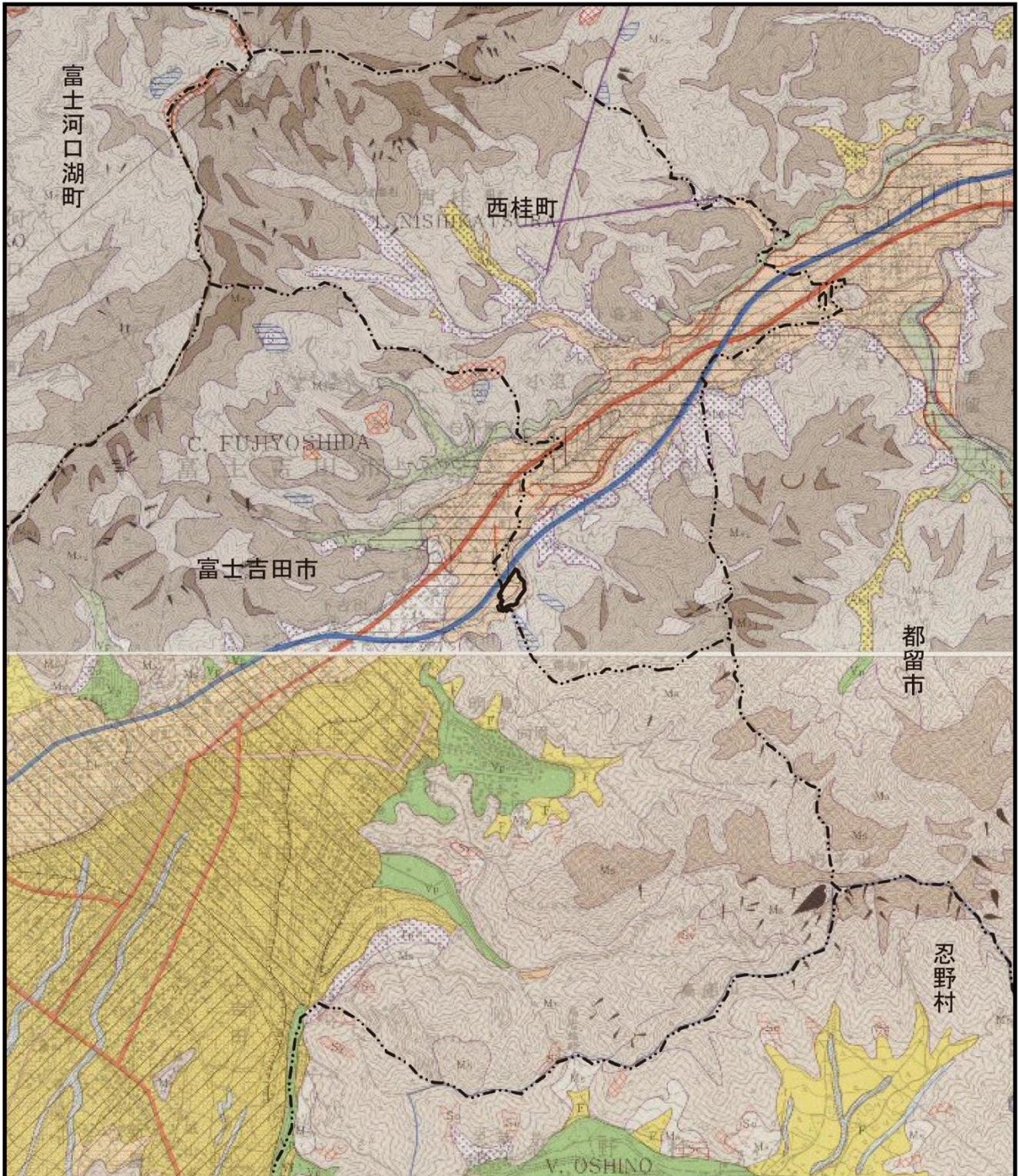
選定基準) ①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。

②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。

③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。

④：動物や植物などの生育地として重要な地形。

出典：「日本の地形レッドデータブック第2集－保存すべき地形－」（平成14年 古今書院）



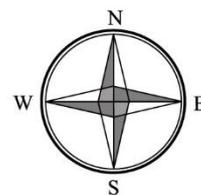
凡 例

□ 対象事業実施区域 - - - - 市町村境

地形分類の凡例は、図4.2-11(2)参照

出典：(上図)「土地分類基本調査図 地形分類図 都留」
 (昭和62年3月 山梨県)
 (下図)「土地分類基本調査図 地形分類図 山中湖・秦野」
 (昭和57年3月 山梨県)

図4.2-11(1) 地形分類図



Scale 1/50,000

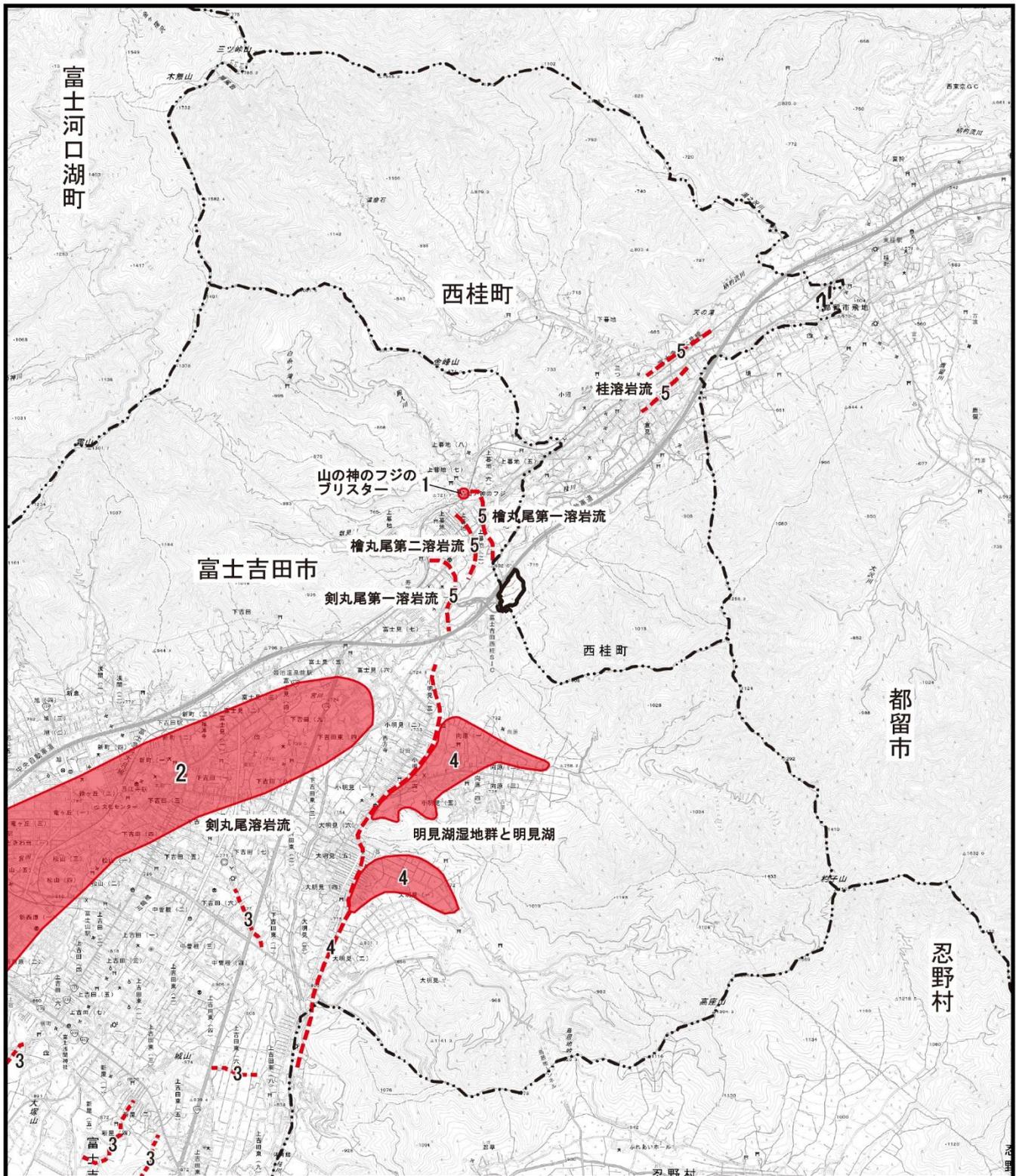
0 1,000 2,000 3,000m



凡 例	
【 都留（上図） 】	【 山中湖・秦野（下図） 】
<p><火山地></p> <p> 火山斜面 <15°</p> <p> 火山麓扇状地</p> <p><山地斜面></p> <p> 山地斜面 >40°</p> <p> 山地斜面 >30° ~40°</p> <p> 山地斜面 >15° ~30°</p> <p> 山地斜面 <15°</p> <p> 山頂および山稜平坦面、顕著な凸型斜面</p> <p> 顕著な凹型斜面</p> <p> 新期土石流地形</p> <p> 古期土石流扇状地および堆積面</p> <p><台地・低地></p> <p> 低地 8° ~3°</p> <p> 低地 3° ~½°</p> <p> 砂礫台地</p> <p> 谷底平野</p>	<p><火山山地></p> <p> 火山山麓地 I</p> <p> 火山山麓地 II</p> <p><山地></p> <p> 山地斜面 >40°</p> <p> 山地斜面 30° ~40°</p> <p> 山地斜面 15° ~30°</p> <p> 山地斜面 <15°</p> <p> 山頂および山稜平坦面、顕著な凸型斜面</p> <p> 顕著な凹型斜面</p> <p><台地・低地></p> <p> 砂礫台地</p> <p> 谷底平野</p> <p> 扇状地</p> <p> 崖錐、麓屑斜面</p>

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

図 4.2-11(2) 地形分類凡例

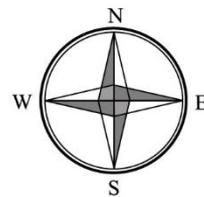


凡例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 重要な地形

出典：「日本の地形レッドデータブック第2集
 -保存すべき地形-」（平成14年 古今書院）

図4.2-12 重要な地形の分布



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 地質

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図を図 4.2-13(1)に、凡例を図 4.2-13(2)に示す。

対象事業実施区域の表層地質は、桧丸尾溶岩流となっており、桂川沿いに剣丸尾溶岩流や猿橋溶岩流、鷹丸尾溶岩流の火山噴出物が広がっている。対象事業実施区域の北側の山地斜面は泥岩・砂岩・玄武岩およびホルンフェルスなどの固結岩類や第一テフラなどの火山噴出物が分布している。南側は第一テフラや剣丸尾溶岩流の火山噴出物が広く分布している。

また、対象事業実施区域及びその周辺の特異な地質の状況を表 4.2-8 及び図 4.2-14 に示す。

対象事業実施区域内には、「桂川上流暮地の溶岩舞台群」が存在する。

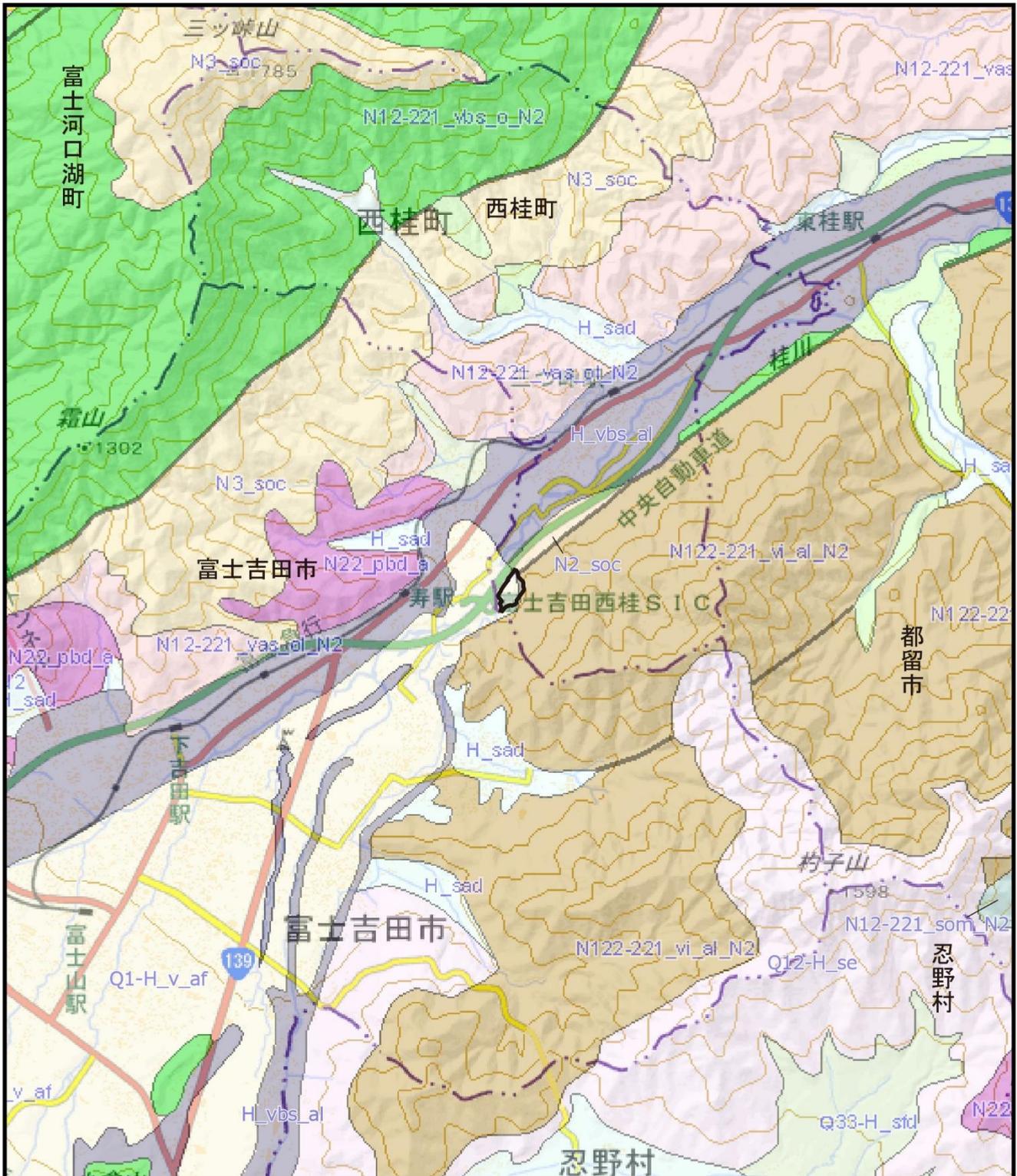
対象事業実施区域内は、農地として利用されていたため、桧丸尾溶岩流は耕土の下に存在している。また、対象事業実施区域内の溶岩舞台群は、耕土に覆われ、段差部分は石垣や擁壁により成形されているため、元の溶岩舞台群は観察しにくい状況となっている。

表 4.2-8 特異な地質の状況

No.	名称	所在地
1	三ツ峠礫岩	南都留郡西桂町三ツ峠山頂付近
2	杓子山のスランピング構造堆積物	富士吉田市大明見杓子山中腹
3	桧丸尾第1溶岩流の末端崖	富士吉田市上暮地 山の神フジ
4	明見湿地群と明見湖	富士吉田市大明見～小明見
5	桂川上流暮地の溶岩舞台群	富士吉田市暮地の坂
6	桂溶岩基底部からの湧水	都留市夏狩
7	桂溶岩下の湧水	西桂町、下暮地、天の滝
8	桂溶岩のチュムラス	西桂町小沼

注) 表中のNo.は図 4.2-14 に対応している。

出典：「山梨県天然記念物緊急調査報告書―地質・鉱物―」（平成8年 山梨県教育委員会）



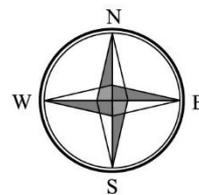
凡例

対象事業実施区域
 市町村境

表層地質の凡例は、図4.2-13(2)参照

出典：産総研地質調査総合センター、
 20万分の1日本シームレス地質図V2
 (<https://gbank.gsj.jp/seamless/>)

図4.2-13(1) 表層地質図



Scale 1/50,000



凡 例

<堆積岩>

Q12-H_se	新生代 風成火山灰	第四紀	更新世カラブリアン期～完新世
Q33-H_sfd	新生代 扇状地・崖錐堆積物	第四紀	後期更新世後期～完新世
H_sad	新生代 谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物	第四紀	完新世
Q32-33_std	新生代 段丘堆積物	第四紀	後期更新世中期～後期更新世後期
N3_soc	新生代 海成層礫岩	新第三紀	中新世メッシニアン期～鮮新世
N2_soc	新生代 海成層礫岩	新第三紀	中新世後期ランギアン期～トートニアン期

<付加体>

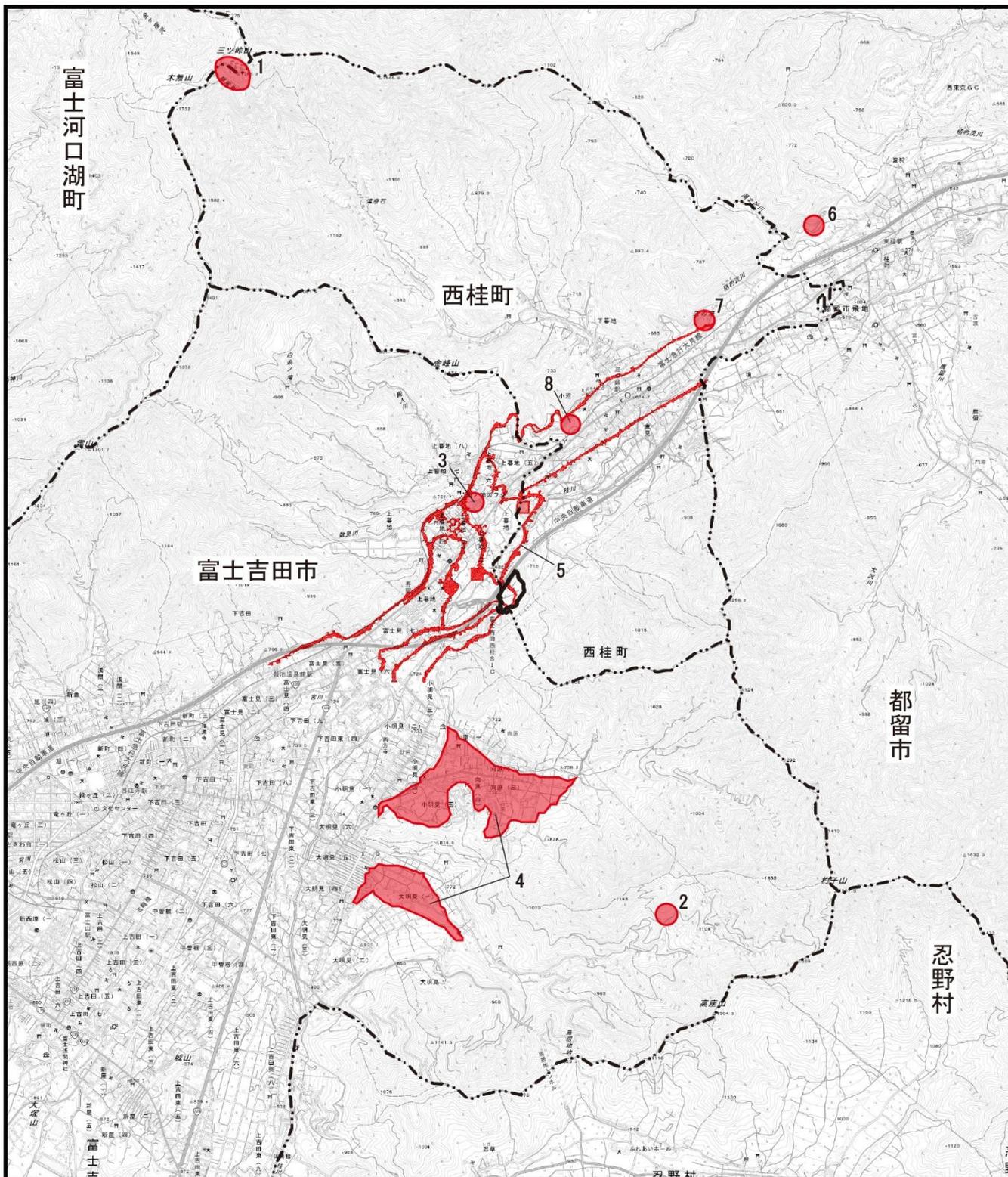
N12-221_som_N2	新生代 海成層泥岩	新第三紀	中新世後期バーディガリアン期～後期サーラバリアン期
N12-221_vas_ol_N2	新生代 デイサイト・流紋岩	新第三紀	中新世後期バーディガリアン期～後期サーラバリアン期 海洋
N12-221_vbs_o_N2	新生代 玄武岩	新第三紀	中新世後期バーディガリアン期～後期サーラバリアン期 海洋
N122-221_vi_al_N2	新生代 安山岩・玄武岩質安山岩・粗面安山岩溶岩・火砕岩	新第三紀	中新世前期ランギアン期～後期サーラバリアン期

<火成岩>

Q1-H_v_af	新生代 火山岩	第四紀	更新世ジェラシアン期～完新世 火山麓扇状地堆積岩
H_vbs_al	新生代 玄武岩溶岩・火砕岩	第四紀	完新世
N22_pbd_a	新生代 閃緑岩・石英閃緑岩	新第三紀	中新世後期サーラバリアン期～トートニアン期 島弧・大陸

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

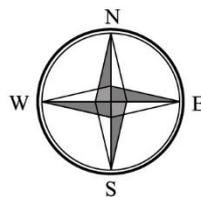
図 4.2-13(2) 表層地質凡例



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 特異な地質

図4.2-14 特異な地質の分布



Scale 1/50,000



出典：「山梨県天然記念物緊急調査報告書―地質・鉱物―」
(平成8年 山梨県教育委員会)

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(3) 土壌

対象事業実施区域及びその周辺における土壌図を図 4.2-15(1)に、凡例を図 4.2-15(2)に示す。

対象事業実施区域の土壌は、都留 2 統褐色森林土壌及び上厚真統粗粒淡色黒ボク土壌となっている。

対象事業実施区域の周辺は、黒ボク土壌及び褐色森林土壌が分布している。



凡例

対象事業実施区域 - - - - - 市町村境
 土壤の凡例は、図4.2-15(2)参照

出典：(上図)「土地分類基本調査図 土壤図 都留」
 (昭和62年3月 山梨県)
 (下図)「土地分類基本調査図 土壤図 山中湖・秦野」
 (昭和57年3月 山梨県)

図4.2-15(1) 土壤図

Scale 1/50,000

0 1,000 2,000 3,000m

凡 例

【 都留（上図）】	【 山中湖・秦野（下図）】
<p><山地および丘陵地の土壌></p>	<p><山地および丘陵地の土壌></p>
<p>黒ボク土壌</p>	<p>黒ボク土壌</p>
<p> 河口 4 統</p>	<p> 忍野 1 統</p>
<p>乾性褐色森林土壌</p>	<p>乾性褐色森林土壌</p>
<p> 大月 1 統</p>	<p> 都留 1 統</p>
<p> 河口 1 統</p>	<p>褐色森林土壌</p>
<p> 都留 1 統</p>	<p> 吉田 1 統</p>
<p>褐色森林土壌</p>	<p> 忍野 2 統</p>
<p> 大月 2 統</p>	<p> 道志 2 統</p>
<p> 河口 2 統</p>	<p> 河口 2 統</p>
<p> 都留 2 統</p>	<p>湿性褐色森林土壌</p>
<p>湿性褐色森林土壌</p>	<p> 都留 3 統</p>
<p> 大月 3 統</p>	<p><台地および低地の土壌></p>
<p><台地および低地の土壌></p>	<p>多湿黒ボク土壌</p>
<p>厚層黒ボク土壌</p>	<p> 越路原統</p>
<p> 赤井統</p>	<p>粗粒多湿黒ボク土壌</p>
<p>黒ボク土壌</p>	<p> 弁天統</p>
<p> 大川口統</p>	<p>黒ボクグライ土壌</p>
<p>淡色黒ボク土壌</p>	<p> 半谷統</p>
<p> 江木統</p>	<p>淡色黒ボク土壌</p>
<p>粗粒淡色黒ボク土壌</p>	<p> 日下部統</p>
<p> 上厚真統</p>	<p>粗粒淡色黒ボク土壌</p>
<p>粗粒灰色低地土</p>	<p> 柏原統</p>
<p> 八口統</p>	<p>低位泥炭土壌</p>
<p>その他</p>	<p> 長富統</p>
<p> 未区分地</p>	<p>その他</p>
<p> 試坑点位置及び番号</p>	<p> 未区分地</p>
<p></p>	<p> 試坑点位置及び番号</p>

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

図 4.2-15(2) 土壌図 凡例

4.2.4 植物・動物・生態系

(1) 植物

1) 既存資料一覧 (植物)

対象事業実施区域及びその周辺の植物の分布記録について表 4.2-9 に示す既存資料を収集、整理した。

表 4.2-9 既存資料一覧 (植物)

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目		
			植物相	植生	巨樹・巨木等
①	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018年3月 山梨県森林環境部みどり自然課)	メッシュ図 (41、50)	○		
②	「山梨県植物分布誌」(令和1年 小林岳)		○		
③	「山梨生物 No.1~62」(昭和30年~平成18年 山梨県生物同好会)		○		
④	「三ツ峠の自然界」(昭和52年 篠原博)		○		
⑤	西桂町誌 資料編 第一巻 自然 地質 原子・古代 (平成11年 西桂町)	西桂町、三ツ峠宝登山道の垂直分布	○		
⑥	「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」(令和3年4月7日更新 環境省自然環境局 生物多様性センター)	調査範囲を含むメッシュ図		○	
⑦	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境省自然環境局生物多様性センター)	調査範囲		○	
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック 1996」(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会)	調査範囲		○	
⑨	「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」(平成3年・平成13年環境庁)	調査範囲			○
⑩	「山梨の文化財リスト(天然記念物)」(山梨県ホームページ 2023年2月17日更新)	調査範囲			○
⑪	「富士吉田市 市指定天然記念物」(富士吉田市教育委員会ホームページ 2020年2月14日更新)	調査範囲			○
⑫	「都留市指定文化財」(平成17年6月1日教育委員会告示第7号現在)	調査範囲			○
⑬	「西桂町 史跡・文化財」(西桂町ホームページ 2017年1月12日更新)	調査範囲			○
⑭	「忍野村の文化財」(2022年4月1日)	調査範囲			○
⑮	「富士河口湖町内 指定・登録文化財一覧」(富士河口湖町観光情報サイト 平成25年1月29日現在)	調査範囲			○
⑯	「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落」(昭和53年、昭和63年及び平成12年 環境省)	調査範囲			○
⑰	「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(山梨県ホームページ 2022年6月29日更新)	調査範囲			○

注) 巨樹・巨木等とは巨樹・巨木(天然記念物含む)、特定植物群落、自然記念物を指す。

2) 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物の分布記録について、表 4.2-9 に示す既存資料を整理した結果、維管束植物（シダ植物及び種子植物）53 目 150 科 1,240 種の生育記録があった。

対象事業実施区域及びその周辺は、水田や休耕田が分布しており、サンショウモやヘラオモダカ等の水田雑草の生育記録が確認された。また、標高 1,785m の三ツ峠山があり、アツモリソウやイワキンバイ、ナナカマドやヤマツツジ等の山野草や高山植物の生育記録が確認された。

3) 植生の状況

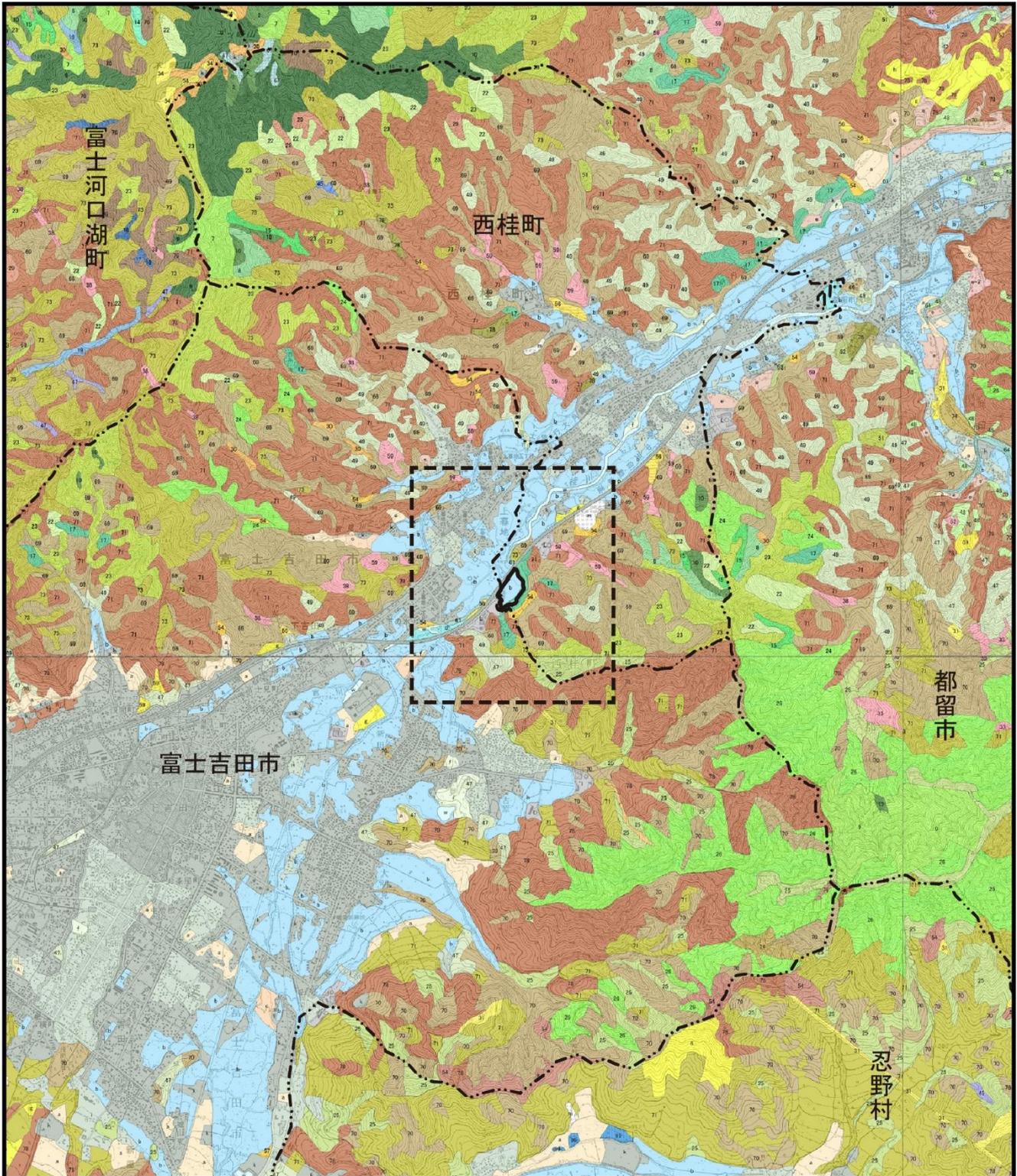
対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図を図 4.2-16(1)に、凡例を図 4.2-16(2)に示す。また、現存植生図の拡大図を図 4.2-17(1)に、凡例を図 4.2-17(2)に示す。

対象事業実施区域は水田雑草群落となっており、東側境界線をオオモミジーケヤキ群集が囲うように分布している。

桂川沿いには水田などの雑草群落や住宅地が広く分布している。

桂川を挟んだ北側から南西側にかけては、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林が多く、クリーコナラ群集、オオモミジーケヤキ群集が分布している。

「植物群落レッドデータ・ブック 1996」（我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会）では、ランク 4 の緊急に対策必要として「三ツ峠のコウシュウヒゴタイ（南都留郡西桂町）」を選定している。



凡 例

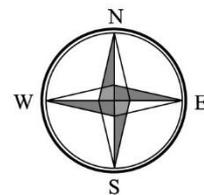
□ 対象事業実施区域 - - - - 市町村境

□ 拡大図の範囲

植生の凡例は、図4.2-16(2)参照

出典：「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査—植生調査」
(環境省生物多様性センター)

図4.2-16(1) 現存植生図 (広域)



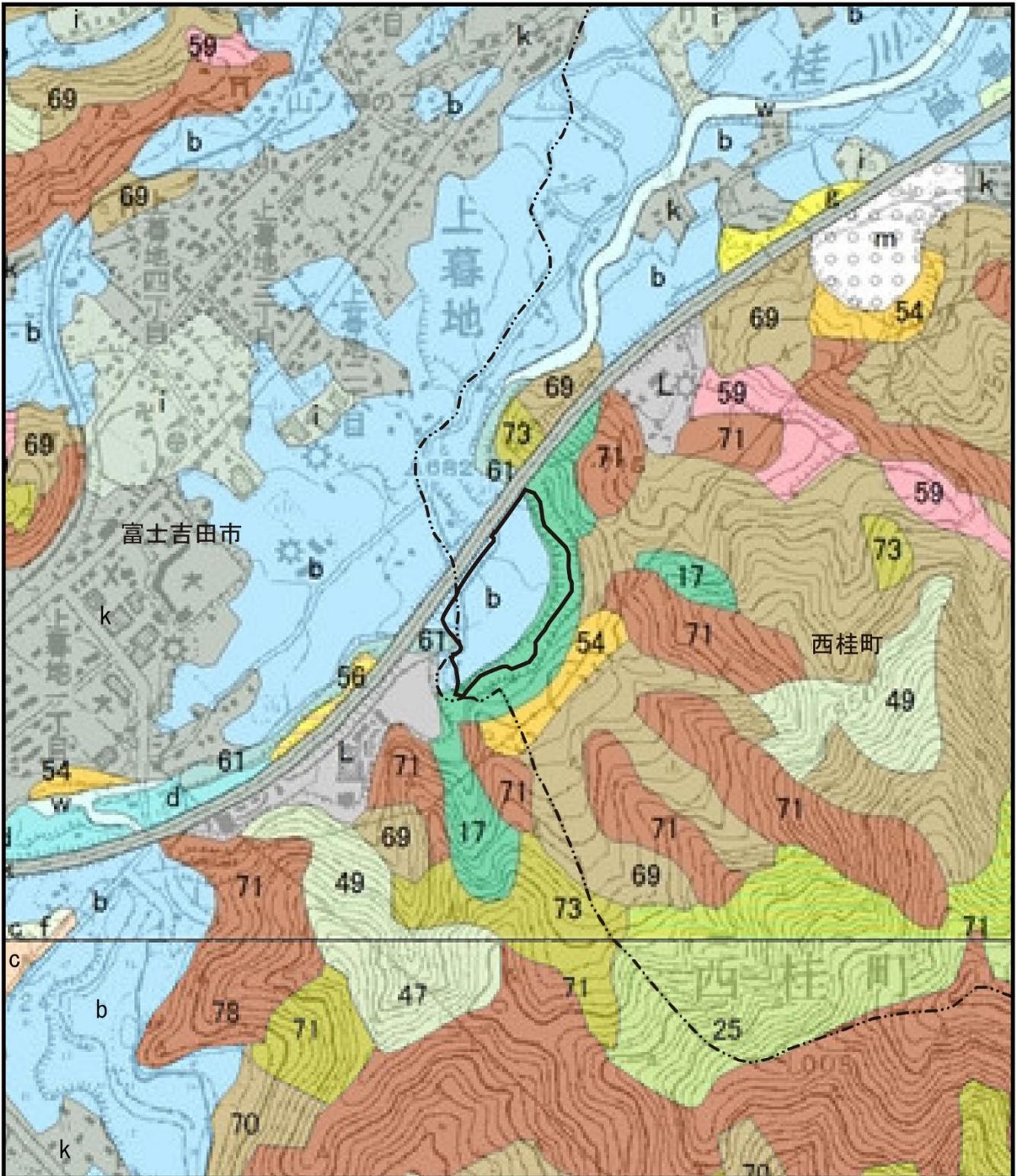
Scale 1/50,000

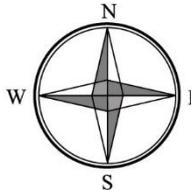
0 1,000 2,000 3,000m

凡 例	
【 河口湖東部（左上図） 】	【 富士吉田（左下図）、都留（右上図）、御正体山（右下図） 】
<ul style="list-style-type: none"> 2. マイヅルソウ・コメツガ群集 7. オオモミジガサ・ブナ群集 8. イヌブナ群落 9. ウラジロモミ群落 10. コカンスゲーツガ群集 14. ヤマタイミンガサ・サワグルミ群集 15. イワボタン・シオジ群集 <li style="border: 1px solid black;">17. オオモミ・ジケヤキ群集 18. ヤナギ高木群落（Ⅳ） 19. ヤマハンノキ群落 22. 落葉広葉樹二次林 23. フクオウソウ・ミズナラ群集 24. アカシデーイヌシデ群落（Ⅴ） 29. アカマツ群落（Ⅴ） 30. ニシキウツギ・ノリウツギ群落 34. カワラマツ・バーススキ群集 38. 伐採跡地群落（Ⅴ） 45. ヤナギ高木群落（Ⅵ） 47. タマアジサイ・フサザクラ群集 49. クリーコナラ群集 51. アカシデーイヌシデ群落（Ⅶ） 52. アカメガシワ・カラスザンショウ群落 54. 低木群落 56. ススキ群団（Ⅶ） 59. 伐採跡地群落（Ⅶ） 61. ツルヨシ群集 67. 岩角地植生 69. スギ・ヒノキ・サワラ植林 71. アカマツ植林 73. カラマツ植林 76. ウラジロモミ植林 78. その他植林（落葉広葉樹） h. ゴルフ場・芝地 g. 牧草地 f. 路傍・空地雑草群落 c. 放棄畑雑草群落 e. 果樹園 a. 畑雑草群落 <li style="border: 1px solid black;">b. 水田雑草群落 d. 放棄水田雑草群落 k. 市街地 i. 緑の多い住宅地 p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 l. 工場地帯 m. 造成地 w. 開放水域 	<ul style="list-style-type: none"> 9. オオモミジガサ・ブナ群集 13. コカンスゲーツガ群集 23. 岩角地・風衝地低木群落 25. クリーミズナラ群集 26. アカシデーイヌシデ群落（Ⅴ） 31. ススキ群団（Ⅴ） 33. 伐採跡地群落（Ⅴ） 45. タマアジサイ・フサザクラ群集 47. クリーコナラ群集 48. クヌギ・コナラ群集 54. ヤマツツジ・アカマツ群集 57. 低木群落 59. アズマネザサ・ススキ群集 62. 伐採跡地群落 64. ツルヨシ群集 70. スギ・ヒノキ・サワラ植林 71. カラマツ植林 74. ニセアカシア群集 76. その他植林 77. 竹林 78. アカマツ植林 99. ミゾソバ・ヨシ群落 h. ゴルフ場・芝地 g. 牧草地 f. 路傍・空地雑草群落 c. 放棄畑雑草群落 e. 果樹園 e-2. 常緑果樹園 a. 畑雑草群落 b. 水田雑草群落 k. 市街地 i. 緑の多い住宅地 l. 工場地帯 m. 造成地 w. 開放水域 r. 自然裸地

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

図 4.2-16(2) 現存植生図（広域） 凡例



<p>凡例</p>	<p>図4.2-17(1) 現存植生図 (拡大)</p>
<p>  対象事業実施区域  市町境 </p> <p>植生の凡例は、図4.2-17(2)参照</p> <p>出典：「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査—植生調査」 (環境省生物多様性センター)</p>	<p>  </p> <p>Scale 1/10,000</p> <p>  </p>

凡 例	
【 河口湖東部（上図）】	【 富士吉田（下図）】
<ul style="list-style-type: none"> 17. オオモミジーケヤキ群集 49. クリーコナラ群集 54. 低木群落 56. ススキ群団（Ⅶ） 59. 伐採跡地群落（Ⅶ） 61. ツルヨシ群集 69. スギ・ヒノキ・サワラ植林 71. アカマツ植林 73. カラマツ植林 g. 牧草地 f. 路傍・空地雑草群落 c. 放棄畑雑草群落 b. 水田雑草群落 d. 放棄水田雑草群落 k. 市街地 i. 緑の多い住宅地 L. 工場地帯 m. 造成地 w. 開放水域 	<ul style="list-style-type: none"> 25. クリーミズナラ群集 47. クリーコナラ群集 70. スギ・ヒノキ・サワラ植林 71. カラマツ植林 78. アカマツ植林 c. 放棄畑雑草群落 b. 水田雑草群落 k. 市街地

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

図 4.2-17(2) 現存植生図（拡大） 凡例

4) 保全すべき植物

① 保全すべき植物種

既存資料調査結果から、表 4.2-10 に示す選定根拠に基づき保全すべき種を抽出した。

保全すべき植物は、表 4.2-11 (1)～(4) に示す、維管束植物 32 目 65 科 201 種であった。既存資料調査範囲に記録のあった保全すべき植物種はヤナギスズタ、ミクリ、ミズアオイ、タコノアシ、カワヂシャ等の水田や湿地、池沼に生育する種や、サクラソウ、キンラン、キクアザミ等の丘陵地～低山の樹林に生育する種、アツモリソウ、コマクサ等標高の高い場所に生育する種の記録があった。

表 4.2-10 保全すべき種の選定根拠 (植物)

No.	指定の法律または文献	カテゴリー (略号)
A	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	国指定特別天然記念物 (特天)
		国指定天然記念物 (国天)
	「山梨県文化財保護条例」 (昭和 31 年 条例第 29 号)	県指定天然記念物 (県天)
	「富士吉田市文化財保護条例」 (昭和 51 年 条例第 59 号)	富士吉田市指定天然記念物 (富天)
	「西桂町文化財保護条例」 (昭和 49 年 条例第 9 号)	西桂町指定天然記念物 (西天)
B	「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」 (平成 4 年 法律第 75 号)	特定第一種国内希少野生動植物種 (特一)
		特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
		国内希少野生動植物種 (国内)
		緊急指定種 (緊急)
		国際希少野生動植物種 (国際)
C	「山梨県希少野生動植物保護条例」 (平成 19 年 条例第 34 号)	指定希少野生動植物種 (指定)
		特定希少野生動植物種 (特定)
D	「環境省レッドリスト 2020 (第 5 次レッドリスト (植物・菌類))」 (令和 7 年 3 月 環境省)	絶滅 (EX)
		野生絶滅 (EW)
		絶滅危惧 IA 類 (CR)
		絶滅危惧 IB 類 (EN)
		絶滅危惧 II 類 (VU)
		準絶滅危惧 (NT)
		情報不足 (DD)
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)		
E	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」 (平成 31 年 3 月 山梨県)	絶滅 (EX)
		野生絶滅 (EW)
		絶滅危惧 I 類 (CR+EN)
		絶滅危惧 IA 類 (CR)
		絶滅危惧 IB 類 (EN)
		絶滅危惧 II 類 (VU)
		準絶滅危惧 (NT)
		情報不足 (DD)
		絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
		要注目種 (N)
要注目地域個体群 (NLP)		
		希少な雑種 (RH)

表 4.2-11(1) 保全すべき種

No.	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠								
				①	②	③	④	⑤	A	B	C	D	E				
1	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン				○							CR			
2			コスギラン	○										EN			
3	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒメハナワラビ	○		○	○						VU	EN			
4			ヒロハハナヤスリ	○		○								EN			
5	サンショウモ	サンショウモ	オオアカウキクサ	○									EN	CR			
6			サンショウモ	○										NT	NT		
7	ウラボシ	イノモトソウ	ナカミシシラン	○										DD			
8		ナヨシダ	ウスヒメワラビ	○										DD			
9			ヤマヒメワラビ	○										EN			
10		ヒメシダ	タチヒメワラビ	○			○							EN			
11		イワデンダ	コガネシダ			○								CR			
12		オシダ	センジョウデンダ	○										EN	DD		
13		ウラボシ	ホテイシダ			○	○								VU		
14			オシヤグジデンダ				○								NT		
15			キレハオオクボシダ	○							国内				CR	DD	
16		マツ	マツ	ヒメバラモミ				○							VU	EN	
17		ヒノキ	ヒノキ	スギ			○	○	○						EN		
18		オモダカ	サトイモ	マイヅルテンナンショウ	○										NT	DD	
19				シコクヒロハテンナンショウ				○								CR	
20			オモダカ	ヘラオモダカ	○											NT	
21				アギナシ	○											NT	VU
22	トチカガミ		ヤナギスブタ	○											DD		
23			イトトリゲモ	○											NT	DD	
24			ヒメイバラモ	○							国内				CR	DD	
25			イトイバラモ	○											VU	DD	
26	ヒルムシロ		イトモ	○											NT	EN	
27			ツツイトモ	○											VU	DD	
28	ユリ		ユリ	ヒメアマナ	○										EN	CR	
29				ホソバノアマナ	○	○		○								EN	
30				アマナ	○	○			○							NT	
31	クサスギカズラ		ラン	エビネ	○	○		○	○						NT	VU	
32				キンセイラン	○				○							VU	DD
33		ナツエビネ		○											VU	DD	
34		ホテイラン						○				指定			EN	CR	
35		ギンラン		○	○		○	○							VU		
36		キンラン		○	○		○								NT	EN	
37		ユウシュンラン						○							NT	CR	
38		サイハイラン		○	○		○								VU		
39		コアツモリソウ		○	○		○	○							NT	EN	
40		クマガイソウ		○	○		○								VU	EN	
41		アツモリソウ		○	○		○	○			特一	指定			VU	CR	
42		キバナノアツモリソウ		○	○		○					指定			VU	CR	
43		ツチアケビ		○			○									EN	
44		アオチドリ		○	○		○									VU	
45		イチヨウラン		○	○		○									EN	
46		ハコネラン		○			○								EN	CR	
47		カモメラン		○	○		○					指定			NT	VU	
48		オノエラン		○	○		○									CR	
49		オニノヤガラ		○			○									VU	
50		テガタチドリ		○	○		○									VU	
51		ミズトンボ		○												NT	DD
52		ムカゴソウ		○			○									VU	EN
53		ハクウンラン		○												CR	
54		セイタカスズムシソウ		○			○									CR	
55					ジガバチソウ	○										VU	

表 4.2-11(2) 保全すべき種

No.	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠								
				①	②	③	④	⑤	A	B	C	D	E				
56	クサスギカズラ	ラン	スズムシソウ	○	○								EN				
57			ホザキイチヨウラン	○			○							NT			
58			ノビネチドリ	○	○		○							EN			
59			ヒメムヨウラン	○	○		○						VU	VU			
60			サカネラン	○			○						VU	EN			
61			タカネフタバラン	○			○							VU			
62			ミヤマモジズリ	○			○							NT			
63			ヒロハトンボソウ	○									VU	CR			
64			ミズチドリ	○	○		○							VU			
65			ツレサギソウ	○		○	○							EN			
66			オオヤマサギソウ				○							CR			
67			ヤマトキソウ	○			○							EN			
68			ウチョウラン	○			○						NT	CR			
69			ヒトツボクロ	○										VU			
70			ショウキラン	○										DD			
71			アヤメ		ヒオウギ	○									EN		
72					ヒメシャガ	○	○								NT	CR	
73			ススキノキ		ゼンテイカ	○								NT			
74			ヒガンバナ		アサツキ	○									DD		
75					キツネノカミソリ					○						VU	
76			クサスギカズラ		ヒメイズイ	○			○					NT			
77			ツククサ		ミズアオイ	○								NT	DD		
78			イネ	ガマ	ミクリ	○									NT	CR	
79					ナガエミクリ	○										NT	CR
80				カヤツリグサ		ヒラギシスゲ	○									DD	
81						カヤツリスゲ	○			○						EN	EN
82	ジョウロウスゲ	○												VU	CR		
83	アワボスゲ	○													DD		
84	カラフトイワスゲ	○												EN	DD		
85	スジヌマハリイ	○												VU	EN		
86	カンガレイ	○													VU		
87	フトイ	○													EN		
88	ヒメマツカサススキ	○											指定	EN	CR		
89	マツカサススキ	○													VU		
90	カワノリ					カワノリ			○						DD		
91	イネ					ヒロハノハネガヤ	○	○		○						EN	
92						アワガエリ	○									DD	
93						タチイチゴツナギ				○						EN	
94						ハマヒエガエリ	○										DD
95	キンポウゲ	ケシ				ツルキケマン	○								EN	DD	
96						ナガミノツルキケマン	○									NT	DD
97						コマクサ	○										DD
98			ヤマブキソウ	○			○							VU			
99			オサバグサ	○										DD			
100		キンポウゲ		オオレイジンソウ	○									DD			
101				オオサワトリカブト		○								CR	CR		
102				アズマイチゲ	○	○			○						EN		
103				ツルシロカネソウ	○	○	○	○							NT		
104				オキナグサ	○	○		○						NT	EN		
105				コキツネノボタン	○									VU	EN		
106				グンナイキンポウゲ	○	○	○	○							EN		
107				バイカモ	○	○									VU		
108	ツゲ	ツゲ	フッキソウ	○									NT				
109	ユキノシタ	ボタン	ヤマジャクヤク	○	○		○						NT	NT			
110			ベニバナヤマジャクヤク	○		○	○					指定	VU	CR			

表 4.2-11(3) 保全すべき種

No.	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	A	B	C	D	E		
111	ユキノシタ	スグリ	ヤシヤビシヤク				○						NT	EN	
112		ユキノシタ	コチャルメルソウ				○							EN	
113		ユリ	ヒロハノアマナ	○									VU	DD	
114		タコノアシ	タコノアシ	○									NT	EN	
115	マメ	マメ	レンリソウ				○							EN	
116			イヌハギ	○			○						NT	VU	
117		ヒメハギ	ヒナノキンチャク	○			○						NT	CR	
118	バラ	バラ	カナウツギ	○	○		○	○						VU	
119			ヒロハノカワラサイコ	○									VU	DD	
120			アオナシ	○									VU	NT	
121			サンショウバラ	○	○	○	○							NT	VU
122			サナギイチゴ		○		○							NT	
123			イワシモツケ	○	○		○								CR
124			ブナ	カバノキ	ハンノキ	○	○								
125	チチブミネバリ	○											VU	DD	
126	ハシバミ	○					○								VU
127	キントラノオ	コミカンソウ	ヒトツバハギ	○										VU	
128		ヤナギ	シライヤナギ	○										VU	
129		スマレ	キスマレ	○										CR	
130			ミヤマスマレ		○										EN
131		ヒメスマレサイシン	○	○	○	○								NT	
132	アマ	マツバニンジン	○			○						CR	CR		
133	フウロソウ	フウロソウ	カイフウロ	○		○	○						EN	NT	
134	フトモモ	ミソハギ	ミソハギ	○										EN	
135			エゾミソハギ	○			○								VU
136			ヒメキカシグサ	○										VU	DD
137			ミズキカシグサ	○										NT	DD
138			ヒシ	○											DD
139		アカバナ	ヒメヤナギラン	○											DD
140	ウスゲチョウジタデ		○										NT	DD	
141	アオイ	アオイ	オオバボダイジュ	○										NT	
142	アブラナ	アブラナ	フジハタザオ	○	○	○								NT	
143			ハナハタザオ	○			○						CR	CR	
144			キバナハタザオ	○											DD
145	ビャクダン	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ		○								VU	CR	
146		オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ	○			○							CR	
147	ナデシコ	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ		○	○								CR	
148	ツツジ	サクラソウ	クリンソウ	○			○							VU	
149			オオサクラソウ	○											DD
150			クモイコザクラ	○	○		○					指定		VU	NT
151			サクラソウ	○										NT	VU
152		ツツジ	エゾイチヤクソウ	○										EN	DD
153			ムラサキツリガネツツジ	○			○							EN	CR
154			ハコネコメツツジ	○			○					指定		VU	VU
155			リンドウ	リンドウ	センブリ				○						
156	ムラサキセンブリ	○					○							NT	EN
157	キョウチクトウ	クサタチバナ		○	○		○							NT	NT
158		フナバラソウ		○			○							NT	EN
159		クサナギオゴケ		○										VU	DD
160		スズサイコ		○			○							NT	VU
161	ナス	ヒルガオ	マメダオシ	○									EN	EN	
162	ムラサキ	ムラサキ	サウルリソウ				○							EN	
163			ムラサキ	○	○		○							EN	EN
164	シソ	オオバコ	イヌノフグリ		○								NT	EN	
165			カワヂシャ	○										NT	NT

表 4.2-11(4) 保全すべき種

No.	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠							
				①	②	③	④	⑤	A	B	C	D	E			
166	シソ	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	○			○						NT	EN		
167		シソ	カイジンドウ	○		○	○						VU	VU		
168			キセウタ	○			○						VU	EN		
169			ヒメハッカ	○										NT	NT	
170			ハマウツボ	ナンバンギセル	○											DD
171		オオナンバンギセル		○											CR	
172		オニク			○		○								CR	
173		ヤマウツボ			○		○								EN	
174		ハンカイシオガマ		○	○	○	○								VU	
175		キヨスミウツボ		○											EN	
176			ヒキヨモギ	○	○		○								EN	
177		キク	キキョウ	イワシャジン	○										VU	
178	ツルギキョウ				○		○							VU		
179	バアソブ			○										VU	EN	
180	キキョウ			○			○							NT	NT	
181	キク		タウコギ	○											EN	
182			オオガクビソウ					○							CR	
183			タカアザミ	○											VU	
184			イズハハコ	○										NT	DD	
185			タカサゴソウ	○				○						VU	CR	
186			カワラニガナ				○							NT	VU	
187			コウシュウヒゴタイ	○	○	○	○								CR	
188			ヒメヒゴタイ	○			○								VU	EN
189			キクアザミ	○			○								EN	
190			コウリンカ	○											VU	NT
191			オカオグルマ	○											VU	
192			オナモミ	○											VU	VU
193			セリ	セリ	ヤマナシウマノミツバ	○	○	○	○						EN	EN
194			マツムシソウ	ガマズミ	ゴマキ	○										VU
195				スイカズラ	ニッコウヒョウタンボク	○	○		○							EN
196					キンギンボク	○										
197	ハヤザキヒョウタンボク	○						○							EN	
198	コウグイスカグラ	○			○		○								EN	
199	タカネマツムシソウ	○													DD	
200	ツルカノコソウ	○						○	○						VU	
201	キバナウツギ	○			○		○								VU	
-	32 目	65 科	201 種	172	52	21	96	11	0	3	8	96	196			

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和6年度版生物リスト-」（国土交通省 2024年10月16日更新版）にしたがった。

注2) 既存資料の詳細は、表 4.2-9 (58 ページ) 参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-10 (66 ページ) 参照。

② 巨樹・巨木（天然記念物含む）

「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成3年・平成13年環境庁）によると、対象事業実施区域には巨樹・巨木林の分布記録はない。一方、対象事業実施区域周辺では表4.2-12(1)～(2)及び図4.2-18に示すとおり、巨樹73本が確認されている。そのうち県指定天然記念物が1本、市町村指定の天然記念物が14本、保安林・学術参考保護林等が4本確認されている。

このほか、国指定の文化財として、対象事業実施区域周辺には、天然記念物の「山ノ神のフジ」がある。

表4.2-12(1) 巨樹・巨木

No.	名称・所在	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	保護の区分	調査種別
1	—	スギ	470	35	1	第4回調査
		スギ	335	35	1	
		ケヤキ	578	30	1	
		スギ	425	35	1	
2	熊野神社の大杉	スギ	740	34.5	2C	第4回調査
3	—	スギ	345	35	1	第4回調査
4	小沼	ケヤキ	465	20	1	第4回調査
		ケヤキ	377	22	1	
		カツラ	388	20	1	
5	先の宮のカヤ	カヤ	320	19	2C	第6回調査
6	—	イチヨウ	360	25	1	第6回調査
7	上暮地山神社のイタヤカエデ	イタヤカエデ	310	24	2C	第6回調査
8	—	スギ	350	17	1	第6回調査
9	—	ケヤキ	310	30	1	第6回調査
		モミ	350	20	1	
		コナラ	320	20	1	
10	御座松	アカマツ	310	30	1	第6回調査
11	—	モミ	308	37	1	第4回調査
		ヒノキ	386	25.5	1	
		モミ	471	41	1	
		スギ	301	30	1	
12	新倉富士浅間神社のヒノキ	ヒノキ	370	25	2C	第6回調査
	新倉富士浅間神社のモミ	モミ	480	41	2C	
	—	スギ	360	30	1	
	—	モミ	320	37	1	
13	—	イチヨウ	318	21.5	1	第4回調査
14	—	トチノキ	310	23	1	第6回調査
		スギ	325	30	1	
15	—	ケヤキ	330	23	1	第6回調査
		ケヤキ	390	23	1	
		ケヤキ	390	23	1	
16	—	ツガ	380	31	1	第6回調査
17	大明見山神社のモミ	モミ	480	30	2C	第6回調査
18	大明見浅間神社のコナラ	コナラ	330	31	2C	第6回調査
	—	ケヤキ	470	30	1	
	—	ケヤキ	490	30	1	
19	—	ケヤキ	315	26	1	第6回調査

表 4.2-12(2) 巨樹・巨木

No.	名称・所在	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	保護の区分	調査種別
20	—	スギ	520	30	1	第6回調査
		スギ	370	30	1	
		スギ	345	30	1	
		スギ	310	30	1	
		ツガ	320	35	1	
21	—	カツラ	450	28	1	第6回調査
	小室浅間神社のカツラ	カツラ	442	28	2C	
	—	カツラ	380	28	1	
		カツラ	450	28	1	
		カツラ	320	28	1	
22	—	ケヤキ	317	21	1	第6回調査
23	—	コゴメヤナギ	390	11	1	第6回調査
24	—	イチョウ	320	21	1	第6回調査
25	—	ケヤキ	310	20	1	第6回調査
26	中宿山神社のエゾエノキ	エゾヒノキ	380	18	2C	第6回調査
27	—	ケヤキ	440	15	1	第6回調査
28	上吉田のイロハモミジ	イロハモミジ	320	8	1	第6回調査
29	—	ケヤキ	346	22	1	第6回調査
		ツガ	310	32	1	
		ツガ	320	32	1	
30	北口本宮富士浅間神社のスギ	スギ	840	45	2B	第6回調査
		スギ	780	30	2C	
	北口本宮富士浅間神社のヒノキ	ヒノキ	765	33	2C	
	北口本宮富士浅間神社のイチョウ	イチョウ	510	28	1	
31	—	スギ	940	41	1	第6回調査
		スギ	540	36	1	
32	—	ケヤキ	410	22	1	第6回調査
		ケヤキ	320	22	1	
		ケヤキ	320	22	1	
33	大塚丘のヒノキ	ヒノキ	390	22	2C	第6回調査
		ヒノキ	340	22	2C	
34	諏訪の森のアカマツ林	アカマツ	380	34	5	第6回調査
		アカマツ	310	30	5	
		アカマツ	320	30	5	
		アカマツ	440	33	5	
35	大トチの木	トチノキ	410	35	2C	第4回調査
36	山ノ神のフジ	ノダフジ	—	—	2A	—

注1) 表中の単木の保護の区分を以下に示す。

1：無、2：天然記念物等（A：国、B：都道府県、C：市町村）、5：保安林・学術参考保護林等

注2) 表中のNo.は図4.2-18に対応している。

出典：「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成3年・平成13年 環境庁）

「山梨の文化財リスト（天然記念物）」（山梨県ホームページ 令和4年4月1日現在）

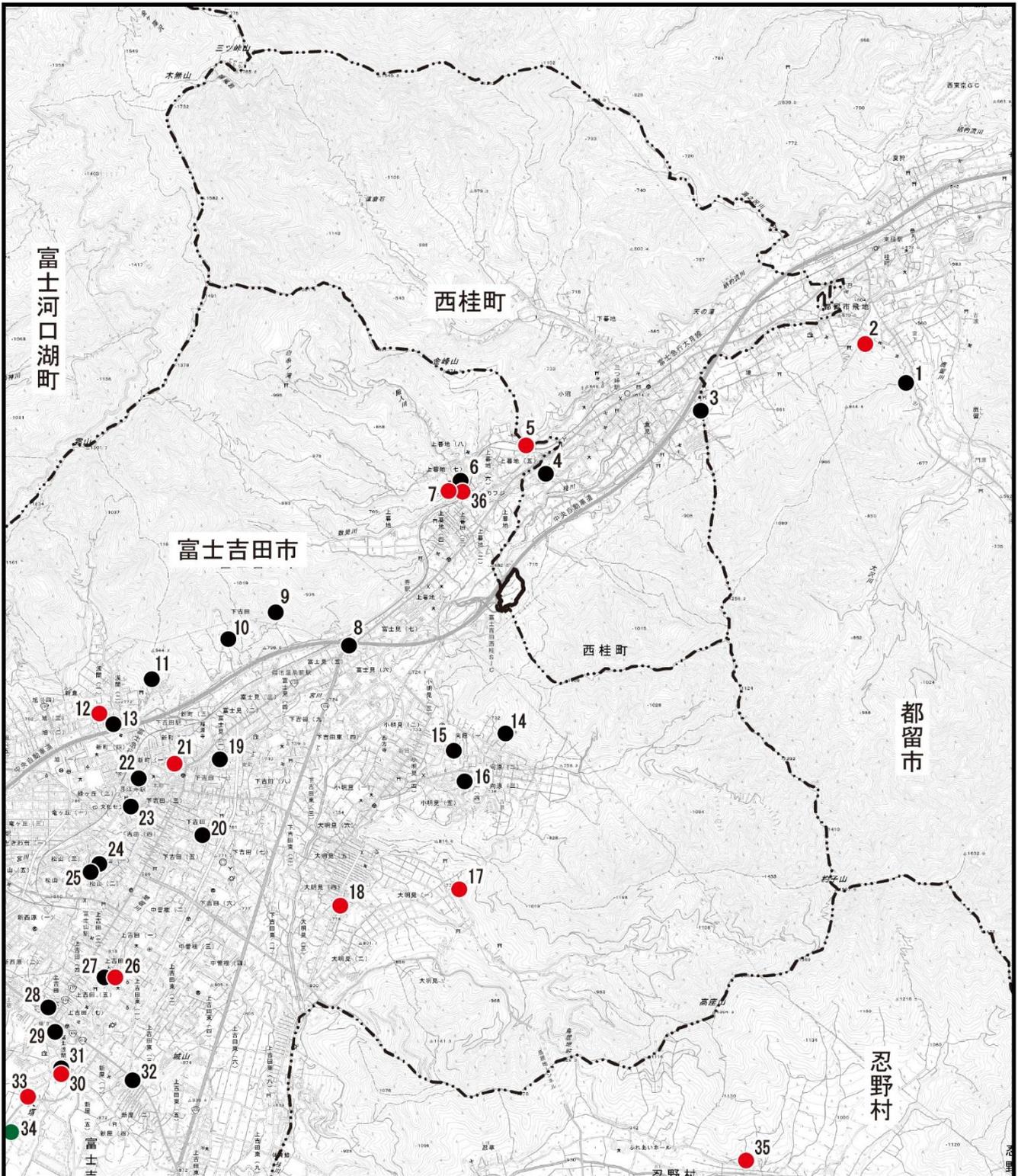
「富士吉田市 市指定天然記念物」（富士吉田市教育委員会ホームページ 2025年1月6日更新）

「都留市指定文化財」（平成17年6月1日教育委員会告示第7号現在）

「西桂町 遺跡・文化財」（西桂町ホームページ 2017年1月12日更新）

「忍野村の文化財」（2023年11月27日更新）

「富士河口湖町内 指定・登録文化財一覧」（富士河口湖町観光情報サイト 平成25年1月29日現在）

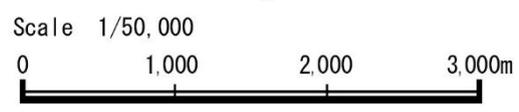
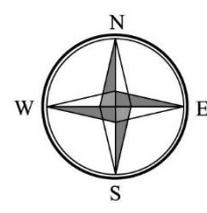


凡 例

- 対象事業実施区域 - - - - - 市町村境
- 巨樹・巨木林（保護区分なし）
- 天然記念物
- 保安林・学術参考保護林等

出典) 「第4回・第6回 自然環境保全基礎調査—巨樹・巨木林調査」(環境省生物多様性センター)

図4.2-18 巨樹・巨木の分布



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

③ 特定植物群落

「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落」（昭和53年、昭和63年及び平成12年環境省）によると、対象事業実施区域及びその周辺には、表4.2-13及び図4.2-19に示すとおり、特定植物群落が分布している。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、原生林もしくはそれに近い自然林の分布記録はない。

表 4.2-13 特定植物群落

No.	名 称	指定状況
1	三ツ峠山のカイツウロ	B
2	三ツ峠のコウシュウヒゴタイ	B
3	都留市宝鏡寺のヤマブキシソウ群落	D
4	富士吉田市新屋山の神社落葉広葉樹林	E
5	富士吉田市諏訪の森のアカマツ林	F

注1) 表中の指定状況を以下に示す。

B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群。

D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの。

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの。

F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの。

注2) 表中のNo.は図4.2-19に対応している。

出典：「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成3年・平成13年 環境庁）

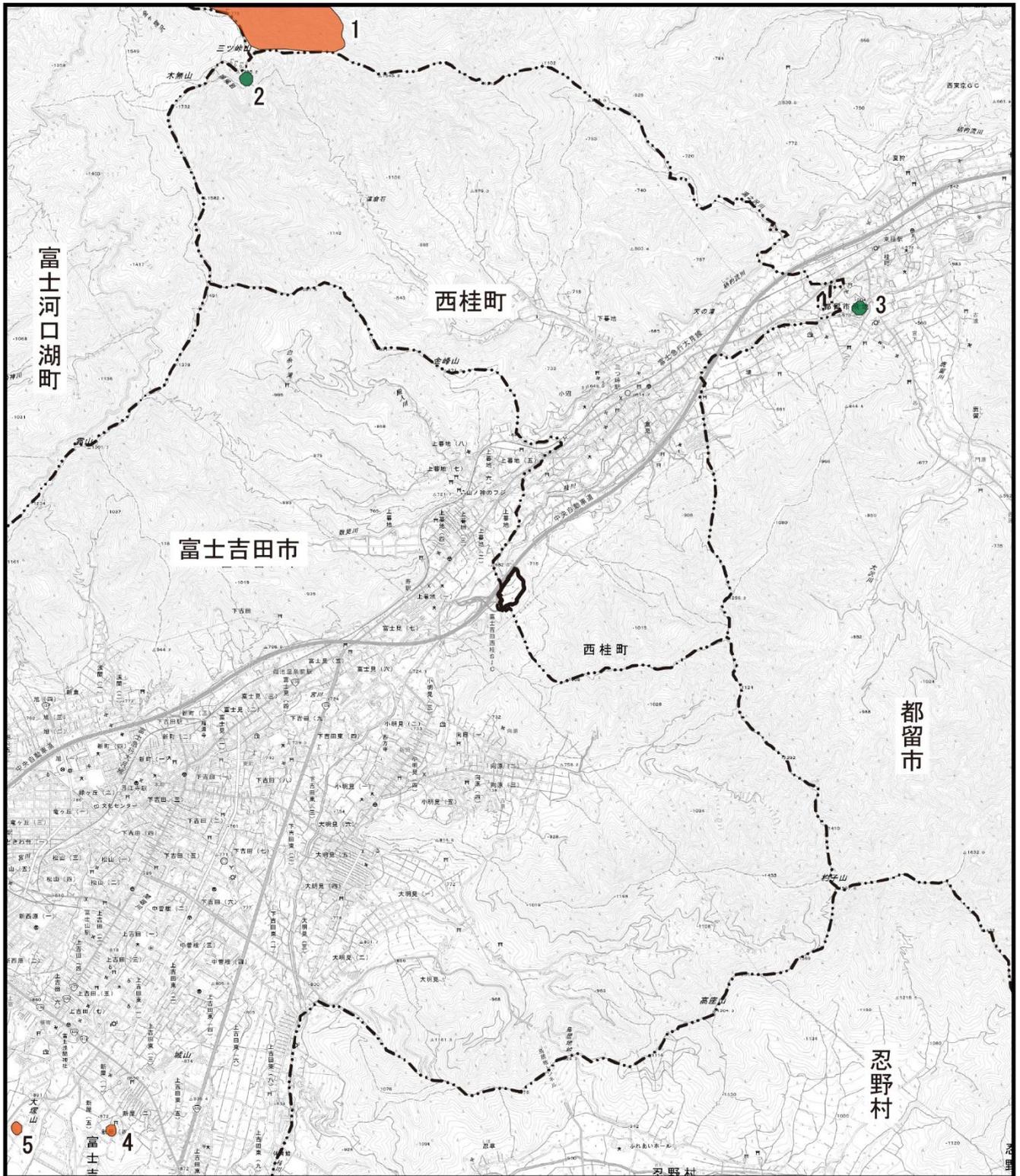


図4.2-19 特定植物群落の分布

凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 第2回 自然環境保全基礎調査
- 第3回 自然環境保全基礎調査

出典) 「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査—特定植物群落調査」(環境省生物多様性センター)

Scale 1/50,000

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

④ 自然記念物

「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」（山梨県ホームページ）によると、対象事業実施区域及びその周辺には、表 4.2-14 及び図 4.2-20 に示すとおり、自然記念物が分布している。

また、対象事業実施区域の北側にある三ツ峠山が自然環境保全地区に指定されている。

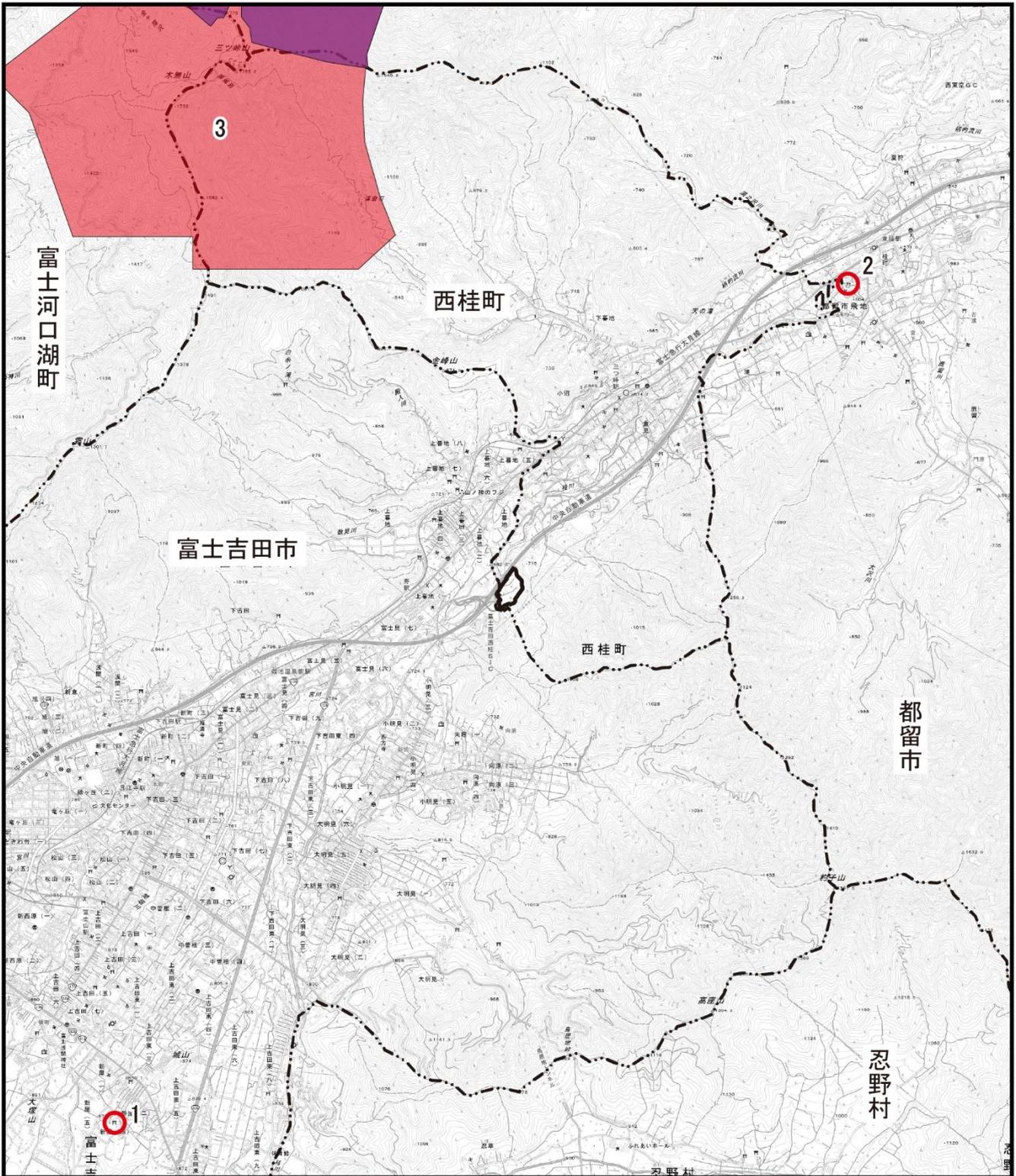
表 4.2-14 自然記念物

No.	名 称	場 所
1	新屋山神社の社そう	富士吉田市新屋
2	宝鏡寺のヤマブキノウ及び生育地	都留市夏狩
3	三ツ峠山の特殊植物	都留市大幡 南都留郡西桂町下暮地 南都留郡富士河口湖町河口

注 1) 自然記念物とは、動物（生息地を含む）、植物（生育地を含む）、地質鉱物（所在地を含む）等で住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要があるものであつて知事が指定したものである。

注 2) 表中のNo.は図 4.2-20 に対応している。

出典：「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」（山梨県ホームページ 2022 年 6 月 29 日更新）

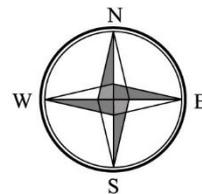


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 自然環境保全地区（三ツ峠山）
- 自然記念物

出典) 「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(山梨県ホームページ)

図4.2-20 自然環境保全地区・自然記念物の分布



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 動物

1) 既存資料一覧 (動物)

対象事業実施区域及びその周辺の動物相について、表 4.2-15(1)～(2)に示す既存資料を収集、整理した。

表 4.2-15(1) 既存資料一覧 (動物)

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目						
			哺乳	鳥類	両爬	昆虫	魚類	陸貝	底生
①	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018年3月 山梨県森林環境部みどり自然課)	哺乳類：メッシュ図(41、50) その他：県内全域、桂川、三ツ峠山、富士吉田市、西桂町	○	○	○	○	○	○	○
②	「山梨県の野生動物」(昭和55年 山梨県)	哺乳類、両爬類：富士吉田市、西桂町 鳥類：県下一円、県下全域、三ツ峠、桂川、富士吉田市、西桂町、その他盆地、各市の市街地、富士五湖 魚類：蒼竜峡、桂川上流 底生：桂川(蒼竜峡、桂川橋)	○	○	○	○	○	○	○
③	「山梨生物 No.1～62」(昭和30年～平成18年 山梨生物同好会)	富士吉田市、西桂町、三ツ峠、桂川			○	○			
④	「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」(平成9年 山梨県)	富士吉田市、西桂町	○	○	○				
⑤	「山梨県市町村別鳥獣(天然記念物・県の鳥・県の獣)生息調査報告書」(昭和56年 山梨県林務部)	富士吉田市、西桂町	○	○					
⑥	「山梨県天然記念物緊急調査報告書 ヤマネ」(平成12年 山梨県教育委員会)	調査範囲を含むメッシュ図	○						
⑦	「やまなしの野鳥 2021 山梨県鳥類目録 vol.2」(2021年 やまなし野鳥の会(日本野鳥の会甲府支部))	2次メッシュ(324、429)		○					
⑧	「山梨の鳥」(昭和52年(1977年) 中村司、依田正直)	県下一円、県内各地、県下の各河川、県下一円山地、県下の主な溪流、県下一円の平地、県下湿地帯、県下一円低山、県下山地一帯、盆地一体		○					
⑨	「山梨県の爬虫類・両生類と魚類」(平成18年 山梨淡水生物調査会)	富士吉田市、西桂町			○		○		
⑩	「山梨の昆虫 No.1～59」(昭和51年～令和2年 甲州昆虫同好会)	富士吉田市、西桂町、三ツ峠				○			
⑪	「山梨の蝶」(昭和60年 甲州昆虫同好会)	県下全域、県内広く、県東部、富士吉田市、平地、水田、低山地、山地帯、桂川沿い、溪流沿い、御坂山地、山沿い、市街地				○			
⑫	「三ツ峠の自然界」(昭和52年 篠原博)		○	○	○	○	○		
⑬	西桂町誌 資料編 第一巻 自然 地質 原子・古代(平成11年 西桂町)	西桂町、三ツ峠	○	○	○	○	○		
⑭	「やまなしの魚ー水辺の生き物」(平成7年 やまなし淡水魚研究会)	本州各地、桂川、富士吉田市、西桂町、河川の中流域、小川、用水路、湖沼、溪流			○		○	○	○
⑮	「山梨県自然財産目録(1)底生動物編(富士川水系)」(平成6年 地域自然財産保全調査事務所)					○		○	○
⑯	「山梨県における希少魚生息状況調査-II～ホトケドジョウ生息状況調査～」(平成22年 山梨県水産技術センター)	桂川					○		

表 4.2-15(2) 既存資料一覧 (動物)

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目						
			哺乳	鳥類	両爬	昆虫	魚類	陸貝	底生
⑰	「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和53年～55年 環境省生物多様性センター)	2次メッシュ (533816、533826)	○	○		○			
⑱	「第3回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和58年～63年 環境省生物多様性センター)	2次メッシュ (533816、533826)		○					
⑲	「第4回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和63年～平成5年 環境省生物多様性センター)	2次メッシュ (533816、533826)	○			○	○		
⑳	「第5回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成5年～11年 環境省生物多様性センター)	2次メッシュ (533816、533826)	○		○	○	○	○	○
㉑	「第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成11年～17年 環境省生物多様性センター)	5kmメッシュ (5338163、5338164、5338261、5338262)	○						

注1) 抽出対象の調査項目の略号は下記のとおりである。

哺乳：哺乳類、鳥類：鳥類、両爬：爬虫類・両生類、昆虫：昆虫類、魚類：淡水魚類、陸貝：陸産貝類、底生：底生動物

注2) “○”は市区町村別に情報が整理されている情報を選定した。

2) 動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物相について、表 4.2-15(1)～(2)に示す既存資料を整理した結果を以下に示す。

① 哺乳類

7 目 17 科 46 種の生息記録があった。河川に生息するカワネズミ、ヌートリア、樹洞性及び洞穴性のコウモリ類、農耕地や里地に多くみられるアズマモグラ、ノウサギ、ハタネズミ、タヌキ、キツネの他、大型種としてツキノワグマ、シカ、カモシカの生息記録があった。

② 鳥類

18 目 52 科 191 種の生息記録があった。河川や水田に生息するカルガモ、ダイサギ、クイナ、カワガラスの生息記録があるほか、オオタカ、クマタカ等の猛禽類の生息記録があった。

③ 爬虫類

2 目 7 科 14 種の生息記録があった。平地、農耕地等によくみられるニホントカゲやシマヘビ等のほか、水辺身近なニホンカナヘビ、ヤモリ、アオダイショウ等のほか、河川や池に生息するニホンイシガメ、クサガメ等の生息記録があった。

④ 両生類

2 目 6 科 15 種の生息記録があった。水田や池沼などに生息するアカハライモリ、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルのほか、河川に生息するカジカガエルの生息記録があった。

⑤ 昆虫類

13 目 97 科 473 種の生息記録があった。水田や池沼などに生息するホソミオツネトンボ、ギンヤンマ、ノシメトンボ、シマゲンゴロウ等のほか、草地に生息するトノサマバッタ、ツマグロヒョウモン等、山地の森林に生息するルリタテハ、コクワガタ等、樹林の樹液に集まるオオムラサキ、アオカナブン等の昆虫類の生息記録があった。

⑥ 魚類

7 目 13 科 40 種の生息記録があった。河川の中・下流域などに生息するオイカワ、タモロコ等や、上・中流域に生息するカジカ、イワナ等、河川から水田に生息するナマズ等の生息記録があった。

⑦ 陸産貝類

1 門 1 綱 3 目 5 科 9 種の生息記録があった。ゴマガイ、ヒカリギセル、マメマイマイ等の生息記録があった。

⑧ 底生動物

3 門 7 綱 10 目 18 科 21 種の生息記録があった。水田等の浅い水辺に生息するモノアラガイ、河川の石裏面に生息するシマイシビル、瀬の礫間に生息するサワガニ、ワンド等の溜まり水に生息するミズムシ等の底生動物の生息記録があった。

3) 保全すべき動物

既存資料調査結果から、表 4.2-16 に示す選定根拠に基づき、保全すべき種を抽出した。その内訳を表 4.2-17～表 4.2-23 に示す。

表 4.2-16 保全すべき種の選定根拠（動物）

No.	指定の法律または文献	カテゴリー（略号）
A	「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	国指定特別天然記念物（特天）
		国指定天然記念物（国天）
	「山梨県文化財保護条例」（昭和 31 年 条例第 29 号）	県指定天然記念物（県天）
	「富士吉田市文化財保護条例」（昭和 51 年 条例第 59 号）	富士吉田市指定天然記念物（富天）
B	「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）	特定第一種国内希少野生動植物種（特一）
		特定第二種国内希少野生動植物種（特二）
		国内希少野生動植物種（国内）
		緊急指定種（緊急）
C	「山梨県希少野生動植物保護条例」（平成 19 年 条例第 34 号）	指定希少野生動植物種（指定）
		特定希少野生動植物種（特定）
D	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）	絶滅（EX）
		野生絶滅（EW）
		絶滅危惧 IA 類（CR）
		絶滅危惧 IB 類（EN）
		絶滅危惧 II 類（VU）
		準絶滅危惧（NT）
		情報不足（DD）
		絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
E	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成 31 年 3 月 山梨県）	絶滅（EX）
		野生絶滅（EW）
		絶滅危惧 I 類（CR+EN）
		絶滅危惧 IA 類（CR）
		絶滅危惧 IB 類（EN）
		絶滅危惧 II 類（VU）
		準絶滅危惧（NT）
		情報不足（DD）
		絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
		要注目種（N）
		要注目地域個体群（NLP）
		希少な雑種（RH）

表 4.2-18(1) 保全すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	既存資料														保全すべき種の選定根拠				
				①	②	④	⑤	⑦	⑧	⑫	⑬	⑰	⑱	A	B	C	D	E				
1	キジ	キジ	ウズラ	○			○			○	○								VU	NT		
2	カモ	カモ	オンドリ		○		○	○		○	○								DD			
3			トモエガモ	○			○												VU	DD		
4			アカハジロ				○	○												DD		
5	カイツブリ	カイツブリ	ミミカイツブリ	○				○												NT		
6	ネッタイチョウ	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ					○											EN			
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○			○			○									NT	VU		
8			オオヨシゴイ				○	○		○						国内			CR	EN		
9			ミゾゴイ	○			○			○										VU	EN	
10			チュウサギ									○								NT		
11	ツル	クイナ	クイナ	○			○		○	○	○									DD		
12			ヒクイナ	○	○		○		○	○	○		○							NT	DD	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○			○	○	○	○	○	○	○							VU		
14	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	○			○		○	○	○									DD		
15	チドリ	シギ	ヤマシギ	○	○		○		○	○	○									DD		
16			オオジシギ			○		○	○		○			○						NT	VU	
17		タマシギ			○		○													VU	EN	
18		カモメ	コアジサシ				○													VU	VU	
19	タカ	ミサゴ	ミサゴ	○			○	○											NT	DD		
20		タカ	ハチクマ	○	○	○	○	○			○									NT	VU	
21			チュウヒ				○									国内				EN	EN	
22			ツミ	○			○				○	○									NT	
23			ハイタカ	○	○		○	○	○	○	○	○	○								NT	VU
24			オオタカ	○	○	○	○	○	○		○										NT	NT
25			サシバ	○			○	○			○	○									VU	NT
26			イヌワシ				○				○	○					国内				EN	CR
27			クマタカ	○	○	○	○	○			○	○					国内				EN	EN
28			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○	○		○		○	○										VU
29	コノハズク				○	○		○			○											EN
30	フクロウ	○			○		○			○	○	○									NT	
31	アオバズク	○			○		○			○	○	○	○								NT	
32	トラフズク	○			○		○				○										VU	
33	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○			○		○											EN		
34			ヤマセミ	○	○		○		○	○	○	○	○								NT	
35	ブッポウソウ	ブッポウソウ	○	○		○		○	○	○	○								EN	EN		
36	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	○			○			○										DD		
37	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ							○										NT		
38			ハヤブサ	○	○		○			○						国内				VU	VU	
39	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○		○			○	○	○								VU	NT	
40			カササギヒタキ	サンコウチョウ	○	○		○			○	○	○	○							NT	
41		モズ	チゴモズ				○			○	○		○							CR	CR	
42			アカモズ			○		○	○	○	○		○			国内				EN	EN	
43		レンジャク	キレンジャク	キレンジャク		○		○		○		○									NT	
44				ヒレンジャク				○	○	○	○	○										NT
45		キバシリ	キバシリ	○	○		○		○	○	○	○	○							DD		
46		スズメ	ヒタキ	マミジロ		○		○		○	○	○	○								NT	
47				トラツグミ	○	○		○	○	○	○	○	○	○								NT
48			アトリ	ベニヒワ	○	○			○												DD	
49	オオマシコ			○	○		○	○	○	○	○										DD	
50	イスカ			○			○		○	○	○	○									DD	
51	ホオジロ		ミヤマホオジロ	ミヤマホオジロ	○	○		○	○		○	○									NT	
52				ノジコ	○	○		○			○	○		○							NT	NT
53				クロジ			○		○			○	○									DD
54				コジュリン			○		○													VU
-	15 目		26 科	54 種	36	30	3	49	19	24	38	29	14	0	0	6	0	29	50			

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト -令和6年度版生物リスト-」（国土交通省 2024年10月16日更新版）にしたがった。

注2) 既存資料の詳細は、表4.2-15(1)～(2) (78ページ～79ページ) 参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表4.2-16 (81ページ) 参照。

③ 爬虫類

爬虫類についての保全すべき種は、表 4.2-19 に示すとおりである。

平地の河川や池沼に生息するニホンイシガメ、山地に生息するタカチホヘビ、シロマダラ、農耕地や林縁に生息するシマヘビの 2 目 3 科 4 種が保全すべき種に該当した。

表 4.2-19 保全すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	既存資料										保全すべき種の選定根拠							
				①	②	③	④	⑨	⑫	⑬	⑭	⑳	A	B	C	D	E				
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○								○							NT	VU	
2	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ	○		○														DD	
3		ナミヘビ	シマヘビ	○	○			○	○	○											VU
4			シロマダラ	○																	DD
-	2 目	3 科	4 種	4	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4	

注 1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度版生物リスト）」（国土交通省 2024 年 10 月 16 日更新版）にしたがった。

注 2) 既存資料の詳細は、表 4.2-15(1)～(2)（78 ページ～79 ページ）参照。

注 3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注 4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-16（81 ページ）参照。

④ 両生類

両生類についての保全すべき種は、表 4.2-20 に示すとおりである。

山地の森林に生息するヒダサンショウウオ等、平地から山地の池沼に生息するアカハライモリ等、水田や湿地に生息するトノサマガエル等の 2 目 3 科 6 種が保全すべき種に該当した。

表 4.2-20 保全すべき種（両生類）

No.	目名	科名	種名	既存資料										保全すべき種の選定根拠									
				①	②	③	④	⑨	⑫	⑬	⑭	⑳	A	B	C	D	E						
1	有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	○																NT	NT		
2			アカイサンショウウオ	○																	国内指定	EN	CR
3		イモリ	アカハライモリ	○								○									NT	VU	
4	無尾	アカガエル	ナガレタゴガエル	○							○											N	
5			ネバタゴガエル	○																			DD
6			トノサマガエル	○			○		○	○	○	○										NT	NT
-	2 目	3 科	6 種	6	0	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	1	1	4	6				

注 1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度版生物リスト）」（国土交通省 2024 年 10 月 16 日更新版）にしたがった。

注 2) 既存資料の詳細は、表 4.2-15(1)～(2)（78 ページ～79 ページ）参照。

注 3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注 4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-16（81 ページ）参照。

⑤ 昆虫類

昆虫類についての保全すべき種は、表 4.2-21(1)～(2) に示すとおりである。

池沼などを主な生息地とするチョウトンボ、ゲンゴロウ等、河川草地などに生息するミヤマシジミ、ウラギンスジヒョウモン等、山地帯に生息するヒメシロチョウ、コヒョウモンモドキ等、樹林に生息するヨツボシカミキリ、オオムラサキ等の 5 目 16 科 43 種の生息記録が保全すべき種に該当した。

表 4.2-21(1) 保全すべき種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	既存資料												保全すべき種の選定根拠										
				①	②	③	⑩	⑪	⑫	⑬	⑮	⑰	⑱	⑳	A	B	C	D	E							
1	トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ													○							NT	EN		
2		カワトンボ	アオハダトンボ				○																NT	NT		
3		ヤンマ	マダラヤンマ	○																			NT	EN		
4		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ											○										VU		
5		エゾトンボ	トラフトンボ	○			○																	VU		
6		トンボ	チョウトンボ	○			○																	NT		
7	トビケラ	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ									○											NT			
8	チョウ	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ				○	○	○						○								EN	EN		
9			アカセセリ				○	○	○						○								EN	EN		
10			ギンイチモンジセセリ				○	○	○						○	○								NT	VU	
11			オオチャバネセセリ				○	○	○							○									NT	
12			チャマダラセセリ							○						○								EN	CR	
13			スジグロチャバネセセリ	○																				NT	EN	
14			ヘリグロチャバネセセリ							○						○									VU	
15		シジミチョウ	クロシジミ	○				○	○															EN	EN	
16			ヒメシジミ本州・九州亜種				○	○							○	○								NT	VU	
17			ミヤマシジミ	○				○	○	○						○								EN	EN	
18			アサマシジミ本州亜種					○	○	○	○					○	○								EN	VU
19			キマダラルリツバメ	○					○							○	県天							NT	EN	
20			クロツバメシジミ東日本亜種	○					○															NT	VU	
21		タテハチョウ	コヒオドシ	○								○											指定		DD	
22	ウラギンスジヒョウモン						○	○	○	○				○	○								VU	NT		
23	ヒョウモンチョウ本州中部亜種						○	○						○	○								VU	VU		
24	キマダラモドキ						○								○								NT	VU		
25	ウラジャノメ						○	○	○	○														EN		
26	コヒョウモンモドキ		○				○		○	○												国内	指定	EN	CR	
27	ヒョウモンモドキ		○				○		○						○							国内		CR	EX	
28	フタスジチョウ中部地方亜種						○		○	○					○	○								EN		
29	オオムラサキ						○		○						○	○								NT	N	
30	ギフチョウ						○																	VU	CR	
31	ヒメギフチョウ本州亜種						○																	NT	NT	
32	シロチョウ	ツマグロキチョウ					○	○	○														EN	CR		
33		ヤマキチョウ					○	○	○	○				○	○								EN	NT		
34		ヒメシロチョウ	○				○	○	○	○				○	○	○								EN	VU	
35	スズメガ	イブキスズメ					○																VU			
36	ハエ	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ										○										VU			
37	コウチュウ	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ					○						○								特二	VU	EN		
38			シマゲンゴロウ	○				○																NT	EN	
39		ガムシ	コガムシ	○				○															DD	DD		
40			ガムシ					○						○										NT	VU	
41		カミキリムシ	ヒメビロウドカミキリ					○																NT	NT	
42			キベリカタビロハナカミキリ	○											○										NT	
43			ヨツボシカミキリ					○																	EN	VU
-	5目	16科	43種	15	0	2	29	16	17	8	2	4	12	17	1	3	2	33	41							

備考：スジグロチャバネセセリは、「山梨県の名義タイプ亜種」に該当する。

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト -令和6年度版生物リスト-」(国土交通省 2024年10月16日更新版)にしたがった。

注2) 既存資料の詳細は、表4.2-15(1)~(2) (78ページ~79ページ) 参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表4.2-16 (81ページ) 参照。

⑥ 魚類

魚類についての保全すべき種は表 4.2-22 に示すとおりである。

流れのゆるい河川等に生息するドジョウ、ミナミメダカ等の純淡水魚や河川と海を回遊するニホンウナギ等の回遊魚、デトリタス（動植物や微生物の死骸などの有機物）の堆積した砂底に生息するスナヤツメ南方種等の 7 目 10 科 16 種が保全すべき種に該当した。

表 4.2-22 保全すべき種（魚類）

No.	目名	科名	種名	既存資料										保全すべき種の選定根拠							
				①	②	⑨	⑫	⑬	⑭	⑯	⑰	⑱	⑳	A	B	C	D	E			
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	○															VU		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○															EN	DD	
3	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ						○				○						EN		
4			ヤマナカハヤ	○															DD	DD	
5		ドジョウ	ドジョウ	○					○										NT	DD	
6		フクドジョウ	ホトケドジョウ	○						○								指定	EN	VU	
7	ナマズ	アカザ	アカザ						○										VU		
8	サケ	サケ	ヤマトイワナ	○																LP	
9			ニッコウイワナ	○																DD	LP
10			ヤマメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							NT	LP
11			アマゴ	○		○				○		○	○								NT
12	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○					○		○								VU	VU	
13	スズキ	カジカ	カマキリ	○															VU	EX	
14			カジカ		○			○	○	○										EN	
15			カジカ（大卵型）	○																	N
16		ハゼ	ボウズハゼ	○																DD	
-	7 目	10 科	16 種	13	2	2	1	2	8	2	3	3	0	0	1	13	12				

備考 1) 種まで同定されていないものについても、便宜上 1 種として集計した。

備考 2) ヤマトイワナ、ニッコウイワナ、ヤマメ、アマゴについては、「在来個体群」を対象としている。

注 1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト -令和 6 年度版生物リスト-」（国土交通省 2024 年 10 月 16 日更新版）にしたがった。

注 2) 既存資料の詳細は、表 4.2-15(1)～(2)（78 ページ～79 ページ）参照。

注 3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注 4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-16（81 ページ）参照。

⑦ 陸産貝類

陸産貝類についての保全すべき種は、表 4.2-23 に示すとおりである。

落葉等の堆積している広葉樹林や原生林に生息するハクサンベッコウが保全すべき種に該当した。

表 4.2-23 保全すべき種（陸産貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠									
						①	②	⑭	⑮	⑳	A	B	C	D	E					
1	軟体動物	腹足	マイマイ	ベッコウマイマイ	ハクサンベッコウ					○									DD	
-	1 門	1 綱	1 目	1 科	1 種	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0				

注 1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト -令和 6 年度版生物リスト-」（国土交通省 2024 年 10 月 16 日更新版）にしたがった。

注 2) 既存資料の詳細は、表 4.2-15(1)～(2)（78 ページ～79 ページ）参照。

注 3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注 4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-16（81 ページ）参照。

⑧ 底生動物

底生動物についての保全すべき種は、表 4.2-24 に示すとおりである。

河川に生息するマシジミ等、水田や池沼に生息するマメタニシ等、流れの穏やかな水草が繁茂している所に生息するモノアラガイ等の 1 門 2 綱 4 目 6 科 6 種が保全すべき種に該当した。

表 4.2-24 保全すべき種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	既存資料					保全すべき種の選定根拠					
						①	②	⑭	⑮	⑳	A	B	C	D	E	
1	軟体動物	腹足	ニナ	カワニナ	イボカワニナ					○				NT		
2				エゾマメタニシ	マメタニシ					○				CR		
3				ミズシタダミ	ニホンミズシタダミ						○				VU	
4				モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ					○				NT	
5		二枚貝	イシガイ	イシガイ	カラスガイ					○				EN		
6			マルスダレガイ	シジミ	マシジミ					○				VU		
-	1 門	2 綱	4 目	6 科	6 種	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0	

備考) 種まで同定されていないものについても、便宜上 1 種として集計した。

注 1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度版生物リスト）」（国土交通省 2024 年 10 月 16 日更新版）にしたがった。

注 2) 既存資料の詳細は、表 4.2-15(1)～(2) (78 ページ～79 ページ) 参照。

注 3) 当該地域の環境を考慮し、生息環境が異なる種を除外した。

注 4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーは、表 4.2-16 (81 ページ) 参照。

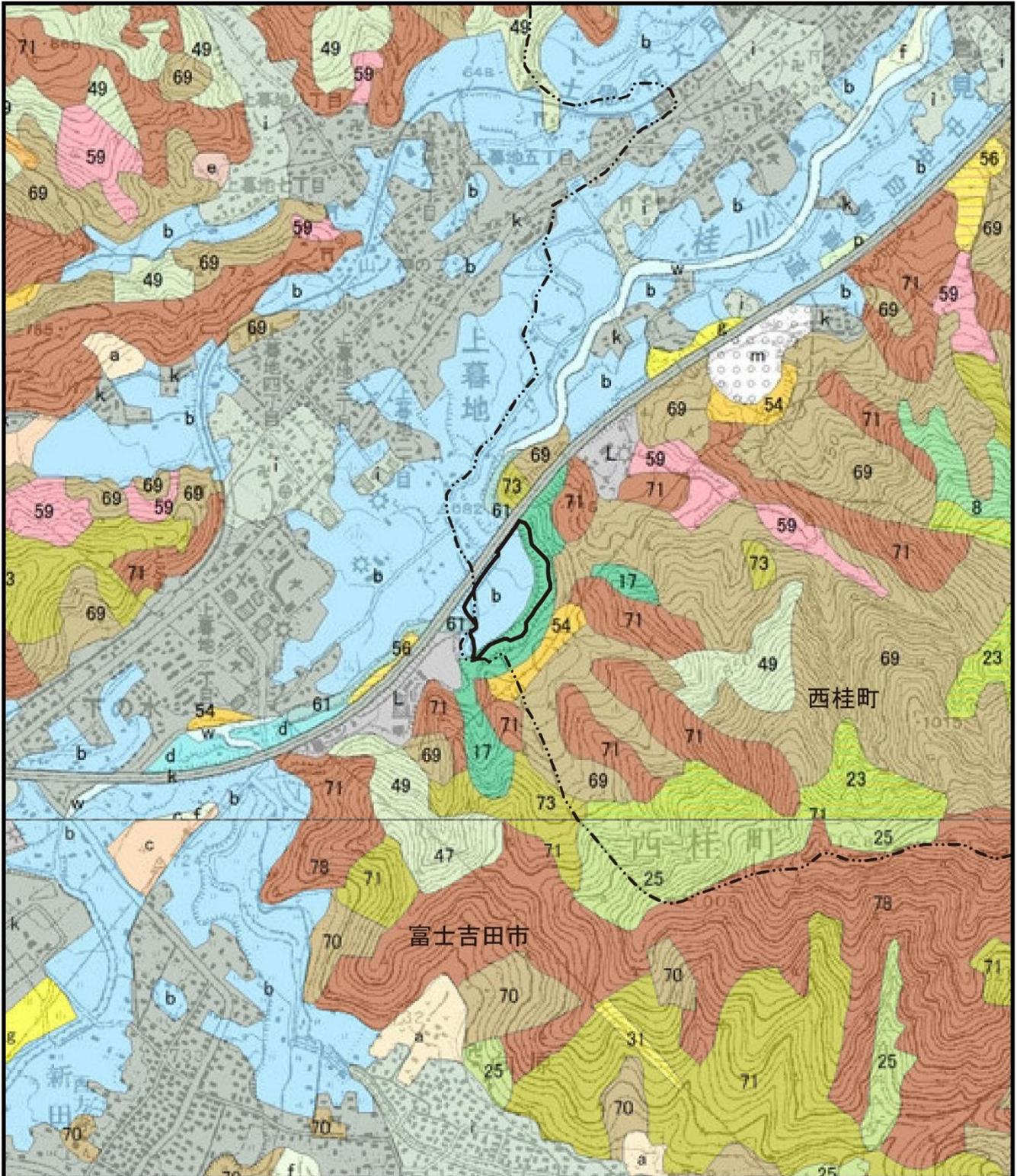
(3) 生態系

調査地域は桂川流域（相模川流域）の標高 600m 以上の桂川に隣接しており、主に砂礫台地や山地斜面、谷底平野が分布している。

植生は桂川沿いの比較的平坦な場所には、水田雑草群落などが広く分布し、桂川の対岸にあたる山地斜面には、クリーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、オオモミジガサーブナ群集、フクオウソウ・ミズナラ群集、ウラジロモミ群落、アカシデーイヌシデ群落、コカンスゲーツガ群集、伐採跡地群落などの植生が分布している。

水環境としては、桂川が対象事業実施区域の南西側で宮川と合流し、北東へ流れている。対象事業実施区域及びその周辺では、桂川の両岸は切り立った崖状となっており、川幅は狭く、流れが速く、植生によって日差しが遮られているため、溪流の様相となっている。

これらの環境を反映し、集落とそれを取り巻く二次林、低地の農耕地からなる里地・里山環境と河川の生態系が主であり、食物連鎖の観点からの上位種としては、哺乳類のツキノワグマやキツネ、鳥類の猛禽類やサギ類等が想定される。



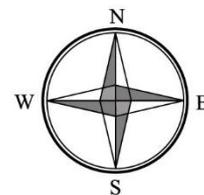
凡例

□ 対象事業実施区域 - - - - - 市町境

植生の凡例は、図4.2-21(2)参照

出典：「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査—植生調査」
(環境省生物多様性センター)

図4.2-21(1) 環境基盤図



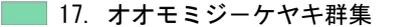
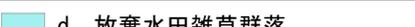
Scale 1/15,000



凡 例

【（河口湖東部）上側】

【（富士吉田）下側】

 8. イヌブナ群落	 25. クリーミズナラ群集
 17. オオモミジーケヤキ群集	 47. クリーコナラ群集
 23. フクオウソウミズナラ群集	 70. スギ・ヒノキ・サワラ植林
 49. クリーコナラ群集	 71. カラマツ植林
 54. 低木群落	 78. アカマツ植林
 56. ススキ群団（Ⅶ）	 g. 牧草地
 59. 伐採跡地群落（Ⅶ）	 f. 路傍・空地雑草群落
 61. ツルヨシ群集	 c. 放棄畑雑草群落
 69. スギ・ヒノキ・サワラ植林	 a. 畑雑草群落
 71. アカマツ植林	 b. 水田雑草群落
 73. カラマツ植林	 k. 市街地
 g. 牧草地	 i. 緑の多い住宅地
 f. 路傍・空地雑草群落	
 e. 果樹園	
 a. 畑雑草群落	
 b. 水田雑草群落	
 d. 放棄水田雑草群落	
 k. 市街地	
 i. 緑の多い住宅地	
 p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	
 L. 工場地帯	
 m. 造成地	
 w. 開放水域	

注) 枠で囲われた部分は、対象事業実施区域内の分類を示す。

図 4.2-21(2) 環境基盤図 凡例

4.2.5 景観

(1) 景観

対象事業実施区域及びその周辺における自然景観資源を表 4.2-25 及び図 4.2-22 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、北部に三ツ峠をはじめとする御坂山地、南部には杓子山などの道志山塊など急峻な山々に囲まれており、平坦地の様々な場所からは富士山や三ツ峠などの美しい山容が見られる。高台からは富士山や遠方の山々、市街地など、多彩な眺望景観を有している。また、河川や用水が流れており、水辺の景観資源となっている。

「第3回自然環境保全基礎調査（環境省 昭和61～62年）」によると、自然景観資源として三ツ峠山の岩峰が挙げられる。

表 4.2-25 自然景観資源

No.	名 称	種 別
1-1	三ツ峠山岩峰	山地 岩峰・岩柱

注) 表中のNo.は図 4.2-22 に対応している。

出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 地域資源」

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P19.html>)

(2) 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点を表 4.2-26 及び図 4.2-22 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点が 15 件挙げられ、対象事業実施区域に最も近い眺望点は、南側に位置する堂尾山公園である。

表 4.2-26 主要な眺望点

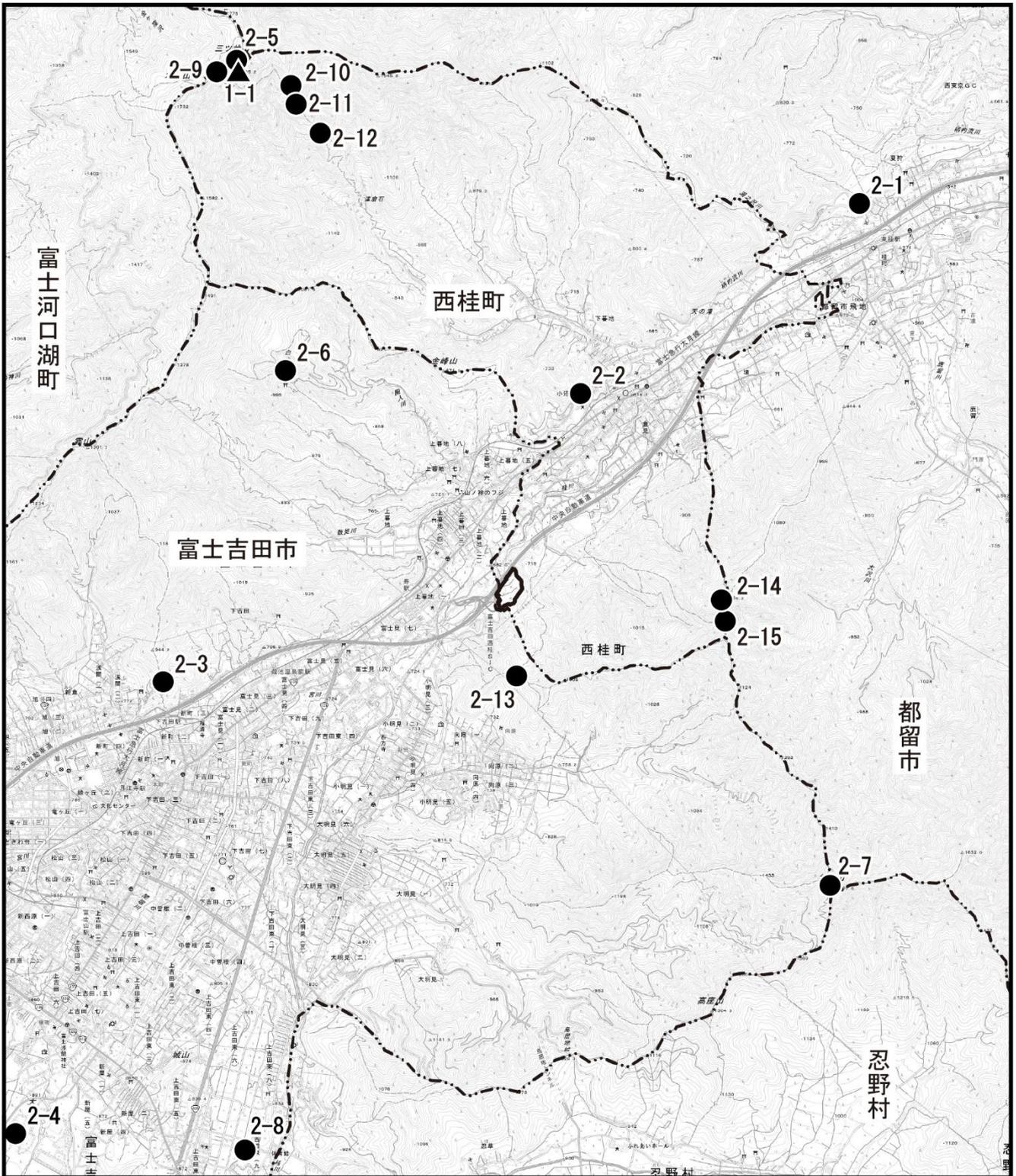
No.	名 称
2-1	太郎次郎滝（都留市）
2-2	忠魂碑展望台（西桂町）
2-3	新倉山浅間公園（富士吉田市）
2-4	諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）（富士吉田市）
2-5	三ツ峠山
2-6	白糸の滝
2-7	杓子山
2-8	農村公園
2-9	屏風岩
2-10	八十八大師
2-11	藍染明王塔
2-12	馬返し
2-13	堂尾山公園
2-14	倉見山山頂
2-15	みはらし台

注) 表中のNo.は図 4.2-22 に対応している。

出典：「公共眺望ポイント（富士・東部地域一覧）」（山梨県ホームページ）

「西桂町ガイドマップ」（西桂町産業振興課）

「富士河口湖パンフレット 富士河口湖町周辺地図」（一般社団法人富士河口湖町観光連盟）

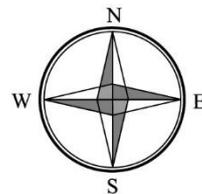


凡 例

- 対象事業実施区域
- 自然景観資源
- 主要な眺望点
- 市町村境

出典：「公共眺望ポイント(富士・東部地域一覽)」(山梨県ホームページ)
 「西桂町ガイドマップ」(西桂町産業振興課)
 「富士河口湖ソフト 富士河口湖町周辺地図」
 (一般社団法人富士河口湖町観光連盟)

図4. 2-22 自然景観資源及び主要な眺望点の位置



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.2.6 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合い活動の場を表 4.2-27(1)～(2)及び図 4.2-23 に示す。

対象事業実施区域には、人と自然との触れ合い活動の場は存在しない。

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合い活動の場として、都市公園12件、その他公園15件、ウォーキングコース等が9件、その他観光施設等21件が挙げられる。

表 4.2-27(1) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区 分	No.	名 称
富士吉田市	都市公園	A01	みづほ公園
		A02	金鳥居市民公園
		A03	堂地堀公園
		A04	丸ヶ丘公園
		A05	桂川河川公園
		A06	塩釜公園
	自然公園	B01	富士箱根伊豆国立公園
	その他の公園	C01	明見湖（あすみこ）公園
		C02	浅間公園
		C03	諏訪の森自然公園（パインズパーク）
		C04	明見せせらぎ公園
		C05	中央まちかど公園
		C06	旭町東公園
		C07	城山公園
		C08	虹ヶ丘公園
		C09	小原公園
		C10	ことぶき公園
		C11	弁天公園
		C12	月江寺公園
		C13	みずほ公園
		C14	西原南公園
	観光施設	D01	新屋山神社
		D02	農村公園
		D03	白糸の滝
		D04	北口本宮富士浅間神社
		D05	新倉富士浅間神社
		D06	葎之池温泉
		D07	金鳥居
		D08	諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）
		D09	富士山下宮小室浅間神社（下浅間）
D10		御師旧外川家住宅	
D11		明見湖（はず池）	
D12		富士吉田市観光案内所	
D13		富士山駅	
D14		富士見孝徳公園	
D15		不動湯	

表 4.2-27(2) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区 分	No.	名 称
富士吉田市	ウォーキングコースなど	E01	月江寺界限 昭和の町めぐり
		E02	杓子山トレッキングコース
都留市	観光施設	D16	鹿留オートキャンプ場
		D17	大沢オートキャンプ場
	ウォーキングコースなど	E03	倉見山トレッキングコース
		E04	石割山トレッキングコース
		E05	鹿留山トレッキングコース
		E06	御巢鷹山トレッキングコース
西桂町	都市公園	A07	憩の森公園
		A08	泉ヶ丘公園
		A09	三ツ峠さくら公園
		A10	富士見公園
		A11	桂川公園
		A12	クマガイソウ群生地
	自然公園	B01	富士箱根伊豆国立公園
	観光施設	D18	三ツ峠グリーンセンター
		D19	とうざんの里
	ウォーキングコースなど	E07	三ツ峠山トレッキングコース
		E08	倉見山トレッキングコース
	忍野村	その他の公園	C15
観光施設		D20	浅間神社(内野地区)
		D21	八幡社
富士河口湖町	自然公園	B01	富士箱根伊豆国立公園
	ウォーキングコースなど	E09	三ツ峠山トレッキングコース

注) 表中のNo.は図 4.2-23 に対応している。

出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト」

自然公園地域 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A10-2015.html>)

都市公園 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P13.html>)

「公園のご案内」(富士吉田市ホームページ)

「忍野の公園」(忍野村公式観光ホームページ)

「富士吉田市観光ガイド」(一般財団法人 ふじよしだ観光振興サービス)

「つるまにあ。2023」(都留市観光協会)

「西桂町パンフレット」(西桂町産業振興課)

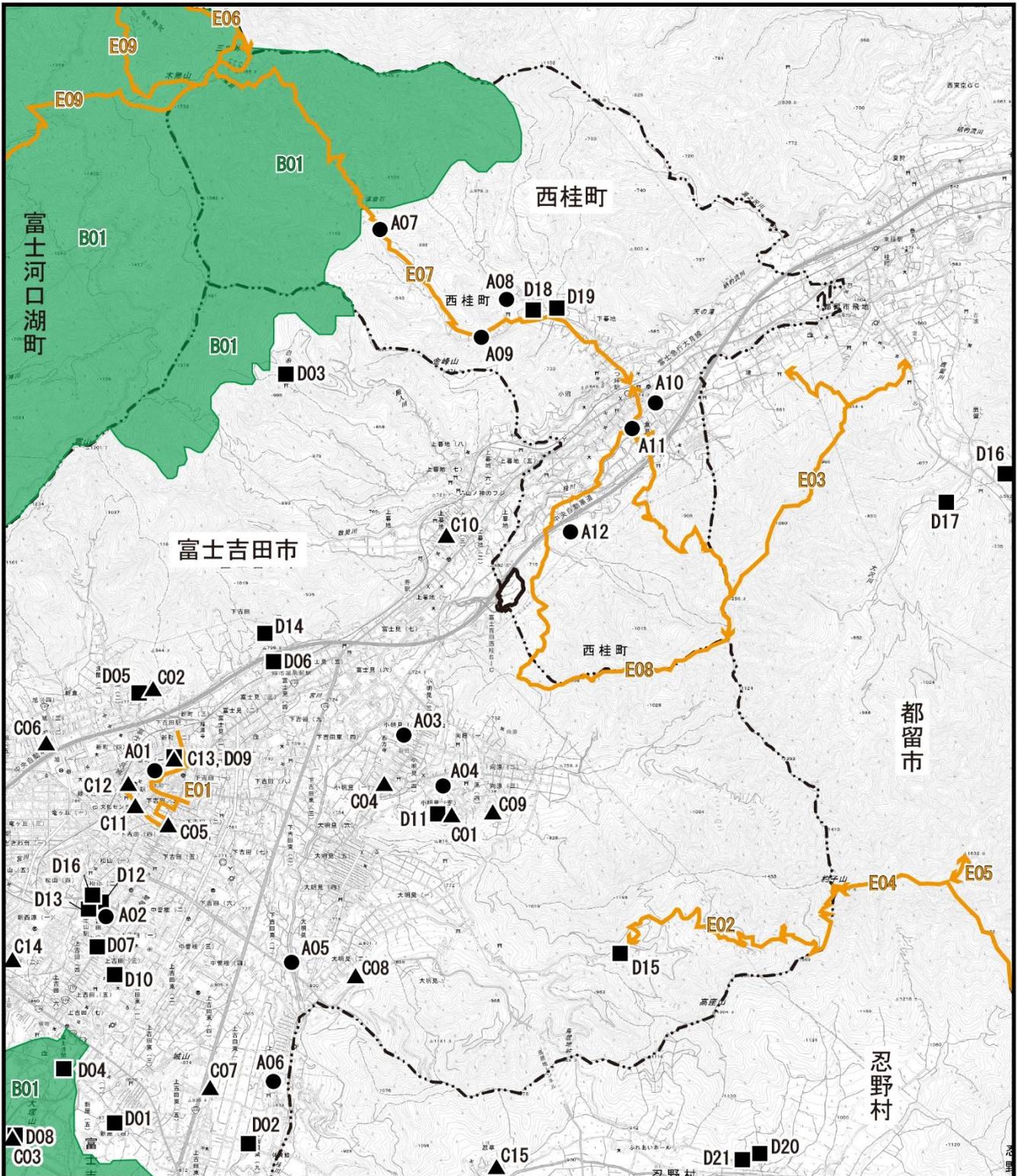
「忍野観光スポット」(忍野村観光協会ホームページ)

「富士河口湖 観光ガイドブック 春夏'23」(富士河口湖町観光連盟)

「都留市トレッキングマップ」(都留市観光協会)

「山梨トレッキングガイド」(公益社団法人 やまなし観光推進機構)

「山梨ウォーキングガイド」(富士の国やまなし観光ネット)

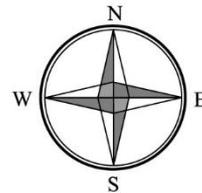


凡例

- 対象事業実施区域
- A 都市公園
- B 自然公園
- ▲ C その他の公園
- D 観光施設
- E ウォーキングコースなど
- 市町村境

出典：表4.2-27の出典名参照

図4.2-23 人と自然との触れ合い活動の場の位置



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3 地域の社会的状況

4.3.1 行政区画

対象事業実施区域の位置を図 4.3-1 に、周辺の行政区画を図 4.3-2 に、大字界を図 4.3-3 に示す。
対象事業実施区域は西桂町大字小沼米倉地区及び富士吉田市大字上暮地五名米倉地区に位置する。
西桂町及び富士吉田市は、山梨県の南東に位置する。



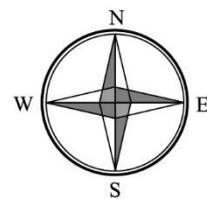
図 4.3-1 山梨県内の行政区画及び対象事業実施区域の位置



図4.3-2 行政区画

凡例

対象事業実施区域
 市町村境



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

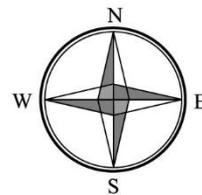


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 大字界

出典：「統計地理情報システム」
 (政府統計の総合窓口 (e-Stat) ホームページ)

図4.3-3 対象事業実施区域周辺の大字界



Scale 1/25,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

4.3.2 人口

(1) 人口及び世帯数

西桂町、富士吉田市、都留市、忍野村、富士河口湖町及び山梨県（以下、「西桂町及び周辺市町村等」という。）の人口及び世帯数の状況を表 4.3-1 に示す。表 4.3-1 には組合圏域 12 市町村の合計値も併記する。

対象事業実施区域のある西桂町、富士吉田市に注目すると、西桂町における人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）は 3,652 人、世帯数（同左）は 1,475 世帯であり、富士吉田市における人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）は 44,301 人、世帯数（同左）は 19,208 世帯である。

表 4.3-1 人口及び世帯数

区分	人口(人)	世帯数(世帯)
西桂町	3,652	1,475
富士吉田市	44,301	19,208
都留市	29,176	14,015
忍野村	9,164	3,603
富士河口湖町	26,439	11,637
組合圏域 12 市町村	164,559	72,949
山梨県	784,497	350,606

注 1) 令和 7 年 4 月 1 日現在。

注 2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

出典：「山梨の人口」（山梨県ホームページ）

(2) 人口及び世帯数の推移

西桂町及び周辺市町村等の人口及び世帯数の推移を表 4.3-2 に、組合圏域 12 市町村、西桂町及び富士吉田市の人口及び世帯数の推移を図 4.3-4(1)～(3)に示す。表 4.3-2 には組合圏域 12 市町村の合計値も併記する。

西桂町及び富士吉田市の人口は年々減少している。一方、世帯数では西桂町は横ばいで推移しているが、令和 7 年には減少している。富士吉田市では徐々に増加傾向にある。

表 4.3-2 人口及び世帯数の推移

区分	人口(人)	実績値					推計値(将来予測値)		
	世帯数(世帯)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和11年	令和14年	令和17年
西桂町	人口	4,011	3,948	3,901	3,819	3,698	4,197	4,103	4,016
	世帯数	1,486	1,496	1,494	1,499	1,478	—	—	—
富士吉田市	人口	46,463	46,033	45,581	45,056	44,647	46,464	45,968	45,467
	世帯数	18,385	18,534	18,728	18,937	19,208	—	—	—
都留市	人口	30,974	30,602	30,278	29,922	29,637	27,931	27,254	26,546
	世帯数	14,071	14,099	14,172	14,199	14,273	—	—	—
忍野村	人口	9,216	9,276	9,316	9,270	9,246	10,664	10,725	10,719
	世帯数	3,481	3,540	3,596	3,593	3,631	—	—	—
富士河口湖町	人口	26,128	26,709	26,187	26,391	26,551	26,295	26,133	25,950
	世帯数	10,695	11,119	11,114	11,454	11,648	—	—	—
組合圏域 12市町村	人口	172,614	171,052	169,272	114,458	113,779	167,234	163,930	160,512
	世帯数	71,137	71,665	72,060	49,682	50,238	—	—	—

注1) 各年1月1日現在。

注2) 太枠は本事業の該当(西桂町及び富士吉田市)を示す。

出典: 「山梨の人口」(山梨県ホームページ)

「基本設計書 資料編」

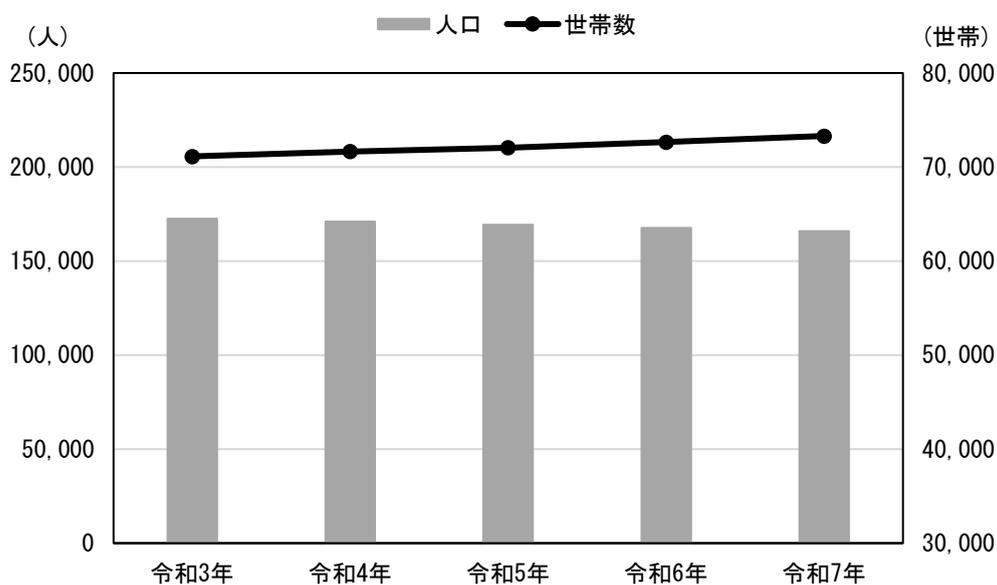


図 4.3-4(1) 人口及び世帯数の推移(組合圏域 12 市町村)

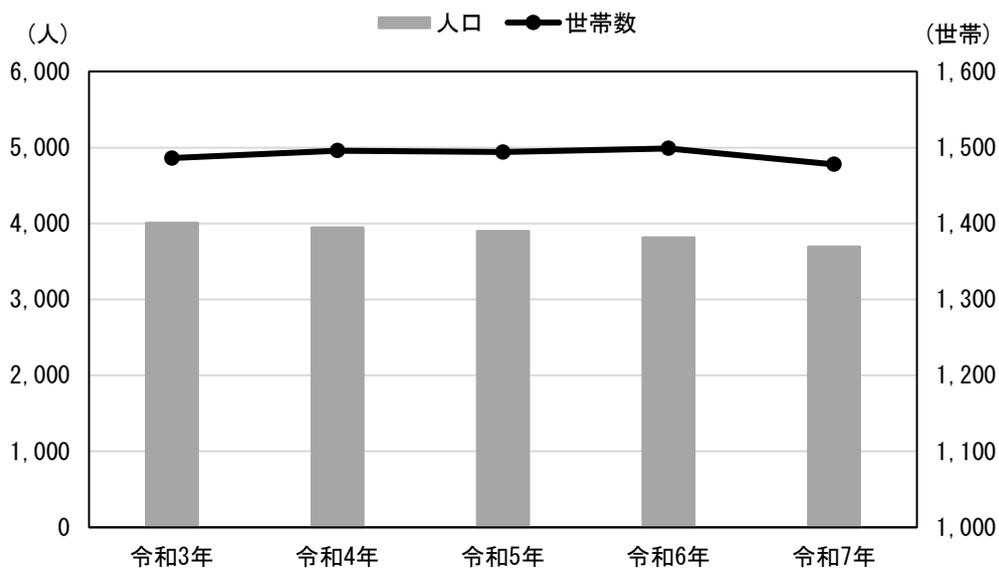


図 4.3-4(2) 人口及び世帯数の推移（西桂町）

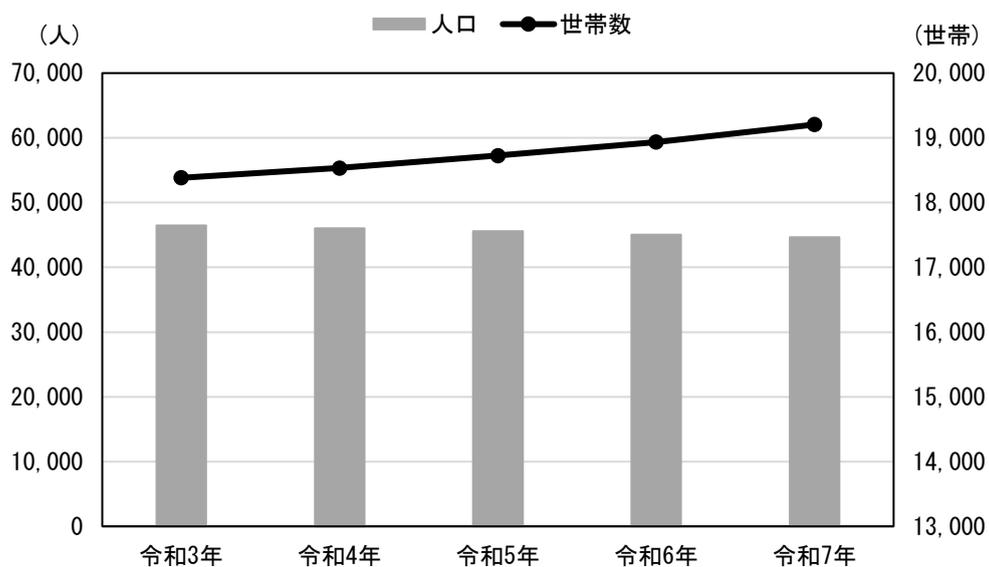


図 4.3-4(3) 人口及び世帯数の推移（富士吉田市）

(3) 人口動態

西桂町及び周辺市町村等における人口動態を表 4.3-3 に示す。表 4.3-3 には組合圏域 12 市町村の合計値も併記する。

西桂町における人口総数（令和 7 年 1 月 1 日現在）は 3,698 人であり、人口動態（令和 6 年 12 月中）は、自然動態が 4 人減少、社会動態が 1 人減少している。富士吉田市における人口総数（令和 7 年 1 月 1 日現在）は 44,647 人であり、人口動態（令和 6 年 12 月中）は、自然動態が 50 人減少、社会動態は変動がなかった。

表 4.3-3 人口動態

市区町名	令和 7 年 1 月 1 日現在 人口総数（人）	令和 6 年 12 月中の人口動態					
		自然動態（人）			社会動態（人）		
		出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減
西桂町	3,698	2	6	△4	10	11	△1
富士吉田市	44,647	24	74	△50	106	106	0
都留市	29,637	10	31	△21	64	65	△1
忍野村	9,246	7	14	△7	32	61	△29
富士河口湖町	26,551	9	25	△16	88	100	△12
組合圏域 12 市町村	166,006	67	216	△173	413	455	△52
山梨県	788,935	329	1080	△751	2120	1968	152

注 1) 「△」はマイナスを示す。

注 2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

出典：「山梨の人口」（山梨県ホームページ）

4.3.3 集落の状況

対象事業実施区域周辺における集落人口及び世帯数を表 4.3-4(1)～(2)に示す。

表 4.3-4(1) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（西桂町）

地区名	人口（人）	世帯数（世帯）
倉見	871	348
小沼	2,169	860
下暮地	789	333

注1) 令和7年6月1日現在。

注2) 対象事業実施区域は小沼に位置する。

出典：「西桂町統計資料」

表 4.3-4(2) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（富士吉田市）

地区名	人口（人）	世帯数（世帯）
上暮地	2,850	1,291
小明見	2,504	1,047
大明見	2,917	1,231
下吉田	5,843	2,683
新倉	791	404
松山	2,646	1,258
上吉田	5,312	2,548
新屋	1,207	517
竜ヶ丘	1,679	784
緑ヶ丘	617	315
ときわ台	658	326
新西原	3,176	1,564
旭	1,778	771
中曽根	1,277	555
下吉田東	1,716	695
富士見	2,487	1,050
向原	1,596	671
浅間	1,013	451
新町	1,412	683
上吉田東	4,528	2,102

注1) 令和7年6月1日現在。

注2) 対象事業実施区域は上暮地に位置する。

出典：「富士吉田市の人口世帯（令和7年6月1日人口）」（富士吉田市ホームページ）

4.3.4 産業

(1) 事業所及び従業者

西桂町及び周辺市町村等の産業別事業所数と従業者数を表 4.3-5(1)～(2)に、西桂町及び富士吉田市の産業別事業所数と従業者数の構成割合を図 4.3-5(1)～(2)に示す。

西桂町における産業の状況（令和3年6月1日現在）は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業の占める割合が最も高く、第一次産業の占める割合はともに2%程度である。なお、事業所数及び従業者数ともに製造業が最も多い。

また、富士吉田市における産業の状況（令和3年6月1日現在）は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業の占める割合が最も高く、第一次産業の占める割合はともに1%程度である。なお、事業所数は卸売業、小売業が、従業者数は製造業が最も多い。

表 4.3-5(1) 産業の状況

区分	産業分類	西桂町		富士吉田市		都留市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	1	20	10	111	12	74
	計	1	20	10	111	12	74
	構成比 (%)	0.5%	1.9%	0.3%	0.5%	0.7%	0.5%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	17
	建設業	19	53	406	2,096	185	984
	製造業	53	411	490	4,866	321	3,527
	計	72	464	896	6,962	507	4,528
	構成比 (%)	38.5%	44.1%	27.5%	28.3%	28.2%	31.0%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	5	31	7	113	6	29
	情報通信業	1	1	28	352	10	21
	運輸業、郵便業	4	38	40	564	31	674
	卸売業、小売業	42	262	656	4,032	332	2,699
	金融業、保険業	3	19	61	687	16	171
	不動産業、物品賃貸業	2	6	124	391	143	270
	学術研究、専門・技術サービス業	2	6	125	670	65	278
	宿泊業、飲食サービス業	13	38	514	3,052	192	968
	生活関連サービス業、娯楽業	13	18	267	1,250	157	882
	教育、学習支援業	2	17	103	1,315	71	1,179
	医療、福祉	9	72	235	2,949	114	1,710
	複合サービス事業	1	4	8	288	11	335
	サービス業(他に分類されないもの)	17	56	187	1,831	129	810
	計	114	568	2,355	17,494	1,277	10,026
	構成比 (%)	61.0%	54.0%	72.2%	71.2%	71.1%	68.5%
総数	187	1,052	3,261	24,567	1,796	14,628	
構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

注1) 令和3年6月1日現在。

注2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注3) 構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査報告書」（総務省統計局）

表 4.3-5(2) 産業の状況(2)

区分	産業分類	忍野村		富士河口湖町		山梨県	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	2	9	13	47	382	3,780
	計	2	9	13	47	382	3,780
	構成比 (%)	0.5%	0.1%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	29	310
	建設業	91	511	133	728	4,144	24,539
	製造業	57	4,731	110	3,821	4,136	78,485
	計	148	5,242	243	4,549	8,309	103,334
	構成比 (%)	36.5%	75.9%	14.9%	29.0%	20.1%	26.9%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	1	8	142	1,694
	情報通信業	1	3	5	75	332	4,271
	運輸業, 郵便業	5	60	21	398	787	15,327
	卸売業, 小売業	74	474	332	2,423	8,993	68,023
	金融業, 保険業	5	33	15	158	607	8,111
	不動産業, 物品賃貸業	9	20	74	387	2,521	7,483
	学術研究, 専門・技術サービス業	11	37	39	143	1,561	8,620
	宿泊業, 飲食サービス業	67	389	518	3,917	5,555	35,367
	生活関連サービス業, 娯楽業	27	80	115	758	3,476	16,403
	教育, 学習支援業	15	168	56	776	1,700	24,739
	医療, 福祉	22	329	93	1,408	3,319	54,298
	複合サービス事業	2	13	12	69	378	4,935
	サービス業(他に分類されないもの)	15	51	98	596	3,308	27,782
	計	255	1,659	1,379	11,116	32,679	277,053
	構成比 (%)	63.0%	24.0%	84.3%	70.7%	79.0%	72.1%
総数	405	6,910	1,635	15,712	41,370	384,167	
構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

注1) 令和3年6月1日現在。

注2) 構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典: 「令和3年経済センサス-活動調査報告書」(総務省統計局)

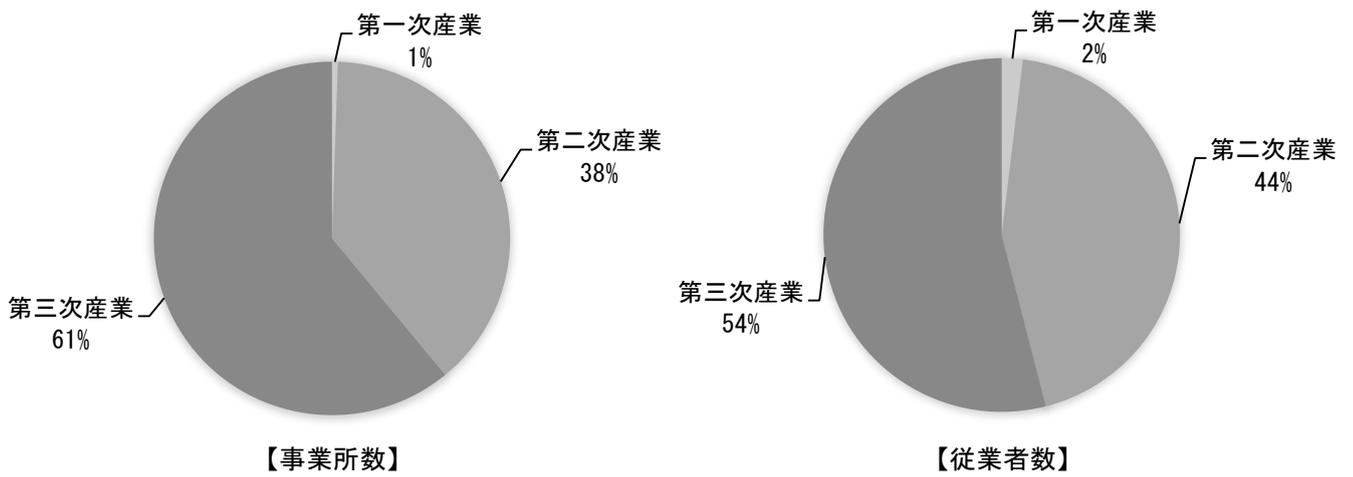


図 4.3-5(1) 産業別事業所数と従業者数の構成割合（西桂町）

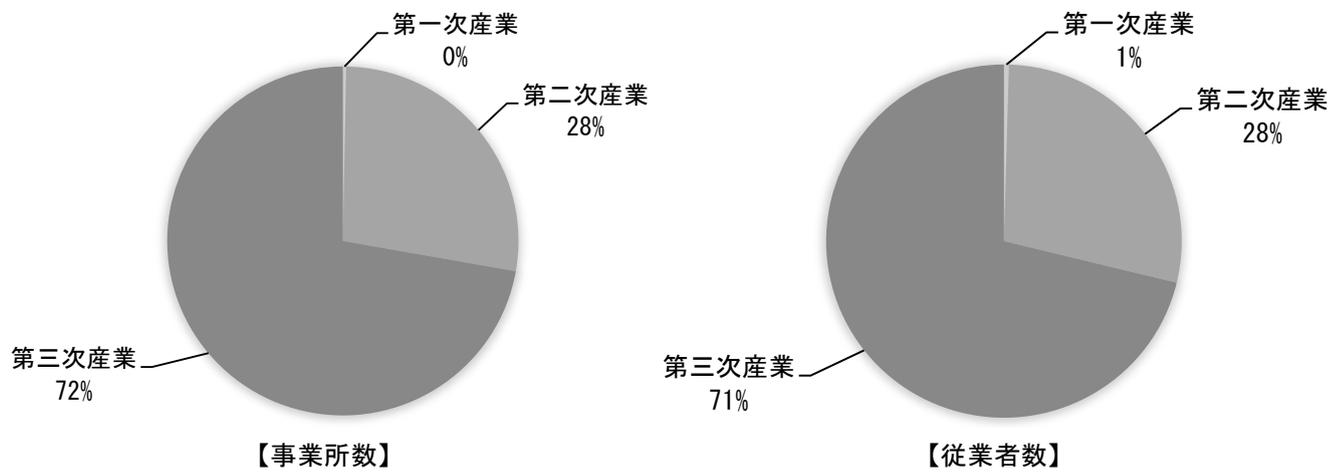


図 4.3-5(2) 産業別事業所数と従業者数の構成割合（富士吉田市）

(2) 農林業

西桂町及び周辺市町村等における農林業の状況を表 4.3-6 に示す。

西桂町における農林業の状況（令和2年2月1日現在）は、農林業経営体が10経営体あり、すべて農業経営体である。

また、富士吉田市における農林業の状況（令和2年2月1日現在）は、農業経営体が98、林業経営体が11である。

表 4.3-6 農林業の状況

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
西桂町	10	10	0
富士吉田市	105	98	11
都留市	150	143	8
忍野村	69	66	4
富士河口湖町	82	79	4
山梨県	15,088	14,970	153

注1) 令和2年2月1日現在。

注2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注3) 農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

出典：「2020年農林業センサス結果報告書」（農林水産省）

(3) 漁業

山梨県における漁業の状況を表 4.3-7 に示す。

山梨県の内水面漁業における令和 5 年度の漁獲量（公表値）は、河川湖沼が 3t、魚類・貝類・その他の水産動植物類が 3t であり、過去 5 年間の漁獲量はおおむね横ばいで推移している。

なお、西桂町及び富士吉田市の桂川とその支流の漁業権は、「都留漁業協同組合」が管轄している。

表 4.3-7 漁業の状況

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
内水面漁業漁獲量(t)	河川		x	x	-	-	-	
	湖沼		x	x	5	6	3	
	合計		x	3	5	6	3	
	魚類	さけ類		x	-	-	-	-
		からふとます		x	-	-	-	-
		さくらます		x	-	-	-	-
		その他のさけ・ます類		x	-	-	-	-
		わかさぎ		x	3	5	6	3
		あゆ		x	-	-	-	-
		しらうお		x	-	-	-	-
		こい		x	-	-	-	-
		ふな		x	-	-	-	-
		うぐい・おいかわ		x	-	-	-	-
		うなぎ		x	0	0	0	0
		はぜ類		x	-	-	-	-
その他		x	-	-	-	-		
貝類	しじみ		x	-	-	-	-	
	その他		x	-	-	-	-	
産動植物類 その他の水	えび類		x	-	-	-	-	
	その他		x	-	-	-	-	
合計		x	3	5	6	3		
内水面養殖業収獲量(t)	ます類	にじます	692	596	620	623	627	
		その他	252	249	250	269	268	
	あゆ		7	4	9	5	6	
	こい		x	x	x	x	x	
	うなぎ		x	x	x	x	x	
	合計		967	939	930	948	962	

注1) 表中の記号は以下を示す。

0：単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）又は増減のないもの

-：事実のないもの

x：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と一致しない場合がある。

出典：「内水面漁業生産統計調査（政府統計の総合窓口(e-Stat)）」（総務省統計局）

(4) 工業

西桂町及び周辺市町村等における工業の状況を表 4.3-8 に示す。

西桂町における工業の状況（令和 4 年 11 月 30 日現在）は、事業所数 19 所、従業者数 330 人であり、製造品出荷額等 48 億円に及ぶ。

また、富士吉田市における工業の状況（令和 4 年 11 月 30 日現在）は、事業所数 132 所、従業者数 3,751 人であり、製造品出荷額等 1,000 億円に及ぶ。

山梨県全体における西桂町及び富士吉田市の構成比は、事業所数 9.0%、従業者数 5.7%、製造品出荷額等 4.5%を占めている。

表 4.3-8 工業の状況

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
西桂町	19	1.1	330	0.5	483,070	0.2
富士吉田市	132	7.9	3,751	5.2	10,831,533	4.3
都留市	117	7.0	2,847	3.9	5,609,230	2.2
忍野村	35	2.1	4,849	6.7	31,655,441	12.5
富士河口湖町	51	3.0	2,485	3.4	6,222,671	2.5
山梨県	1,676	100.0	72,124	100.0	253,021,988	100.0

注 1) 事業所数・従業者数：令和 3 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等：令和 2 年 1 月～12 月

注 2) 太枠は、本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注 3) 表中の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、従業者数 4 人以上の事業所を集計したものである。

注 4) 構成比は小数第 2 位を四捨五入している。

出典：「令和 3 年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計（概要版）」（山梨県ホームページ）

(5) 商業

西桂町及び周辺市町村等における商業の状況を表 4.3-9 に示す。

西桂町における商業の状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）は、事業所数 42 所、従業者数 234 人であり、年間商品販売額 4,600 万円に及ぶ。

また、富士吉田市における商業の状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）は、事業所数 609 所、従業者数 3,323 人であり、年間商品販売額 8 億 5 千万円に及ぶ。

山梨県全体における西桂町及び富士吉田市の構成比は、事業所数 8.0%、従業者数 6.6%、年間商品販売額 5.6%を占めている。

表 4.3-9 商業の状況

区分	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
西桂町	42	0.5	234	0.4	4,633	0.3
富士吉田市	609	7.5	3,323	6.1	85,783	5.3
都留市	335	4.1	2,142	4.0	40,411	2.5
忍野村	60	0.7	291	0.5	4,878	0.3
富士河口湖町	251	3.1	1,734	3.2	38,413	2.4
山梨県	8,167	100.0	54,062	100.0	1,612,008	100.0

注 1) 平成 26 年 7 月 1 日現在。

注 2) 太枠は、本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注 3) 構成比は小数第 2 位を四捨五入している。

出典：「商業統計調査結果報告」（山梨県ホームページ）

4.3.5 交通

(1) 主要道路

対象事業実施区域周辺における主要道路の状況を図 4.3-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主要な道路としては、北東－南西方向に延びる中央自動車道富士吉田線、一般国道 139 号及び県道 718 号富士吉田西桂都留線が挙げられる。

(2) 交通量

対象事業実施区域周辺における自動車交通量の状況を表 4.3-10 に、交通量観測地点を図 4.3-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主な交通量観測地点としては、対象事業実施区域東側にある一般国道 139 号の区間番号 14050 の 1 地点が挙げられ、断面交通量は 13,510 台、大型車混入率は 9.0%となっている。

表 4.3-10 自動車交通量の状況（令和 3 年度道路交通センサス）

No.	路線	交通量調査 区間番号	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間 （7～19 時）			大型車 混入率 （%）	ピーク 比率 （%）
				小型車	大型車	合計		
1	中央自動車道 富士吉田線	320、330、340	都留～富士吉田西桂スマート	8,264	2,430	10,694	22.7	9.9
2	中央自動車道 富士吉田線	350	富士吉田西桂スマート～河口湖	7,117	2,038	9,155	22.3	9.8
3	一般国道 137 号	12010	富士吉田市上吉田三丁目 14-11	6,208	170	6,378	2.7	11.1
4	一般国道 137 号	12150	富士吉田市旭三丁目 12-23	10,994	812	11,806	6.9	10.1
5	一般国道 139 号	14050	富士吉田市上暮地五丁目 378-1	12,291	1,219	13,510	9.0	11.1
6	一般国道 139 号	14150	富士吉田市上吉田東六丁目 9-25	9,112	770	9,882	7.8	10.2
7	県道 704 号 新田下吉田線	61660	富士吉田市小明見一丁目 4-7	2,616	108	2,724	4.0	14.2
8	県道 718 号 富士吉田西桂都留線 ^{注)}	61970	—	1,670	1,230	2,900	42.4	10.1

注) 県道 718 号富士吉田西桂都留線における交通量は推定値であり、出典に観測地点は記載されていない。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

(3) 鉄道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況を図 4.3-6 に示す。

対象事業実施区域の西側には、東西に富士山麓電気鉄道の富士急行線が走っている。なお、最寄りの駅は寿駅であり、対象事業実施区域より西へ約 800m に位置する。

また、令和 4 年度の富士急行線の利用者数（乗車人員）は 2,775,021 人（山梨県統計年鑑 令和 4 年）となっている。



凡 例		図4.3-6 主要道路、交通量観測地点及び鉄道の状況	
	対象事業実施区域		市町村境
	高速自動車道		一般国道
	県道		鉄道
	交通量観測地点 及び区間番号		
出典：「令和3年度道路・街路交通情勢調査」 (山梨県ホームページ)		 Scale 1/50,000 	

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.6 土地利用

(1) 地目別土地利用

西桂町及び周辺市町村等における地目別土地面積の状況を表 4.3-11 及び図 4.3-7 に、対象事業実施区域周辺における地目別土地利用を図 4.3-8 に示す。

対象事業実施区域の地目は、国土交通省が提供する「国土数値情報 ダウンロードサービス 土地利用細分メッシュデータ」によると、田と森林（平成 26 年度現在）に該当する。

なお、西桂町における地目別面積の構成比（令和 5 年 1 月 1 日現在）は、山林が 76.2%と最も多く、次いで宅地の 10.0%、田の 8.3%の順となっている。また、富士吉田市における地目別面積の構成比（令和 5 年 1 月 1 日現在）は、山林が 36.3%と最も多く、次いで宅地の 33.2%、畑の 12.3%の順となっている。

表 4.3-11 地目別土地面積の状況

区分	項目	計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
西桂町	面積(ha)	7,544	623	184	752	5,750	53	182
	構成比(%)	100.0	8.3	2.4	10.0	76.2	0.7	2.4
富士吉田市	面積(ha)	23,284	2,197	2,864	7,736	8,454	614	1,419
	構成比(%)	100.0	9.4	12.3	33.2	36.3	2.6	6.1
都留市	面積(ha)	52,758	3,500	4,652	5,503	32,017	2,186	4,900
	構成比(%)	100.0	6.6	8.8	10.4	60.7	4.1	9.3
忍野村	面積(ha)	14,260	1,937	1,036	2,644	7,493	248	902
	構成比(%)	100.0	13.6	7.3	18.5	52.5	1.7	6.3
富士河口湖町	面積(ha)	39,420	789	9,582	7,773	11,674	5,385	4,217
	構成比(%)	100.0	2.0	24.3	19.7	29.6	13.7	10.7
山梨県	面積(ha)	1,313,430	101,181	256,000	179,051	646,253	67,339	63,606
	構成比(%)	100.0	7.7	19.5	13.6	49.2	5.1	4.8

注1) 令和 5 年 1 月 1 日現在。

注2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注3) 構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典：「山梨県統計年鑑 令和 4 年」（山梨県ホームページ）

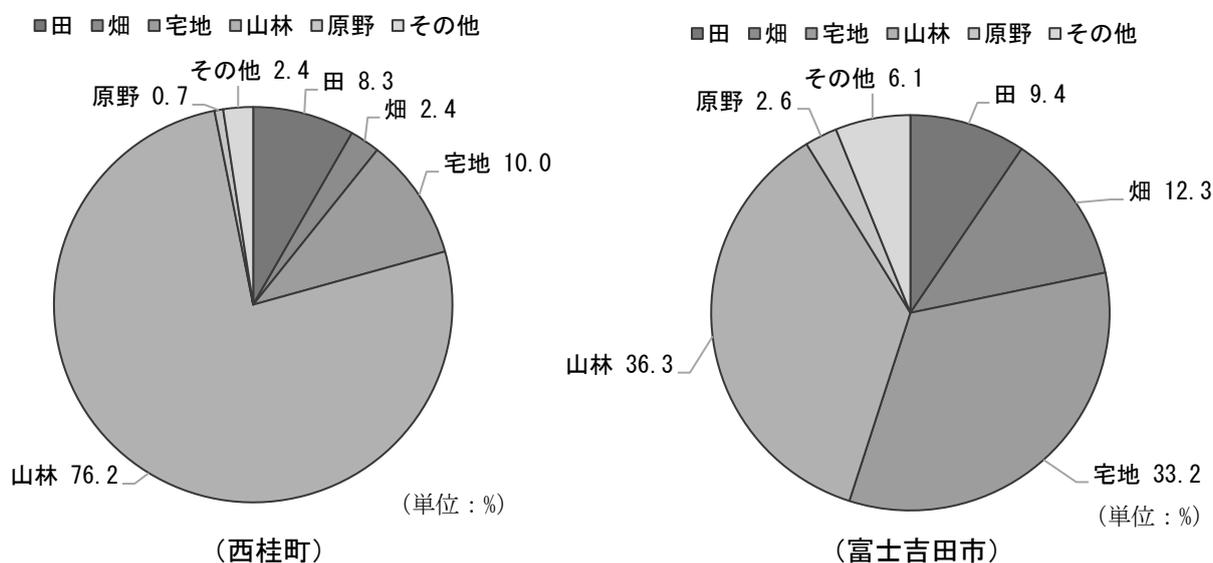
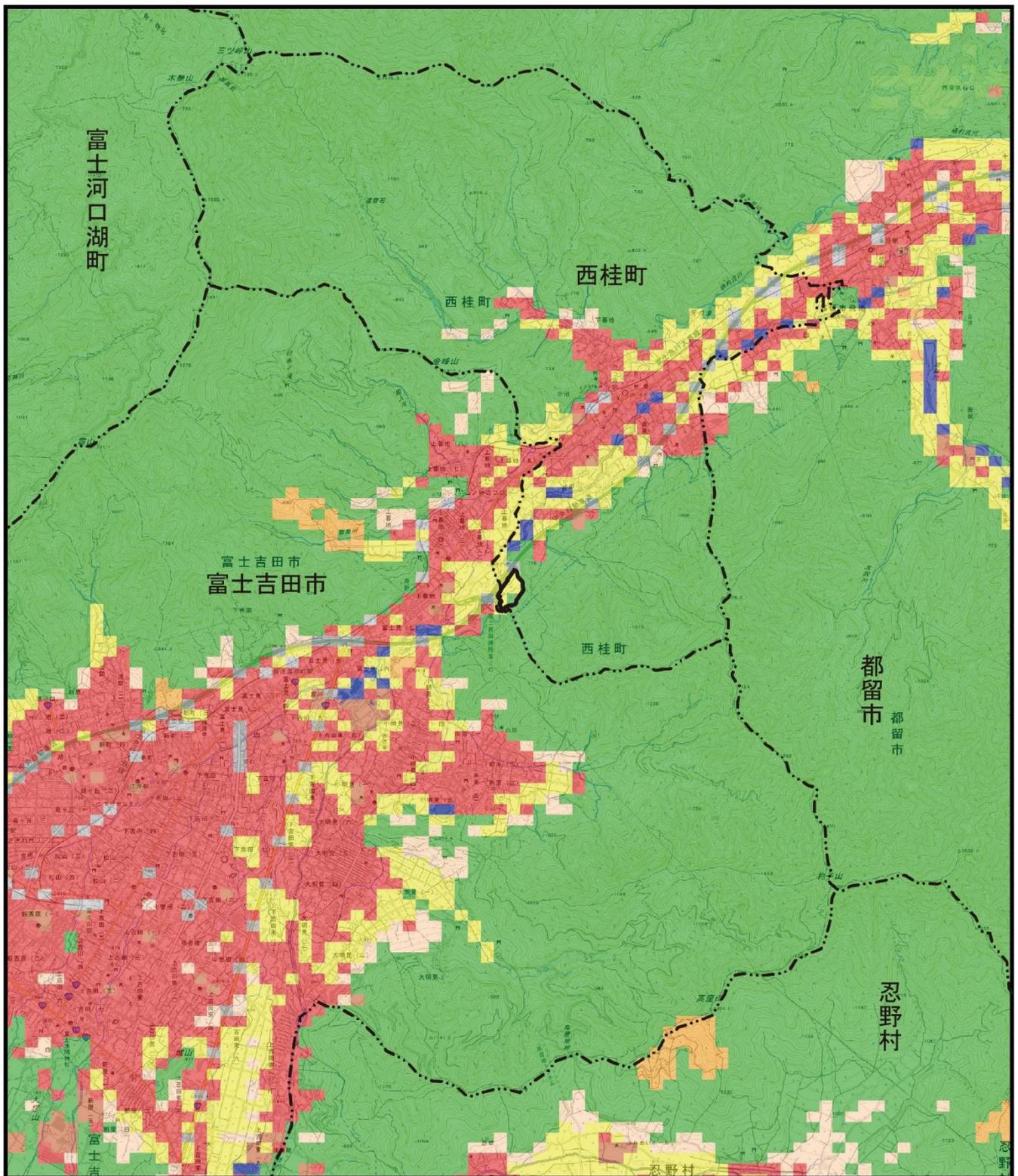


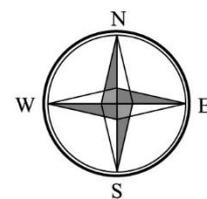
図 4.3-7 地目別土地面積の構成割合



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|---------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 市町村境 |
|  | 田 |  | 道路 |
|  | その他農用地 |  | 鉄道 |
|  | 森林 |  | その他の用地 |
|  | 荒地 |  | 河川地及び湖沼 |
|  | 建物用地 |  | ゴルフ場 |

図4.3-8 地目的別土地利用



Scale 1/50,000



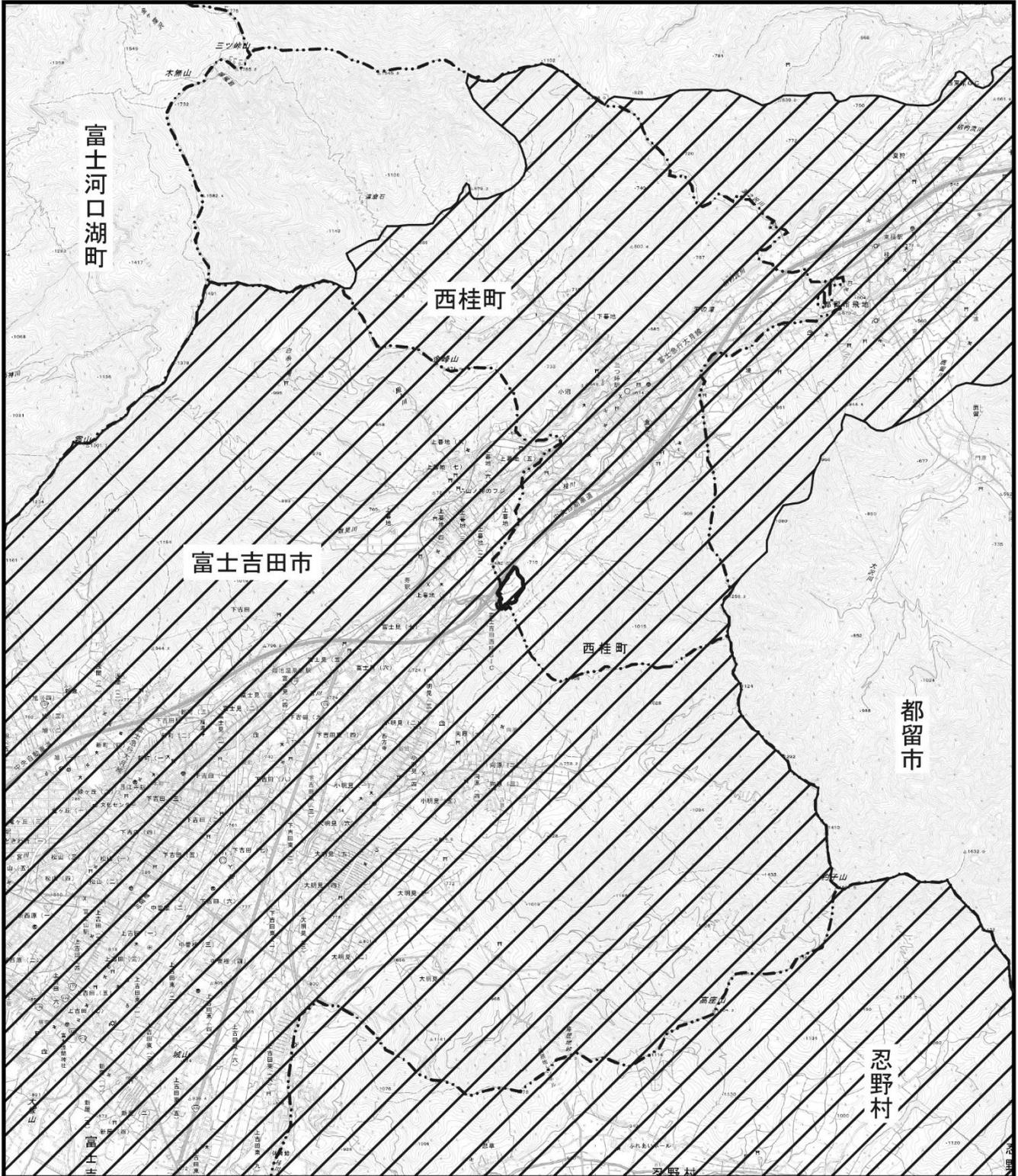
出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 土地利用細分メッシュデータ」
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 土地利用計画

対象事業実施区域周辺における都市計画区域の指定状況を図 4.3-9 に、用途地域の指定状況を図 4.3-10 に示す。

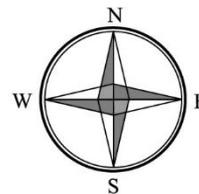
対象事業実施区域は、都市計画法に基づく都市計画区域内にあり、また、用途地域の定めのない地域となっている。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市町村境
-  都市計画区域

図4.3-9 都市計画区域の指定状況

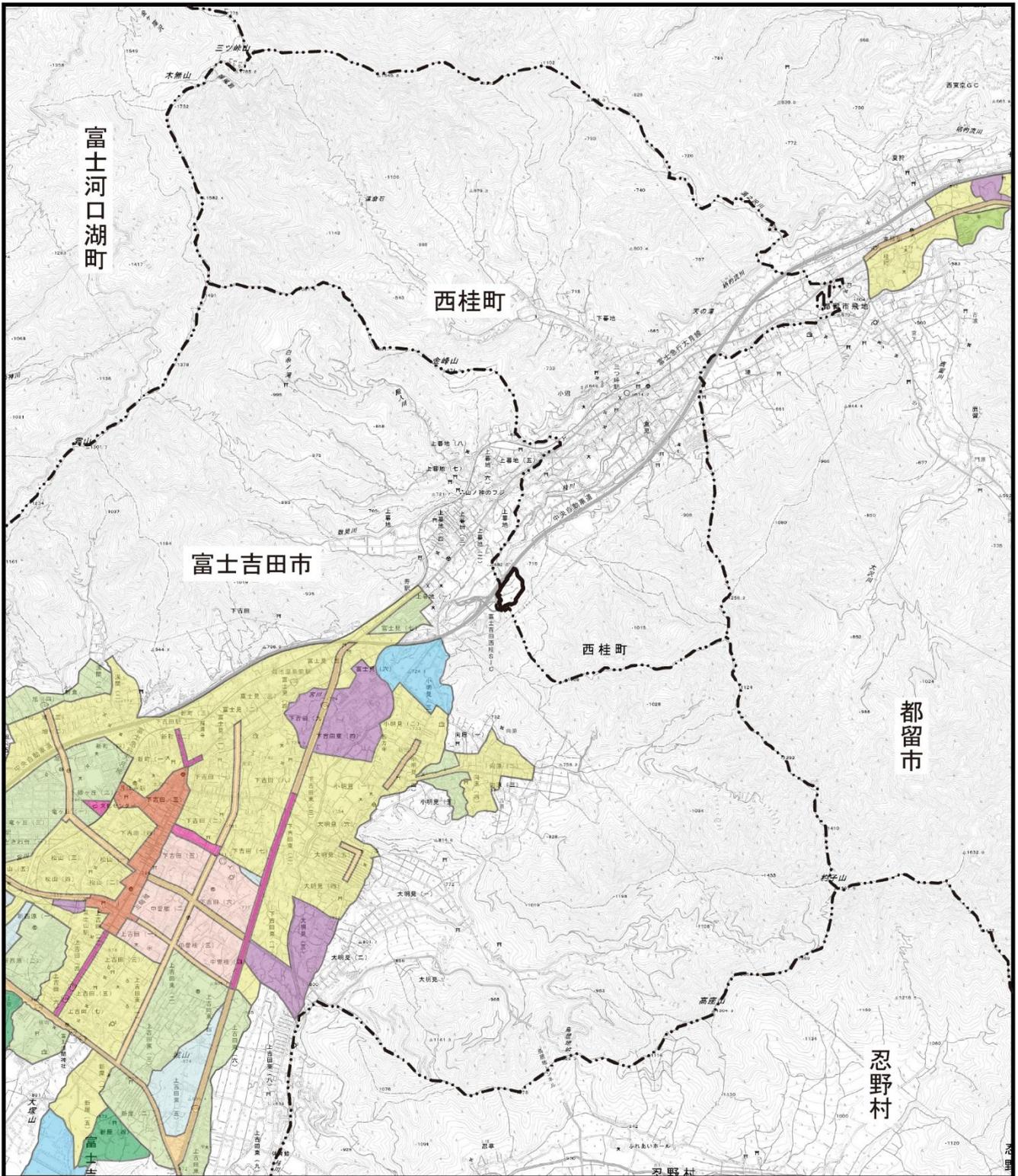


Scale 1/50,000



出典：「都市計画総括図」（山梨県ホームページ）

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

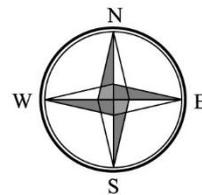


凡例

- | | | | |
|--|--------------|--|--------|
| | 対象事業実施区域 | | 市町村境 |
| | 第1種低層住居専用地域 | | 準住居地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 | | 近隣商業地域 |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | 商業地域 |
| | 第1種住居地域 | | 準工業地域 |
| | 第2種住居地域 | | 工業地域 |

出典：「都市計画総括図」（山梨県ホームページ）

図4.3-10 用途地域の指定状況



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.7 利 水

(1) 給水区域

西桂町の簡易水道事業における給水区域及び水源（井戸）の位置図を図 4.3-11 に示す。

給水区域は中央道以北の地域については標高 670m 以下、及び、下暮地下河原橋以東は柄杓流川以南とし、中央道以南の地域については、標高 640m 以下の地域としている。また、3 箇所水源から 1 箇所の配水池に水を集めて塩素消毒を行ったのち、町の給水区域全域に給水している。

(2) 地下水

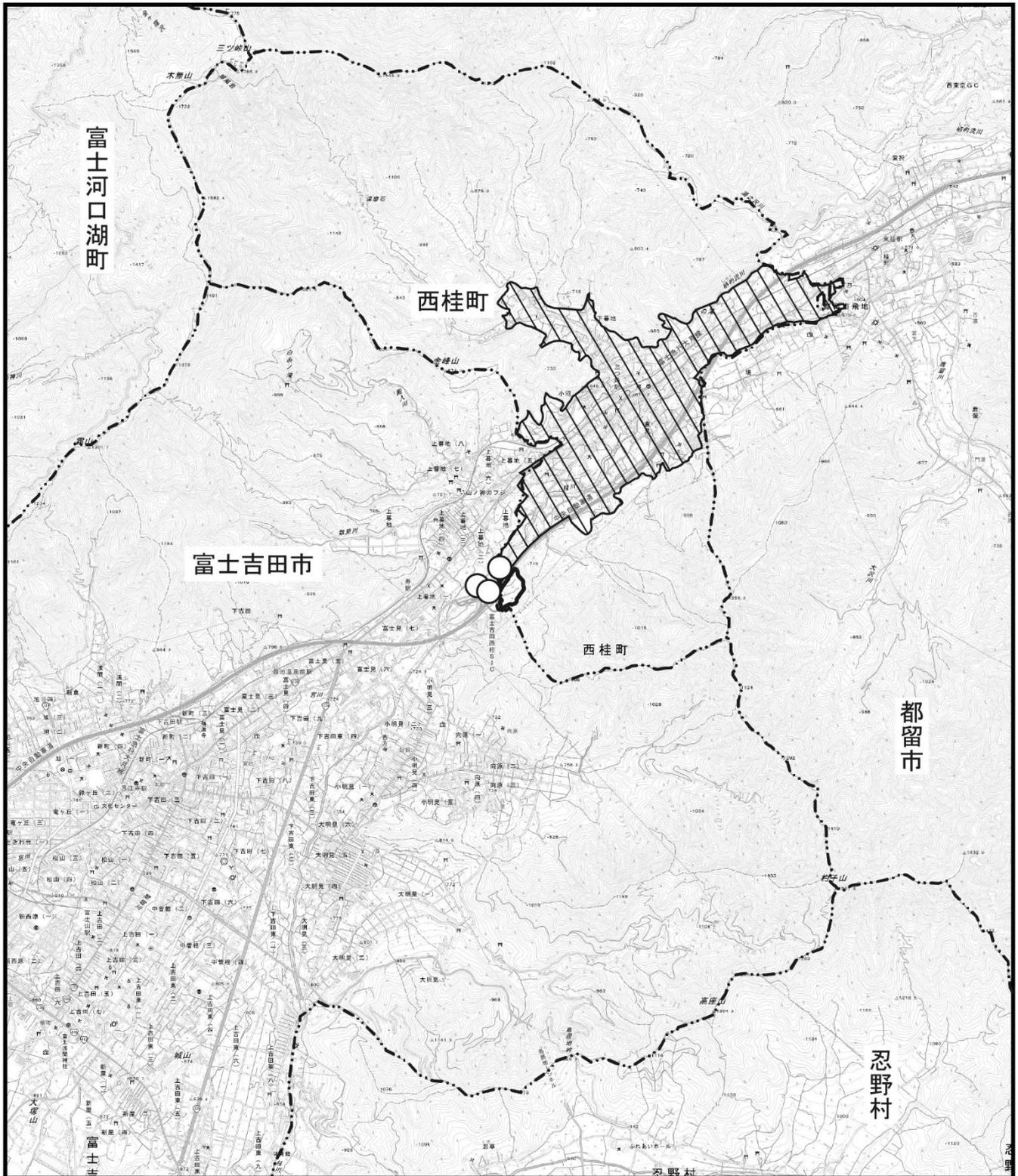
山梨県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例（平成 24 年 12 月）」を制定しており、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けている。

山梨県における過去 5 年間の揚水設備設置届出件数を表 4.3-12 に示す。西桂町は富士・東部林務環境事務所の管轄にあたり、令和 5 年はこの管轄区域の届出件数はなかった。

表 4.3-12 揚水設備設置届出件数

県の機関	管轄市町村	揚水機の吐出口の断面積	R1	R2	R3	R4	R5	合計
富士・東部林務環境事務所	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	6cm ² 超 50cm ² 以下	0	0	0	3	0	3
		50cm ² 超	3	3	2	1	0	9
		合計	3	3	2	4	0	12
		届出者数	1	3	1	3	0	8
中北林務環境事務所	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	6cm ² 超 50cm ² 以下	4	5	4	8	5	26
		50cm ² 超	0	1	2	9	0	12
		合計	4	6	6	17	5	38
		届出者数	4	3	5	12	3	27
峡東林務環境事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	6cm ² 超 50cm ² 以下	3	3	3	2	2	13
		50cm ² 超	1	1	0	1	0	3
		合計	4	4	3	3	2	16
		届出者数	2	1	2	3	2	10
峡南林務環境事務所	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	6cm ² 超 50cm ² 以下	2	0	2	1	1	6
		50cm ² 超	0	0	0	0	0	0
		合計	2	0	2	1	1	6
		届出者数	2	0	1	1	1	5
合 計		6cm ² 超 50cm ² 以下		9	8	9	14	8
		50cm ² 超		4	5	4	11	0
		合計		13	13	13	25	8
		届出者数		9	7	9	19	6

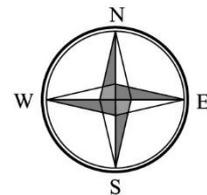
出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 簡易水道事業給水区域
- 水源（井戸）
- 市町村境

図4.3-11 西桂町の簡易水道事業給水区域



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

出典：「水道施設一般図」（西桂町統計資料）

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(3) 河川

西桂町には山中湖を源流とする一級河川である桂川が南西から北東方向に流下している（図 4.2-9（47 ページ）参照）。農業用水等に利用されている。

(4) 漁業権

対象事業実施区域周辺の漁業権の設定状況を表 4.3-13 に、漁場の区域を図 4.3-12 に示す。
対象事業実施区域周辺の河川には、都留漁業協同組合の漁業権が設定されている。

表 4.3-13 漁業権の設定状況

漁業名称	項目	内容
都留漁業協同組合	漁業公示番号	内共第 9 号
	漁業権対象種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ウグイ
	漁場の区域	桂川の本流及び支流の一部

出典：「漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図」（山梨県ホームページ）

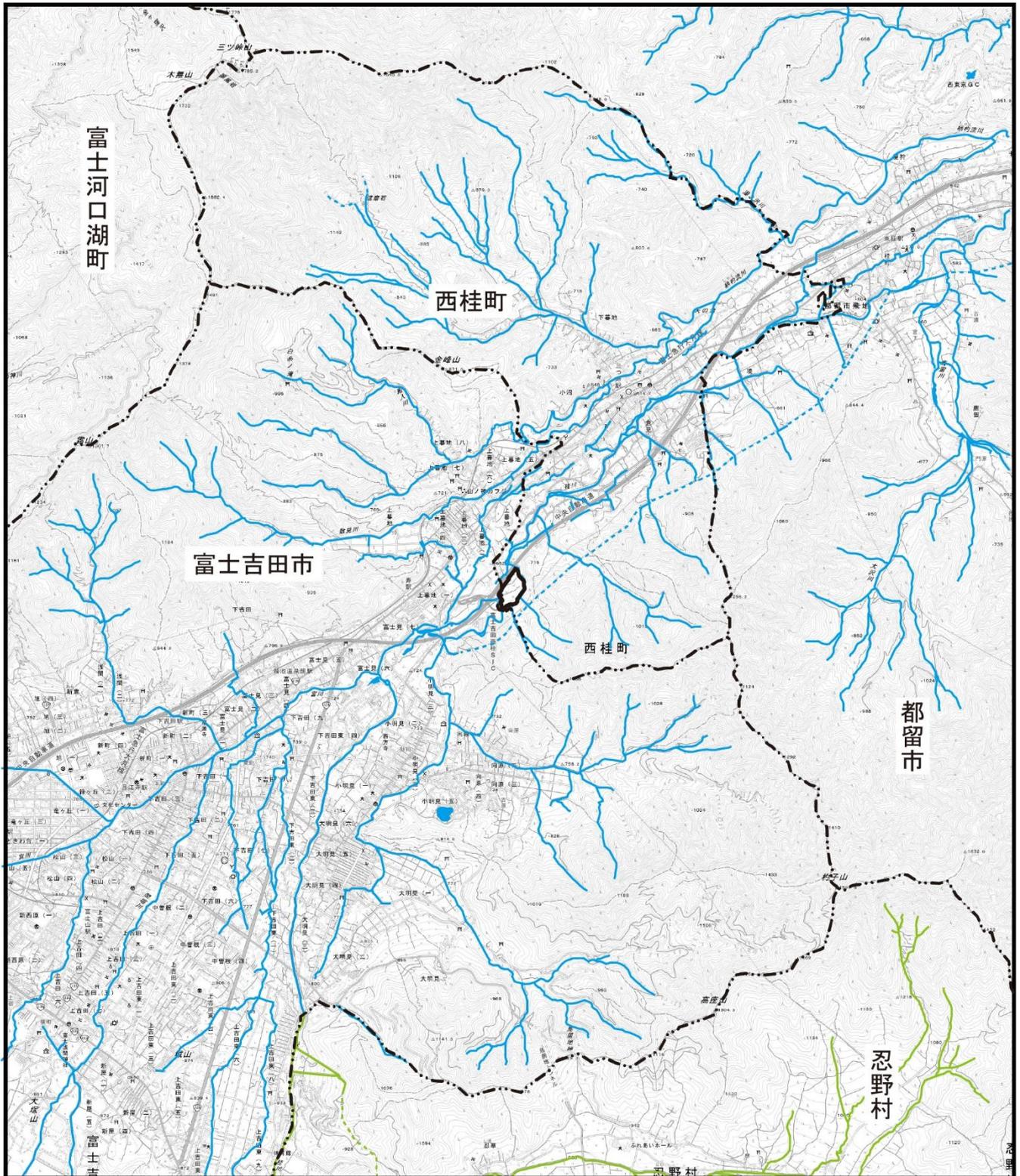
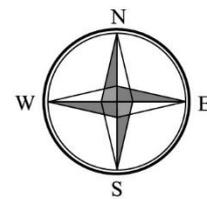


図4.3-12 漁業権設定区域

凡例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 漁場の区域**
- 内共第9号 (都留漁業協同組合)
- 内共第11号 (忍草漁業協同組合)

出典：「漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図」
(山梨県ホームページ)



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.8 環境保全に配慮を要する施設

(1) 教育施設、医療施設、社会福祉施設等

対象事業実施区域周辺の環境保全に配慮を要する施設の分布状況を表 4.3-14(1)～(3)及び図 4.3-13～図 4.3.15 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、教育施設 31 施設、医療施設 4 施設、社会福祉施設等 54 施設の環境保全施設が分布している。

対象事業実施区域に最も近い環境保全に配慮を要する施設は、西側約 550m に位置する富士小学校 (No.2-6) である。

表 4.3-14(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全に配慮を要する施設(1)

区分		No.	名称	
教育施設	地域型保育事業 (連携こども園)	1-1	ウブントゥ保育園あおぞら	
		1-2	ウブントゥ保育園にじいろ	
	認定こども園	保育所型	1-3	ウブントゥ富士の森
			幼稚園型	1-4
		1-5		新倉幼稚園
		幼保連携型	1-6	社会福祉法人ライズウィン ナーサリーココ
			1-7	社会福祉法人俊遊会 富士保育園
			1-8	社会福祉法人 境保育園
	幼稚園	1-9	小さき花幼稚園	
		1-10	月江寺幼稚園	
	小学校	2-1	下吉田第一小学校	
		2-2	下吉田第二小学校	
		2-3	明見小学校	
		2-4	吉田小学校	
		2-5	吉田小学校吉田分校 (富士吉田市立病院内)	
		2-6	富士小学校	
		2-7	下吉田東小学校	
		2-8	東桂小学校	
		2-9	西桂小学校	
	中学校	3-1	下吉田中学校	
3-2		明見中学校		
3-3		吉田中学校		
3-4		富士見台中学校		
3-5		富士学苑中学校		
3-6		東桂中学校		
3-7		西桂中学校		
3-8		忍野中学校		
高等学校	4-1	吉田高等学校		
	4-2	富士北稜高等学校		
	4-3	ひばりが丘高等学校		
	4-4	富士学苑高等学校		

出典：「山梨県内の地域型保育事業一覧」、「山梨県内の認定こども園一覧」、「山梨県内の小・中学校」、「高等学校・特別支援学校一覧表」(山梨県ホームページ)

表 4.3-14(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全に配慮を要する施設(2)

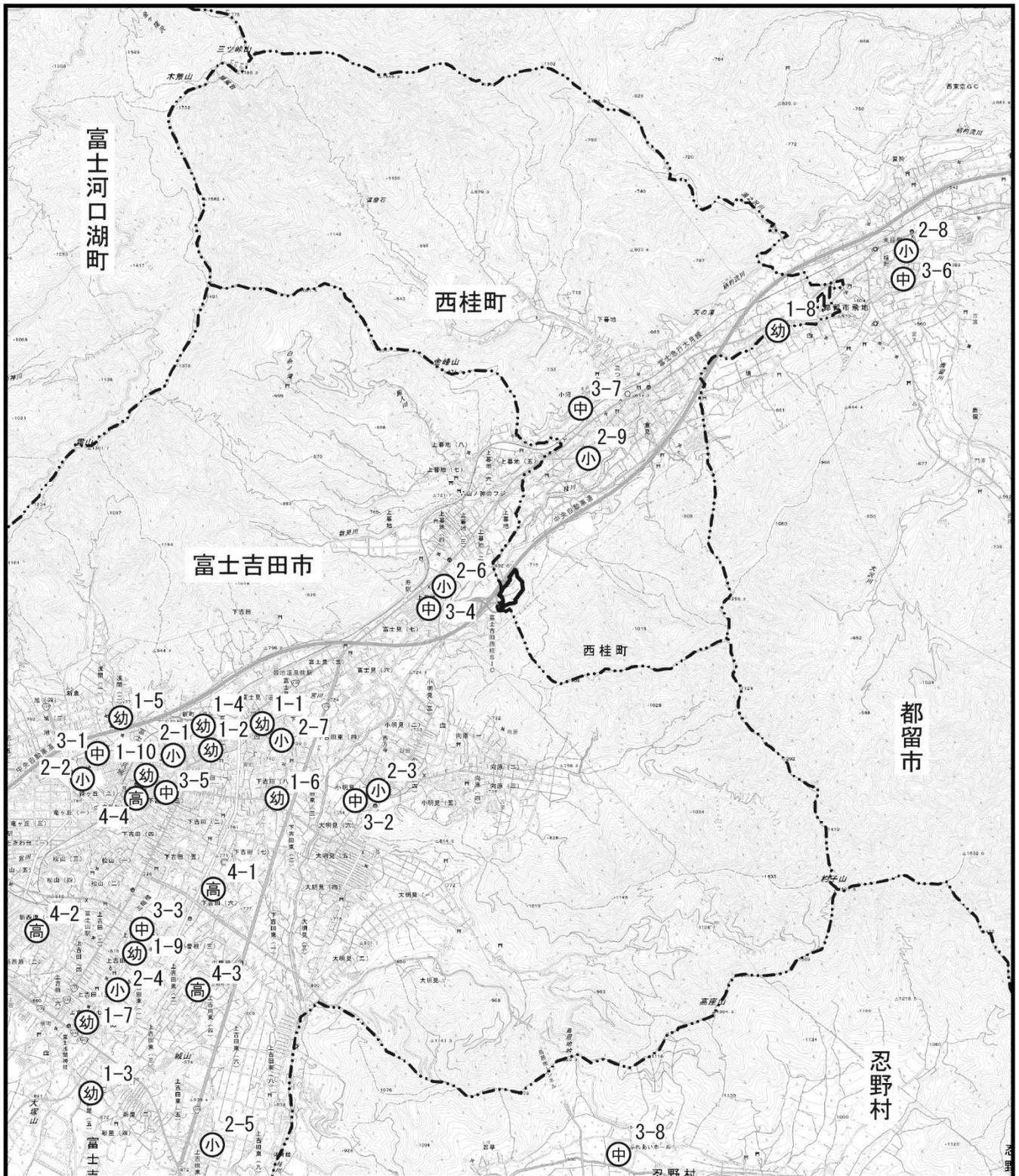
区分		No.	名称	
医療施設	病院及び病床数 1 以上の診療所	5-1	富士吉田市立病院	
		5-2	宮下医院	
		5-3	加賀谷医院	
		5-4	東桂メディカルクリニック	
社会福祉施設等	児童福祉施設等	6-1	富士吉田市立第一保育園	
		6-2	富士吉田市立第二保育園	
		6-3	富士吉田市立第三保育園	
		6-4	富士吉田市立第四保育園	
		6-5	富士吉田市立第五保育園	
		6-6	富士吉田市立第六保育園	
		6-7	富士吉田市立第七保育園	
		6-8	東桂保育園	
		6-9	西桂町立西桂保育所	
		6-10	保育所にじいろ (富士吉田市立病院)	
		6-11	キッズプラザ SMILE SMILE	
	児童館	7-1	西桂町児童館	
	児童養護施設	8-1	ハーベスト	
	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	9-1	寿荘指定短期入所生活介護事業所
			9-2	短期入所生活介護事業所おりひめ
			9-3	地域密着型特別養護老人ホームしののめ
			9-4	慶和荘シンビオシス
			9-5	回生荘
		在宅介護支援センター	10-1	富士吉田市在宅介護支援センターさわやか
			10-2	富士吉田市在宅介護支援センターすこやか
			10-3	富士吉田市総合在宅介護支援センター
通所介護施設		11-1	優しい時間夏狩	
		11-2	デイサービスこわた	
		11-3	西桂通所介護事業所	
		11-4	デイサービスひかり	
		11-5	起楽ふうが富士吉田	
		11-6	デイサービスはづき	
		11-7	介護デイサービスさかえ	
		11-8	富士養生館デイサービス平山	
		11-9	やすらぎの家ゆう	
		11-10	デイサービスつくし庵	
		11-11	ニチイケアセンター富士吉田	
		11-12	寿荘デイサービスセンター	
	11-13	デイサービスしおん		
	11-14	デイサービスこたちちゃん		
	11-15	デイサービスセンターなの花		
	11-16	デイサービスさんゆう		
11-17	デイサービスひまわり			
11-18	株式会社高木建材福祉事業部ポプラの木介護センター			
11-19	デイサービスあかふじ			
11-20	ツクイ富士吉田			
11-21	樂天堂メディカルケアセンター			

出典：国土数値情報・医療機関データ及び国土数値情報・公共施設データ

表 4.3-14(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全に配慮を要する施設(3)

区分		No.	名称
社会福祉施設等	障害者支援施設等	身体障害者更生援護施設	12-1 けやき園
			12-2 富士北麓聖ヨハネ支援センター
			12-3 特定非営利活動法人天使のおもちゃ図書館はばたき
			12-4 あかね雲ソーシャルカインドネス
	障害者グループホーム		13-1 グループホームなかま
			13-2 グループホームしら糸
			13-3 明見聖ヨハネケアービレッジ
			13-4 城山聖ヨハネケアービレッジ
			13-5 グループホームそよかぜ
	地域支援活動センター	14-1 富士桜作業所	
	地域福祉施設	15-1 富士吉田市福祉ホール	
		15-2 きずな未来館	

出典：国土数値情報・公共施設データ

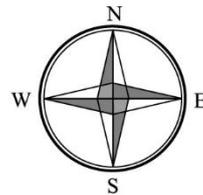


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 幼 幼稚園
- 小 小学校
- 中 中学校
- 高 高等学校

出典：「教育統計、子育て関連施設情報」
(山梨県ホームページ)

図4.3-13 教育施設の分布状況



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

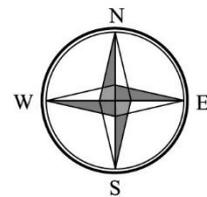


図4.3-14 社会福祉施設の分布状況

凡例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- + 医療施設
- 保 保育園
- 児 児童館
- 老 特別養護老人ホーム

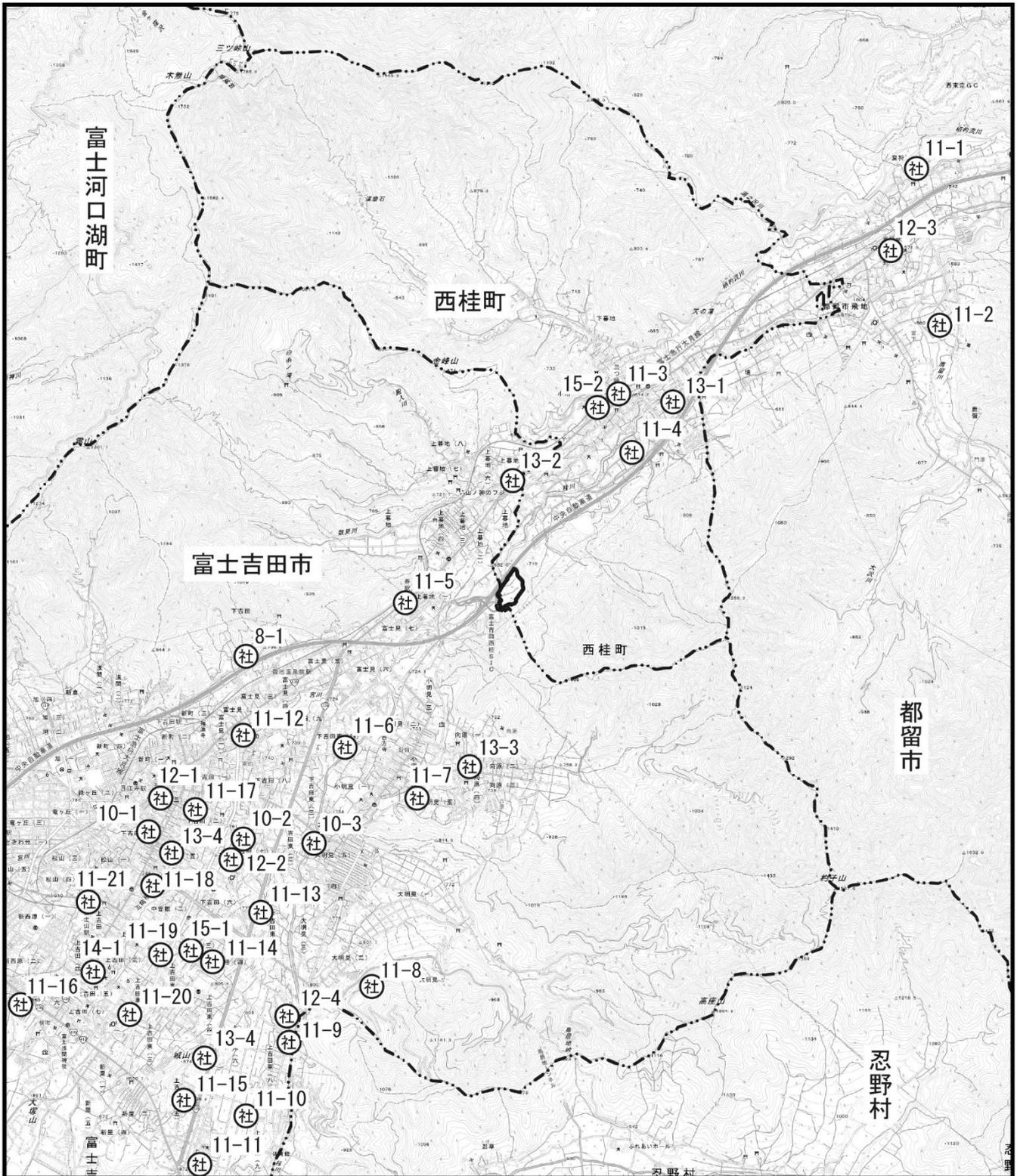
出典：「地域医療情報システム」
 (日本医師会ホームページ)
 「子育て関連施設情報、高齢者福祉その他」
 (山梨県ホームページ)



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

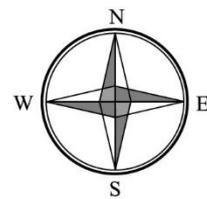


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- 社 その他社会福祉施設

出典：「高齢者福祉その他」
(山梨県ホームページ)

図4. 3-15 その他社会福祉施設等の分布状況



Scale 1/50,000

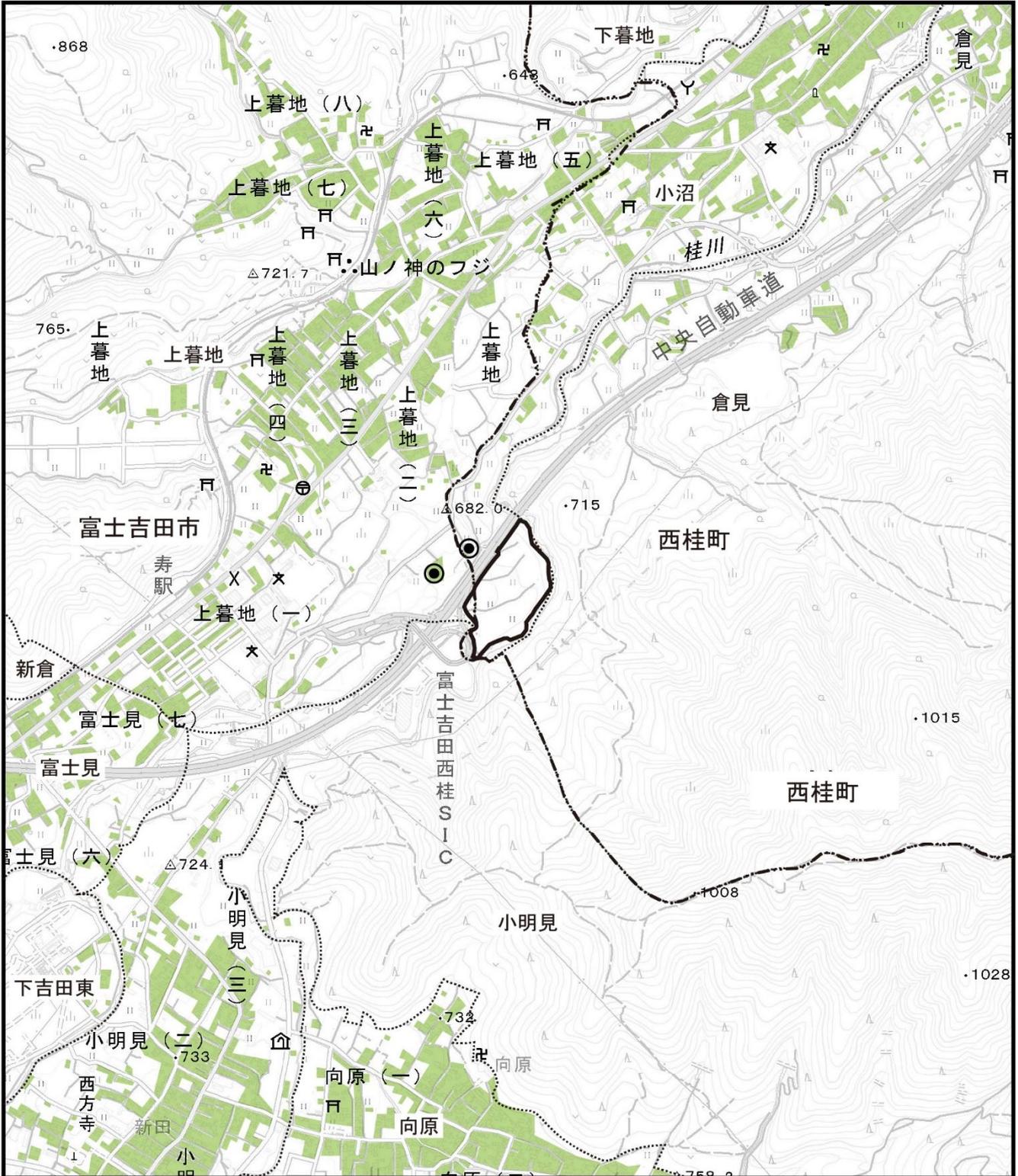


この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 住宅等

対象事業実施区域周辺及びその周辺の住宅の分布状況を図 4.3-16 に示す。

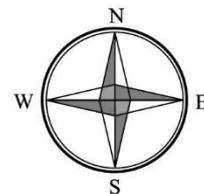
対象事業実施区域の北には西桂町の上町地区の集落があり、その中で最も対象事業実施区域に近い西桂町の住宅からは距離は約 60m である。北西側には富士吉田市の上暮地地区の集落があり、最も近い住宅までの距離は約 80m である。東側には倉見山があり森林地帯となっており、近くに住宅はみられない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 土地利用の状況
- 低層建物
- 対象事業実施区域に近い住宅
- 大字界

図4.3-16 住宅の分布状況



Scale 1/15,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.9 上下水道

(1) 上水道

西桂町及び周辺市町村等における上水道の普及状況を表 4.3-15 に示す。

西桂町における上水道の普及状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）は、99.5%である。

また、富士吉田市における上水道の普及状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）は、99.1%である。

表 4.3-15 上水道の普及状況

区分	総人口 (人) (A)	現在供給人口（千人）				普及率 (%) (B)/(A)
		上水道	簡易水道	専用水道 (自己水源のみ)	合計 (B)	
西桂町	4,029	—	4,007	—	4,007	99.5
富士吉田市	47,063	46,637	—	—	46,637	99.1
都留市	28,795	15,200	11,667 1,906	—	28,773	99.9
忍野村	9,750	5,250	205	3,618	9,073	93.1
富士河口湖町	26,681	20,231	6,243	90	26,564	99.6
山梨県	808,468	711,056	80,989	4,691	796,736	98.5

注 1) 令和 5 年 3 月 31 日現在。

注 2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

注 3) 上水道、簡易水道の上段は公営、下段はその他を示す。

出典：「令和 4 年度水道統計」（山梨県ホームページ）

(2) 下水道

山梨県内の下水道の区域図を図 4.3-17 に、西桂町及び周辺市町村等における下水道の普及状況を表 4.3-16 に示す。西桂町全域と富士吉田市の対象事業実施区域周辺は、桂川流域下水道の領域となっているが、対象事業実施区域は農地であったため桂川流域下水道の計画区域外となっている。

西桂町の下水道普及率（令和 6 年 3 月 31 日現在）は、58.4%である。

また、富士吉田市の下水道普及率（令和 6 年 3 月 31 日現在）は、富士北麓流域が 47.9%、桂川流域が 19.8%である。

表 4.3-16 下水道の普及状況

区分	下水道名	行政区域内総人口 (人) (A)	処理区域内人口 (人)	下水道使用人口 (人) (B)	普及率 (%) (B)/(A)	水洗化率 (%)
西桂町	桂川流域下水道	3,958	2,312	1,757	58.4	76.0
富士吉田市-北麓	富士北麓流域下水道	39,683	19,018	15,038	47.9	79.1
富士吉田市-桂川	桂川流域下水道	6,836	1,352	866	19.8	64.1
都留市	桂川流域下水道	28,365	8,206	5,168	28.9	63.0
忍野村	富士北麓流域下水道	9,684	7,747	5,705	80.0	73.6
富士河口湖町-北麓	富士北麓流域下水道	26,033	20,626	19,893	79.2	96.4
富士河口湖町-単独	単独公共下水道	897	210	159	23.4	75.7
山梨県	-	802,951	557,024	497,213	69.4	89.3

注 1) 令和 6 年 3 月 31 日現在。

注 2) 太枠は本事業の該当（西桂町及び富士吉田市）を示す。

出典：「令和 5 年度末下水道処理人口普及率等一覧」（山梨県ホームページ）



出典：「山梨県の下水道」（令和 6 年 4 月 山梨県県土整備部都市計画課下水道室）

図 4.3-17 下水道の区域図

4.3.10 廃棄物

(1) 一般廃棄物

1) 処理施設

西桂町、富士吉田市、都留市、忍野村及び富士河口湖町のごみ処理施設の概要を表 4.3-17 に、粗大ごみ処理施設の概要を表 4.3-18 に、資源化を伴う施設の概要を表 4.3-19 に、し尿処理施設の概要を表 4.3-20 に、コミュニティプラントの概要を表 4.3-21 に、埋立処分施設の概要を表 4.3-22 に示す。

西桂町で収集されたごみは、富士吉田市が運営する環境美化センターごみ処理施設によって処理されている。

また、西桂町で収集されたし尿等は、富士吉田市が運営する環境美化センターし尿処理施設によって処理されている。

表 4.3-17 ごみ処理施設

名称	富士吉田市環境美化センター ごみ処理施設	大月都留広域事務組合 クリーンセンター
構成市町村	富士吉田市 (西桂町)、(忍野村)、(富士河口湖町)	都留市、大月市 (道志村)
処理能力	170t/日	104t/日
処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残渣
処理方法	焼却	焼却
運転開始年月	平成 14 年 12 月	平成 14 年 12 月
所在地	富士吉田市小明見三丁目 11 番 32 号	大月市初狩町中初狩 3274

注) 括弧内は処理委託市町村

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

「令和 5 年度 一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省ホームページ)

表 4.3-18 粗大ごみ処理施設

名称	富士河口湖町じん芥処理場
構成市町村	富士河口湖町
処理能力	5t/日
処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
処理方法	併用
運転開始年月	昭和 63 年 4 月
所在地	南都留郡富士河口湖町河口 385

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

表 4.3-19 資源化施設

名称	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	青木が原ごみ処理組合	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ
構成市町村	富士吉田市 (西桂町)、(忍野村)	笛吹市、中央市、 富士河口湖町、鳴沢村	都留市、大月市 (道志村)
処理対象物	金属類、ガラス類、その他資源 ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、紙類、 金属類、ガラス類、その他 資源ごみ、ペットボトル
処理能力	30t/日	10t/日	31t/日
処理方法	破碎・選別	破碎・選別・圧縮	破碎・選別
運転開始年月	平成 15 年 4 月	昭和 50 年 4 月	平成 15 年 4 月
所在地	富士吉田市小明見三丁目 11 番 32 号	南都留郡富士河口湖町精進 青木ヶ原 514	大月市初狩町中初狩 3274

注) 括弧内は処理委託市町村

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

表 4.3-20 し尿処理施設

名称	富士吉田市環境美化センター し尿処理施設	青木ヶ原衛生センター	大月都留広域事務組合 し尿処理場
構成市町村	富士吉田市 (西桂町)、(忍野村)、(山中湖村)	富士河口湖町、鳴沢村、 (甲州市)、(中央市)、(道志村)	都留市、大月市、(道志村)
処理能力	90kL/日	50kL/日	92kL/日
処理方法	膜分離	嫌気性	二段活性
運転開始年月	平成 4 年 4 月	昭和 46 年 12 月	昭和 61 年 12 月
所在地	富士吉田市小明見三丁目 11 番 32 号	南都留郡富士河口湖町精進 青木ヶ原 514	都留市田野倉 1130

注) 括弧内は処理委託市町村

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

表 4.3-21 コミュニティプラント(地域し尿処理施設)

名称	本栖地区地域し尿処理施設	
計画最大汚水量	160m ³ /日	50m ³ /日
処理方法	長時間ばっ気	膜分離活性汚泥
運転開始年月	昭和 60 年 4 月	平成 27 年 9 月
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町本栖 18	

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

表 4.3.22 埋立処分施設

名称	山梨県市町村総合事務組合 かいのくにエコパーク
構成市町村	県内全市町村
埋立容量(埋立面積)	302,000m ³ (28,570m ²)
埋立構造	準好気性埋立
埋立開始年月	平成 30 年 12 月
所在地	笛吹市境川町寺尾 1246 番 19

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」(令和 7 年 3 月 山梨県)

2) 発生量及び処理状況

西桂町、富士吉田市、都留市、忍野村、富士河口湖町及び組合圏域12市町村合計のごみ発生量の実績値及び推計値（将来予測値）を表 4.3-23(1)～(6)及び図 4.3-18 に、処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理状況を表 4.3-24 に示す。

西桂町におけるごみ発生量、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、おおむね横ばいで推移している。富士吉田市におけるごみ発生量は減少しており、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、おおむね横ばいで推移している。

表 4.3-23(1) ごみ発生量の実績値及び推計値（西桂町）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	4,501	4,100	4,011	4,197	4,103	4,016
総排出量（集団回収除）	t/年	1,430	1,376	1,342	1,231	1,205	1,181
可燃ごみ	t/年	1,299	1,261	1,222	1,072	1,016	979
不燃ごみ	t/年	54	47	47	44	40	38
資源ごみ	t/年	49	45	47	92	126	142
粗大ごみ	t/年	28	23	26	23	23	22
生活系ごみ排出量	t/年	1,345	1,298	1,266	1,155	1,129	1,105
可燃ごみ	t/年	1,219	1,188	1,150	1,001	945	908
不燃ごみ	t/年	54	47	47	44	40	38
資源ごみ	t/年	45	41	43	88	122	138
粗大ごみ	t/年	27	22	26	22	22	21
事業系ごみ排出量	t/年	85	78	76	76	76	76
可燃ごみ	t/年	80	73	72	71	71	71
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	4	4	4	4	4	4
粗大ごみ	t/年	1	1	0	1	1	1

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

表 4.3-23(2) ごみ発生量の実績値及び推計値（富士吉田市）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	47,844	47,459	46,846	46,464	45,968	45,467
総排出量（集団回収除）	t/年	16,391	16,370	16,133	14,628	14,509	14,390
可燃ごみ	t/年	14,580	14,606	14,391	12,558	12,157	11,892
不燃ごみ	t/年	409	357	317	349	325	309
資源ごみ	t/年	868	864	822	1,264	1,574	1,740
粗大ごみ	t/年	534	543	603	457	453	449
生活系ごみ排出量	t/年	12,372	12,133	11,731	11,086	10,967	10,848
可燃ごみ	t/年	10,651	10,463	10,087	9,101	8,700	8,435
不燃ごみ	t/年	404	349	315	345	321	305
資源ごみ	t/年	817	813	772	1,213	1,523	1,689
粗大ごみ	t/年	500	508	557	427	423	419
事業系ごみ排出量	t/年	4,019	4,237	4,402	3,542	3,542	3,542
可燃ごみ	t/年	3,929	4,143	4,304	3,457	3,457	3,457
不燃ごみ	t/年	5	8	2	4	4	4
資源ごみ	t/年	51	51	50	51	51	51
粗大ごみ	t/年	34	35	46	30	30	30

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

表 4.3-23(3) ごみ発生量の実績値及び推計値（都留市）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	29,583	29,249	28,346	27,931	27,254	26,546
総排出量（集団回収除）	t/年	10,238	10,190	10,158	8,962	8,805	8,640
可燃ごみ	t/年	8,773	8,818	8,851	7,397	7,090	6,863
不燃ごみ	t/年	363	347	320	303	283	269
資源ごみ	t/年	578	557	542	825	1,005	1,091
粗大ごみ	t/年	524	468	445	437	427	417
生活系ごみ排出量	t/年	7,449	7,160	6,952	6,518	6,361	6,196
可燃ごみ	t/年	6,168	6,006	5,867	5,123	4,816	4,589
不燃ごみ	t/年	302	272	250	250	230	216
資源ごみ	t/年	499	471	446	746	926	1,012
粗大ごみ	t/年	480	411	389	399	389	379
事業系ごみ排出量	t/年	2,789	3,030	3,206	2,444	2,444	2,444
可燃ごみ	t/年	2,605	2,812	2,984	2,274	2,274	2,274
不燃ごみ	t/年	61	75	70	53	53	53
資源ごみ	t/年	79	86	96	79	79	79
粗大ごみ	t/年	44	57	56	38	38	38

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

表 4.3-23(4) ごみ発生量の実績値及び推計値（忍野村）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	9,808	9,749	9,817	10,664	10,725	10,719
総排出量（集団回収除）	t/年	3,970	3,962	3,899	3,788	3,801	3,801
可燃ごみ	t/年	3,293	3,364	3,309	3,019	2,975	2,946
不燃ごみ	t/年	66	55	51	62	60	58
資源ごみ	t/年	407	354	344	511	569	600
粗大ごみ	t/年	204	189	195	196	197	197
生活系ごみ排出量	t/年	2,248	2,295	2,198	2,272	2,285	2,285
可燃ごみ	t/年	1,590	1,714	1,622	1,521	1,477	1,448
不燃ごみ	t/年	60	53	51	57	55	53
資源ごみ	t/年	396	343	334	500	558	589
粗大ごみ	t/年	202	185	191	194	195	195
事業系ごみ排出量	t/年	1,722	1,667	1,701	1,516	1,516	1,516
可燃ごみ	t/年	1,703	1,650	1,687	1,498	1,498	1,498
不燃ごみ	t/年	6	2	0	5	5	5
資源ごみ	t/年	11	11	10	11	11	11
粗大ごみ	t/年	2	4	4	2	2	2

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

表 4.3-23(5) ごみ発生量の実績値及び推計値（富士河口湖町）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	26,643	26,643	26,940	26,295	26,133	25,950
総排出量（集団回収除）	t/年	11,476	12,193	12,852	11,758	11,721	11,677
可燃ごみ	t/年	9,915	10,666	11,327	10,005	9,827	9,712
不燃ごみ	t/年	624	694	619	633	619	610
資源ごみ	t/年	280	216	276	479	638	722
粗大ごみ	t/年	657	617	630	641	637	633
生活系ごみ排出量	t/年	6,164	6,315	6,230	6,200	6,163	6,119
可燃ごみ	t/年	5,065	5,094	5,025	4,927	4,749	4,634
不燃ごみ	t/年	254	437	385	246	232	223
資源ごみ	t/年	214	181	211	413	572	656
粗大ごみ	t/年	631	603	609	614	610	606
事業系ごみ排出量	t/年	5,312	5,878	6,622	5,558	5,558	5,558
可燃ごみ	t/年	4,850	5,572	6,302	5,078	5,078	5,078
不燃ごみ	t/年	370	257	234	387	387	387
資源ごみ	t/年	66	35	65	66	66	66
粗大ごみ	t/年	26	14	21	27	27	27

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

表 4.3-23(6) ごみ発生量の実績値及び推計値（組合圏域 12 市町村合計）

項目	単位	実績値			推計値（将来予測値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和14年度	令和17年度
人口	人	175,379	173,248	171,148	167,234	163,930	160,512
総排出量（集団回収除）	t/年	67,214	67,590	67,908	61,385	60,515	59,614
可燃ごみ	t/年	56,923	58,063	58,313	50,486	48,764	47,519
不燃ごみ	t/年	2,665	2,476	2,268	2,383	2,250	2,159
資源ごみ	t/年	4,561	4,007	4,358	5,846	6,872	7,353
粗大ごみ	t/年	3,065	3,044	2,969	2,670	2,629	2,583
生活系ごみ排出量	t/年	46,742	45,485	44,432	41,801	40,931	40,030
可燃ごみ	t/年	37,836	37,195	36,097	32,287	30,565	29,320
不燃ごみ	t/年	1,963	1,956	1,800	1,655	1,522	1,431
資源ごみ	t/年	4,121	3,555	3,834	5,406	6,432	6,913
粗大ごみ	t/年	2,822	2,779	2,701	2,453	2,412	2,366
事業系ごみ排出量	t/年	20,472	22,105	23,476	19,584	19,584	19,584
可燃ごみ	t/年	19,087	20,868	22,216	18,199	18,199	18,199
不燃ごみ	t/年	702	520	468	728	728	728
資源ごみ	t/年	440	452	524	440	440	440
粗大ごみ	t/年	243	265	268	217	217	217

出典：「基本設計書 資料編」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）

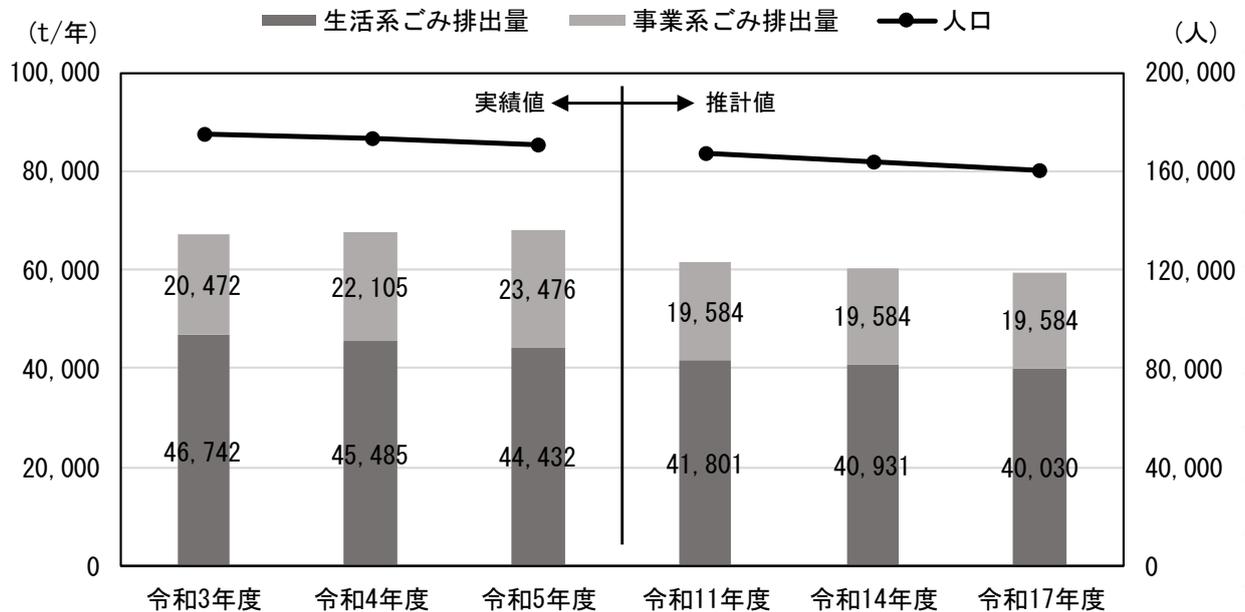


図 4.3-18 ごみ発生量の実績値及び推計値（組合圏域 12 市町村合計）

表 4.3.24 処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

自治体名	区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西桂町	し尿	kL/年	45	51	37	33	22
	浄化槽汚泥	kL/年	644	612	616	633	715
	合計	kL/年	689	663	653	666	737
富士吉田市	し尿	kL/年	369	246	208	177	161
	浄化槽汚泥	kL/年	13,567	13,539	13,596	13,959	13,759
	合計	kL/年	13,936	13,785	13,804	14,136	13,920
都留市	し尿	kL/年	278	268	188	100	123
	浄化槽汚泥	kL/年	6,110	6,527	6,109	5,896	6,740
	合計	kL/年	6,388	6,795	6,297	5,996	6,863
忍野村	し尿	kL/年	11	1	2	2	3
	浄化槽汚泥	kL/年	1,239	1,133	1,106	1,156	1,112
	合計	kL/年	1,250	1,134	1,108	1,158	1,115
富士河口湖町	し尿	kL/年	218	18	36	35	8
	浄化槽汚泥	kL/年	5,901	5,184	5,274	5,586	5,684
	合計	kL/年	6,119	5,202	5,310	5,621	5,692
組合圏域 12市町村	し尿	kL/年	2,665	1,881	1,424	558	1,299
	浄化槽汚泥	kL/年	49,168	48,337	48,392	41,534	49,886
	合計	kL/年	51,833	50,218	49,816	42,092	51,185
山梨県	し尿	kL/年	9,267	8,560	7,680	6,176	7,140
	浄化槽汚泥	kL/年	118,001	128,393	117,301	116,828	126,606
	合計	kL/年	127,268	136,953	124,981	123,004	133,746

注1) 太枠は本事業の該当（西桂町、富士吉田市）を示す。

注2) 丹波山村では一部で自家処理を行っている。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度～令和5年度)」(環境省ホームページ)

(2) 産業廃棄物

山梨県の産業廃棄物の排出及び処理状況を表 4.3-25 に示す。

山梨県内の産業廃棄物排出量は年間 1,555 千 t/年であり、このうち再利用される有償物量 49 千 t/年を除いた排出量は、発生量の 96.8%にあたる 1,506 千 t/年であった。構成比は汚泥が 57.6%と最も多く、次いでがれき類 25.0%、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 5.5%の順となっている。

表 4.3-25 産業廃棄物の排出及び処理状況（山梨県）

種類	排出量（千 t/年）	構成比（%）
汚泥	868	57.6
がれき類	377	25.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	83	5.5
廃プラスチック類	52	3.5
その他	126	8.4
合計	1,506	100.0

注）構成比は小数第 1 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）

4.3.11 開発計画等の策定状況

(1) 西桂町

1) 西桂町第6次総合計画

西桂町では、令和3年3月に令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「西桂町第6次総合計画」を策定している。具体的な施策体系を表4.3-26に示す。

本計画では、将来の西桂町を形成する基本的な考え方をまちづくりの理念として、「1. 共に考えつくる参画のまちづくり」「2. 次世代につなぐ誇れるまちづくり」「3. 活力ある豊かな暮らしづくり」と定めている。また、将来において目指すべきまちの姿を「豊かな自然 輝く未来を紡ぐ 水のまち にしかつら」と掲げ、まちづくりの将来像として設定している。この将来像の実現に向けて、6つの分野における基本方針を掲げ、各分野における施策を計画的に推進している。

表 4.3-26 総合計画の施策体系（西桂町）

理念	将来像	基本方針	施策
1. 共に考えつくる参画のまちづくり 2. 次世代につなぐ誇れるまちづくり 3. 活力ある豊かな暮らしづくり	豊かな自然 輝く未来を紡ぐ 水のまち にしかつら	1 清流と豊かな緑を育むまち	①緑と水に親しむ空間の形成 ②ふるさと景観の形成 ③環境保全・循環型社会の構築 ④水道・下水道事業の推進
		2 快適で安全に暮らせる強靱なまち	①町土の有効利用と市街地整備の推進 ②道路交通網・公共交通体系の確立 ③地域の安全強化 ④地域防災の推進
		3 活力ある交流のまち	①農林業の振興 ②商工業の振興 ③観光の振興
		4 健やかに安心して暮らすまち	①保健・医療の充実 ②子育て支援の推進 ③高齢者・障がい者福祉の充実 ④地域福祉の充実
		5 学び合う歴史をつなぐ文化のまち	①生涯学習の充実 ②学校教育の推進 ③青少年の健全育成 ④地域資源の保全・活用
		6 共に考え共創する参画のまち	①町民参加とまちづくり ②地域情報化の推進 ③行財政運営の充実

出典：「西桂町第6次総合計画」（令和3年3月 西桂町）

2) 西桂町一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画編

西桂町では、令和7年3月に令和7年度を初年度し、12年後の令和18年度を計画目標年度とする「西桂町一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画編」を策定している。具体的な基本方針を表4.3-27に示す。

本計画では、ごみの発生から排出、収集、処理処分、再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野に立った当町の一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくことである。

また、循環型社会の基本理念（4R）に従い、ごみの減量化及び資源化を推進するために、発生抑制と再使用に重点を置いた対策を推進していくことが重要な目標である。

<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4Rを中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。 ○循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理・処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。 ○環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確保する。 ○富士吉田市環境美化センターごみ処理施設は、更なるCO₂削減をめざすとともに施設の長寿命化を図る。

表 4.3-27 西桂町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画編（西桂町）

基本方針	内 容
(1) 循環型社会の形成	<p>循環型社会形成基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再資源化（リサイクル）に取り組む。また、無駄なごみとなるものを断る（リフューズ）ことを加え、当町としては、4Rを推進することにより、可能な範囲でごみを出さず、利用する循環型まちづくりを目指す。</p> <p>ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、行政は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。</p> <p>再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るため熱回収についても更なる取組を検討する。</p> <p>また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の支援、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進などの多様な資源化施策を行う。</p> <p>事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うように誘導及び支援を行うことにある。</p>
(2) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進	<p>住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して4Rの推進など、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。</p>
(3) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築	<p>ごみの排出から中間処理・最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。</p> <p>特に、将来の広域化による熱回収施設建設時にはエネルギー回収や環境へ配慮した処理施設の整備を目指す。</p>
(4) 富士吉田市環境美化センターの改良	<p>ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図る。</p>

出典：「西桂町一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画編」（令和7年度 西桂町）

3) 西桂町マスタープラン

西桂町では、令和14年度までを計画期間とする「西桂町都市計画マスタープラン（中間年次改定版）」を策定している。土地利用の方針を表4.3-28に、土地利用方針図を図4.3-19に示す。また、対象事業実施区域のある小沼地域のまちづくり方針を表4.3-29に示す。

本プランの上位計画である、「西桂町第6次総合計画」では、西桂町の将来像として「豊かな自然 輝く未来を紡ぐ 水のまち にしかつら」を掲げている。本プランは、西桂町の将来像等を踏まえ、その実現に向けた協働のまちづくりの指針として定められている。

対象事業実施区域のある小沼地域では、富士みち沿道の旧商家や住宅、寺社などのある街並みの趣や地域の歴史を保全するとともに、三つ峠駅周辺や国道沿いの賑わい形成などによる活力ある地域づくりを目指している。

対象事業実施区域は集落と田園が共生するエリア及び、自然と共生するエリアに指定されている。

表 4.3-28 土地利用の方針（西桂町）

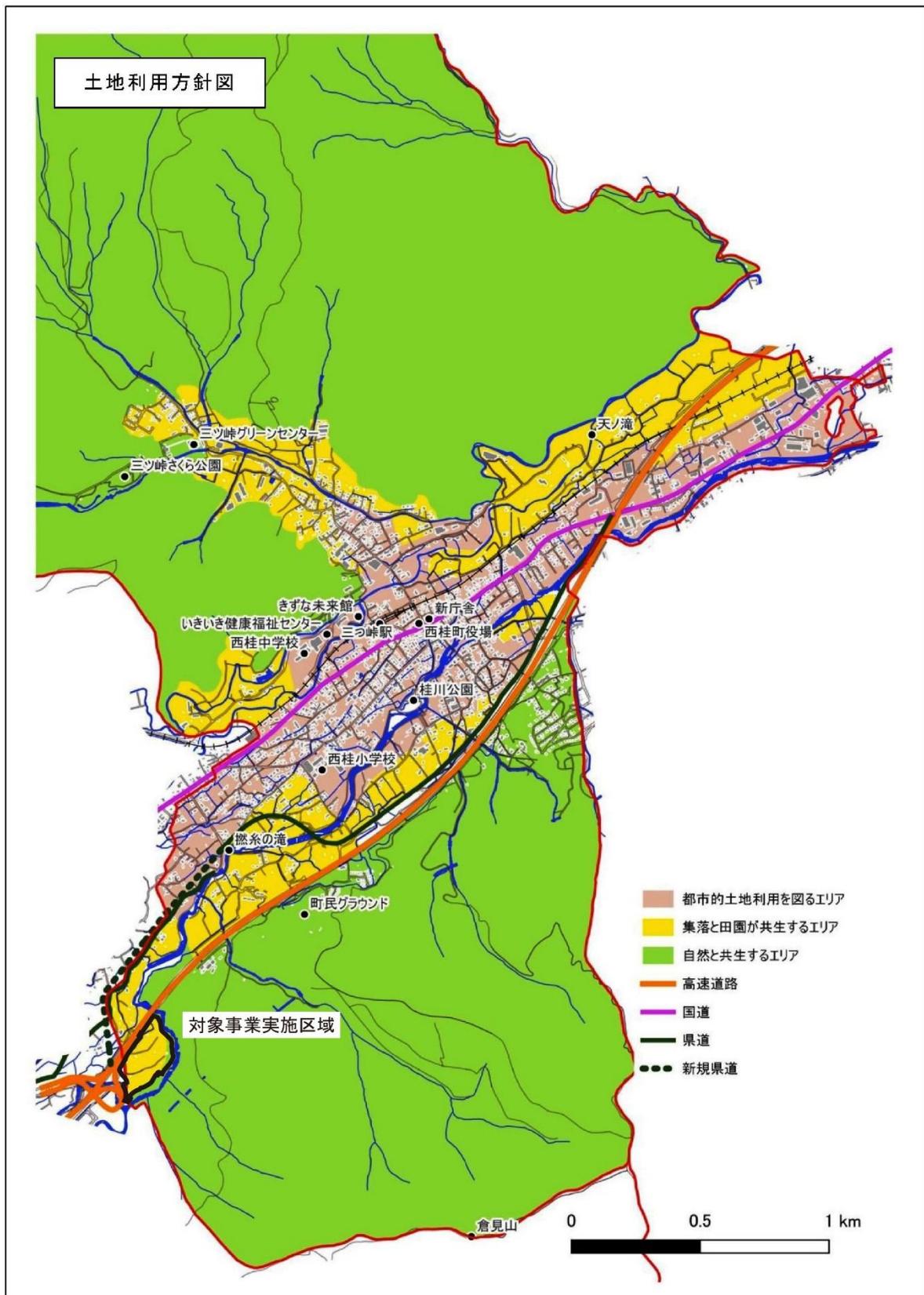
土地利用の方針	内 容
①都市的土地利用を図るエリア	都市的土地利用を図るべき地域として、既成市街地や宅地開発などによる住宅系市街地、工業系の用途が多い市街地などの状況に応じて、土地利用の誘導や都市基盤の整備等により、都市機能、居住機能、産業業務機能等の適切な配置と密度構成を目指します。 なお、空き地・空き家や未利用地は、宅地としての再利用を検討するものとします。
②集落と田園が共生するエリア	農業振興地域整備計画等と協調しながら良好な農地の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図ります。 農地については、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の計画的な保全を図るとともに、耕作放棄地や遊休農地は、景観緑地（花畑）への活用をはじめ、市民農園、観光農園等による有効利用の促進に努めます。
③自然と共生するエリア	山岳など既成市街地から離れており、法規制や公園などにより適切な環境保全が図られている地域は、森林整備計画、自然公園の公園計画等に沿って保全します。 また、山麓地域などにおいては一部に土砂災害の可能性のある地域を含んでいることに留意し、土砂災害の未然防止を図る観点から都市的土地利用の拡大を防ぐ一方、地域森林計画等と整合性を図りながら自然との共生を考えレクリエーション活用等の検討を進めます。

出典：「西桂町都市計画マスタープラン（中間年次改定版）」（令和5年3月 西桂町）

表 4.3-29 小沼地域まちづくり方針（西桂町）

<ul style="list-style-type: none"> ○三つ峠駅～役場周辺の地区拠点化 ○県道と国道、三つ峠グリーンセンター等を結ぶ縦断軸となる道路の整備 ○県道富士吉田西桂線沿道や富士急行沿線北側適地の適切な土地利用の誘導（良好な住環境の整備） ○小学校通学路における安全な歩行空間の確保 ○幅の狭い道路、行き止まり道路の改善 ○富士みち沿道の歴史的・文化的価値を表現する景観整備 ○街並みと水路等を活かす景観づくり ○景観条例等による富士山などの眺望を確保する街並み形成 ○桂川左岸散策ルート連続化や溶岩溪谷の景観整備
--

出典：「西桂町都市計画マスタープラン（中間年次改定版）」（令和5年3月 西桂町）



出典：「西桂町都市計画マスタープラン（中間年次改定版）」（令和5年3月 西桂町）

図 4.3-19 土地利用方針図（西桂町）

4) 西桂町景観計画

西桂町では、平成25年3月に「西桂町景観計画」を策定している。本計画では、本町を2つの地域区分に分け、各特性に合う面的な景観形成を進めている。景観計画区域の地域区分及び景観形成方針を表4.3-30に、景観形成エリアを図4.3-20に示す。

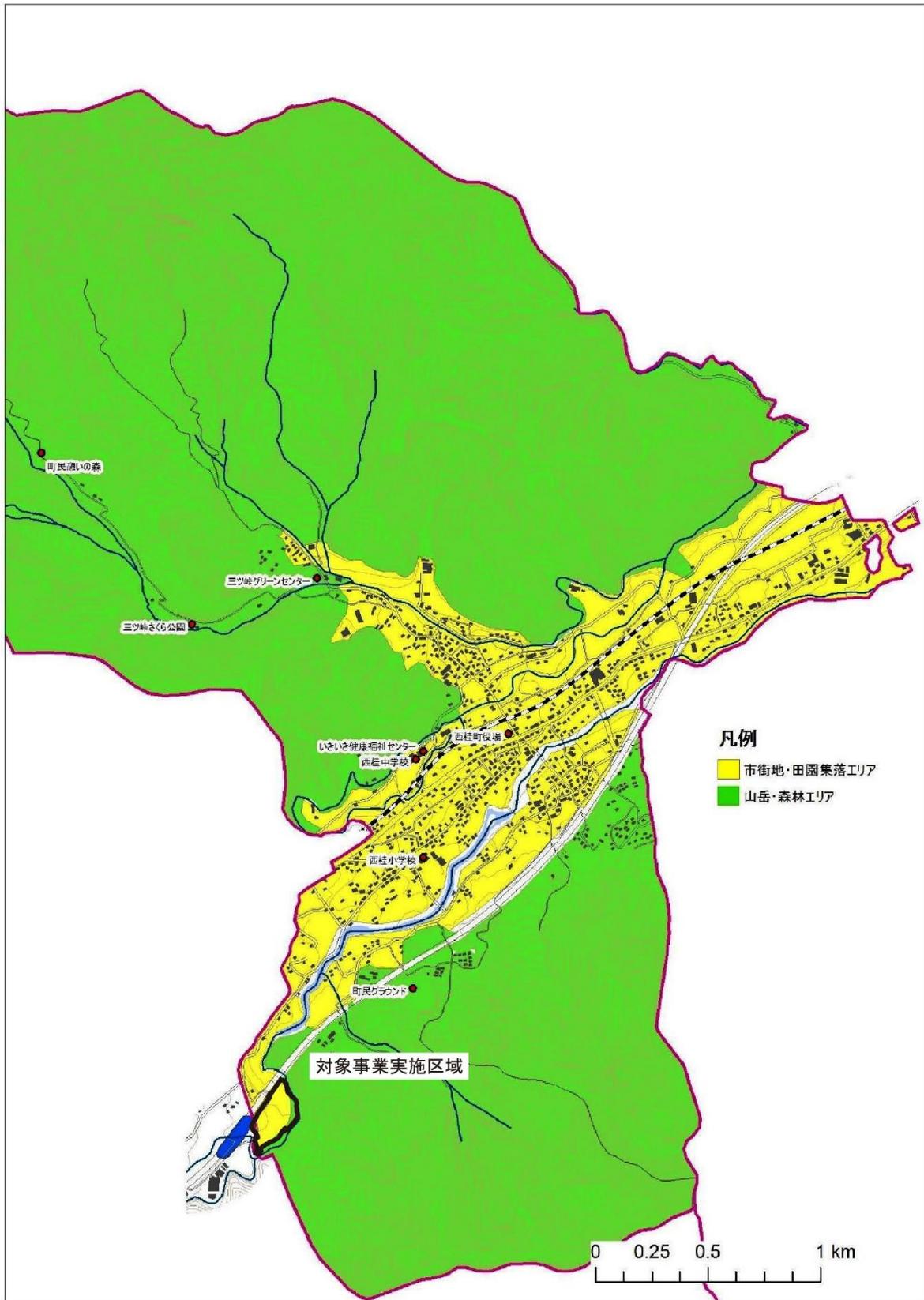
本計画は、景観づくりの考え方を明らかにするとともに、県の景観条例や屋外広告物条例、自然公園法、森林法など関係法令等との関係を整理したうえで、保全すべき良好な景観や段階的な景観形成を目指すための緩やかな規制を含んだ計画である。

対象事業実施区域は市街地・田園集落エリア及び、山岳・森林エリアに指定されている。

表 4.3-30 景観計画区域の地域区分及び景観形成方針（西桂町）

地域区分	市街地・田園集落エリア	山岳・森林エリア
範囲	市街地・集落が立地する平坦部から一部山麓部 ※都市計画マスタープラン上のエリア：「都市的土地利用を図るエリア」及び「集落と田園が共生するエリア」	都市計画区域外（自然公園法の特別地域）である三ツ峠の山頂部をはじめ、その山腹部及び倉見山 ※都市計画マスタープラン上のエリア：「自然と共生するエリア」
景観形成方針	街並み、集落、田園、寺社、水路、小路などの佇まい、お祭りなどふるさとの雰囲気を受け継いでいきます。このエリアは、美しい景観を保つために景観形成基準等の必要なルールを整備するとともに、地域それぞれの物語性などを大切に、旧街道の景観形成、水辺の整備などを積極的に進めます。	美しい山岳と優れた眺望景観、生物の多様性を支える豊かな森・溪谷の自然の質を守り活かします。このエリアは、今後の開発の抑制と適正な管理により、景観を保全します。

出典：「西桂町景観計画改訂」（平成27年7月 西桂町）



出典：「西桂町景観計画改訂」（平成 27 年 7 月 西桂町）

図 4.3-20 景観形成エリア（西桂町）

(2) 富士吉田市

1) 第6次富士吉田市総合計画

富士吉田市では、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間とする「第6次富士吉田市総合計画」を策定し、令和5年3月に中間見直しを行っている。具体的な計画の施策の大綱を表4.3-31に示す。

富士吉田市は、人口流出や少子高齢化といった課題に直面し、活力の維持、広域的な求心性の確保、防災の強化、そして暮らしやすい環境づくりなどの課題を抱えている。基本理念として「富嶽共創」を掲げ、将来都市像「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市 富士吉田」と位置づけ、これらの課題に立ち向かい、克服し、豊かさと幸せを実感できる活力あるまちの創造に取り組んでいる。富士山とともに誇りを持ち、地域の魅力を最大限に活用することで、市民や関係者と協力しながら、持続可能な発展を目指している。

表 4.3-31 総合計画の施策の大綱（富士吉田市）

施策の大綱	内 容
1. 安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上	健康寿命を延ばすとともに、助け合い支え合いによる幸福なまちづくりを推進します。
2. 心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実	次代を担う子どもたちの健全育成や、生涯にわたり学び、心身ともに育むことのできるまちづくりを推進します。
3. 未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造	衛生的で快適な暮らしやすい生活環境を構築し、心穏やかに過ごせるまちづくりを推進します。
4. 暮らしの安全性・利便性を高める『都市基盤・防災環境』の整備	都市を支える土台となる都市基盤を整備するとともに、災害に強い信頼のまちづくりを推進します。
5. 活力とにぎわい・交流を生み出す『地域・産業・観光』の振興	地域・産業・観光の積極的な振興を軸として、人を呼び込み活力あふれるまちづくりを推進します。
6. みんなで未来を考え取り組む健全な『地域経営』の推進	みんなで未来を考えより良い地域経営ができるように、協働のまちづくりを推進します。

出典：「第6次富士吉田市総合計画（2022年度改定版）」（令和5年3月 富士吉田市）

2) 第2次富士吉田市環境基本計画

富士吉田市では、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間を計画期間とする「第3次富士吉田市環境基本計画」を策定している。具体的な計画の施策体系を表4.3-32に示す。

富士吉田市は、平成17年3月に「富士吉田市環境基本条例」を制定している。この条例は、市の環境の保全と創造に関する基本理念(第3条)を定め、環境の保全と創造を目指し、基本理念の実現を目標としている。富士吉田市は、世界に誇る富士山の多様性に富んだ自然環境を保全し、将来の世代に継承するために、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

表4.3-32 環境基本計画の施策体系(富士吉田市)

目指す環境の将来像	望ましい環境像	基本目標	施策の基本方向
ともに守り未来につながる美しい富士の里	みんなが持続可能な地域づくりを担うまち	環境のために自ら考え、行動するまちづくり	①環境教育・環境学習の充実 ②環境保全活動の推進 ③環境情報の発信 ④まち美化活動の推進
	富士山が育む多様性に富んだ自然環境を守り活かすまち	富士山と歴史的文化的資源を守り、その素晴らしさを活用するまちづくり	①富士山の保全 ②富士山環境の整備推進 ③歴史的文化的環境の保全及び活用
		清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり	①市内水域の水質改善の推進 ②地下水の保全・活用 ③水辺の親水化の推進
		人と自然がふれあい、共生するまちづくり	①豊かな生物多様性の保全 ②森林の再生・保全・創造 ③適切な獣害対策の推進 ④環境保全型農業の推進
	地域と地球の環境を考えるまち	脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進 ③地球温暖化対策の推進 ④脱炭素ツーリズムの促進
		ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり	①4Rの推進 ②脱プラスチック(Renewable)の推進 ③ごみ減量に関する啓発活動の推進 ④不法投棄対策の推進
いきいきと暮らせる健康で快適なまち	安全で安心なまちづくり	①安全な歩道の確保 ②低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減 ③災害に強いまちづくり(気候変動への適応)	
	快適で住みよい美しいまちづくり	①景観に配慮したまちづくり ②公害の防止 ③緑化の推進	

出典：「第3次富士吉田市環境基本計画」(令和6年3月 富士吉田市)

3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

富士吉田市では、令和4年度から令和18年度までの15年間の計画期間とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定している。具体的な基本方針を表4.3-33に示す。

本計画では、リサイクルプラザの活用など、市民・事業者・行政の3者が一体となった4Rの推進や適正処理への取り組みに加え、温室効果ガスの発生抑制や天然資源の消費抑制などの環境負荷への低減、災害時の廃棄物処理対策も視野に入れた新たな視点のもとに、富士吉田市の長期的・総合的なごみ処理の基本方針としてごみ処理基本計画を策定している。

表 4.3-33 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本方針（富士吉田市）

基本方針	内容
①循環型社会の形成	<p>循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。また、無駄なごみとなるものを断る（リフューズ）ことを加え、本市としては、4Rを推進することにより、可能な範囲でごみを出さず、利用する循環型まちづくりを目指す。</p> <p>ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、行政は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。</p> <p>再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るため熱回収についても更なる取組を検討する。</p> <p>また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の支援、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進などの多様な資源化施策を行う。</p> <p>事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行うことにある。</p>
②住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進	<p>住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して4R推進など、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。</p>
③環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築	<p>ごみの排出から中間処理・最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。</p> <p>特に、将来の広域化による熱回収施設建設時にはエネルギー回収や環境へ配慮した処理施設の整備を目指す。</p>
④環境美化センターの改良	<p>ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図る。</p>

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和5年3月 富士吉田市）

4) 富士吉田市都市計画マスタープラン

富士吉田市では、令和4年度から令和23年度までを計画期間とする「富士吉田市都市計画マスタープラン」を策定している。都市づくりの主要な課題を解決し、将来都市像を実現するための都市づくりの基本理念を表4.3-34に示す。

本プランの上位計画である、「第6次富士吉田市総合計画（2022年度改定版）」では、将来都市像として「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市 富士吉田」を掲げている。本プランはこの将来都市像を踏襲し、都市の発展を目指す計画となっている。

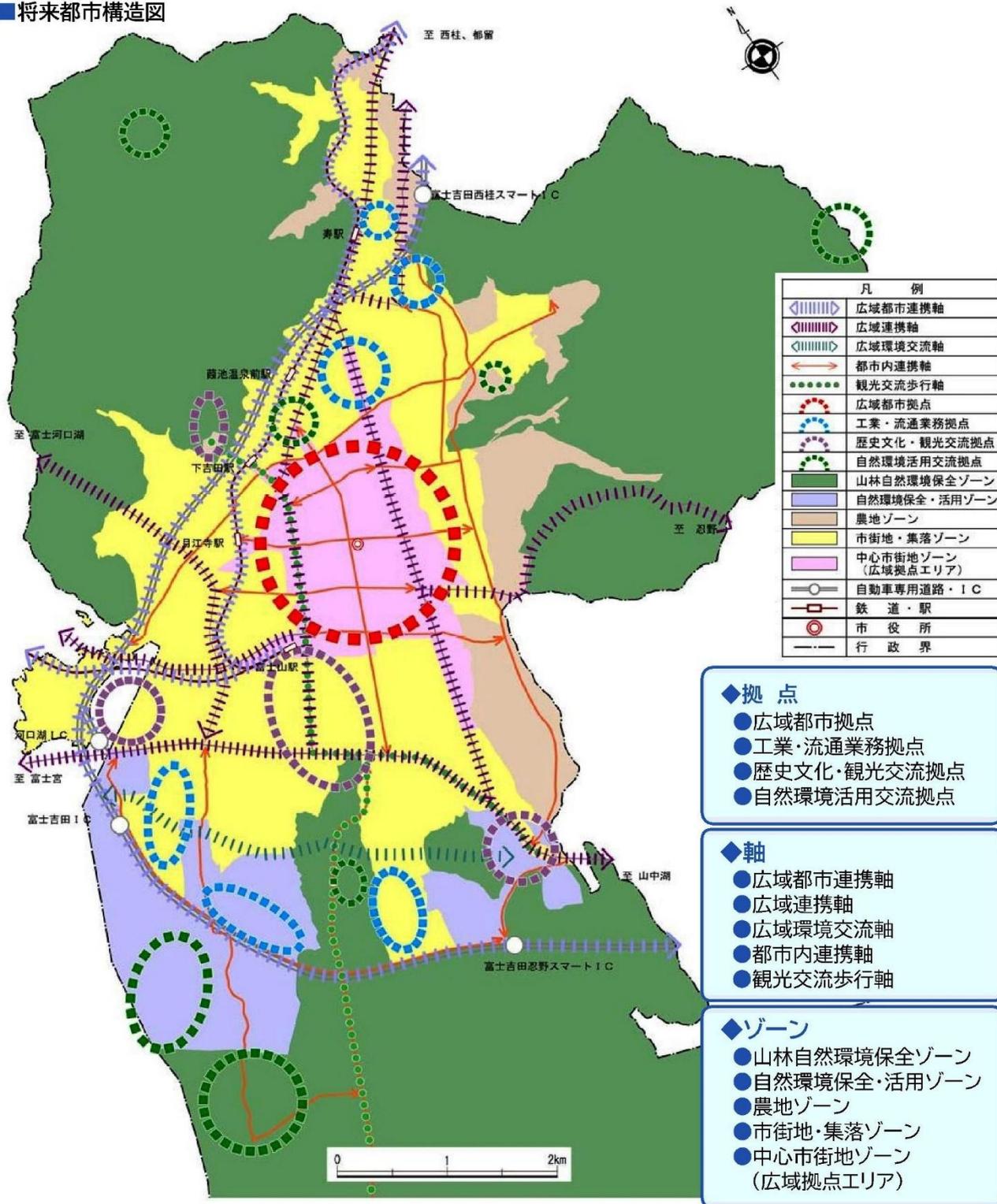
表 4.3-34 都市づくりの基本理念（富士吉田市）

都市づくりの基本理念	内 容
①富士北麓地域広域拠点としての都市づくり	本市は、「富士山・富士五湖等の観光資源、自然、文化などの地域特性を守り、活かした一大観光・リゾート都市」を目指す富士北麓都市計画区域の中心都市であり、広域交通網の整備・充実を図り、周辺町村との連携を強化するとともに、北麓地域の広域拠点として、本市中心市街地における都市機能の充実等による賑わいや魅力の創出、富士山と富士山に関連した文化にふさわしい都市空間づくりを推進します。
②富士山麓の自然・文化・景観を活かした都市づくり	富士山麓の緑地、市内のどこからも仰ぎ見ることができる富士山の雄大な景色、市内を滔々と流れる豊かな清流の数々、富士山信仰に育まれた歴史・文化遺産、歴史ある御師のまちなみ等、本市は富士山に纏わる特色ある環境を有しており、これらを保全・継承するとともに、豊かな自然環境や景観に配慮しながら、これらの資源を活かした個性と魅力ある都市づくりを推進します。
③安心・安全に住み続けることができるコンパクトな都市づくり	子育て世代から高齢世帯まで、誰もが住み続けられる都市を目指し、中心市街地や地域の拠点に商業施設や医療・福祉施設、教育・子育て施設等の生活サービス施設や住居等がまとまって立地するコンパクトな市街地の形成を図るとともに、徒歩や公共交通で生活サービス施設等へアクセスでき、自動車を運転できない市民も生活しやすい都市環境の形成を推進します。 また、風水害や地震、火山噴火なども含む自然災害に対し、建物の耐震化・不燃化の促進やインフラ等の都市基盤の強化、適切な治山・治水を推進するとともに、高齢者介護や子育て支援、災害発生時の避難などにおいて住民同士が共助できる地域コミュニティの維持・再生を図り、安心・安全な都市づくりを目指します。
④活力ある都市づくり・住みたくなる都市づくり	本市においても進行しつつある人口減少とこれによる地域経済の停滞を抑制するため、中心市街地へ商業施設の立地を促進し、賑わいの創出と生活の利便性向上を図るとともに、かつて街の中心であった商店街や富士山観光の玄関口であった鉄道駅周辺等の既成市街地の再生を進め、繁華街の魅力を高めます。また、地場産業を大切にしながら新しい産業を創造し、市内に働く場の確保・創出を図るとともに、都市基盤の整った住宅地、本市の魅力を活かした住宅地の整備を推進します。 これらの都市づくりにより、若者層・子育て層等の移住・定住を促進し、さらには首都圏からの二地域居住等による関係人口の増加を目指します。
⑤市民参画による持続可能な都市づくり	本市においても都市づくり、まちづくりにおける課題の解決には、様々な人がまちづくりに関わり、お互いを尊重しながらパートナーシップを深めることが求められ、住民同士の助け合いや道路・公園の維持といった公共サービスへの市民・事業者の協力等、市民・事業者・行政等の協働による都市づくりを推進します。 また、今後の少子高齢化の進展に伴う財政的な制約を見据え、市民や周辺町村と協力しながら、都市機能の役割分担や事業の優先順位の整理等を行い、効率的な都市運営を推進します。

出典：「富士吉田市都市計画マスタープラン」（令和4年3月 富士吉田市）

富士吉田市では、基本理念を実現するため、都市の構造について、都市活動の中心であり本市の顔となる「拠点」、都市間や都市内を連携し本市の発展を支える「軸」、最も基本的な土地利用を示す「ゾーン」の3つの要素で計画している。将来都市構造を図4.3-21に、要素の一覧を表4.3-35示す。

■将来都市構造図



出典：「富士吉田市都市計画マスタープラン（概要版）」（令和4年3月 富士吉田市）

図4.3-21 将来都市構造図（富士吉田市）

表 4.3-35 将来都市構造の要素一覧（富士吉田市）

分類／名称		役割	位置づけ	
拠点	広域都市拠点	広域のかつ本市の主要な都市機能が立地する拠点	富士山駅周辺・月江寺駅周辺・市役所周辺・富士見バイパス沿線を含む中心市街地	
	工業・流通業務拠点	工業・流通業務施設の立地拠点	明見小佐野川沿岸、下吉田富士見バイパス沿道等	
	歴史文化・観光交流拠点	観光の交流拠点	富士急ハイランド一帯、リフレふじよしだ一帯、新倉山浅間公園（忠霊塔）、（仮）富士の杜巡礼の郷公園（鐘山の滝）	
		歴史文化の交流拠点	北口本宮富士浅間神社、国道 139 号沿道（富士みち）	
	自然環境活用交流拠点	環境学習の交流拠点	富士山科学研究所・生物多様性センター一帯	
		体験学習の拠点	明見湖周辺	
眺望、レクリエーションの拠点		白糸の滝（富士見台）、杓子山（不動湯含む）、諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）		
軸	広域的な交流・交通軸	広域都市連携軸	広域的な都市間連携を促進する軸	東富士五湖道路・中央自動車道、富士急大月線、富士急河口湖線
		広域連携軸	広域のかつ都市内の連携を促進する軸	富士見バイパス、国道 137 号、国道 138 号、国道 139 号、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、県道富士吉田西桂線等
		広域環境交流軸	諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）、リフレふじよしだ等の広域的な交流拠点間を結ぶ交流軸	（仮）南部東西幹線 1 号
	都市内の交流・交通軸	都市内連携軸	広域的な連携軸を補完する、都市内の交流軸	中央通り、吉田本通り、昭和通り線、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、月江寺大明見線等
	その他	観光交流歩行軸	富士山駅から吉田口登山道等を結ぶ、徒歩による観光の交流軸	富士山駅～富士浅間神社～新屋、吉田口登山道沿い、下吉田駅～富士山駅、下吉田駅～新倉山浅間公園
ゾーン	山林自然環境保全ゾーン	良好な自然環境を保全するゾーン	富士山の国立公園特別地域等、杓子山、三ツ峠の保安林	
	自然環境保全・活用ゾーン	自然環境との調和を図りながら自然環境を生かした交流施設や教育・研究施設などを誘導するゾーン	東富士五湖道路沿線（国立公園普通地域等）	
	農地ゾーン	良好な農業生産環境を維持・保全するゾーン	上記のゾーンを除く用途白地地域	
	市街地・集落ゾーン	中心市街地の外縁部に位置し、周辺の自然環境、景観に配慮した市街地及び集落地	用途地域内の市街地、用途地域外の集落地等	
	中心市街地ゾーン（広域拠点エリア）	市内各地区ならびに北麓地域の広域拠点、市外からの来訪者の玄関口として各種都市機能が集約する中心市街地	富士急行線（富士山駅～下吉田駅）、都市計画道路（赤坂小明見線、富士見通り線、赤坂線）に囲まれた既成市街地（広域拠点エリア）	

出典：「富士吉田市都市計画マスタープラン」（令和 4 年 3 月 富士吉田市）

5) 富士吉田市景観計画

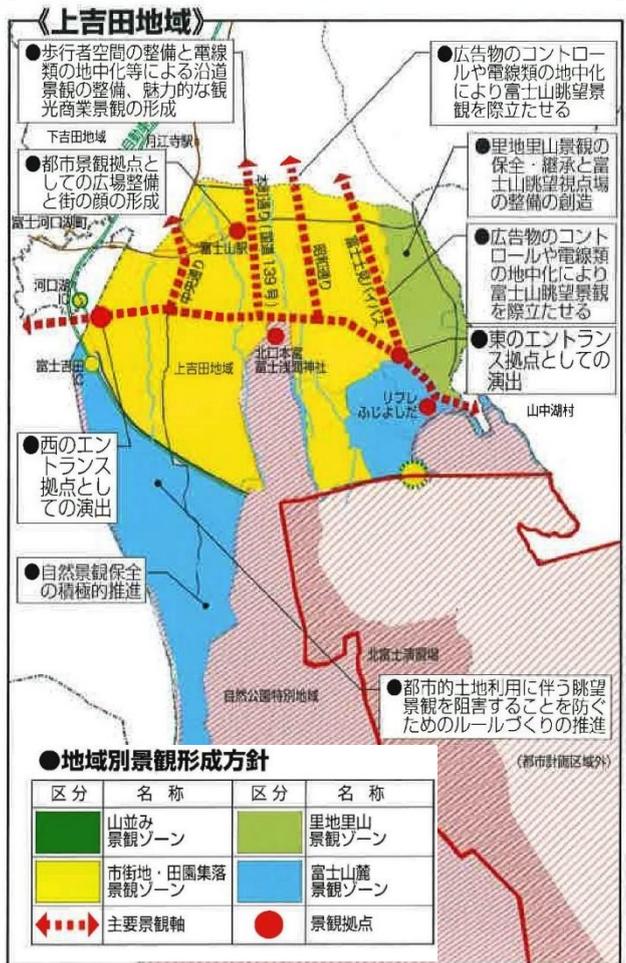
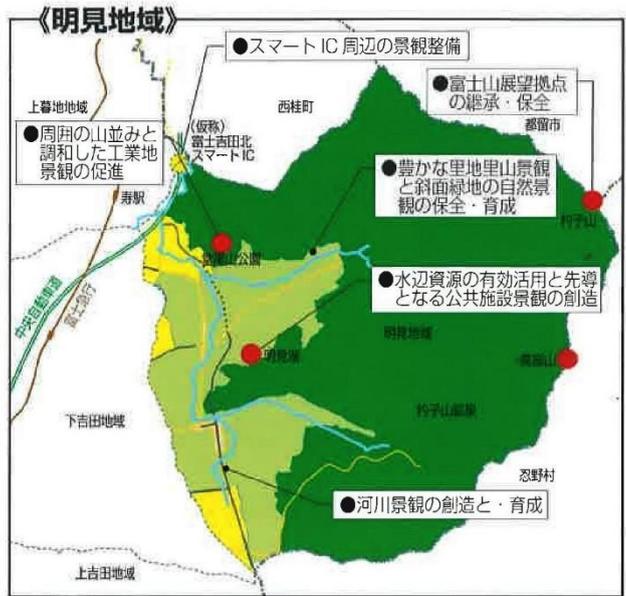
景観計画は、平成16年6月に公布された「景観法」に基づき「景観行政団体」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。富士吉田市では、平成28年3月に「富士吉田市景観計画」を策定している。景観形成の方針を表4.3-36に示す。また、本市を4地域に区分し、各地域の特性にあった景観形成に関する方針を図4.3-22に示す。

本計画では、良好な景観形成は、過去からの遺産を「継承」し、それを「保全」、または新たに「創造」し、「育成」していくことにより形成されると考えられている。この4つの活動を景観形成の基本理念として掲げ、市の将来像を具現化し、景観形成の目標像を「富士山を未来にひきつぐおもてなしの景観創造まちづくり」として設定している。

表 4.3-36 景観形成方針の体系（富士吉田市）

景観形成方針	内容
1) 自然景観の形成方針 ふるさとの原風景である自然景観を継承・保全する	①市のシンボルである富士山麓の景観をまもっていきます。
	②市街地の背景となる緑豊かな山並みや丘陵地は、積極的な景観保全施策を図ります。
	③河川や湖沼などの水辺景観の整備を図ります。
2) 里地・里山景観の形成方針 里地・里山景観を保全・育成する	①集落と農地が一体となった里地・里山景観を保全・育成します。
	②水田や畑のある農村景観を保全・育成していきます。
	③農業や地域の生活の歴史を表す水路や溜池の景観をまもっていきます。
3) 歴史文化的景観の形成方針 富士山とつながりのある歴史的景観等を継承・保全する	①富士山信仰に関わる景観を継承・保全します。
	②地域の歴史を感じる社寺や樹木などのある景観を継承します。
	③地域の祭りや行事などの景観をまもっていきます。
4) 眺望景観の形成方針 市民のシンボルである富士山の眺望景観を保全・育成する	①富士山への眺望ポイントをまもり育成します。
	②市街地からの富士山への眺望を保全・育成します。
	③市街地のどこからでも目にすることができる山並み景観に対する主要な視点場に配慮した眺望景観の整備・保全を図ります。
5) 市街地の景観形成方針 山並みと調和し個性を活かす市街地景観を創造・育成する	①にぎわいと魅力ある中心市街地の景観を創ります。
	②周辺と調和した沿道商業地の景観を創ります。
	③身近な環境と調和した地域らしさの感じられる住宅地景観を創ります。
	④住宅地と工場等が調和した街並み景観を創ります。
6) 公共施設の景観形成方針 公共施設景観を創造・育成する	①美しい道路景観を創り育成します。
	②安心が感じられる歩行者空間の景観を創り育成します。
	③景観を先導しモデルとなる公共建築物の景観を創ります。
	④地域と結びついた公園・緑地景観を創造・育成します。
7) 協働の景観づくりの方針 マナーの向上とルールに基づきみんなで取り組む協働の景観づくり	①市民が積極的に景観を知り、学ぶ機会を創ります。
	②景観や環境の美化に関する意識を高めていきます。
	③景観に係る市民、事業者等のまちづくり活動を支援し、活動の励みとなる場や機会を設けていきます。
	④地域景観に配慮した適切な開発や建築を誘導します。
	⑤景観を阻害する要因を改善します。

出典：「富士吉田市景観計画」（平成28年3月 富士吉田市）



地域別景観形成方針

区分	名称	区分	名称
	山並み景観ゾーン		里地里山景観ゾーン
	市街地・田園集落景観ゾーン		富士山麓景観ゾーン
	主要景観軸		景観拠点

出典：「富士吉田市景観計画（概要版）」（平成 28 年 3 月 富士吉田市）

図 4.3-22 地域別景観形成に関する方針（富士吉田市）

4.4 生活環境の状況

4.4.1 大気質

対象事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）の吉田と都留の2局であり、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視測定局の概要を表4.4-1に、位置を図4.4-1に示す。

表 4.4-1 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
吉田	一般局	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	○
都留	一般局	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—

注) 表中の○は測定を実施している項目を示す。

出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム」（環境省ホームページ）

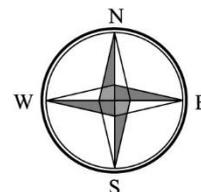


凡例

- 対象事業実施区域
- 市町村境
- ⬡ 大気汚染状況常時監視測定局

出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム 測定局一覧」
(環境省)

図4. 4-1 大気汚染常時監視測定局の位置



Scale 1/100,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図20万を基に縮尺を変更して作成した。

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

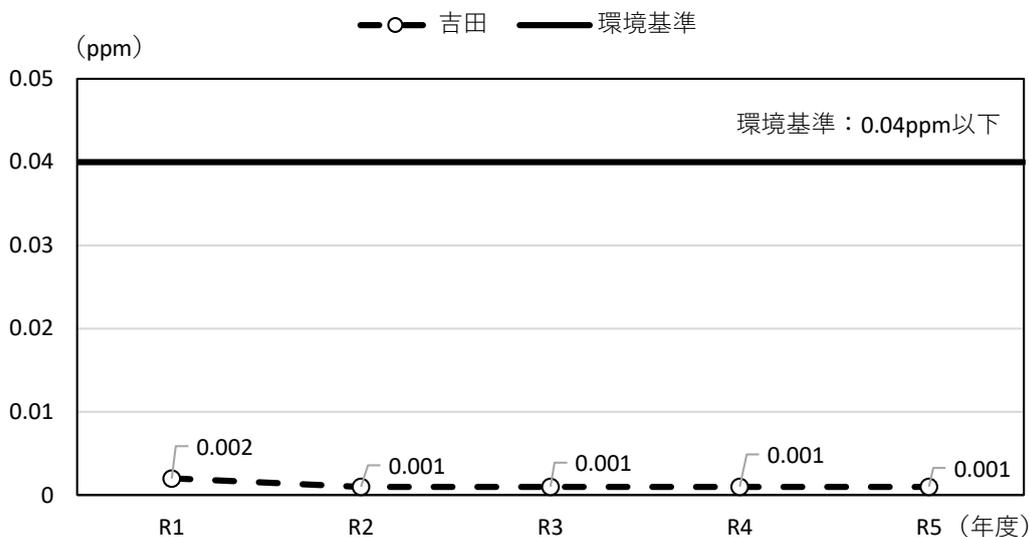
令和 5 年度の二酸化硫黄(SO₂)の測定結果を表 4.4-2 に示す。環境基準「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下」に対し、日平均値の年間 2%除外値は 0.001ppm であり、環境基準に適合している。

過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度) の日平均値の年間 2%除外値の推移は図 4.4-2 に示すとおり、おおむね横ばいで推移している。

表 4.4-2 二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (令和 5 年度)

測定局名称	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
	ppm	ppm	
吉田	0.001	0.001	適

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」 (令和 7 年 3 月 山梨県)



出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」 (令和 7 年 3 月 山梨県)

図 4.4-2 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の推移 (日平均値の年間 2%除外値)

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

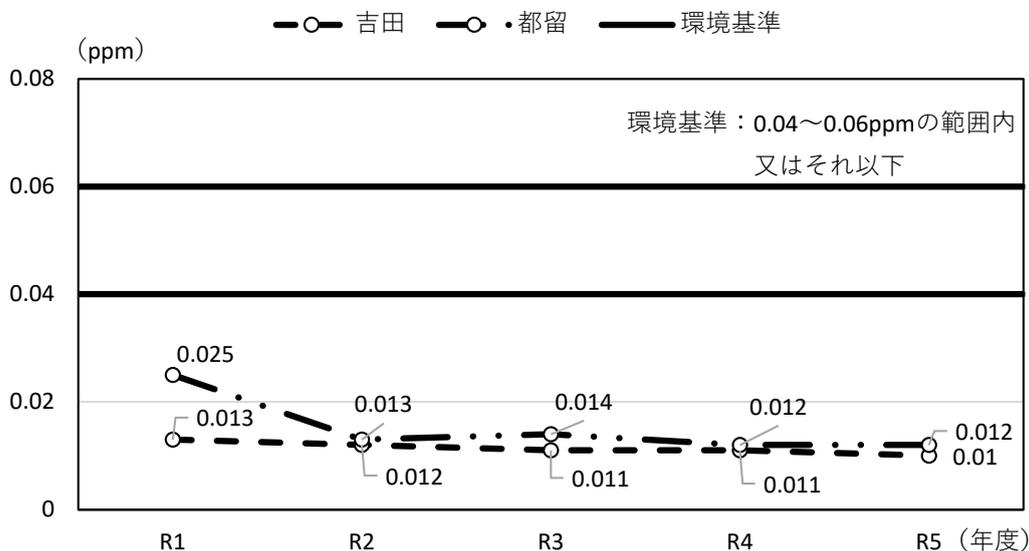
令和 5 年度の二酸化窒素(NO₂)の測定結果を表 4. 4-3 に示す。環境基準「1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内又はそれ以下」に対し、日平均値の年間 98%値は、吉田が 0. 010ppm、都留が 0. 012ppm であり、環境基準に適合している。

過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度) の日平均値の年間 98%値の推移は図 4. 4-3 に示すとおり、都留の測定局では減少し、吉田ともにおおむね横ばいで推移している。

表 4. 4-3 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (令和 5 年度)

測定局名称	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準の適否 (長期的評価)
	ppm	ppm	
吉田	0. 004	0. 010	適
都留	0. 005	0. 012	適

出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」 (令和 7 年 3 月 山梨県)



出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」 (令和 7 年 3 月 山梨県)

図 4. 4-3 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の推移 (日平均値の年間 98%値)

(3) 光化学オキシダント (O_x)

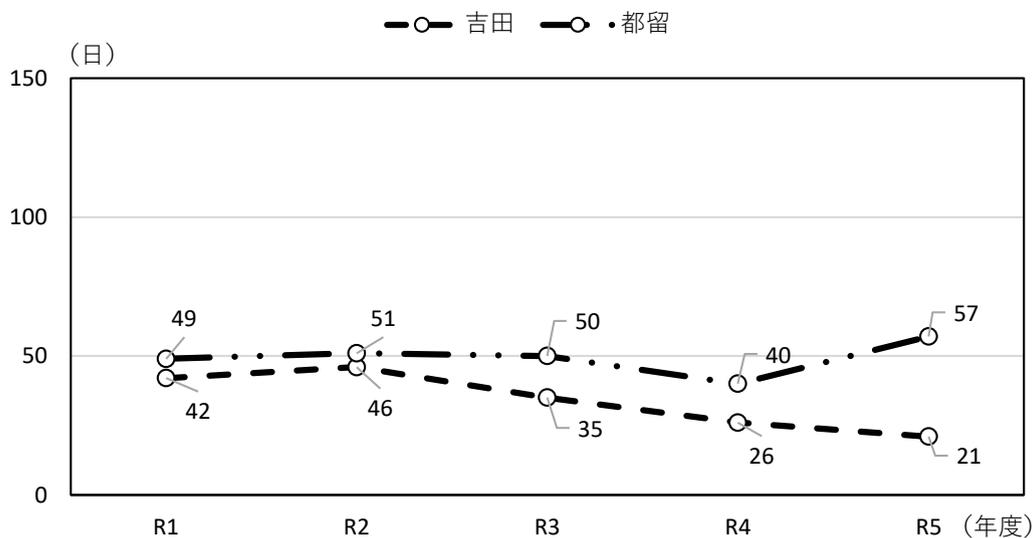
令和5年度の光化学オキシダント(O_x)の測定結果を表4.4-4に示す。環境基準「1時間値が0.06ppm以下」に対し、昼間の1時間値が0.06ppmを超過した日があり、環境基準に適合していない。

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の推移は図4.4-4に示すとおり、減少傾向を示しているが、都留が令和5年度に増加に転じた。

表 4.4-4 光化学オキシダント(O_x)測定結果（令和5年度）

測定局名称	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数	環境基準の適否 (短期的評価)
	日	日	
吉田	21	0	否
都留	57	0	否

出典：「令和6年度版 やまなしの環境 2024」（令和7年3月 山梨県）



出典：「令和6年度版 やまなしの環境 2024」（令和7年3月 山梨県）

図 4.4-4 光化学オキシダント(O_x)濃度の推移 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

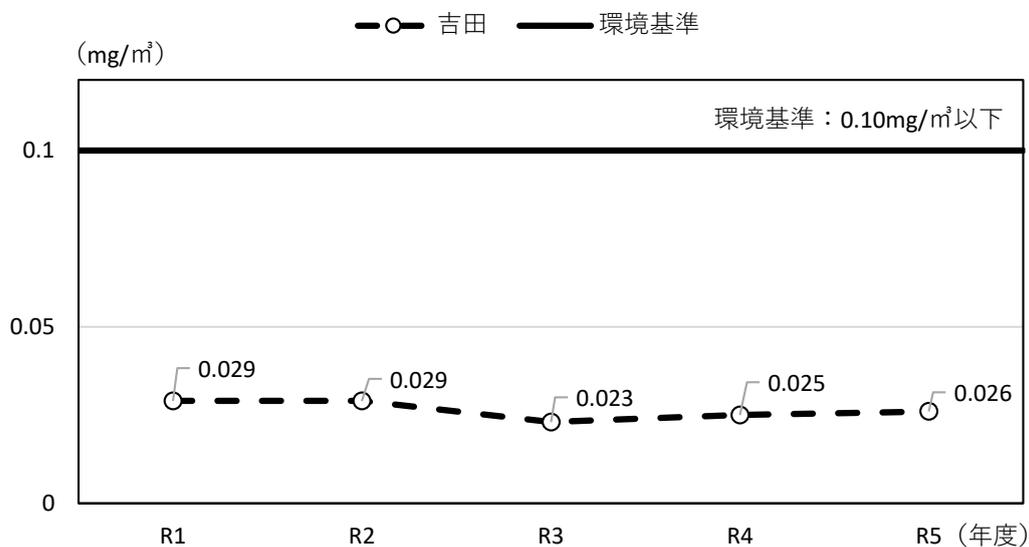
令和5年度の浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果を表 4.4-5 に示す。環境基準「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」に対し、日平均値の年間2%除外値は $0.026\text{mg}/\text{m}^3$ であり、環境基準に適合している。

過去5年間 (令和元年度～令和5年度) の日平均値の年間2%除外値の推移は図 4.4-5 に示すとおり、おおむね横ばいで推移している。

表 4.4-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (令和5年度)

測定局名称	年平均値	日平均値の年間2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
	mg/m^3	mg/m^3	
吉田	0.011	0.026	適

出典：「令和6年度版 やまなしの環境 2024」 (令和7年3月 山梨県)



出典：「令和6年度版 やまなしの環境 2024」 (令和7年3月 山梨県)

図 4.4-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の推移 (日平均値の年間2%除外値)

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

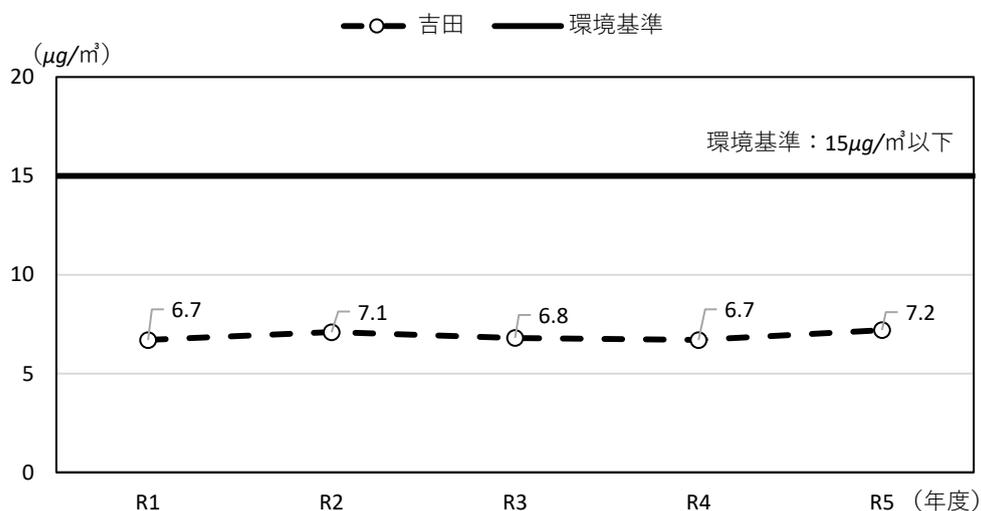
令和5年度の微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果を表4.4-6に示す。環境基準「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に対し、年平均値は7.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は17.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準に適合している。

過去5年間(令和元年度～令和5年度)の年平均値と日平均値の年間98%除外値の推移は図4.4-6(1)～(2)に示すとおり、1年平均値はおおむね横ばいで推移しており、日平均値の年間98%除外値は令和3年度に減少している。

表 4.4-6 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果 (令和5年度)

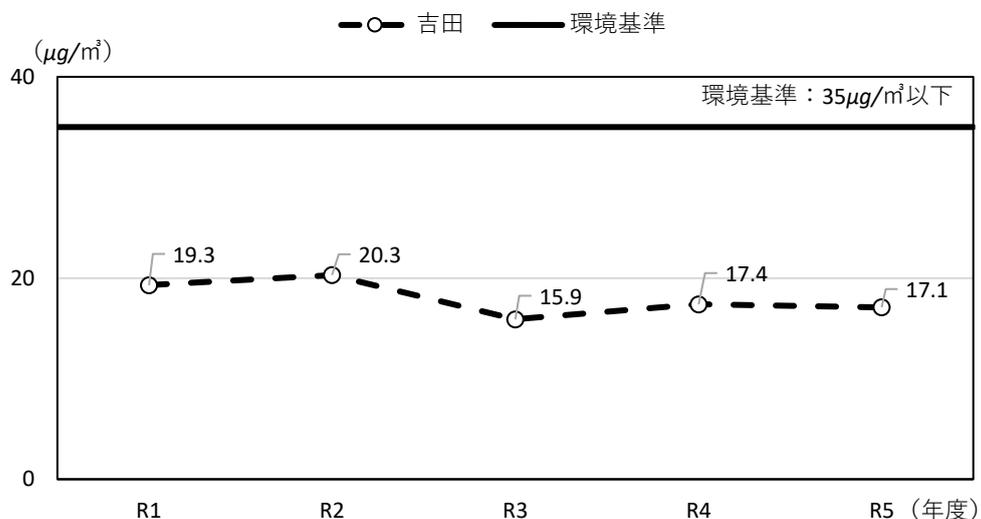
測定局名称	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	長期的評価	短期的評価
吉田	7.2	17.1	適	適

出典：「令和6年度版 やまなしの環境2024」(令和7年3月 山梨県)



出典：「令和6年度版 やまなしの環境2024」(令和7年3月 山梨県)

図 4.4-6(1) 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の推移 (年平均値)



出典：「令和6年度版 やまなしの環境2024」(令和7年3月 山梨県)

図 4.4-6(2) 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の推移 (日平均値の年間98%除外値)

(6) ダイオキシン類 (DXNs)

令和4年度のダイオキシン類の測定結果を表4.4-7に示す。環境基準「1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下」に対し、年平均値は0.0067pg-TEQ/m³であり、環境基準に適合している。

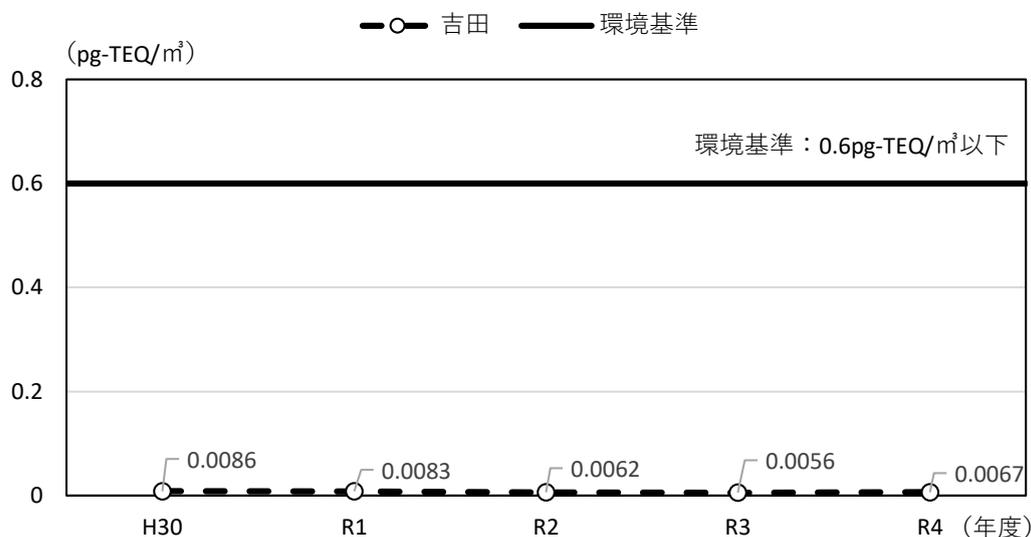
過去5年間(平成30年度～令和4年度)の年平均値の推移は図4.4-7に示すとおり、ほぼ横ばいで推移している。

表 4.4-7 ダイオキシン類測定結果 (令和4年度)

測定局名称	年平均値	環境基準の適否
	pg-TEQ/m ³	
吉田 (定点)	0.0067	適

注) 令和5年度より、吉田局における測定は行われていない。

出典: 「令和5年度版 やまなしの環境 2023」 (令和6年1月 山梨県)



出典: 「令和5年度版 やまなしの環境 2023」 (令和6年1月 山梨県)

図 4.4-7 ダイオキシン類濃度の推移 (大気)

4.4.2 騒音

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の常時監視結果を表 4.4-8 に、調査地点の位置を図 4.4-8 に示す。なお、対象事業実施区域周辺においては、近年、環境騒音の調査は行われていない

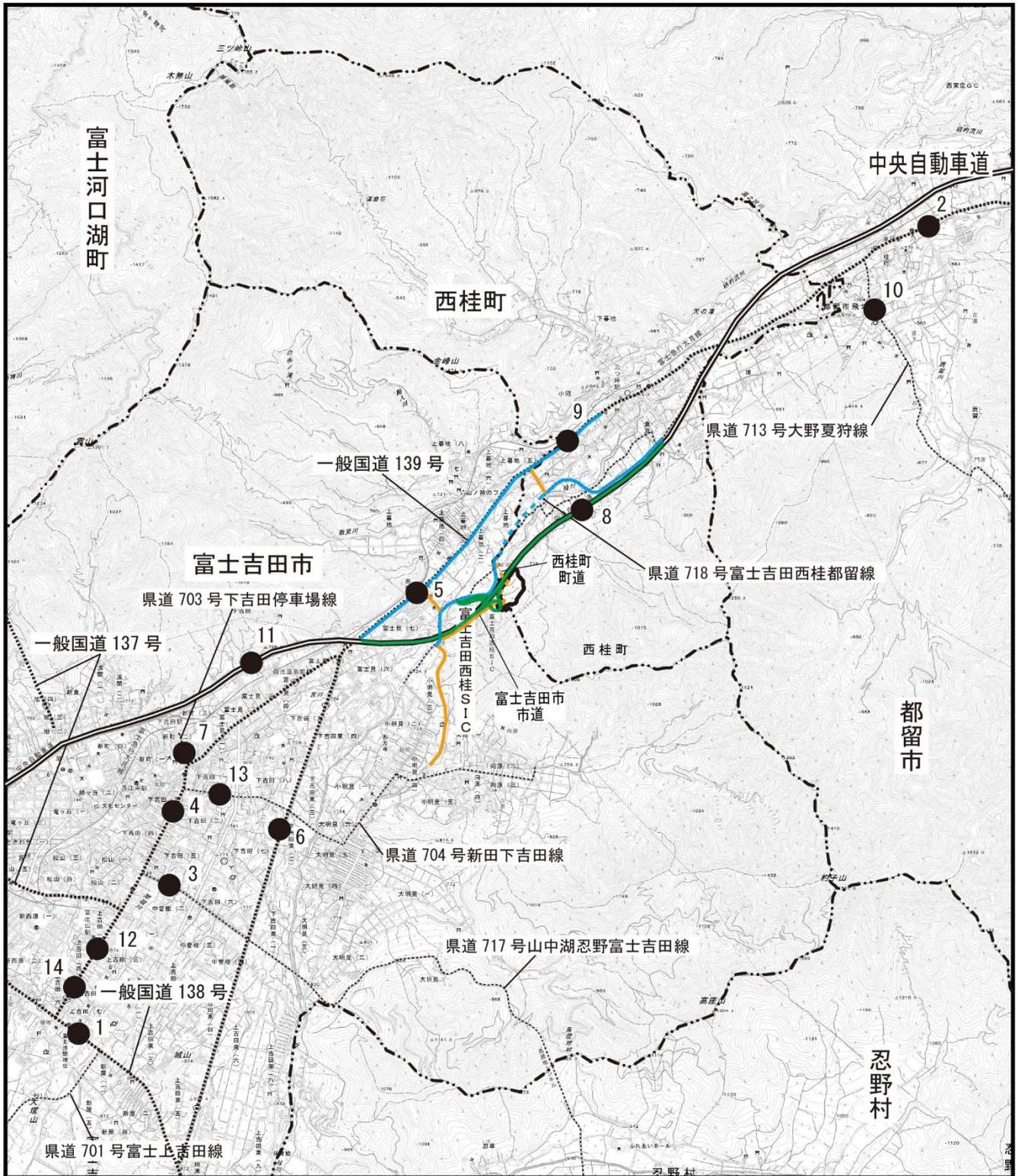
一般国道では、No.1（富士吉田市上吉田）の昼間と夜間、No.5（富士吉田市上暮地 1 丁目 16）の夜間、No.9（南都留郡西桂町小沼）の昼間と夜間、中央自動車道富士吉田線では No.8（南都留郡西桂町倉見）の昼間の時間帯において環境基準を超過していた。

表 4.4-8 既存資料調査結果（自動車騒音）

No.	路線名	調査地点	年度	時間区分	調査結果	環境基準	
					等価騒音レベル (L _{Aeq})	基準値	適合状況 (○:適合、×:不適合)
1	一般国道 139 号	富士吉田市上吉田	2021	昼間	71dB	70dB	×
				夜間	66dB	65dB	×
2	一般国道 139 号	都留市桂町	2021	昼間	68dB	70dB	○
				夜間	64dB	65dB	○
3	山中湖忍野富士吉田線	富士吉田市下吉田 5 丁目 21	2020	昼間	68dB	70dB	○
				夜間	61dB	65dB	○
4	一般国道 139 号	富士吉田市下吉田 2 丁目 5	2020	昼間	64dB	70dB	○
				夜間	59dB	65dB	○
5	一般国道 139 号	富士吉田市上暮地 1 丁目 16	2020	昼間	70dB	70dB	○
				夜間	66dB	65dB	×
6	一般国道 139 号	富士吉田市下吉田 7 丁目 15	2019	昼間	67dB	70dB	○
				夜間	60dB	65dB	○
7	下吉田停車場線	富士吉田市新町 1 丁目 9	2019	昼間	59dB	70dB	○
				夜間	51dB	65dB	○
8	中央自動車道富士吉田線	南都留郡西桂町倉見	2019	昼間	71dB	70dB	×
				夜間	65dB	65dB	○
9	一般国道 139 号	南都留郡西桂町小沼	2019	昼間	74dB	70dB	×
				夜間	68dB	65dB	×
10	大野夏狩線	都留市鹿留	2019	昼間	61dB	70dB	○
				夜間	55dB	65dB	○
11	中央自動車道富士吉田線	富士吉田市富士見 3 丁目 8	2018	昼間	59dB	70dB	○
				夜間	51dB	65dB	○
12	一般国道 139 号	富士吉田市上吉田 3 丁目 14	2017	昼間	67dB	70dB	○
				夜間	61dB	65dB	○
13	新田下吉田線	富士吉田市下吉田 1 丁目 19	2017	昼間	64dB	70dB	○
				夜間	56dB	65dB	○
14	一般国道 139 号	富士吉田市上吉田 6-1	2022	昼間	67dB	70dB	○
				夜間	60dB	65dB	○

注) 表中の時間区分は、環境基準における昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～翌 6 時を示す。

出典：「全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告）」（国立環境研究所）



<p>凡 例</p> <p> 対象事業実施区域 市町村境 自動車交通騒音測定地点 走行ルート 中央自動車道富士吉田線 国道・県道等 富士吉田市市道・西桂町町道 整備中及び整備予定部分 </p> <p>出典：「自動車騒音の常時監視結果 Light版」 (環境展望台ホームページ)</p>	<p style="text-align: center;">図4.4-8 自動車交通騒音の測定地点</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">Scale 1/50,000</p> <div style="text-align: center;"> </div>
--	---

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.4.3 振動

対象事業実施区域周辺においては、近年、環境振動及び道路交通振動の調査は行われていない。

4.4.4 悪臭

対象事業実施区域周辺においては、近年、悪臭の調査は行われていない。

4.4.5 水質

(1) 河川水質

西桂町における対象事業実施区域周辺の令和5年度の河川水質調査結果（生活環境項目）を表4.4-9に、各水質調査地点を図4.4-9に示す。また、過去5年間の推移を図4.4-10～図4.4-13に示す。

その他、対象事業実施区域周辺における河川水質調査結果（健康項目測定結果）を表4.4-10に、ダイオキシン類測定結果を表4.4-11に示す。

令和4年度の生活環境項目については、全ての項目及び調査地点で環境基準に適合している。

また、過去5年間の経年変化でも、全ての地点及び年度で環境基準に適合している。健康項目及びダイオキシン類については、全ての項目が環境基準に適合している。

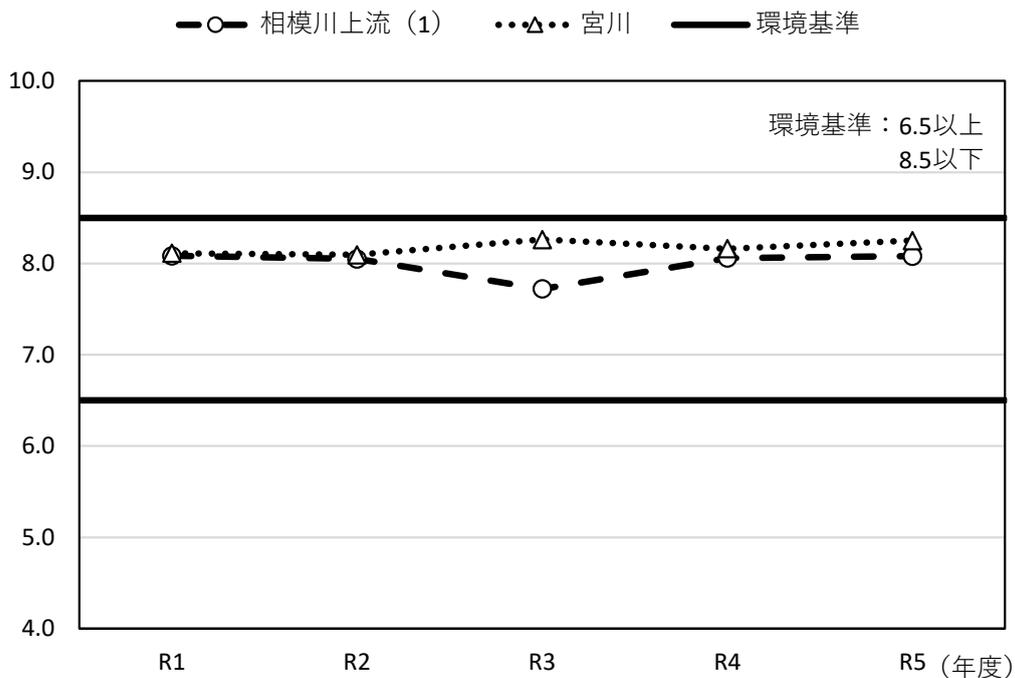
なお、対象事業実施区域周辺における河川の環境基準の類型指定状況は、相模川上流（1）がAA類型、宮川がB類型となっている。

表 4.4-9 令和5年度の河川水質調査結果（生活環境項目）

No.	河川名	調査地点	環境基準 類型	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	環境基準 の適否
				—	mg/L	mg/L	mg/L	
1	相模川上流(1)	富士見橋	AA	8.1	1	0.5	9.9	適
2	宮川	昭和橋	B	8.3	2	1.2	9.6	適

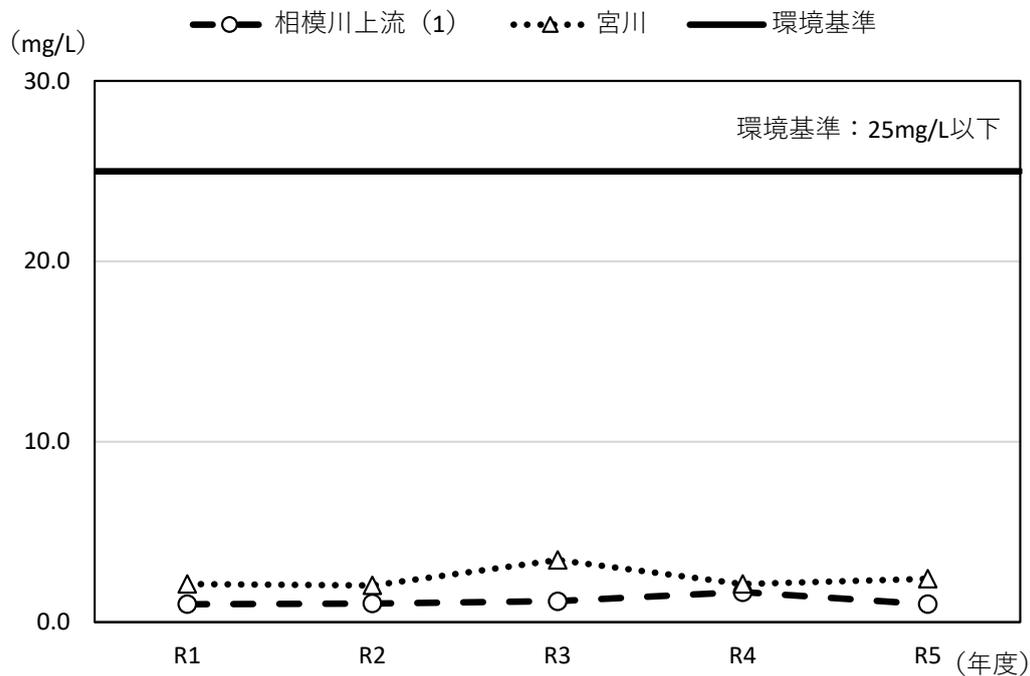
注) 数値は、年24回の調査結果を算術平均（未満値は上限で計算）したもの。

出典：「令和5年度公共用水域水質測定結果」（山梨県ホームページ）



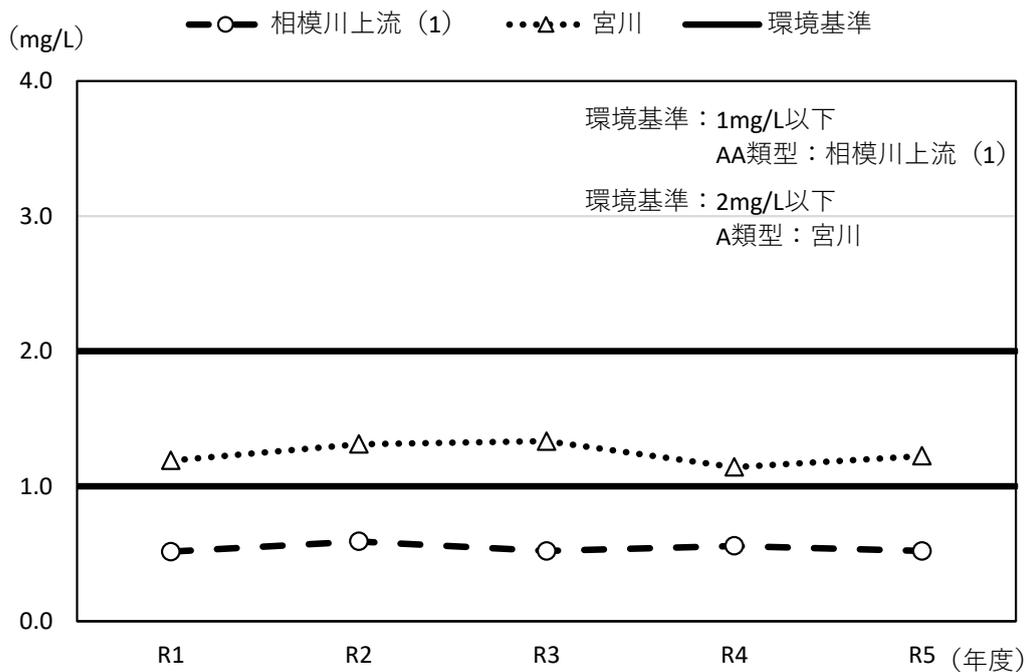
注) 数値は、年 24 回の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
 出典：「令和元年度～令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 4.4-10 水素イオン濃度 (pH) の推移



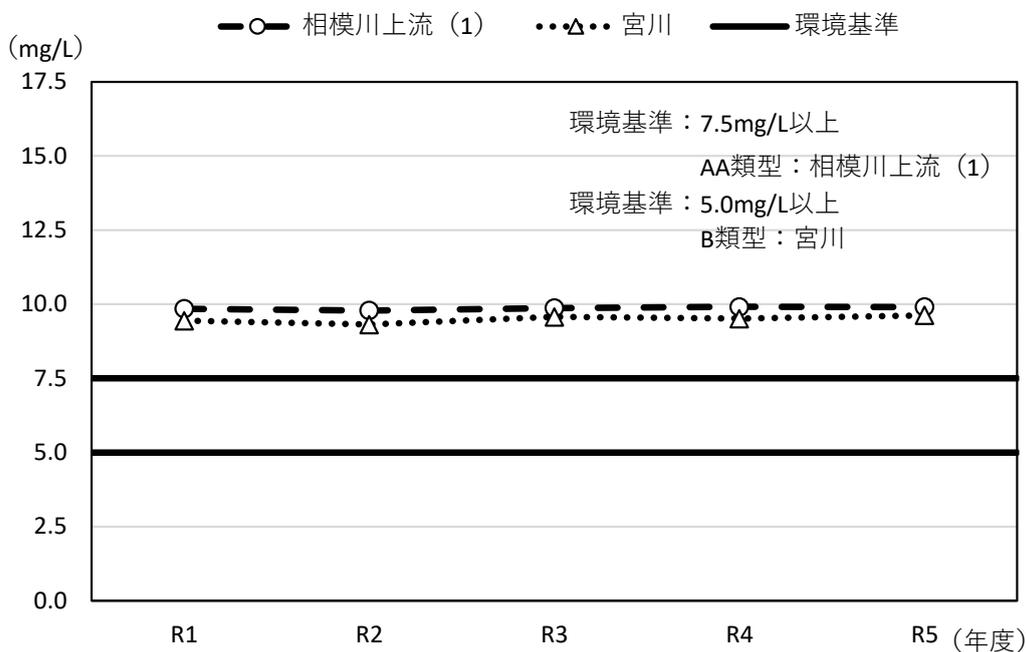
注) 数値は、年 24 回の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
 出典：「令和元年度～令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 4.4-11 浮遊物質 (SS) の推移



注) 数値は、年 24 回の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典：「令和元年度～令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 4.4-12 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移



注) 数値は、年 24 回の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典：「令和元年度～令和 5 年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 4.4-13 溶存酸素 (DO) の推移

表 4.4-10 令和5年度の河川水質調査結果（健康項目）

項目	単位	1. 相模川上流(1) (富士見橋)	2. 宮川 (昭和橋)	環境基準	環境基準 の適否
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	適
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと	適
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下	適
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.02 以下	適
ヒ素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下	適
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	適
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	適
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	適
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	適
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	適
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1 以下	適
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.04 以下	適
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下	適
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	適
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	適
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下	適
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	適
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	適
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	適
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	適
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	適
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01 以下	適
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.93	0.66	10 以下	適
ふっ素	mg/L	0.16	0.11	0.8 以下	適
ほう素	mg/L	<0.04	<0.04	1 以下	適
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下	適

出典：「令和6年度版 やまなしの環境2024」（令和7年3月 山梨県）

表 4.4-11 令和2年度の河川水質調査結果（ダイオキシン類）

No.	地点名	単位	ダイオキシン類	環境基準	環境基準 の適否
1	相模川上流 富士見橋（不定点）	pg-TEQ/L	0.027	1 以下	適
2	宮川 昭和橋（不定点）	pg-TEQ/L	0.027		

出典：「令和3年度版 やまなしの環境2021」（令和4年3月 山梨県）

(2) 地下水水質

対象事業実施区域が位置する西桂町及び隣接する富士吉田市、都留市における地下水調査結果を表 4.4-12 及び表 4.4-13 に示す。

ローリング方式は地下水汚染を発見することを目的として、山梨県内をメッシュで区切って順次実施している調査である。過去5年においては、令和2年度の都留市古川渡でテトラクロロエチレンが環境基準を超過していた。また、定点調査は、利水上重要な地域などを対象に継続して実施している調査である。都留市での調査では環境基準の超過は確認されていない。

表 4.4-12 地下水質概況調査結果（ローリング方式）

単位：mg/L

井戸の所在地	年度	鉛	ヒ素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	環境基準の適否	
		基準値0.01	基準値0.01	基準値0.01	基準値0.01	基準値1	基準値10	基準値0.8	基準値1		
西桂町	下暮地	R2	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	1.2	0.11	<0.04	適
都留市	大幡	R1	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	0.81	0.06	<0.04	適
		R3	<0.005	—	<0.001	<0.0005	—	0.61	0.06	<0.04	適
		R5	—	<0.005	—	<0.0005	—	0.68	0.06	0.09	適
	鹿留	R1	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	0.59	0.06	<0.04	適
	朝日馬場	R2	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	0.48	<0.05	<0.04	適
	古川渡	R2	<0.005	<0.005	—	0.021	—	1.9	0.07	<0.04	否
	田原	R3	<0.005	—	<0.001	<0.0005	—	1.5	0.06	<0.04	適
		R5	—	<0.005	—	0.0012	—	2.2	0.08	<0.04	適
	下谷	R4	—	<0.005	—	—	<0.0005	1.1	0.07	<0.04	適
	桂町	R4	—	<0.005	—	—	<0.0005	1.2	0.16	<0.04	適
与縄	R5	—	<0.005	—	<0.0005	—	0.75	<0.05	<0.04	適	
富士吉田市	小明見	R1	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	1.7	0.12	<0.04	適
	上吉田	R2	<0.005	<0.005	—	<0.0005	—	0.54	0.27	<0.04	適
	向原	R3	<0.005	—	<0.001	<0.0005	—	0.71	<0.05	<0.04	適
	新倉	R4	—	<0.005	—	—	<0.0005	1.0	0.17	<0.04	適
	下吉田	R5	—	<0.005	—	<0.0005	—	0.93	0.22	<0.04	適

注1) 測定結果は年間平均値であり、表中の「-」は測定が行われていない項目を示す。

注2) 塗りつぶしは環境基準値超過を示す。

出典：「令和2年度版 やまなしの環境 2020～令和6年度版 やまなしの環境 2024」（山梨県）

表 4.4-13 地下水質概況調査結果（定点方式）

単位：mg/L

井戸の所在地	年度	六価クロム	ヒ素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	環境基準の適否	
		基準値0.02	基準値0.01	基準値0.002	基準値0.1	基準値0.04	基準値0.01	基準値0.01		
都留市	田原	R1	<0.02	<0.005	—	—	—	—	適	
		R2	<0.02	<0.005	—	—	—	—	適	
		R3	<0.02	<0.005	—	—	—	—	適	
		R4	<0.01	<0.005	—	—	—	—	適	
		R5	<0.01	<0.005	—	—	—	—	適	
	四日市場	R1	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.001	<0.0005	適
		R2	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.001	<0.0005	適
		R3	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.001	<0.0005	適
		R4	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.001	<0.0005	適
		R5	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.001	<0.0005	適

注) 測定結果は年間平均値であり、表中の「-」は測定が行われていない項目を示す。

出典：「令和2年度版 やまなしの環境 2020～令和6年度版 やまなしの環境 2024」（山梨県）

4.4.6 土壌汚染

土壌のダイオキシン類調査結果とダイオキシン類常時監視地点を、それぞれ表 4.4-14、図 4.4-14 に示す。対象事業実施区域に最も近い土壌のダイオキシン類調査地点（西桂町下暮地）における令和元年度の測定結果は 0.90pg-TEQ/g であり、環境基準に適合している。

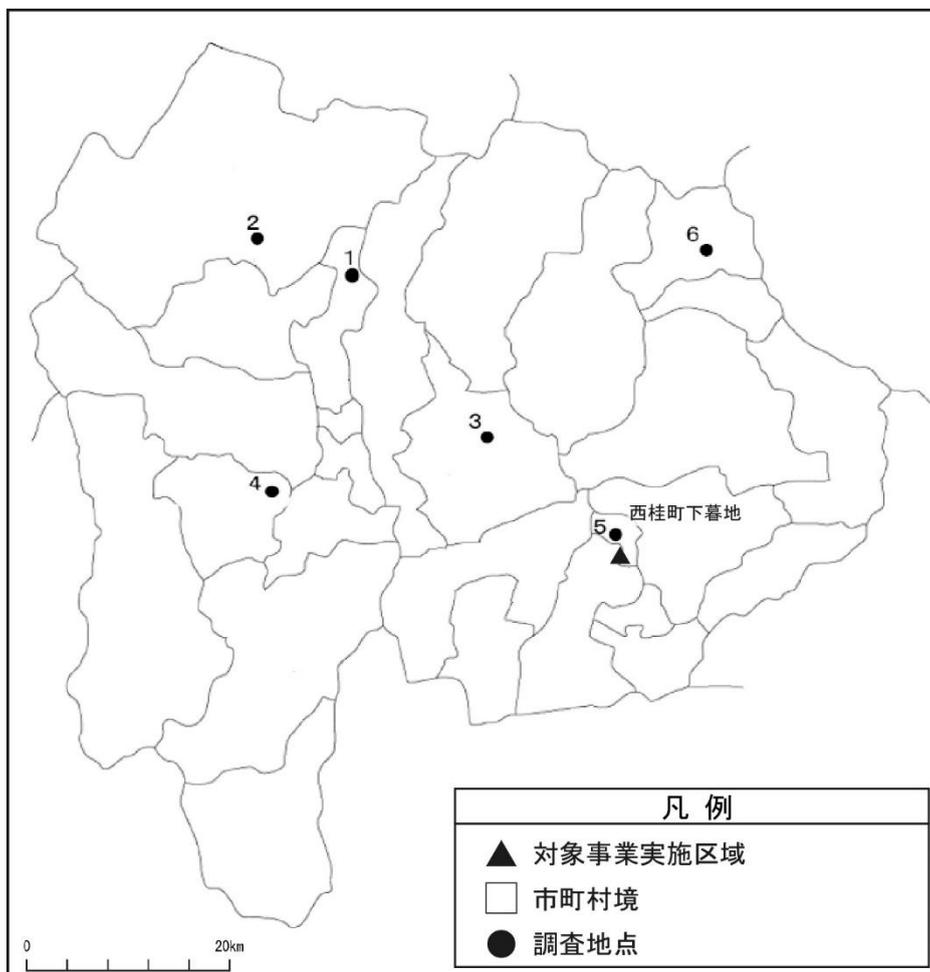
また、対象事業実施区域周辺において、「土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日）」による要措置区域、形質変更時要届出区域は指定されていない。

山梨県では土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っており、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行っている。

表 4.4-14 ダイオキシン類測定結果（土壌）

番号	年度	調査地点	調査結果(pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
5	令和元年度	西桂町下暮地	0.90	1,000 以下

出典：「令和 2 年度版 やまなしの環境 2020」（令和 3 年 3 月 山梨県）



出典：「令和 2 年度版 やまなしの環境 2020」（令和 3 年 3 月 山梨県）

図 4.4-14 ダイオキシン類常時監視地点（土壌）

4.4.7 地盤沈下

対象事業実施区域周辺においては、近年、地盤沈下の調査は行われていない。

4.4.8 温室効果ガス

山梨県では地球温暖化対策として「山梨県地球温暖化対策条例（平成 20 年 12 月）」を制定しており、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成 21 年 3 月 24 日に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、改定を重ねている。

2022 年度の温室効果ガス総排出量（森林吸収対策分を含む）は、山梨県地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改定）における 2030 年度目標には、基準年度比で 32%ほど不足している。

山梨県における温室効果ガス排出量の推移を表 4.4-15 に示す。

表 4.4-15 温室効果ガス排出量の推移

排出量の単位：千 t-CO₂

項目	2013	2018	2019	2020	2021	2022	2022		2030
	基準年度						基準年度比 (%)	前年度比 (%)	目標
二酸化炭素 (CO ₂)	7,237	6,055	5,900	5,563	5,696	5,746	△20.6	0.9	3,809
メタン (CH ₄)	56	41	40	45	45	46	△17.9	2.2	39
一酸化二窒素 (N ₂ O)	103	95	94	97	96	95	△7.8	△1.0	94
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	251	352	381	393	407	348	38.6	△14.5	79
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	55	36	39	40	36	34	△38.2	△5.6	48
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	11	8	8	8	8	9	△18.2	12.5	9
三ふっ化窒素 (NF ₃)	2	2	3	3	4	4	100.0	0.0	5
温室効果ガス総排出量	7,715	6,589	6,465	6,149	6,292	6,282	△18.6	△0.2	4,085
森林吸収源対策分	△971	△974	△947	△931	△878	△771	—	—	△722
温室効果ガス総排出量 (森林吸収源対策分を含む)	6,744	5,615	5,518	5,218	5,414	5,511	△18.3	1.8	3,363 (基準年度比 △50%)

出典：「2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量について」（山梨県ホームページ）

4.4.9 放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境放射線の状況を表 4.4-16 に、観測地点を図 4.4-15 に示す。

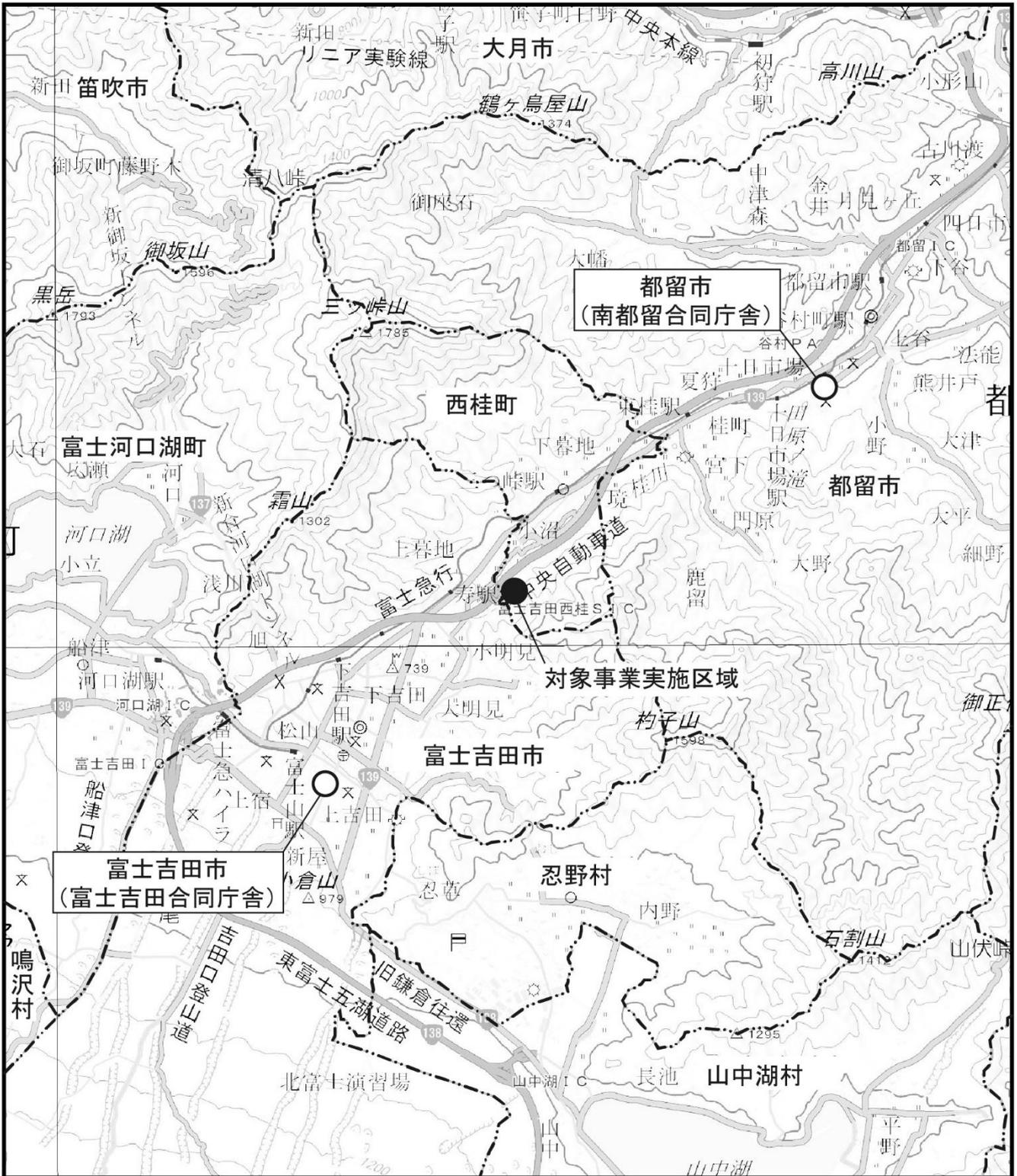
対象事業実施区域及びその周辺には、環境放射線の状況を調査している地点が 2 か所あり、最寄りの調査地点は、対象事業実施区域より南西約 4.3km に位置する富士吉田市（富士吉田合同庁舎）である。

令和 5 年度の富士吉田市（富士吉田合同庁舎）の空間放射線量率は、 $0.016 \mu\text{Sv/h} \sim 0.052 \mu\text{Sv/h}$ であった。

表 4.4-16 空間線量率測定結果（令和 5 年度）

No.	地点名	調査内容	測定結果（ $\mu\text{Sv/h}$ ）	測定回数
1	富士吉田市（富士吉田合同庁舎）	空間放射線量率 （モニタリングポスト）	0.016～0.052	通年
2	都留市（南都留合同庁舎）	地上 1m での空間放射線量率	0.028～0.040	月 1 回

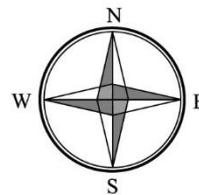
出典：「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 環境放射線観測地点
- 市町村境

図4. 4-15 環境放射線観測地点



Scale 1/100,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図20万を基に縮尺を変更して作成した。

4.5 環境法令等

4.5.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業に係る主な環境関係法令等及び指定・規制の適用状況を表 4.5-1(1)～(4)に示す。

表 4.5-1(1) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等 (公布日)	対象	主な指定・基準の内容	適用状況	指定及び規制	
大気汚染	環境基本法 (平成5年11月19日 法律第91号)	大気	大気汚染の環境基準	一般公衆が生活している地域に該当	○	
	大気汚染防止法 (昭和43年6月10日 法律第97号)	ばい煙発生施設の排ガス	ばい煙の排出規制基準 水銀の排出規制基準	ごみ焼却施設がばい煙発生施設に該当	○	
	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号)	大気の大ダイオキシン類 特定施設の排ガスのダイオキシン類	環境基準 排出規制基準	一般公衆が生活している地域に該当 ごみ焼却施設が特定施設に該当	○ ○	
	山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭和50年7月12日 山梨県条例第12号)	特定施設のばい煙	排出規制基準	ごみ焼却施設が特定施設に該当しない	×	
		特定施設の粉じん	排出規制基準	粉じんの特定施設は該当しない	×	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日 法律第137号)	一般廃棄物処理施設排ガス中の一酸化炭素濃度	一酸化炭素濃度の維持管理基準	一般廃棄物処理施設に該当	○	
	公害防止	環境基本法 (平成5年11月19日 法律第91号)	環境騒音	地域の類型に対応した環境基準	対象事業実施区域内は類型指定がないが、周辺地域に類型指定された地域がある	○
			騒音規制法(昭和43年6月10日 法律第98号)	特定工場等の騒音	区域の区分に対応した特定工場等の規制基準	ごみ焼却施設に特定施設があり、区域の区分の指定がある
		騒音	特定建設作業の騒音	特定建設作業の規制基準	建設工事が特定建設作業に該当する	○
			道路交通騒音	区域の区分に対応した自動車騒音の要請限度	対象事業実施区域及び周辺地域に区域の区分の指定がある	○
山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭和50年7月12日 山梨県条例第12号)			特定施設の騒音	特定工場等の規制基準	ごみ焼却施設が特定施設に該当	○
		特定建設作業の騒音	特定建設作業の規制基準	建設工事が特定建設作業に該当する	○	
振動		振動規制法 (昭和51年6月10日 法律第64号)	特定工場等の振動	区域の区分に対応した特定工場等の規制基準	ごみ焼却施設に特定施設があり、区域の区分の指定がある	○
	特定建設作業の振動		特定建設作業の規制基準	建設工事が特定建設作業に該当する	○	
	道路交通振動		自動車振動の要請限度	対象事業実施区域及び周辺地域に区域の区分の指定がある	○	
悪臭	悪臭防止法 (昭和46年6月1日 法律第91号)	悪臭	区域の区分に対応した臭気指数規制基準	対象事業実施区域及び周辺地域に区域の区分の指定がある	○	

注) 本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものには「○」、受けないものには「×」を印している。

表 4.5-1(2) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等 (公布日)	対象	主な指定・基準の内容	適用状況	指定及び規制	
公害防止	水質汚濁	環境基本法 (平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)	河川水	水質汚濁の環境基準	桂川に水域類型の指定がある	○
			地下水	地下水の環境基準	環境基準が一律に適用される	○
		水質汚濁防止法 (昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号)	排水	特定施設の公共用水域への排水の規制基準	ごみ焼却施設が特定施設に該当する	○
		ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)	水質	ダイオキシン類の環境基準、排出基準	周辺の河川及び水路が公共用水域に該当	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 号)	排水	特定施設の公共用水域への排水の規制基準 (上乘せ基準)	特定施設に該当しない	×
	土壌汚染	環境基本法 (平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)	土壌	土壌の汚染に係る環境基準	環境基準が一律に適用される	○
		土壌汚染対策法 (平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)	土壌	要措置区域、形質変更時要届出区域の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号)	農用地の土壌	農用地土壌汚染対策地域の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
		ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)	土壌	ダイオキシン類の環境基準	環境基準が一律に適用される	○
	地盤沈下	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例 (平成 24 年 12 月 27 日 山梨県条例第 75 号)	地下水の取水	揚水設備の届出、地下水の取水制限	計画施設では地下水を水源とする	○
		富士吉田市地下水保全条例 (平成 22 年 9 月 27 日 富士吉田市条例第 26 号)	地下水の取水	地下水の取水制限	計画施設では地下水を水源とする	○
	日照障害	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)	建築物の高さ	区域に応じた中高層の建築物の高さの制限	日影規制の対象地域に該当しない	×
	自然環境保全	自然環境保全法 (昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号)	自然環境	原生自然環境保全地域の指定 自然環境保全地域の指定	対象事業実施区域及び周辺に指定はない	×
		自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号)	自然環境	国立公園、国定公園区域の指定	対象事業実施区域及び周辺に指定はない	×
都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)		風致地区	風致地区の指定	対象事業実施区域及び周辺に指定はない	×	
森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号)		保安林	保安林の指定	対象事業実施区域に指定はない	×	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号)		鳥獣の狩猟	鳥獣保護区等の指定等	対象事業実施区域に指定はない	×	

注) 本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものには「○」、受けないものには「×」を印している。

表 4.5-1(3) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等（公布日）	対象	主な指定・基準の内容	主な指定・規制の内容	指定及び規制
自然環境保全	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）	希少野生動植物	希少野生動植物種の生息地等保護区の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	都市緑地法 （昭和 49 年 9 月 1 日 法律第 72 号）	緑地	山梨県による緑地保全地区の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 （昭和 55 年 9 月 22 日 条約第 28 号）	重要な湿地	条約湿地の指定	対象事業実施区域及び周辺に指定はない	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 （平成 4 年 9 月 28 日 条約第 7 号）	文化遺産及び自然遺産	世界自然遺産等の指定	世界文化遺産「富士山」の構成資産には含まれていない	×
	山梨県立自然公園条例 （昭和 32 年 12 月 26 日 山梨県条例第 74 号）	自然環境	自然公園区域の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	山梨県自然環境保全条例 （昭和 46 年 10 月 11 日 山梨県条例第 38 号）	自然環境	自然環境保全地区等の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 （平成 19 年 7 月 9 日 山梨県条例第 34 条）	希少野生動植物	生息地等保護区等の指定 希少野生動植物種の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	自然環境保全地区および自然記念物の指定 （昭和 47 年 10 月 30 日 山梨県告示第 520 号）	自然記念物	自然環境保全地区、自然記念物の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	鳥獣保護区の指定 （平成 27 年 10 月 29 日 山梨県告示第 342 号）	鳥獣の狩猟	鳥獣保護区の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	山梨県都市公園条例 （昭和 39 年 3 月 31 日 山梨県条例第 21 号）	都市公園	都市公園の設置、管理	対象事業実施区域に都市公園はない	×
	山梨県風致地区条例 （昭和 45 年 4 月 1 日 山梨県条例第 26 号）	風致地区	風致地区内における建築等の規制	対象事業実施区域に風致地区はない	×
	山梨県環境緑化条例 （昭和 49 年 10 月 17 日 山梨県条例第 31 号）	緑地	環境緑化基準の制定	計画施設が環境緑化基準の区分「公営住宅、庁舎、その他の公共施設等」に該当	○
景観	景観法 （平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）	景観	景観行政団体による景観地区の指定	対象事業実施区域及び周辺に指定はない	×
	山梨県景観条例 （平成 2 年 10 月 20 日 山梨県条例第 24 号）	景観	景観形成地域内における行為の制限	対象事業実施区域は景観形成地域に該当しない	○
	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例 （平成 27 年 12 月 25 日 山梨県条例第 46 号）	富士山の景観	富士山景観配慮地区内における景観配慮の手続き	対象事業実施区域は富士山景観配慮地区に該当しない	×

注) 本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものには「○」、受けないものには「×」を印している。

表 4.5-1(4) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等（公布日）	対象	主な指定・基準の内容	主な指定・規制の内容	指定及び規制
景観	西桂町景観条例 （平成 25 年 9 月 27 日 西桂町条例第 22 号）	景観	景観計画区域内における行為の制限	対象事業実施区域は景観形成地域に含まれる	○
	富士吉田市景観条例 （平成 27 年 12 月 25 日 富士吉田市条例第 38 号）	景観	景観計画区域内における行為の制限	対象事業実施区域は景観形成地域に含まれる	○
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号）	温室効果ガスの排出	温室効果ガス削減目標の設定等	建設工事及び施設の稼働により温室効果ガスが排出される	○
	山梨県地球温暖化対策条例 （平成 20 年 12 月 26 日 山梨県条例第 49 号）	温室効果ガスの排出	温室効果ガス削減措置の実施	建設工事及び施設の稼働により温室効果ガスが排出される	○
文化財	文化財保護法 （昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）	文化財	国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	山梨県文化財保護条例 （昭和 31 年 4 月 9 日 山梨県条例第 29 号）	文化財	県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	西桂町文化財保護条例 （昭和 49 年 3 月 14 日 西桂町条例第 9 号）	文化財	町の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	富士吉田市文化財保護条例 （昭和 51 年 12 月 27 日 富士吉田市条例第 59 号）	文化財	市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
防災	砂防法 （明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）	砂防	砂防指定地の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	地すべり等防止法 （昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）	地すべり防止	地すべり防止区域の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 （昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）	急傾斜地崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号）	土砂災害防止	土砂災害警戒区域の指定	対象事業実施区域に指定はない	×
	山梨県砂防指定地管理条例 （平成 15 年 3 月 20 日 山梨県条例第 7 号）	砂防	砂防指定地内における行為の制限	対象事業実施区域に指定はない	×

注) 本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものには「○」、受けないものには「×」を印している。

(1) 大気汚染

1) 環境基本法

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 4.5-2(1)～(2)に示す。

表 4.5-2(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
<p>環境基準の評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価（二酸化窒素(NO₂)、微小粒子状物質(PM_{2.5})を除く） <ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM) <p>測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。</p> 一酸化炭素(CO) <p>測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。</p> 光化学オキシダント(O_x) <p>測定を行った日についての1時間値の各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。</p> ・長期的評価（光化学オキシダントを除く） <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素(NO₂) <p>1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。</p> 二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM) <p>1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。</p> 微小粒子状物質(PM_{2.5}) <p>微小粒子状物質(PM_{2.5})の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。</p> <p>長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。</p> <p>短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1日平均値）と比較する。</p> 	

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質(SPM)とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素(NO₂)について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダント(O_x)とは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素(NO₂)を除く。）をいう。

注5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

「環境大気常時監視マニュアル第6版」（平成22年3月 環境省）

表 4.5-2(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）

「トリクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準の改定について」（平成30年11月19日 環境省告示第100号）

「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」（平成13年6月12日 環管総182号）

2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉の排出基準を表4.5-3に示す。

表 4.5-3 大気汚染防止法に基づく排出基準

項目	排出基準等
ばいじん	0.04g/Nm ³ 以下 ^{注1)} （酸素濃度12%換算）
硫酸酸化物	K値 17.5 ^{注2)}
塩化水素	700mg/Nm ³ 以下 ^{注3)} （酸素濃度12%換算）
窒素酸化物	250ppm以下 ^{注4)} （酸素濃度12%換算）
水銀	30μg/m ³ 以下 ^{注5)} （酸素濃度12%換算）

注1) 焼却能力4t/h以上の新設廃棄物焼却炉。

注2) 煙突高さ、排出ガスの単位時間当たりの排出量、排出ガスの排出速度、排出ガスの温度に応じて計算により規制基準が求められ、計算に用いる係数のK値が法令により地域ごとに定められている。山梨県内のK値は17.5である。

注3) 火格子面積が2m²以上、または焼却能力が200kg/h以上の廃棄物焼却炉。

注4) 排出ガス量4万Nm³/h以上の連続炉または連続炉以外の廃棄物焼却炉。

注5) 火格子面積が2m²以上、または焼却能力が200kg/h以上の新設廃棄物焼却炉。

出典：排出基準値の根拠は以下のとおり。

ばいじん：「大気汚染防止法施行規則第4条 別表第2」

硫酸酸化物：「大気汚染防止法施行規則第3条」

「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則第8条 別表第4」

塩化水素：「大気汚染防止法施行規則第5条 別表第3」

窒素酸化物：「大気汚染防止法施行規則第5条 別表第3の2」

水銀：「大気汚染防止法施行規則第5条の2 別表第3の3」

3) ダイオキシン類特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準を表4.5-4に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表4.5-5に示す。

表 4.5-4 ダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表 4.5-5 ダイオキシン類の廃棄物焼却炉からの排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準
		新設廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉	4,000kg/h 以上	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

注) 施設規模は、225t/日で2炉構成とした場合の1炉当りの値で判定している。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を表 4.5-6 に示す。

表 4.5-6 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下 (酸素濃度 12%換算)

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年9月23日 厚生省令第35号)

(2) 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 4.5-7 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 4.5.8(1)～(2)に、騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況を表 4.5-9 及び図 4.5-1 に示す。

騒音に係る環境基準の地域の類型は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域を基に指定される。対象事業実施区域には用途地域の指定がなく、地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 4.5-7 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 2) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 4.5-8(1) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 4.5-8(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 4.5-9 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

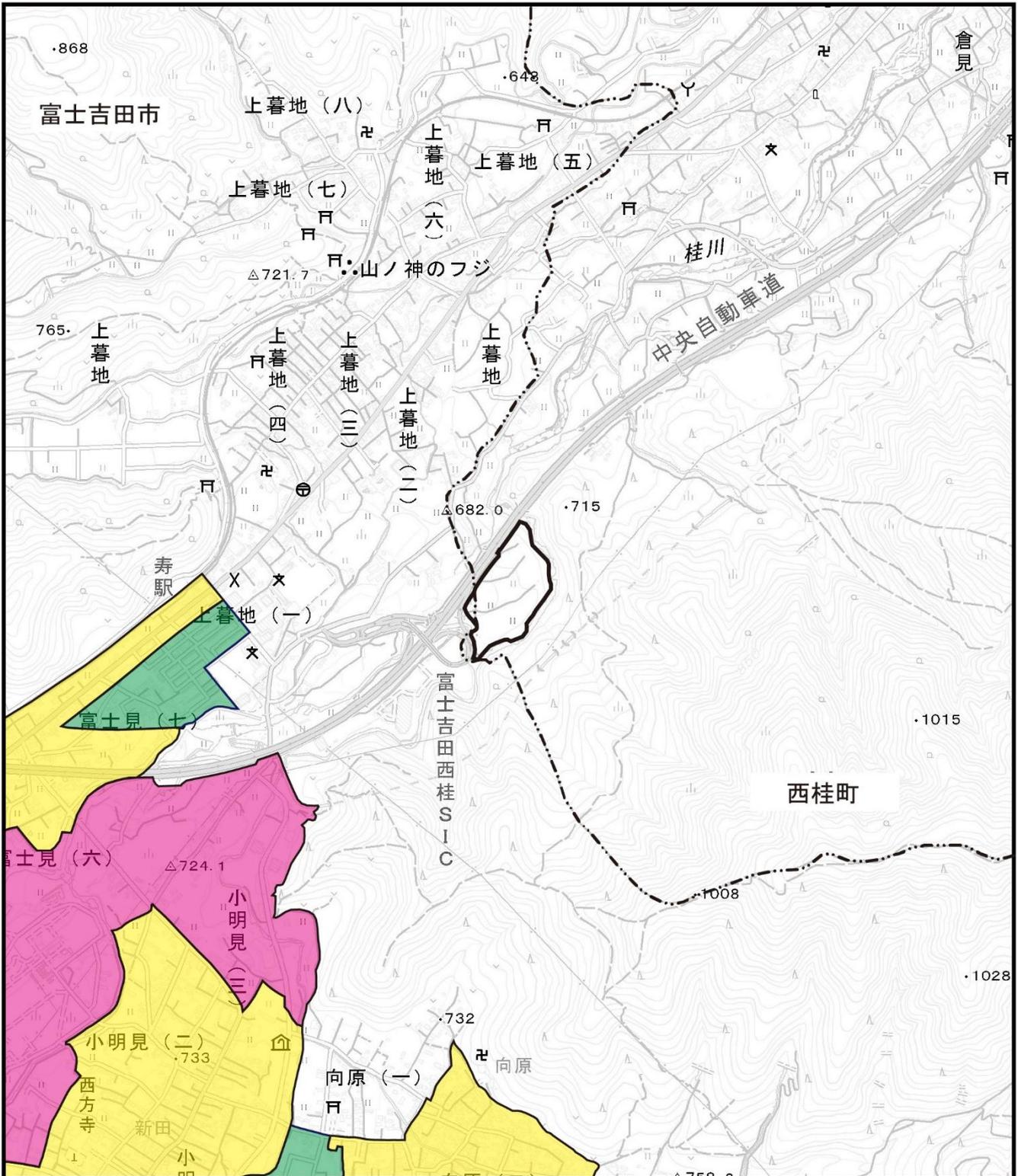
注1) 山梨県ではAA類型に相当する地域が存在しないため、地域指定は行っていない。

注2) 次に掲げる市の区域については、各市が区域を定めて告示を行っているが、地域の区分は県告示と同じである。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

出典：「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」(平成7年8月31日 山梨県告示第368号)

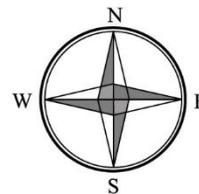
「令和6年度版 やまなしの環境2024」(令和7年3月 山梨県)



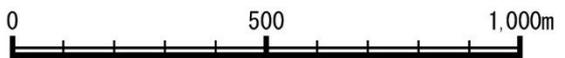
凡例

- 対象事業実施区域
- A類型
- B類型
- C類型
- 市町境

図4.5-1 騒音に係る地域の種類の指定状況



Scale 1/15,000



出典：騒音に係る環境基準の種類の当てはめ
(平成7年8月31日 山梨県告示第368号)

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2) 騒音規制法

① 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 4.5-10 に、騒音規制地域等の区域を表 4.5-11 に、騒音に係る特定施設を表 4.5-12 に、騒音規制地域の指定状況を図 4.5-2 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。ごみ焼却施設については、送風機の規模によっては騒音規制法に係る特定工場等に該当する。対象事業実施区域は「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 66 号）に定める第 3 種区域に該当し、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

表 4.5-10 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考
 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は、第 4 種区域の区域内に存在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。
 3 市の規制基準については、各市が規制基準を定めて告示しているが、山梨県内のすべての市で規制基準は県の告示と同じ。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号）

「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）

表 4.5-11 騒音規制地域等の区域

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第 3 種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

備考
 市の区域については、各市が区域を定めて告示しているが、山梨県内のすべての市で地域の区分は県の告示と同じ。

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 66 号）

「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）

表 4.5-12 騒音に係る特定施設

特定施設		規制対象
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
	製管機械	すべての施設
	バンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	鍛造機	すべての施設
	ワイヤーフォーミングマシン	すべての施設
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	タンブラー	すべての施設
	切断機	といしを用いるものに限る。
空気圧縮機		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
織機		原動機を用いるものに限る。
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムバーカー	すべての施設
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	碎木機	すべての施設
	帯のこ機	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	丸のこ機	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
抄紙機		すべての施設
印刷機械		原動機を用いるものに限る。
合成樹脂用射出成型機		すべての施設
鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

出典：「騒音規制法施行令第 1 条別表第 1」（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号）

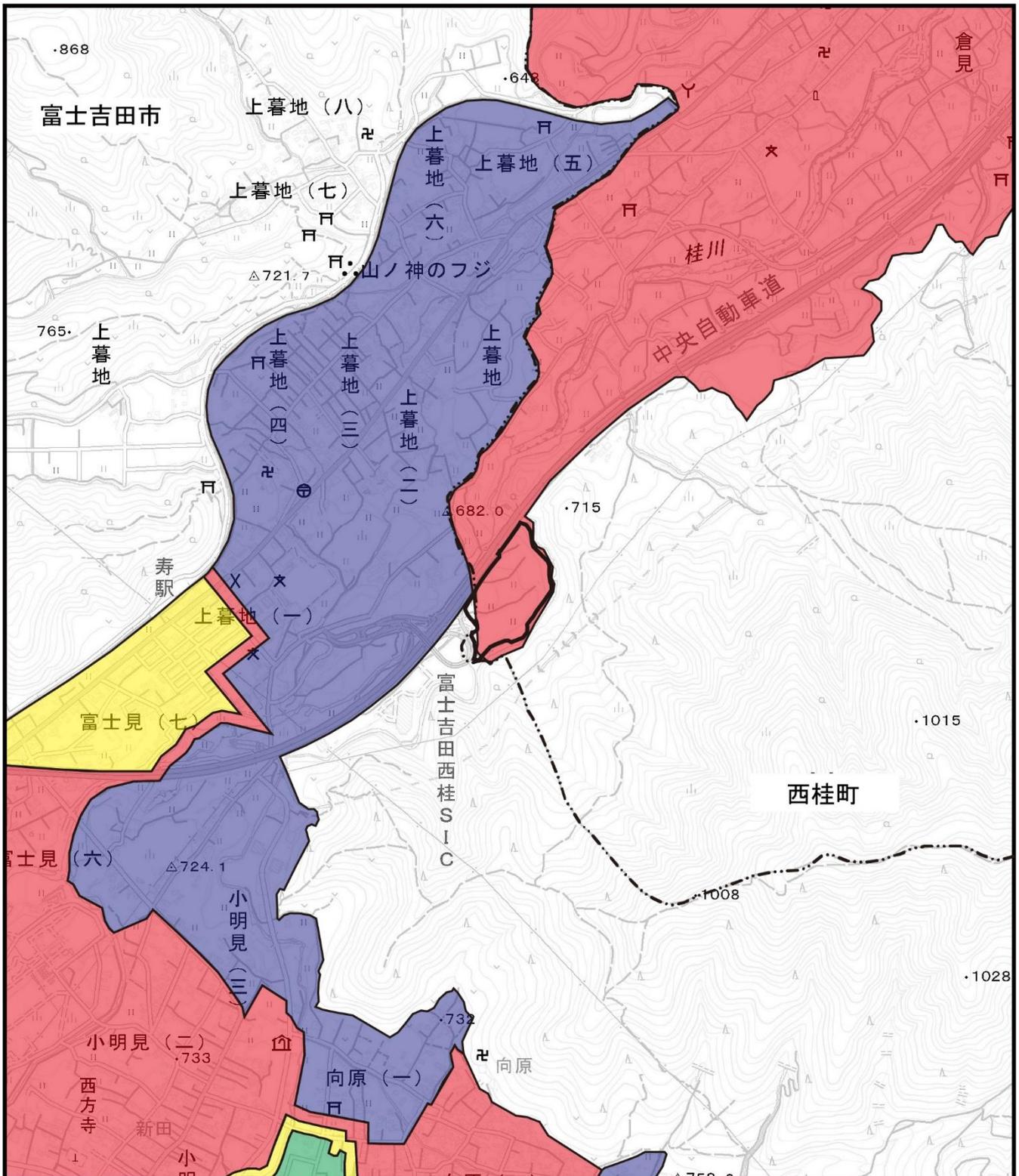
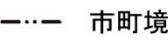
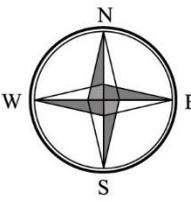
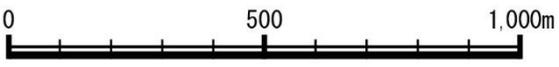


図4.5-2 騒音規制地域等の指定状況

凡 例	
	対象事業実施区域
	第1種区域
	第2種区域
	第3種区域
	第4種区域
	市町境



Scale 1/15,000



出典：「騒音規制地域図」（富士吉田市）
「騒音規制地域図」（西桂町）

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

② 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 4.5-13 に示す。

対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当する。対象事業実施区域は「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」（昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 67 号）に定める第 1 号区域に該当し、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

表 4.5-13 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

		騒音の 大きさ	作業が できない時間 (夜間)	1 日における 作業時間	同一場所に おける 作業時間	日曜日、 休日に おける作業
くい打機等を使用する作業		85 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時	第 1 号区域 10 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						
<u>バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)、トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)、ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)</u> を使用する作業						
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。		A、B、C、D、 E	A、B	A、B	A、B、C、D、 E、F
備考						
1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。						
2 表中 A～F は次の場合をいう。						
A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合						
B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合						
C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合						
D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合						
E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の占有許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合						
F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合						
3 第 1 号区域とは、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域をいう。						
(1) 学校教育法(昭和 22 年 法律第 26 号)第 1 条に規定する学校						
(2) 児童福祉法(昭和 22 年 法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所						
(3) 医療法(昭和 23 年 法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの						
(4) 図書館法(昭和 25 年 法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館						
(5) 老人福祉法(昭和 38 年 法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム						
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年 法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園						
第 2 号区域とは、規制地域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。						

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」（昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 67 号）

③ 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 4.5-14 に、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表 4.5-15 に、区域の区分の指定状況を図 4.5-3 に示す。

要請限度とは、道路交通騒音により周囲の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

対象事業実施区域及びその周囲は「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」（平成 12 年 3 月 30 日 山梨県告示第 161 号）に定める c 区域に該当し、道路交通騒音に係る要請限度が適用される。

表 4.5-14 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) 表に掲げる区域のうち「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る限度は上表にかかわらず、特例として昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

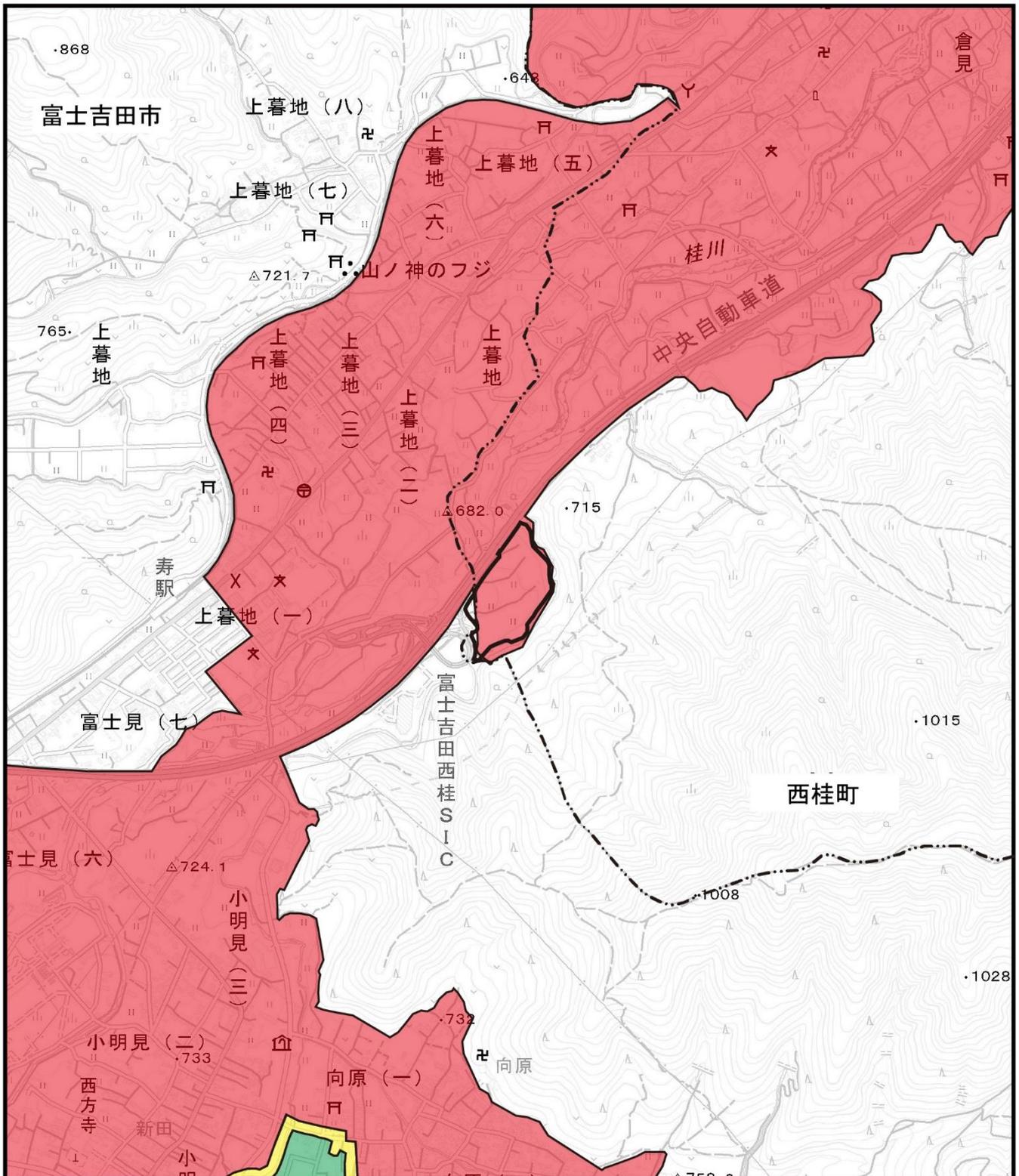
表 4.5-15 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

区域の区分	該当地域
a 区域	第 1 種区域並びに第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 2 種区域から第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域
備考	
1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和 52 年 山梨県告示第 66 号)に定める第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。	
2 この表において、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいう。	

注) 市の区域については、各市が区域を定めて告示しているが、山梨県内のすべての市で地域の区分は県の告示と同じである。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」（平成 12 年 3 月 30 日 山梨県告示第 161 号）

「令和 6 年度版 やまなしの環境 2024」（令和 7 年 3 月 山梨県）

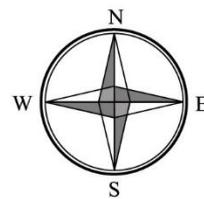


凡 例

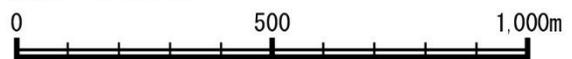
- 対象事業実施区域
- 市町境
- a区域
- b区域
- c区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」（平成12年3月30日 山梨県告示第161号）
 「騒音規制地域図」（富士吉田市）、「騒音規制地域図」（西桂町）

図4.5-3 道路交通騒音に係る区域の区分の指定状況



Scale 1/15,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

① 工場騒音

「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく騒音に係る特定施設を表 4.5-16 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。騒音規制の区域の区分、規制基準はいずれも、騒音規制法によって定められたものと同様である。

ごみ焼却施設については、送風機の規模によっては「山梨県生活環境の保全に関する条例」に係る指定工場等に該当する。対象事業実施区域は「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 66 号）に定める第 3 種区域に該当し、「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく騒音に係る規制基準が適用される。

表 4.5-16 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

特定施設	規制対象
送風機	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力 1.5kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98kN 以上 294kN 未満のものに限る。
空気圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
石材切削機	すべての施設
コルゲートマシン	すべての施設
コンクリートブロックマシン	すべての施設
冷媒圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
備考	この表に掲げる騒音に係る特定施設が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外に設置されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号）

② 建設作業騒音

「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 4.5-17 に示す。

対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため「山梨県生活環境の保全に関する条例」に係る特定建設作業に該当する。対象事業実施区域は「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号）に定める第 1 号区域に該当し、「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

表 4.5-17 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	騒音の 大きさ	作業が できない時間 (夜間)	1日における 作業時間	同一場所に おける 作業時間	日曜日、 休日 における作業
くい打機等を使用する作業（アース オーガーと併用する作業に限る。）	85 デシベル				
パワーショベル(原動機として最高出力 100馬力以上のディーゼルエンジ ンを使用するものに限る。)を使用す る作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時～ 翌日午前7時	第1号区域 10時間を 超えないこと	連続して 6日を 超えないこと	禁止
バックホウ(原動機の定格出力が 80kW未満のものに限る。)を使用す る作業		第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時	第2号区域 14時間を 超えないこと		
コンクリートカッターを使用する作 業(作業地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における当該作業 に係る2地点間の最大距離が50メー トルを超えない作業に限る。)					
適用除外	作業がその作業を開始した日 に終わるものを除く。		A、B、C、D、 E	A、B、G	A、B
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる作業が騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあっては、この表を適用しない。</p> <p>2 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。</p> <p>3 表中A～Fは次の場合をいう。</p> <p>A 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合</p> <p>D 道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合</p> <p>E 道路交通法第77条第3項（道路の占有許可）、第80条第1項（協議）による場合</p> <p>F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合</p> <p>G 特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合</p> <p>4 第1号区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)別表の第1号の規定により知事が指定した区域をいう。</p> <p>第2号区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により知事が指定した地域のうち、上記以外の区域をいう。</p>					

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和51年3月16日 山梨県規則第9号）

(3) 振動

1) 振動規制法

① 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 4.5-18 に、振動に係る特定施設を表 4.5-19 に示す。

対象事業実施区域は「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 100 号）に定める第 2 種区域に該当し、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準が適用される。

表 4.5-18 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間帯の区分	
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から午前 8 時まで）
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		
1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 100 号）に定める第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。		
2 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 100 号）

注 1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注 2) 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 4.5-19 振動に係る特定施設

特定施設	規制対象	
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	機械プレス	すべての施設。
	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
	鍛造機	すべての施設。
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	
織機	原動機を用いるものに限る。	
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。	
コンクリート管（柱）製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべての施設。
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。	
合成樹脂用射出成型機	すべての施設。	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号）

② 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 4.5-20 に示す。

対象事業に伴う建設工事は、ブレーカーを使用する場合には振動規制法に係る特定建設作業に該当する。対象事業実施区域は「振動規制法施行規則 別表第 1 付表第 1 号の規定による区域の指定」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 101 号）に定める第 1 号区域に該当し、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が適用される。

表 4.5-20 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

		振動の 大きさ	作業が できない時間 (夜間)	1 日における 作業時間	同一場所 における 作業時間	日曜日、 休日に おける作業
くい打機等を使用する作業		75 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時	第 1 号区域 10 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止
鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業						
舗装版破砕機を使用する作業						
ブレーカーを使用する作業						
適用除外	作業がその作業を開始した日 に終わるものを除く。		A、B、C、D、 E	A、B	A、B	A、B、C、D、 E、F
備考						
1 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。						
2 表中 A～F は次の場合をいう。						
A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合						
B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合						
C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合						
D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合						
E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の占有許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合						
F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体 に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合						
3 第 1 号区域とは、「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場 等において発生する振動の規制基準」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 100 号）の別添図面中において、緑 色又は黄色に色分けした区域をいう。						
第 2 号区域とは、同別添図面中において赤色に色分けした区域のうち、次に掲げる施設の周囲おおむね 80m 以 内の区域をいう。						
(1) 学校教育法(昭和 22 年 法律第 26 号)第 1 条に規定する学校						
(2) 児童福祉法(昭和 22 年 法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所						
(3) 医療法(昭和 23 年 法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患 者を入院させるための施設を有するもの						
(4) 図書館法(昭和 25 年 法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館						
(5) 老人福祉法(昭和 38 年 法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム						
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年 法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園						

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 101 号）

③ 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 4.5-21 に、振動規制地等の指定状況を図 4.5-4 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は「振動規制法施行規則別表第二備考 1 に基づく知事が定める区域の区分及び同備考 2 に基づく知事が定める時間の区分」（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 102 号）に定める第 2 種区域に該当し、道路交通振動に係る要請限度が適用される。

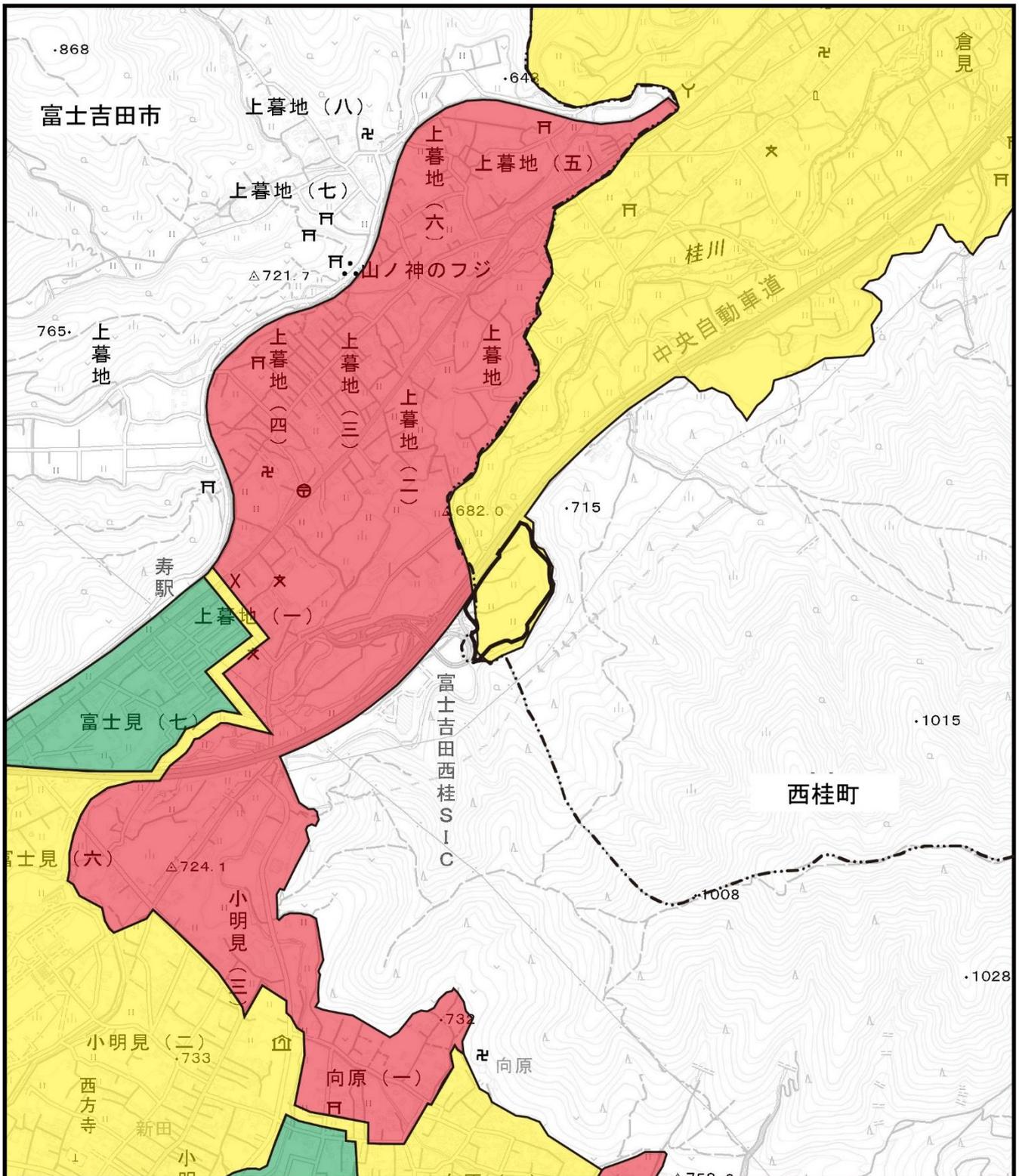
表 4.5-21 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間帯の区分	
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 8 時まで)
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和 54 年 3 月 14 日 山梨県告示第 100 号）に定める第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令 58 号）

注 1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注 2) 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

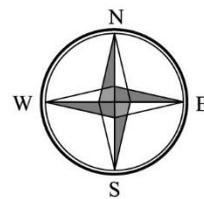


凡例

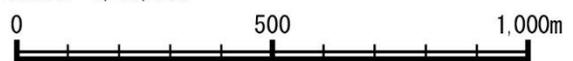
- | | | | |
|---|----------------|---|--------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 市町境 |
|  | 工場振動
道路交通振動 |  | 特定建設
作業振動 |
|  | 第1種区域 |  | 第1号区域 |
|  | 第2種区域 |  | 第1号区域 |
|  | 第2種区域 |  | 第2号区域 |

出典：「振動規制地域図」（富士吉田市）
「振動規制地域図」（西桂町）

図4.5-4 振動規制地域等の指定状況



Scale 1/15,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準を表 4.5-22(1)～(2)に、悪臭規制地域等の指定状況を図 4.5-5 に示す。

規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度及び臭気指数の2つの方式があり、山梨県内では臭気指数規制が行われている。対象事業実施区域は「悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準（平成16年10月28日山梨県告示第496号）」に定めるB区域に該当し、悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準が適用される。

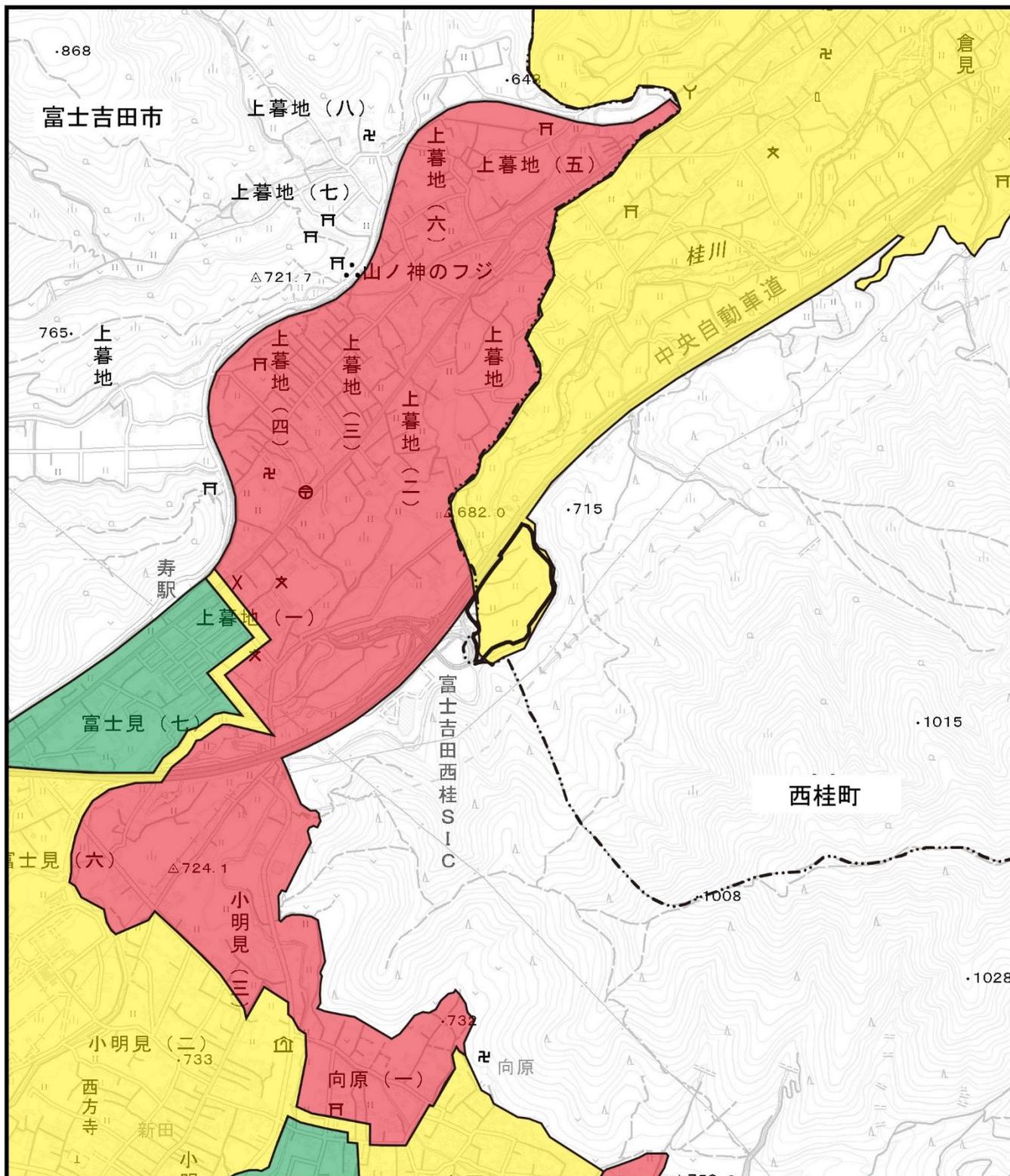
表 4.5-22(1) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準

区域の区分	規制方法	規制基準		
		敷地境界線	気体排出口 (煙突、換気扇等)	排出水
A 区域	臭気指数	13	排出ガスの 臭気指数 ^{注1)}	排出水の 臭気指数 ^{注2)}
B 区域		15		
C 区域		17		
備考 A 区域から C 区域までの区域の区分は、「悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準（平成16年10月28日山梨県告示第496号）」の別添図面中において、順に緑色、黄色、赤色に色分けした区域をいう。 A 区域：主に住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域 B 区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域 C 区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域				

注1) 敷地境界線の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2(昭和47年 総理府令第39号)に定める方法により算出した臭気指数。

注2) 敷地境界線の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3(昭和47年 総理府令第39号)に定める方法により算出した臭気指数。

出典：「悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準」（平成16年10月28日山梨県告示第496号）

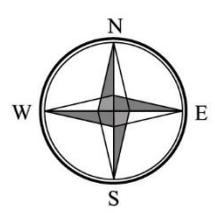


凡 例

- 対象事業実施区域
- A区域
- B区域
- C区域
- 市町境

出典：「悪臭規制地域図」（富士吉田市）
 「悪臭規制地域図」（西桂町）

図4.5-5 悪臭規制地域等の指定状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(5) 水質汚濁

1) 環境基本法

① 河川の環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準を表 4.5-23 に、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 4.5-24(1)～(2)に示す。また、河川に係る環境基準の水域類型の指定状況を図 4.5-6 に示す。

対象事業実施区域の周囲には、相模川水系の桂川が流れており、河川における環境基準の水域類型の指定を受けている。生物化学的酸素要求量(BOD)等については、AA 類型に、水生生物保全項目については、生物 A に指定されている。

なお、対象事業実施区域の周囲には、環境基準の水域類型の指定を受けた湖沼はない。

表 4.5-23 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 4.5-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア 生物化学的酸素要求量(BOD)等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度(pH) 6.0以上7.5以下、溶存酸素量(DO) 5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 4.5-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。					

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

② 地下水の環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.5-25 に示す。

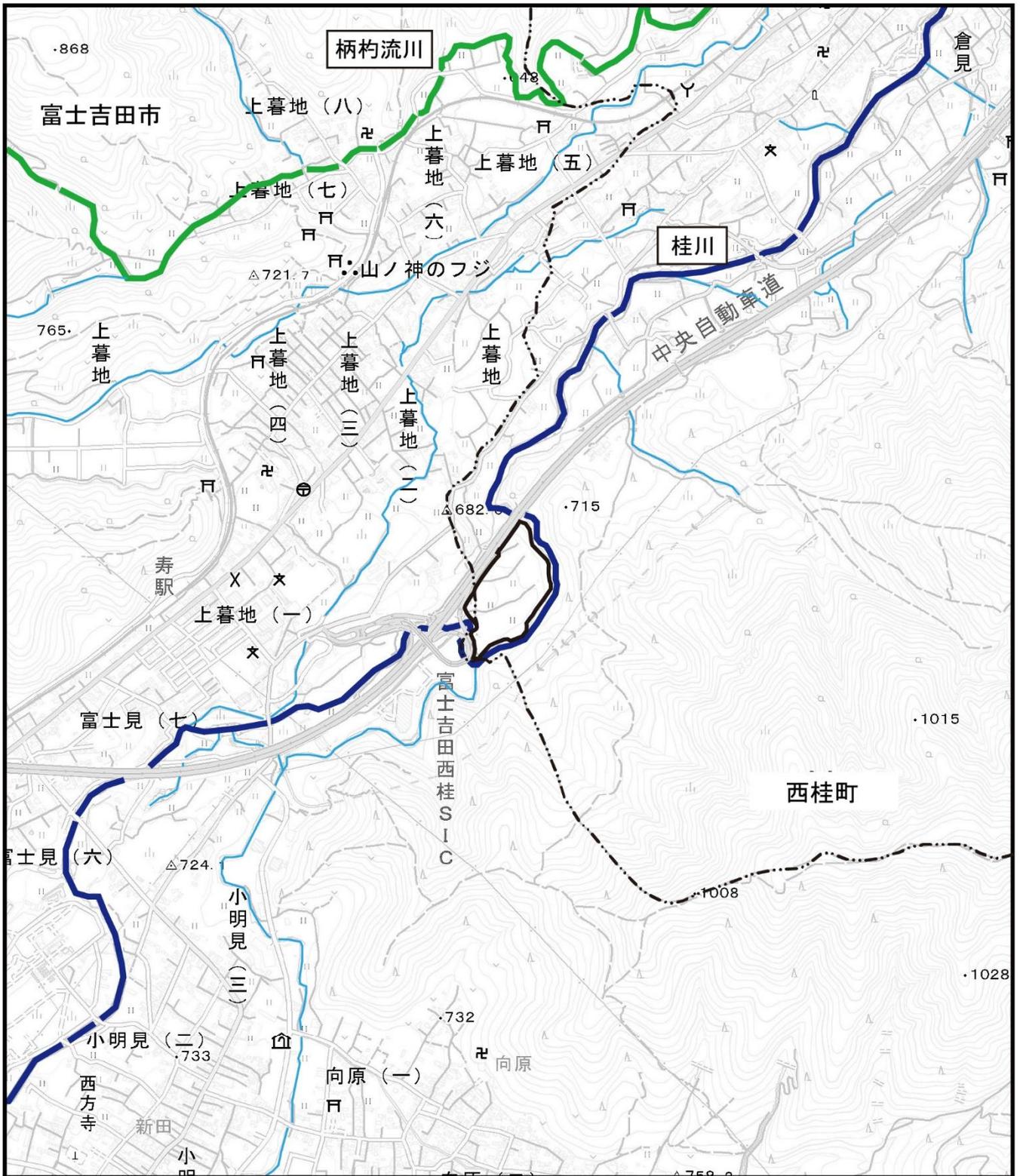
表 4.5-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

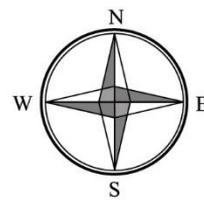


凡 例

- 対象事業実施区域
- 河川AA類型
- 河川A類型
- 河川（類型の指定なし）
- 市町境

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（令和6年3月山梨県）

図4.5-6 河川に係る環境基準の水質類型の指定状況



Scale 1/15,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2) 水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を表 4.5-26(1)～(2)に示す。また、「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく上乗せ排水基準（有害物質に係る規制基準）を表 4.5-27 に、上乗せ排水基準（有害物質以外のものに係る規制基準）を表 4.5-28 に示す。

県内の特定事業場には、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて、「山梨県生活環境の保全に関する条例」に規定される上乗せ排水基準が適用される。計画施設は一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、水質汚濁防止法に係る特定施設に該当するが、生活排水を除き施設内で発生した排水を河川等に放流しないため、水質汚濁防止法に基づく排水基準、「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく上乗せ排水基準が適用されない。

表 4.5-26(1) 排水基準（有害物質に関する項目）

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/l
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注 1) 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 政令第 363 号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年 法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 4.5-26(2) 排水基準（生活環境に関する項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量(T-N)	120 (日間平均 60) mg/L
燐含有量(T-P)	16 (日間平均 8) mg/L
備考	
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量(T-N)についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量(T-P)についての排水基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 4.5-27 上乗せ排水基準（有害物質に係る規制基準）

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	六価クロム化合物	0.05mg/L
シアン化合物	0.1mg/L	砒素及びその化合物	0.05mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと。	ふっ素及びその化合物	新設 1mg/L

注1) 「検出されないこと」とは「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1Lにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01mgを、有機リン化合物にあつては0.1mgをそれぞれ下回ることをいう。

注2) 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場）をいう。

注3) ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く。）、畜産農業またはサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が20m³未満であるものから排出される排出水については、適用しない。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月12日 山梨県条例第12号）

表 4.5-28 上乗せ排水基準（有害物質以外のものに係る規制基準）

項目	新設 （し尿処理施設を設置する特定事業場、下水道終末処理施設を設置する特定事業場、畜産農業またはサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設、または馬房施設を設置する特定事業場、旅館業以外の特定施設を設置する特定事業場） （1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上）
生物化学的酸素要求量(BOD)	30mg/L (20mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	30mg/L (20mg/L)
浮遊物質(SS)	50mg/L (30mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	10mg/L
フェノール類含有量	1mg/L
銅含有量	1mg/L
亜鉛含有量	1mg/L
溶解性鉄含有量	1mg/L
溶解性マンガン含有量	1mg/L
クロム含有量	0.5mg/L
大腸菌群数	1,000 個/cm ³

注1) () 内の数値は、日間平均を示す。

注2) 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場）をいう。

注3) 生物化学的酸素要求量(BOD)に係る規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量(COD)に係る規制基準は、湖沼に排出される排出水について適用する。

注4) 排水基準を定める省令（昭和46年 総理府令第35号）別表第2に定める水素イオン濃度(pH)に係る排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満のものについても適用する。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月12日 山梨県条例第12号）

3) ダイオキシン類特別措置法

① 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類に関する水質の環境基準を定めている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準を表 4.5-29 に示す。

表 4.5-29 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

② 排水基準

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類を発生させる特定施設の排水の基準を定めている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る排水基準を表 4.5-30 に示す。

計画施設のごみ焼却施設は特定施設に該当するが、特定施設からのプラント排水は行わない。

表 4.5-30 廃棄物処理施設（焼却施設）における水質のダイオキシン類に係る排水基準

項目	排水基準
ダイオキシン類（焼却施設）	10pg-TEQ/L 以下

注) 対象施設は、「ダイオキシン類特別措置法施行令」別表第2の第1号から第19号までに掲げる施設。

出典：「ダイオキシン類特別措置法施行令」（平成11年12月27日 政令第433号）

「ダイオキシン類特別措置法施行規則」（平成11年12月27日 総理府令第67号）

(6) 土壌汚染

1) 環境基本法

環境基本法は、人の健康保護と生活環境保全のため、積極的に維持されることが望ましい目標として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準を定めている。環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準を表 4.5-31 に示す。

表 4.5-31 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農用地における基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る。）15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
銅		土壌中濃度（田に限る。）125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
備考	<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.00015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

2) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法に基づく区域の指定基準を表 4.5-32 に示す。

土壌汚染対策法では、法に基づく調査の結果、特定有害物質による汚染状態が法に定める基準に適合しない土地について、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定することになっている。対象事業実施区域の周囲では、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定された区域はない。

表 4.5-32 土壌汚染対策法に基づく区域の指定基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準		第2 溶出量基準 (mg/L)
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	クロロエチレン	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	ジクロロメタン	—	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1mg/L 以下	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	トリクロロエチレン	—	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ベンゼン	—	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45mg/kg 以下	0.003mg/L 以下
六価クロム化合物		250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50mg/kg 以下	検出されないこと。	1mg/L 以下
水銀及びその化合物		15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
うちアルキル水銀			検出されないこと。	検出されないこと。
セレン及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
砒素及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
ほう素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下	30mg/L 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	—	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	チウラム	—	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	チオベンカルブ	—	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと。	0.003mg/L 以下
	有機りん化合物	—	検出されないこと。	1mg/L 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日 環境省令第29号）

3) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、特定有害物質により汚染された農用地のある一定の地域を農用地土壌汚染対策地域として指定することになっている（指定要件は、170 ページ、表 4.5-31 の農用地における基準参照）。山梨県内に農用地土壌汚染対策地域として指定された地域はない。

4) ダイオキシン類特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類に係る環境基準を設定している。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌のダイオキシン類に係る環境基準を表 4.5-33 に示す。

表 4.5-33 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

(7) 地盤沈下

「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づく水源地域の指定区域を表 4.5-34 に示す。

地盤沈下対策を含む地下水資源保全対策として、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」が制定されている。この条例では、地下水を採取するための揚水設備（揚水機の吐出口の断面積が 6cm² 以上）の設置者に対し、事前に県への届出を義務付けている。さらに、揚水機の吐出口断面積が 50cm² を超える揚水設備の設置者に対しては、届出に加えて地下水採取量に応じて地下水の涵養に関する計画の提出を義務付けている。

また、富士吉田市では市町村条例による特例で「富士吉田市地下水保全条例」に基づく規制がある。この条例では、市内において井戸を設置しようとする者又は既設の井戸の構造を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請してその許可を受ける必要がある。

対象事業実施区域は、富士吉田市地籍が「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づく水源地域の指定区域に該当するため、富士吉田市地籍の範囲に揚水機の吐出口断面積が 50cm² を超える揚水設備を設置する際には届出が必要となる。

また、「富士吉田市地下水保全条例」では、地下水の採取量が日量 10m³ 未満の井戸を設置し、又は構造を変更しようとする場合及び、国又は地方公共団体が公用若しくは公共用以外の目的で設置し、又は構造を変更するものうち、市長が認める場合を除いて届出が必要となる。本事業における給水は地下水取水とする計画のため、届出が必要となる場合がある。

表 4.5-34 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域の指定区域

市町村名	水源地域の指定区域
西桂町	倉見、下暮地
富士吉田市	新倉、新屋、大明見、上暮地、上吉田、小明見、下吉田、松山

出典：「水源地域における適正な土地利用の確保」（山梨県ホームページ）

(8) 日照障害

「山梨県建築基準法施行条例」に基づく日影規制を表 4.5-35 に示す。

一般の建築物に対する規制である「建築基準法」（昭和 25 年 法律第 201 号）第 56 条の 2（日影による中高層の建築物の高さの制限）の規定により、「山梨県建築基準法施行条例」では日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域を指定している。地域または区域に対応する範囲については、図 4.3-10 用途地域の指定状況（81 ページ参照）に示す。

対象事業実施区域は、日影規制の対象区域に指定されていない。

表 4.5-35 山梨県建築基準法施行条例に基づく日影規制

地域又は区域	平均地盤面からの高さ	制限を受ける建築物	日影時間（敷地境界線からの水平距離）	
			5m～10m の範囲	10m を超える範囲
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の全区域	1.5m	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の全区域	4m	高さが 10m を超える建築物	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の全区域	4m	高さが 10m を超える建築物	5 時間	3 時間
近隣商業地域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の十、十分の十五及び十分の二十と定められた区域	4m	高さが 10m を超える建築物	5 時間	3 時間
準工業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の十、十分の十五及び十分の二十と定められた区域	4m	高さが 10m を超える建築物	5 時間	3 時間

注) 日影時間は冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間である。

出典：「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）

「山梨県建築基準法施行条例」（昭和 36 年 4 月 10 日 山梨県条例第 19 号）

(9) 自然環境保全に係る指定状況

1) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

対象事業実施区域及びその周囲には、「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」の指定はない。

また、山梨県では「山梨県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地区を指定している。対象事業実施区域及びその周囲には、北側の三ツ峠山に自然環境保全地区が指定されている。

2) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の状況を図 4.5-7 に示す。

対象事業実施区域のある西桂町では、町の北西部が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。ただし、対象事業実施区域及びその周囲には自然公園地域の指定はない。

3) 風致地区

風致地区は、「都市計画法」で都市における風致を維持するために、「都市計画法」に基づき都市計画で定める地域である。

対象事業実施区域及びその周囲には風致地区の指定はない。

4) 景観条例

① 山梨県

県では「山梨県景観条例」及び「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例」を制定している。

「山梨県景観条例」では、県が景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定することができるが、現在は県内に景観形成地域が指定されていない。

また、「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例」に基づき、富士山景観配慮地区内で一定規模以上の事業を行う場合、事業者は景観配慮の手續きを行う必要がある。ただし、対象事業実施区域及びその周囲には、富士山景観配慮地区の指定はない。

② 西桂町

対象事業実施区域が存在する西桂町では、周辺景観への影響がある一定規模以上の建築や開発行為等については、「景観法」及び「西桂町景観条例」に基づく届出を行う必要がある。

対象事業実施区域及びその周囲は「市街地・田園集落エリア」に該当する（108 ページの表 4.3-30 及び 109 ページの図 4.3-20 参照）。本事業については地方公共団体が行う行為であるため届出対象行為には該当しないが、建築物や工作物の新築、土地の形状変更等について町への通知が必要である。

③ 富士吉田市

対象事業実施区域の一部が存在する富士吉田市では、一定規模以上の建築や開発行為等については、「景観法」及び「富士吉田市景観条例」に基づく届出を行う必要がある。本事業については、地方公共団体が行う行為であるため届出対象行為には該当しないが、あらかじめ市への通知が必要である。

5) 保安林等

対象事業実施区域及びその周囲における森林の状況を図 4.5-8 に示す。

地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く。）では、1ha を超える開発行為（土石や樹根の採取、開墾、土地の形状変更等）は、「森林法」に基づく林地開発許可制度の対象となる。ただし、地方公共団体が行う場合は適用除外となる。

対象事業実施区域は地域森林計画対象民有林に隣接しているが、対象事業実施区域自体は森林計画対象民有林には該当せず、また、本事業は地方公共団体が実施するため、許可の申請は不要である。

6) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の状況を表 4.5-36 及び図 4.5-9 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には、北側の三ツ峠山に鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区が指定されている。

表 4.5-36 鳥獣保護区の状況

区分	名称	指定面積	指定期限
鳥獣保護区	三ツ峠鳥獣保護区	715.0ha	令和8年10月31日
鳥獣保護区特別保護地区	三ツ峠特別保護区	70.0ha	令和8年10月31日

出典：「令和6年度山梨県鳥獣保護区等位置図」（山梨県）

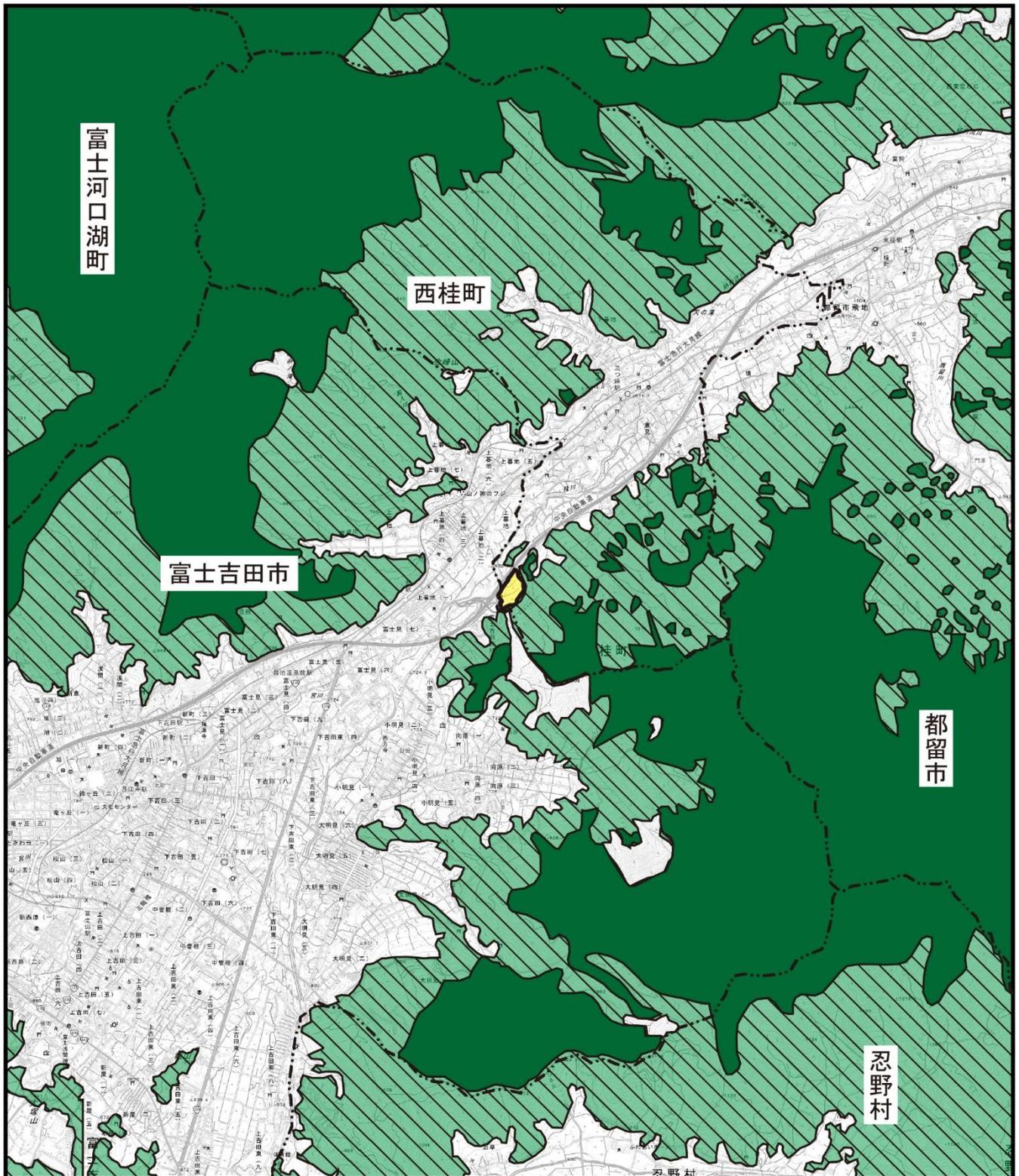
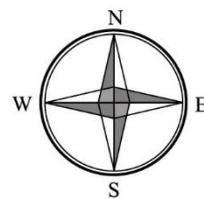


図4.5-8 森林地域の状況

凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 市町村境

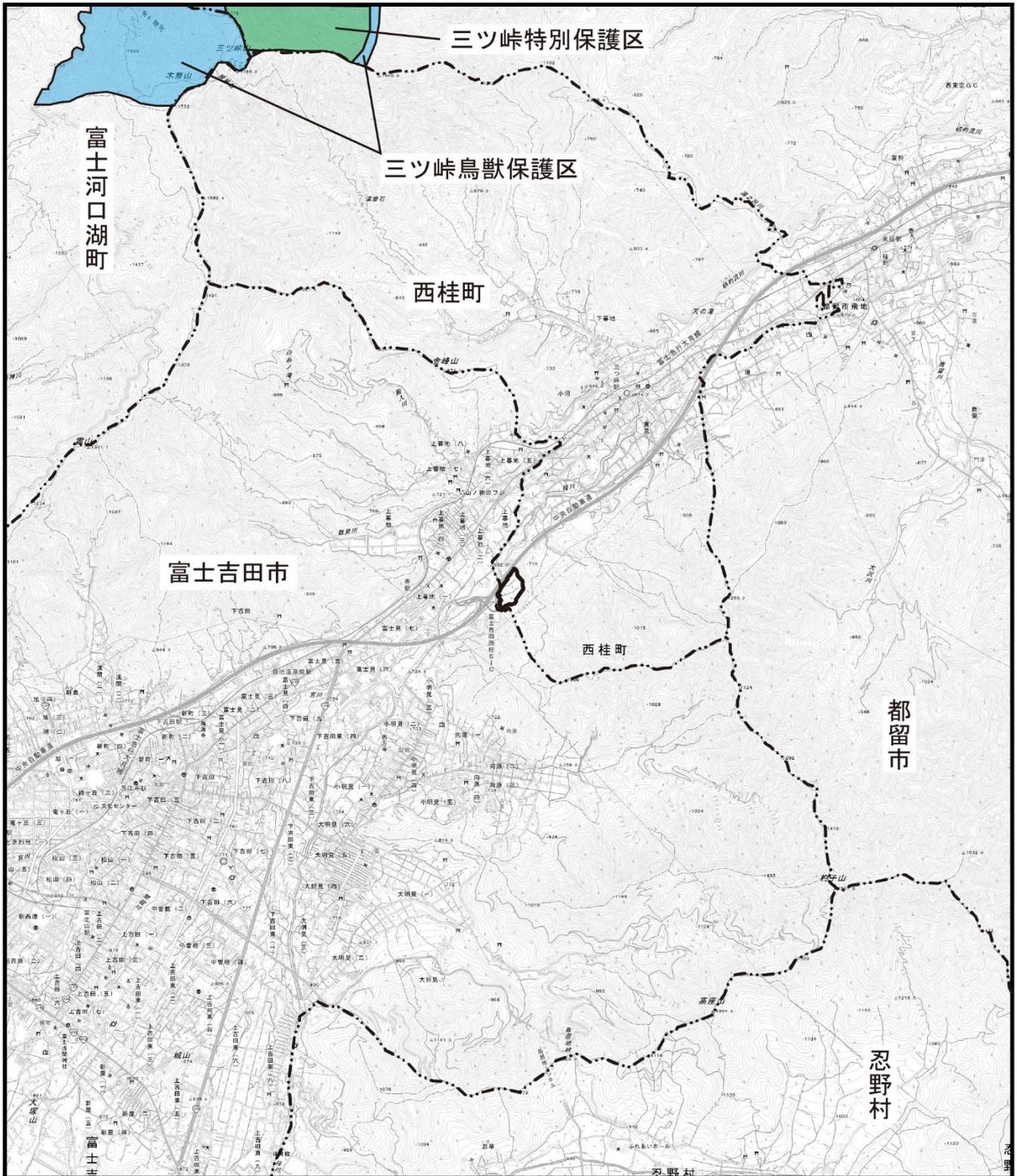


Scale 1/50,000



出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 森林地域データ」
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13-2015.html>

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



<p>凡 例</p> <p> 対象事業実施区域 - - - - - 市町村境 鳥獣保護区特別保護地区 鳥獣保護区 </p>		<p>図4.5-9 鳥獣保護区の状況</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>Scale 1/50,000</p> <p style="text-align: center;"> </p>
<p>出典：「令和6年度山梨県鳥獣保護区等位置図」（山梨県）</p>		

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

7) 土砂災害危険箇所等

対象事業実施区域及びその周囲の、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害危険箇所の状況を図 4.5-10 に、土砂災害警戒区域の状況を図 4.5-11 に示す。

対象事業実施区域に土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域の指定はない。

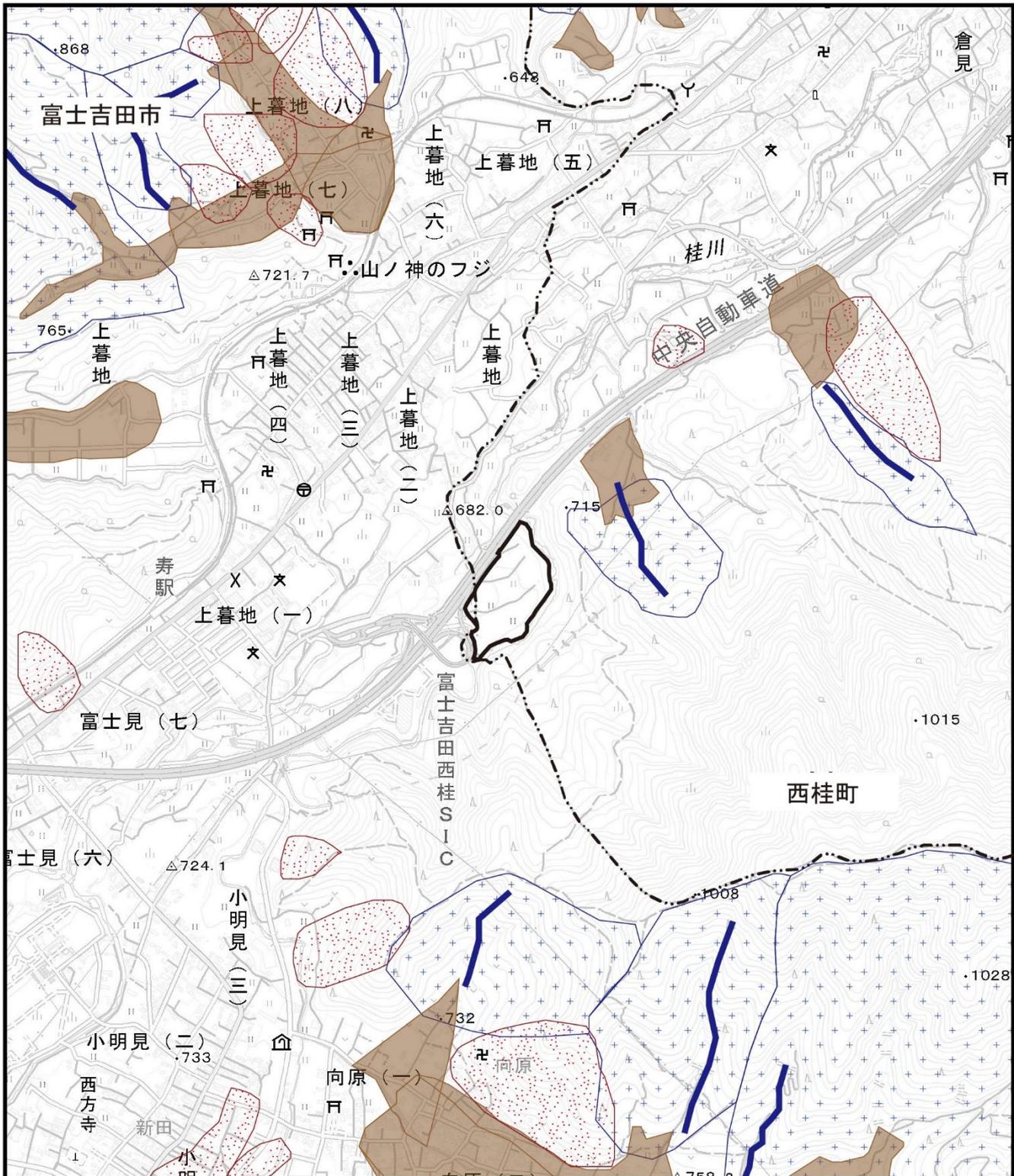
8) 地震、水害による被害想定区域等

対象事業実施区域及びその周囲の洪水浸水想定状況を図 4.5-12 に、家屋倒壊等をもたらすような氾濫想定状況を図 4.5-13 に示す。

対象事業実施区域では洪水による浸水は想定されていないが、敷地の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する。桂川が氾濫した場合、河岸侵食が発生することが想定されている。

地震による液状化の危険度の状況を図 4.5-14 に示す。

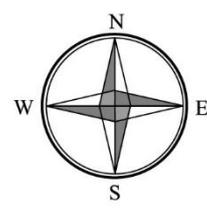
対象事業実施区域では液状化の発生は想定されていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険溪流主流路
- 土石流危険溪流
- 土石流危険区域
- 市町境

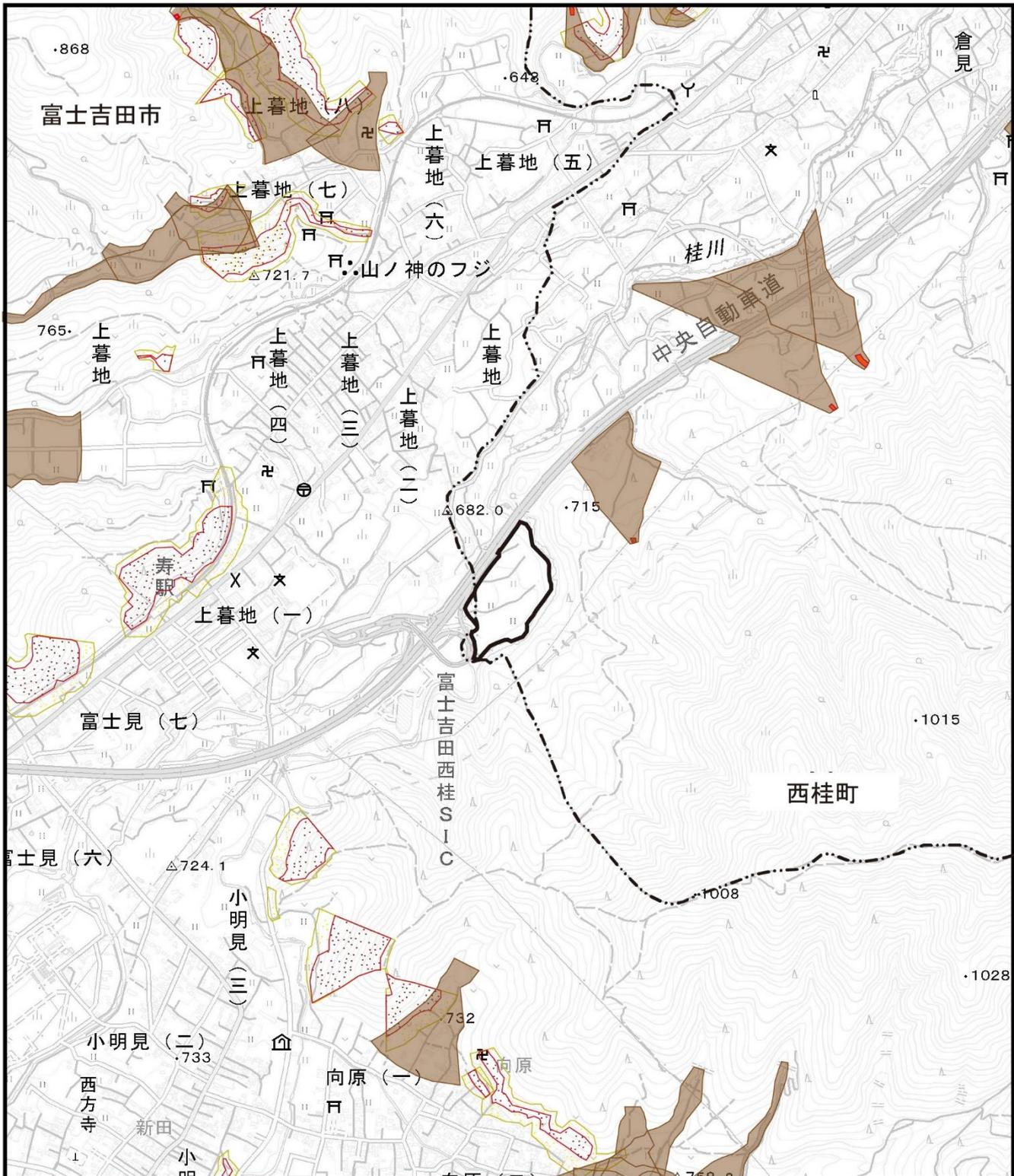
図4.5-10 土砂災害危険箇所の状況



Scale 1/15,000
 0 500 1,000m

出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 土砂災害危険箇所データ」
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A26.html>

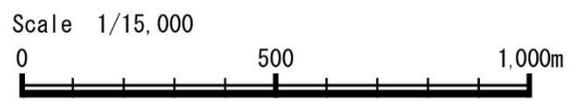
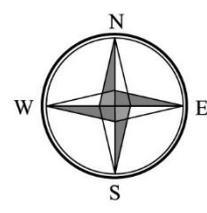
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



凡例

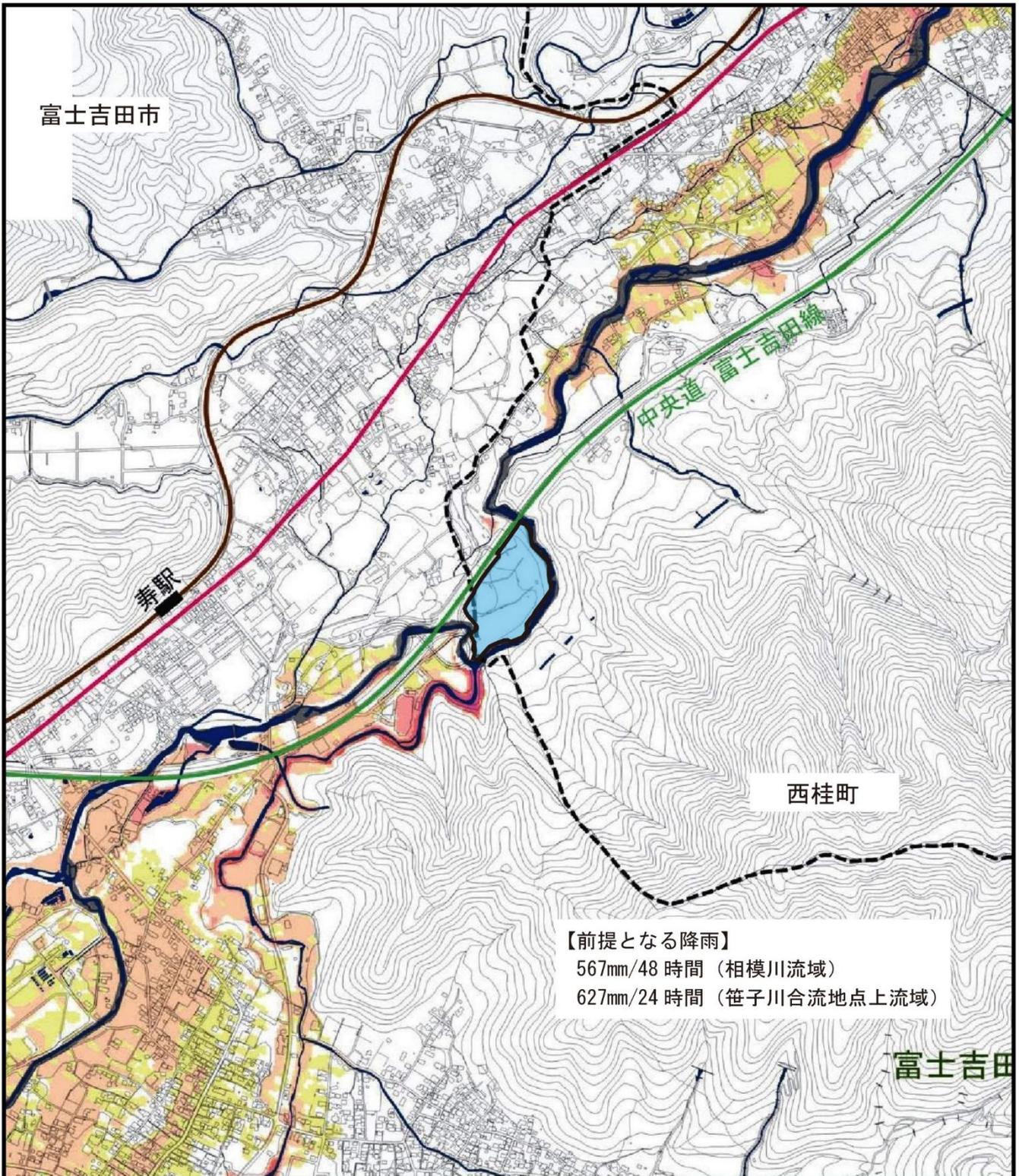
- 対象事業実施区域
- 市町境
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（土石流）

図4.5-11 土砂災害警戒区域の状況



出典：「国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト 土砂災害警戒区域データ」
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-2024.html>

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



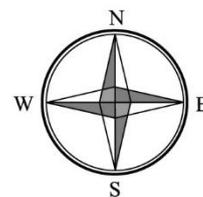
【前提となる降雨】
 567mm/48時間（相模川流域）
 627mm/24時間（笹子川合流地点上流域）

富士吉田

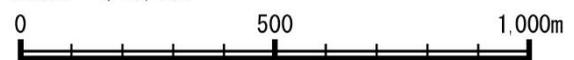
凡例

- 対象事業実施区域
- 0.0m～0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 河川等範囲
- 市町界
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川

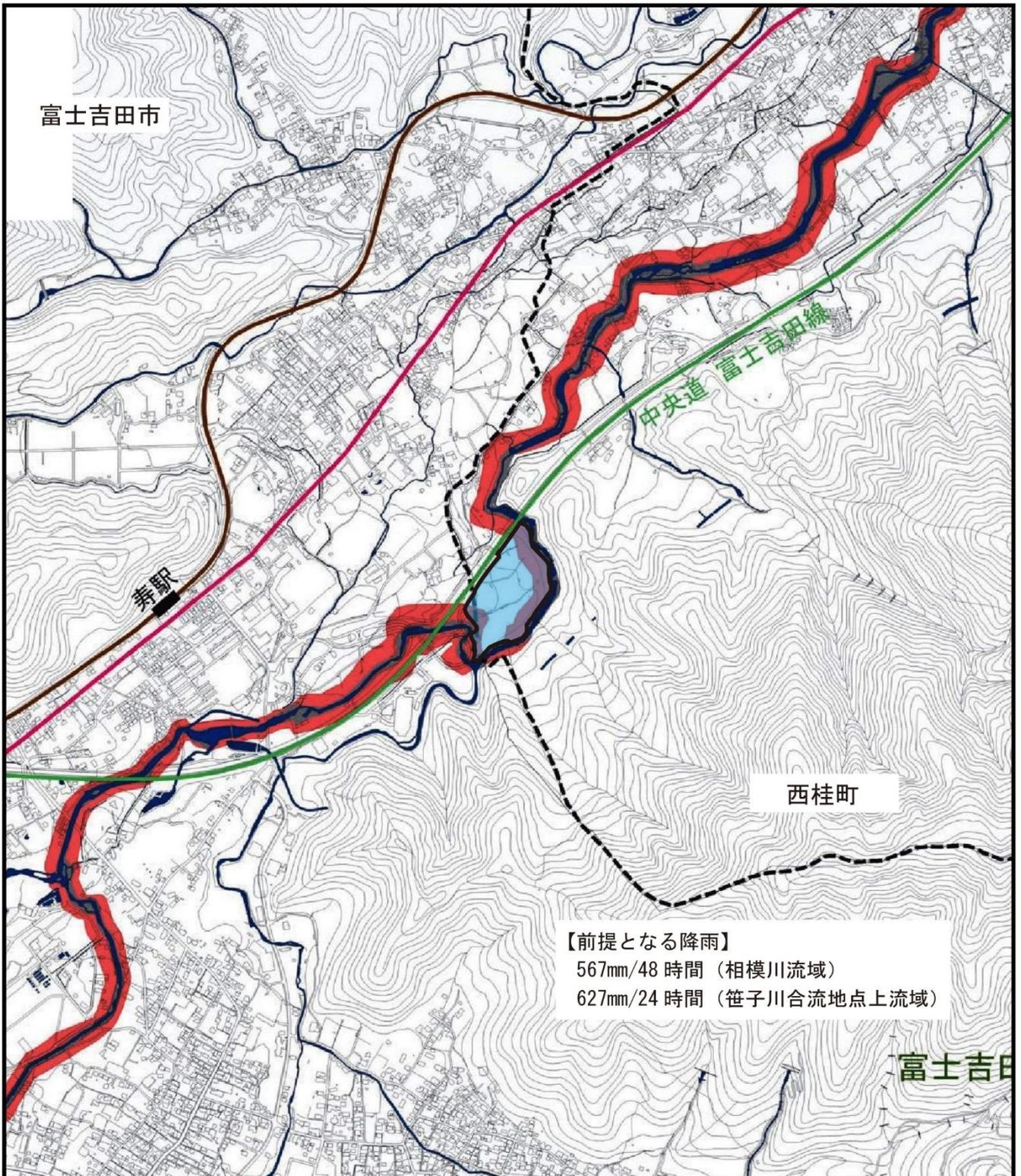
図4.5-12 洪水浸水想定状況



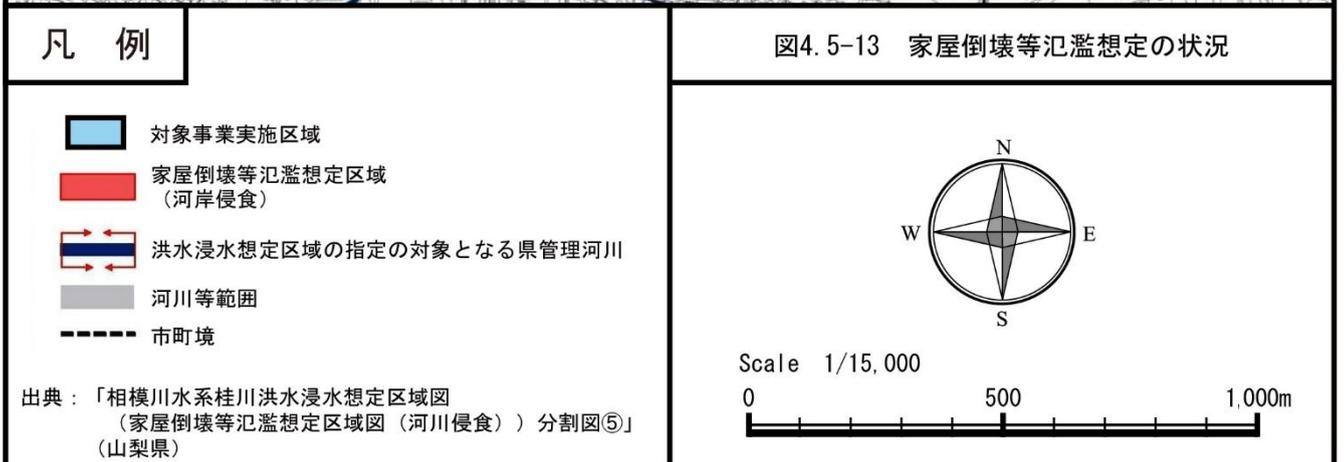
Scale 1/15,000

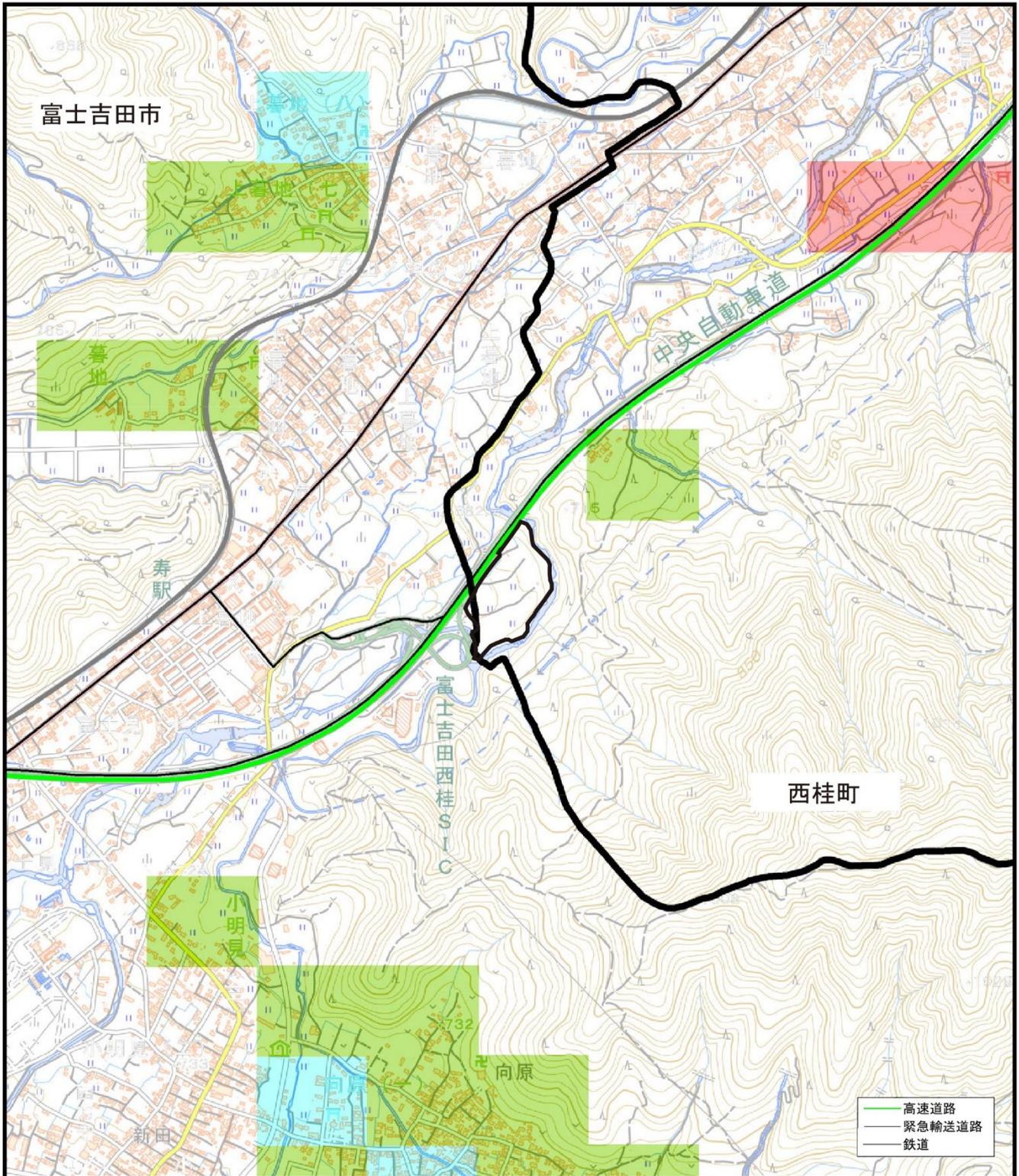


出典：「相模川水系桂川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 分割図⑤」（山梨県）



【前提となる降雨】
 567mm/48時間（相模川流域）
 627mm/24時間（笹子川合流地点上流域）



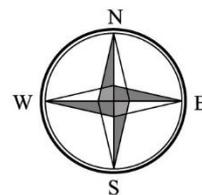


高速道路
 緊急輸送道路
 鉄道

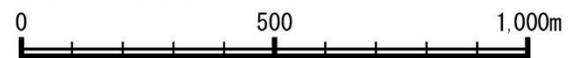
凡 例

- 対象事業実施区域
- 液状化発生の可能性が高い
- 液状化発生の可能性がある
- 液状化発生の可能性が低い
- 液状化発生の可能性が極めて低い
- 液状化対象層なし
- 市町境

図4.5-14 液状化危険度の状況



Scale 1/15,000



出典：「山梨県 液状化危険度マップ」（令和6年2月 山梨県）

(空白)